

令和2年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

令和2年2月14日（開会）

令和2年3月13日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和二年第一回定例会会議録

(令和二年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 1 4 日) (金曜日)

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 1 号 上程	1 0
報告	
1. 議案第 1 号～議案第 6 号 一括上程	1 1
説明、質疑	
議案第 1 号・議案第 4 号～議案第 6 号 総務文教委員会付託	
議案第 2 号・議案第 3 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 7 号 上程	1 7
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 8 号 上程	1 8
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第 9 号 上程	1 8
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 1 0 号 上程	1 9
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 1 1 号～議案第 1 7 号 一括上程	2 1
説明、質疑	
議案第 1 1 号・議案第 1 2 号 総務文教委員会付託	
議案第 1 3 号～議案第 1 7 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 1 8 号～議案第 2 8 号 一括上程	2 5
説明	
1. 陳情第 6 号 上程	3 4
総務文教委員会付託	
1. 日程報告	3 4
1. 散 会	3 4

第2号（2月25日）（火曜日）

1. 開 議	36
1. 諸般の報告	36
1. 議案第10号～議案第17号 一括上程	38
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	42
川越 信男 議員	42
1 青少年海外派遣事業～夢の翼について	
（1）本事業の実施見送りについて	
（2）延期措置や代替措置について	
2 たるみず元気プロジェクトについて	
（1）本年度の健康チェックの統括について	
（2）リピート率や参加者増の取組と年代別の構成について	
3 国民体育大会について	
（1）宿泊施設等は	
（2）予算について（県と市の負担割合は）	
（3）ボランティアの募集は	
（4）経済効果の見込みは	
4 新庁舎整備事業について	
（1）進捗状況と今後の見通しについて	
（2）新庁舎建設事業の事業費について	
5 国道の整備促進について	
（1）国道220号牛根境地区における通行規制の解除に向けた国道整備の見通しについて	
（2）国道220号の整備効果について	
堀内 貴志 議員	53
1 新型コロナウイルス対策について	
（1）県内の情勢について	
（2）感染者認知時の初動措置について	
（3）感染拡大防止のための対策について	
2 タブレット等ICT化について	
（1）小中学校のタブレット端末等導入の状況について	
（2）タブレット等ICT活用に伴う利便性について	
（3）行政におけるタブレット導入の方向性について	

- (4) タブレット導入のための環境整備について
- 3 子育て支援対策について
 - (1) 子ども医療費助成事業の対象者の拡大について
 - (2) 保育所等の保育料の軽減について
 - (3) 保育所等の副食費助成事業について
 - (4) 学校給食費の助成は検討できないか
- 4 たるたるおでかけチケット交付事業について
 - (1) 意義と目的は
 - (2) 制度の内容について
- 前田 隆 議員 6 6
- 1 観光振興と千本イチョウについて
 - (1) 令和元年に千本イチョウを訪れた人数と経済効果について
 - (2) 観光客への物品販売等の実施について
 - (3) 観光客へのアンケート実施について
 - (4) シャトルバス運行とこれまでの経緯及び経費について
 - (5) 千本イチョウの今後の維持・発展について
- 2 農地中間管理機構関連農地整備事業について
 - (1) 水之上地区農地中間管理機構関連農地整備事業の構想と意義及びメリットについて
 - (2) 進捗状況と課題について
- 3 市道内ノ野線の道路改良工事について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 令和2年の予定区間と完了までの見通しについて
- 梅木 勇 議員 7 4
- 1 令和2年度の予算について
 - (1) 振興会等からの要望の実施状況は
 - (2) 体験型交流観光ビジネスモデル確立事業について
 - (3) 浄化槽設置事業（宅地内配管工事補助分）について
- 2 鳥獣害対策について
 - (1) これまでの取組、対策は
 - (2) 農作物への被害と捕獲状況等は
 - (3) 対策拡充について
- 3 強風による農業被害について
 - (1) 被害（作物・施設・金額など）の状況は

(2) これまでの対応は	
(3) 被災農家への支援について	
新原 勇 議員	8 6
1 かごしま国体について	
(1) プレ大会、綱引き大会の実施予算はいくらか	
ア 成果と課題について	
(2) 物産店の活用について	
(3) 市民の参加について	
(4) 今後の予算と取組について	
2 防災について	
(1) 桜島海底噴火について	
ア 牛根地区の避難はどのような計画か	
イ 分遣所・支所までの津波の高さと到達時間は	
ウ 安全対策（どこまで逃げるか）について	
3 新庁舎建設について	
(1) メンテナンス及びメンテナンス料について	
(2) 非構造部材（ガラス）の耐震について	
4 市清掃センター煙突解体について	
(1) 煙突解体の方法は	
(2) 市道脇田市木線について	
5 地域の除草作業について	
(1) 業者に任せているものを地元任せの方法はないか	
6 垂水中央公園野球場について	
(1) 野球場の環境整備について	
ア 将来、硬式野球で利用できるための環境整備について	
森 武一 議員	9 5
1 新型コロナウイルスへの対応	
(1) 本市の対策について	
2 国道220号境・福山間の国道整備について	
(1) 今後の見通しについて	
3 交流人口の経済効果について	
(1) 本市の交流人口算出方法について（延べ人数または実人数か）	
(2) 本市の交流人口に占める宿泊者数の割合について	
4 子ども達の将来の職業に向けての教育について	

(1) 労働関連法及び雇用制度の学習の必要性について	
5 新庁舎建設について	
(1) 庁舎位置変更の特別議決について	
ア 位置変更の条例制定時期は、地方自治法第4条第2項の趣旨からすれば、建築着工前に行うことが適当である。なぜ、建築着工前に行わないのか	
イ 行政実例の「建築に必要な財源の見通しもたたない時期」とはなにか	
ウ 財源とはどのような意味か	
エ 財源の見通しはたったのか	
(2) 新庁舎建設候補地の洪水浸水想定区域について	
ア 県発表の最大洪水浸水想定区域3.0メートルは間違いか	
1. 日程報告	109
1. 散会	109

第3号（2月26日）（水曜日）

1. 開議	112
1. 令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	112
池山 節夫 議員	112
1 施政方針と予算案について	
(1) 安心への挑戦	
ア たるたるおでかけチケット交付事業について	
イ たるみず元気プロジェクト事業について	
ウ 新庁舎建設事業について	
(2) 経済への挑戦	
ア 体験交流型観光ビジネスモデル確立事業について	
(3) 未来への挑戦	
ア 子育て支援について	
2 教育行政について	
(1) 垂水中央中学校の現状について	
ア 校則について	
イ スクールロイヤーについて	
(2) さわやかあいさつ運動について	
川畑 三郎 議員	125
1 農林業について	
(1) 新年度の事業内容について	

- (2) 1月26日夜から1月27日に吹き荒れた強風による災害状況について
- 2 水産業について
 - (1) 新年度の事業内容について
- 3 国民健康保険事業について
 - (1) 国民健康保険税の必要額の減少について
- 持留 良一 議員 1 3 3
- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 消費税増税後、新たな消費不況が深刻化している。消費税増税をどのように認識されているか
- 2 財政運営について～健全に保たれているのか
 - (1) 経常収支比率93.6%、75%以下が望ましいとあるが。市民サービスに影響しないか（財源と弾力性）
- 3 予算案と市民生活～市民の懐を暖める政策で、格差と貧困の是正対策の充実が求められている。
 - (1) 年金も医療も介護も生活保護も制度改定等で負担増と給付削減を国民に求めた。結果、格差と貧困に追討ちをかけている。軽減策や手続など情報や方法の徹底は図られているか
 - ア 「障がい者控除対象者認定制度」の取組の結果と積極的活用で生活の支援を
 - ～霧島市のような要介護認定申請の際、本人と合意した上で、全ての対象者に「認定書」を交付する方式
 - イ 市営住宅～減免制度の活用で負担の軽減を
 - (ア) 利用者数
 - (イ) 制度の周知方法は
- 4 農林業の振興について～担い手対策は進展しているが
 - (1) 労働力不足問題と対策
 - ～労働力不足で作物が収穫できない実態もある。取組の現在と方向性はあるか
 - (2) 外国人労働者定着対策
 - ～企業努力と行政の細やかな支援や地域住民との交流は必要。特に制度の変更もあり、実態把握や支援策が求められているのではないか
 - ア 位置付けと実態の把握はできているか。人数や労働環境など実態を把握しているか
 - イ 問題の認識と対策（生活問題・教育・医療・社会保障・災害時の支援

等)はどうか

5 国保事業特別会計

(1) 子ども医療費助成制度(現物給付)への国庫補助減額のペナルティはどうか
なっていくのか

ア 減額の内容

イ 国庫補助減額のペナルティはどこにくるのか

(2) 子ども均等割額の見直しは

ア 「見直しを求める請願と陳情採択」の受け止めと考え、検討は

イ 財源として、都道府県化の「特別調整交付金」の活用はできないのか

6 新庁舎問題と財源(経費)、市財政に与える影響、規模の見直し等

(1) 財政課としての役割は何か。財政課として、財政運営に責任を持つ部署として、内容を検証したのか

(2) 基本構想段階での経費とその後、予定される経費、新たな経費はどのようなものが考えられるか(設計費・管理費・材料費・人件費の値上げなども想定される)

(3) 長期にわたる庁舎関連経費(一般財源負担)は検討できるか

(4) 財政指標～実質公債費比率試算の推移は

将来の財政への影響問題(自治体の収入に対する借金の返済額の割合を表す数値)

(5) これらの視点で「問題」があると結論を出したとしたら規模の見直しなど含め、提言はありえるか。財政課の対応は

7 「非正規職員」の処遇改善は図られたのか～公共サービスの拡充と地位向上のため

(1) 法改正施行にあたっては「附帯決議」は遵守されたのか

感王寺 耕造 議員..... 1 4 8

1 市政運営の基本理念について

(1) 積極的な情報発信と説明責任(広報・広聴)について、市長の考えは。特に広聴の手法について

(2) 広聴の手法として、市民アンケート・住民投票等の考えはないのか

(3) 外部検討委員会・審議会等の人選の在り方について

2 庁舎建設について

(1) 防風壁の建設計画、予算規模は

(2) 浸水対策について

ア 都市計画の見直しの手続と浸水対策の手法、事業の予算規模は

- (3) その他
 - 3 たるたるおでかけチケット交付事業について
 - (1) 65歳以上の全市民が対象なのか、事業の詳細を
 - (2) 自家用車・公共交通を使用できない交通弱者に特定すべきでは
 - 4 交通弱者対策について
 - (1) NPO法人ワーカーズコープ撤退の事情と行政との関わり方は
 - (2) 市単独でのタクシーチケットの配付・NPO法人への助成の考えは
 - (3) 国庫補助対象外の地域について、市単独の乗合タクシーの考えは
 - 5 突風被害について
 - (1) 被害調査の体制について
 - ア 被害額の確定が遅かったのでは
 - (2) 国・県への補助・助成への要望状況は
 - (3) 廃プラ、パイプ除去以外の市単独助成の考えは
 - (4) 農業共済、収入保険加入への誘導が必要ではないか
 - 6 清掃センターについて
 - (1) 煙突解体後の取組と建屋等の活用について
 - (2) 労働環境の改善について
 - 7 市内小・中学校の焼却施設について
 - (1) 焼却施設の撤去状況は
 - (2) 今後の撤去計画は
- 池田 みすず 議員 161
- 1 第72回全日本フェンシング選手権大会について
 - (1) 参加された役員、選手の人数はどれ位だったのか。日本フェンシング協会の役員及び選手・監督等の声や反響は
 - (2) 大会期間中の観客者数はどれ位だったのか。また、見られた市民の反響について
 - (3) 国体本番に向けて反省すべき点はなかったか。あるとすればその改善策について
 - 2 水之上児童クラブについて
 - (1) 想定 の 定員 と 建設 に あ た っ て 配 慮 す る 点 に つ い て
 - (2) 完成時期と供用開始時期について
 - 3 学校給食センターの現状等について
 - (1) 子ども達への安全・安心でおいしい給食の提供について
 - (2) 食育への取組について

(3) 学校給食センターの今後の課題について	
北方 貞明 議員	166
1 施政方針について	
(1) 市政運営の姿勢について	
ア 市民との対話重視	
イ 情報発信と説明責任	
ウ 連携・協力関係の最大限活用	
2 道の駅たるみずはまびらのバス運行について	
(1) バス購入後の運行状況は	
3 新庁舎について	
(1) 地震の津波の説明は受けたが台風時の波の検証はされたのか	
(2) 市民に財政状況をいつ発表するのか	
(3) 地方自治法第4条について	
4 図書館の休館について	
(1) 図書整理休館の短縮はできないか	
1. 議案第18号～議案第28号	179
予算特別委員会設置、付託	179
1. 予算特別委員会正・副委員長互選結果報告	179
1. 日程報告	179
1. 散 会	179

第4号（3月13日）（金曜日）

1. 開 議	182
1. 発言の取り消しについて	182
1. 諸般の報告	182
1. 議案第1号～議案第7号・議案第9号・議案第18号～議案第28号・陳情 第3号・陳情第5号・陳情第6号 一括上程 委員長報告、質疑、討論、表決	186
1. 議案第29号 上程	194
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第5号 上程	195
説明、質疑、表決	
1. 閉 会	195

令和 2 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2 ・ 1 4	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会
2 ・ 1 5	土	休 会	
2 ・ 1 6	日	〃	
2 ・ 1 7	月	〃	
2 ・ 1 8	火	〃	(質問通告期限：正午)
2 ・ 1 9	水	〃	委員会 産業厚生委員会 (令和元年度補正予算審査)
2 ・ 2 0	木	〃	委員会 総務文教委員会 (令和元年度補正予算審査)
2 ・ 2 1	金	〃	
2 ・ 2 2	土	〃	
2 ・ 2 3	日	〃	
2 ・ 2 4	月	〃	
2 ・ 2 5	火	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、令和 2 年度施策方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2 ・ 2 6	水	本会議	令和 2 年度施策方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2 ・ 2 7	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (条例・その他議案等審査)
2 ・ 2 8	金	〃	委員会 総務文教委員会 (条例・その他議案等審査)
2 ・ 2 9	土	〃	
3 ・ 1	日	〃	
3 ・ 2	月	〃	
3 ・ 3	火	〃	
3 ・ 4	水	〃	委員会 予算特別委員会 (令和 2 年度各会計予算案審査)
3 ・ 5	木	〃	委員会 予算特別委員会 (令和 2 年度各会計予算案審査)
3 ・ 6	金	〃	【予備日】
3 ・ 7	土	〃	
3 ・ 8	日	〃	
3 ・ 9	月	〃	委員会 予算特別委員会 (令和 2 年度各会計予算案総括質疑)
3 ・ 1 0	火	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
3 ・ 1 1	水	〃 委員会	議会運営委員会
3 ・ 1 2	木	〃	
3 ・ 1 3	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、 質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 議案第 1 号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 2 号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 3 号 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 4 号 垂水市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例 案
- 議案第 8 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 9 号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第 10 号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号） 案
- 議案第 11 号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 12 号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 13 号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） 案
- 議案第 14 号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 15 号 令和元年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 16 号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 17 号 令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 18 号 令和 2 年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第 19 号 令和 2 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第 20 号 令和 2 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第 21 号 令和 2 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第 22 号 令和 2 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第 23 号 令和 2 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第 24 号 令和 2 年度垂水市病院事業会計予算 案

- 議案第 25 号 令和 2 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
議案第 26 号 令和 2 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
議案第 27 号 令和 2 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
議案第 28 号 令和 2 年度垂水市水道事業会計予算 案
議案第 29 号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号） 案
意見書案第 5 号 加齢性難聴者補聴器購入補助制度創設を求める意見書

陳情

- 陳情第 3 号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書
陳情第 5 号 多額の費用を伴う住民投票条例によらない新庁舎建設促進を求める陳情書
陳情第 6 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

令和 2 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 2 年 2 月 1 4 日

本会議第1号（2月14日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年2月14日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回垂水市市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において梅木勇議員、持留良一議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る7日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月13日までの29日間とすることに意見の一致をみております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月13日までの29日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和元年11月、12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告いたします。

初めに、防災関係について報告いたします。

さて、毎年度実施しております桜島火山爆発総合防災訓練は、今回で50回目の節目を迎えたことから、鹿児島県と共催して、例年より規模を拡大した訓練を計画して、令和2年1月11日に道の駅たるみずはまびらをメイン会場として実施いたしました。併せて、訓練の前日の10日に防災研修を計画し、防災訓練と研修の2本の柱として実施いたしました。

まずは、防災研修について申し上げます。

本研修は、防災知識の向上を目的として、垂水市役所職員、市議会議員、自主防災組織をはじめ、振興局、大隅河川国道事務所、また始良市、霧島市などの自治体の危機管理担当者などを対象に案内をした結果、24の関係機関団体から130名の参加者が得られました。

垂水港に横付けした海上自衛隊のエアクッション艇に乗り込んで体験航海をしながら、今回の研修先になりました輸送艦くにさきに向かい、到着後は乗員の説明により、輸送艦の視察研修を実施いたしました。輸送艦の広い甲板には、トラックのほか車両やコンテナが搭載されており、またヘリコプターの離着陸も可能となっております。

また、艦内には手術室や病室もあり、災害派遣で入港すれば、多大な支援が期待できることが確認できました。

次に、防災訓練についてであります。今回の防災訓練は、桜島が大正大噴火級の噴火を起こした後の大量降灰のため、垂水市域が埋没している状況を想定して、陸上、海上及び空からの大量降灰対策をメインテーマとし、さらに防災拠点としての道の駅の有効性を検証することをサブテーマとして、道の駅で初めて実施いた

しました。

火山灰の上でも走行できる陸上自衛隊の高機動車の能力、海でも陸上でも走行できる海上自衛隊のエアクッション艇の能力、機動性にあふれた航空機による被害調査など、自衛隊の保有する装備は、国防だけでなく、災害時にも期待どおりの能力を発揮してくれることがよくわかりました。

特に、今回は、初めて航空自衛隊の参加が得られ、陸・海・空自衛隊を一堂にそろえた総合的な防災訓練となり、34の関係機関団体のご協力のもと、約800名の参加者を得ることができました。

また、道の駅たるみずはまびらは、駐車スペースも十分確保でき、交通の要衝にあることから、物資の集積も容易であり、保管場所も確保できますことから、防災拠点としての有効性は十分であることが確認できました。

今回の訓練を通じて、大量降灰対策のみならず、大規模災害でも陸上、海上及び空からの支援の可能性は十分であり、有効性も検証できました。

さらに、今回の訓練で得られた成果については、現在、垂水市で作成しております大量降灰対策ガイドラインに反映させて、安心安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

このように、50回目の節目に際し、鹿児島県の協力のもと、応急災害対処能力の向上が期待できる大規模な訓練を、事故やけが人もなく無事に完遂できましたことに、関係者の皆様には改めて感謝を申し上げます。

次に、企画政策関係について報告いたします。

国の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に採択されました柘原地区と松ヶ崎地区におきまして、実施計画が着実に進められており、柘原地区では、「集え！くぬっばいプロジェクト」として、集落内にあります「その道」沿いの空き地を気軽に集える憩いの場として整備い

たしました。

また、「おろごめ」や「浜駅伝」などの伝統行事にイベント的な要素を加えた「柘原の新たな魅力」を住民自らが創出し、柘原を盛り上げようとする取り組みが進められております。

松ヶ崎地区では、「松ヶ崎「つなぐ」プロジェクト」といたしまして、辺田地域の集落内放送施設の整備や、牛根麓と辺田地区における集落内交流や防災活動の拠点であります自治公民館の改修が行われております。

そして、両地域の防災計画及び防災マップを住民自らが策定し、住民と地域が一体となり、松ヶ崎地区の安心安全を声かけや見守りでつなぐ取り組みが進められております。

また、本年度、協和地区と境地区におきまして、地域振興計画の見直し計画策定作業が行われておりましたが、協和地区は1月23日に、境地区は1月16日に、地区の計画見直し委員会において承認・決定されました。今後、それぞれの計画に基づき、総務省事業へ応募する予定となっており、よりよい地域づくりに向けて計画が実行されることとなります。

次に、水産商工観光関係について報告いたします。

1月17日から18日の2日間、タイ王国の日本航空グループ関連会社が運営する「トンロー日本市場」におきまして、垂水市漁協のカンパチと大野原地区のサツマイモによる垂水フェアが開催されました。2日間にわたり、カンパチの解体ショーやつらさげ芋の試食で店内はにぎわい、トップセールスにより本市特産品のPRを行ってまいりました。

本フェアは、総務省事業の一環として、日本航空と福岡毎日放送・南日本放送と連携し、日本の食材と観光をPRすることが目的であり、その模様は、南日本放送のニュース経済枠でトップセールスとして紹介されております。2月よりカンパチの正式販売がスタートできること

となり、新たな海外販路として継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

1月18日から19日には、商工会青年部の主催により、第26回U-10サッカー大会が開催されました。大会は、鹿児島実業高校サッカー部の協力をいただきながら、市内外より42チームが参加し、たるみずスポーツランドをメイン会場として、熱戦が繰り広げられ、7チーム192名は市内の施設に宿泊していただき、大変にぎわったところでございます。

1月26日には、城山ホテル鹿児島にて、垂水市の厳選された食材を使用したフルコース料理を提供するイベント、「たるみずの夕べ」を開催いたしました。本市にゆかりのある方や垂水市のファンの方、議員の先生方を合わせ、約300名の方々が料理を堪能されておりました。当日は、料理はもちろんのこと、音楽ステージや特産品が当たる抽選会など、大いに盛り上がりました。

本イベントを皮切りに、2月1日から29日までの1カ月間、城山ホテル鹿児島の館内の各種レストランにて、垂水市の食材を使用したメニューを提供する「垂水市フェア」を開催しているところでございます。

スポーツ合宿につきましては、12月下旬から1月の期間に、鹿児島国体少年サッカーの強化合宿に加え、鹿児島高等学校サッカー部、鹿児島実業高等学校サッカー部の合宿が行われ、7チーム、延べ640泊の実績でございました。今後も引き続き、交流人口の増加を目指し、地域活性化に向けた取り組み並びに市特産品の販路拡大に向け、積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、保健関係について報告いたします。

市民の健康長寿や介護予防、子育て支援を推進することを目的として実施しております「たるみず元気プロジェクト」による健康チェックの取り組み状況についてでございますが、昨年

6月30日の垂水中央病院を皮切りに、12月15日までの間に全16回に及ぶ健康チェックを実施し、1,028名の皆様が参加されました。本年度も健康チェックに参加された方々に実施しておりますアンケート調査結果におきまして、99.5%の方が、この取り組みに満足されており、また本年度の市民満足度調査においても、「介護予防、生きがいつくりの推進」、「健康づくりの推進と医療体制の充実」の満足度が上位となり、市民の皆様の取り組みについての一定の理解と健康に対する意識付けにつながったものと考えているところでございます。

今後も継続して実施していく取り組みでございますので、本年度参加された皆様方はもちろん、参加いただけなかった対象となる皆様方へ、改めて参加を促し、介護予防の推進・健康増進の延伸を図ってまいりたいと考えております。

次に、農林課所管事項について報告をいたします。

1月27日の季節外れの強風により、牛根地区を除く市内全域におきまして、大型ビニールハウスをはじめ、トンネルハウスなどの施設やインゲン、キヌサヤ、メロンなどの農作物に甚大な被害が発生いたしました。被災された農家の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、被害の概要でございますが、2月11日現在で、大型ハウス、トンネルハウス等の施設被害額が5,140万円、農作物の被害額が2,741万円の合計7,881万円となっております。

市といたしましては、当日の早朝、関係課で協議し、ビニールとマルチにつきましては、集約場所を決めて、市で負担をし、処分することを決定したところでございます。

農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様方に、被災された農家の皆様方へ、上野台地の市有地の仮置き場に搬入いただくよう周知のお願いをするとともに、さらに搬入期日を2月16日まで延長する旨の文書を回覧をし、周知を図っ

たところでございます。

今後、パイプ等の被災金属等につきましても、2月20日から3月15日まで、ビニール類と同じ場所に搬入し、市内業者に無料にて引き取っていただくことになっております。

2月3日には、私と篠原議長とで上京し、森山裕衆議院議員に支援について要望してまいりました。

また、2月9日には、森山裕衆議院議員が上野台地の被災現場を視察していただき、市といたしまして国の支援についてご配慮をいただきますよう改めてお願いしたところでございます。

同時に、鹿児島県に対しましても、施設災害等への支援のお願いをしているところでございますが、農家の皆様方の営農継続に向けて、市といたしましても可能な限りの支援を検討しているところでございます。

次に、生活環境関係について報告いたします。

ごみの分別の周知と資源化率向上のため、外国語表記のごみ分別表を作成いたしました。垂水市内でも、近年、外国籍の居住者が増加してきており、ごみの搬出時の分別の手助けとなるよう、英語、中国語、ベトナム語によるごみ分別表を作成し、市内の外国籍の方々を雇用している事業者などに配布をし、また広報誌でも周知を図り、希望者には配布することとしております。

次に、学校教育関係について報告いたします。

2月6日、かごしま県民交流センターで行われました鹿児島県健康教育研究大会において、本市の学校給食センターが、学校給食優良調理場の表彰を受けました。この賞は、安全衛生管理の適切な実施、学校や家庭との連携、郷土料理や地場産物の活用等において、県内の模範となる調理場に贈られるもので、本センターが最高賞を受賞いたしました。

次に、社会教育関係について報告いたします。

第6回和田英作・和田香苗記念絵画コンクー

ルの一般部門とジュニア部門の展示が、12月8日から15日までの期間、市民館と文化会館で行われました。

今回の一般部門は、県内はもとより、遠くは滋賀県など県外10府県から計102点、未就学児・小学生・中学生からなるジュニア部門は、計517点の応募があり、審査員の先生方からも「レベルがすごく向上してきた」との講評をいただきました。

なお、今回は最高賞である和田英作賞に、滋賀県の大西さんが受賞され、またジュニア部門の最高賞である和田香苗賞には、市内5名の園児・児童・生徒が受賞いたしました。今後も、和田英作・香苗両氏のお名前を冠したこのコンクールが、さらに充実し、また本市の子どもたちが郷土に誇りを持ち、豊かな感性を育む機会となるよう期待しているところでございます。

次に、1月5日に文化会館におきまして、新春恒例の成人式がとり行われ、104名の出席のもと、厳粛かつ盛会のうちに終了いたしました。新成人で構成する実行委員会を中心につくり上げた成人式は、今年の成人式のテーマである「軌跡～感謝の思いをみらいへ～」をもとに、新成人4名による頼もしい「はたちの主張」の発表など、令和最初の意義ある、よい成人式となりました。

次に、国体推進関係について報告いたします。

令和元年12月20日から23日の3日間、垂水中央運動公園体育館におきまして、第72回全日本フェンシング選手権大会団体戦「燃ゆる感動かごしま国体フェンシング競技リハーサル大会」を開催いたしました。大会に先駆けて、18日には、日本フェンシング協会、太田雄貴会長をお招きし、かごしま国体1年前イベントと題して講演を行っていただきました。

講演では、子どもたちに、「夢は漠然とはかなわない。明確な目標を掲げ、時間軸をコントロールし、努力の先に夢の背中が見えてくる」

といったオリンピックメダリストならではの貴重なお話や、フェンシングを知らない方々にもわかりやすく、競技の魅力や今後の展望についてご講演いただきました。

全日本選手権大会は、全国から145チーム555名の選手が参加され、日本一を目指し、熱戦を繰り広げられました。選手の中には、東京オリンピックに出場予定の選手も多く含まれておりまして、どの試合も白熱し、観戦された方々は、一流選手のスピード感やフェンシングの魅力を感じ取っていただけたものと考えております。

また、全日本選手権初の試みとして、決勝戦を垂水市文化会館ステージで実施いたしました。この取り組みは、太田会長からも高い評価をいただくとともに、多くの報道機関で紹介されたほか、SNSで生配信され、注目を集めたところでございます。

今大会には、競技運営面を日本フェンシング協会や鹿児島県フェンシング協会、そして、競技補助員として垂水中央中、垂水高校の生徒にお手伝いをいただきました。また、ボランティアの皆様によりまして、おもてなしや会場周辺の清掃活動など、多くの市民の方々に大会を支えていただき、大会成功の一役を担っていただきました。今回の経験や改善点を国体本番につなげ、市民総参加のもと、心からのおもてなしで魅力ある心温まる大会になるよう努めてまいりたいと考えております。

また、1月26日には、九州オープン綱引き大会2020を、垂水中央運動公園体育館で開催いたしました。全日本フェンシング選手権大会同様、本大会も「燃ゆる感動かごしま国体綱引き競技リハーサル大会」に位置付けて開催を行ったところでございます。九州各地から予選を勝ち抜いた24チームが参加され、各種別の九州一を決める対戦に、どの試合も熱戦が繰り広げられ、観戦された方々は競技綱引きの迫力と魅力を十分感じていただけたものと思っております。

この九州オープン綱引き大会においても、競技補助員として、垂水高校の生徒の皆さんにご協力をいただいたところでございます。

次に、主な出張用務でございますが、2月3日に特別交付税の要望のため上京し、総務省事務次官や自治財政局長などの関係者へ、本市の現状と重要な財源である旨の説明をしてまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（篠原静則） 日程第4、報告第1号の報告1件を議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。

報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定及び市長専決処分事項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

専決処分の内容でございますが、令和元年10月7日午後8時ごろ、消防団第1分団員が火災消火活動終了後、方向転換のため後進した際、分団車左後部バンパー部分がブロック塀に衝突し、塀を破損したものでございます。

本件は、後方不注視による一方的過失であることから、市が責任割合100%を負担し、損害賠償金としてブロック塀修理費4万9,500円を支払うことで示談いたしました。

なお、損害賠償金は、全額市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われ

ております。所属長には、車の運転に慎重を期すよう指示したところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

△議案第1号～議案第6号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第5、議案第1号から日程第10、議案第6号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第1号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部改正が行われ、平成30年度から鹿児島県が財政の責任主体となり、県と市町村が共同して国民健康保険を運営する新制度に移行しました。

これに伴い、鹿児島県は、県と県内の各市町村が共通認識のもとで国民健康保険事業を実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率

化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として、鹿児島県国民健康保険運営方針を策定いたしました。

この運営方針の中には、保険税の算定方式の統一が盛り込まれており、令和5年度を目標に、県内全ての市町村において、算定方式を、資産割、所得割、平等割、均等割の4方式から、固定資産に対して課税される資産割を廃止した3方式へ統一することとされておりますことから、現在、県内の多くの市町村が資産割の廃止を進めているところでございます。

本市におきましても、資産割の廃止に向けた税率改定を実施しなければならないことから、今回、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を上程するものでございます。

なお、今回の条例案は、本市の国保財政への影響を考慮し、資産割の廃止に伴う減収分を所得割、平等割、均等割の税率を引き上げることで補てんし、令和元年度ベースにおける賦課総額と1人当たりの税額を維持することと、国保世帯における税負担の激変を緩和するために、資産割税率の50%分のみを削減することに着目して税率改定を行うものであり、この改定案は、先般開催された垂水市国民健康保険運営協議会において承認されたものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。下線を引いたところが改正部分でございます。新旧対照表の1ページをお願いします。

第4条は、基礎課税額の資産割額の率の引き下げ改正でございます。

第5条は、基礎課税額の均等割額の引き上げ改正でございます。第5条の2は、基礎課税額の平等割額についての規定でございますが、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、第2号は特定世帯、第3号は特定継続世帯についての引き上げ改正でございます。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額に係る

資産割額の率の引き下げ改正でございます。第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の引き上げ改正でございます。

次の2ページをお願いいたします。

第8条は、介護納付金課税額に係る所得割額の率の引き上げ改正でございます。

第9条は、介護納付金課税額に係る資産割額の率の引き下げ改正でございます。第9条の2は、介護納付金課税額の均等割額の引き上げ改正でございます。第9条の3は、介護納付金課税額の平等割額の引き上げ改正でございます。

第23条は、低所得世帯に対する保険税の軽減額に関する規定であり、これまで説明いたしました均等割額及び平等割額の改正に伴い、軽減額も引き上げ改正を行うものでございます。

第1号は、7割軽減世帯の軽減額についての規定でございますが、同号のアは、基礎課税額の均等割額の軽減額を引き上げるものでございます。同号のイは、基礎課税額に係る平等割額の軽減額の規定でございますが、(ア)は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、次のページの(イ)は特定世帯について、(ウ)は特定継続世帯について、それぞれの軽減額を引き上げるものでございます。

3ページをお願いいたします。同号のウは、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の軽減率を引き上げるものでございます。同号のオは、介護納付金課税額の均等割額の軽減額を引き上げるものでございます。同号のカは、介護納付金課税額に係る平等割額の軽減額を引き上げるものでございます。

同条第2号は、5割軽減世帯の軽減額についての規定でございますが、第1号の7割軽減の部分で説明いたしました内容と同様の改正を5割軽減について行うものでございます。

同条第3号は、2割軽減世帯の軽減額についての規定でございますが、第1号及び第2号と同様の改正を2割軽減について行うものでござ

います。

次に、附則でございますが、条例案の最後のほうをご覧ください。

附則第1項は、この条例を令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、改正後の規定の適用区分を定めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長(楠木雅己) おはようございます。

議案第2号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴い、鹿児島県卸売市場条例等が廃止されることから、関係条文から鹿児島県卸売市場条例等の表記を削除するとともに、必要な条文を追加することと、卸売業者の経営改善を目的とした第三者販売を実施することに伴い、条文を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。条文中、改正した箇所をアンダーラインでお示ししておりますが、主な改正箇所の説明とさせていただきます。また、文言の整理等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

第1条は、県条例を削除するもの、第1条の2は、県条例が廃止されることに伴い、業務運営の基本原則について追加するもの、第6条の2は、県条例が廃止されることに伴い、許可権者が鹿児島県知事から市長に変更になるため、卸売業務の許可について追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

第10条の2から4ページの第10条の5は、県条例が廃止されることに伴う条文の追加でございます。

第11条第5項第5号は、せり人登録をしてはならないものを買受人又はこれらの役員若しくは使用人である者から、買受人に登録された者に変更するもの、第15条第3項第3号は、市長が買受人として承認をしない者を卸売業者の役員若しくは使用人からせり人へ変更するものでございます。

5ページをご覧ください。第31条の2は、法改正に伴い、売買取引条件の公表を追加するものでございます。

6ページの第37条第1項第4号及び第7項は、これまでの法律では、卸売業者が買受人以外に卸売をしてはならないこととなっておりましたが、今回の改正で、卸売業者が自己買い付け及びせり売でせり落としたものについては、買受人以外への卸売が可能となったことによる条文の追加でございます。

第40条は、卸売業者が買受けができることとしたもの、第50条は、仕切り及び送金の日を販売した日の翌日から販売した日の10日までに変更するもの、第52条は、買受代金の即時支払い義務を、買い受けた物品の引渡しを受けた日から翌月末までに変更したもの、7ページの第55条は、卸売予定数量等の公表を入荷数量等の公表に変更するもの、第56条の2は、卸売業者、買受人等は物品の品質管理の方法を市長が規則で定める事項に従わなければならなかったものから、食品衛生法等に即して行わなければならないこととしたもの、8ページの第68条の2は、卸売業者の事業報告書の提出についてを追加し、第69条備付帳簿についての条文を削除し、第70条を第69条とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、卸売市場法の一部を改正する法律の施行日と同じ令和2年6月21日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（東 弘幸） 議案第3号垂水市営

住宅条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しや、単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、連帯保証人を確保することが一層困難になることが懸念されますことから、このたび、公営住宅管理標準条例が改正されました。これに伴い、従来、2名の連帯保証人を入居条件としていたものを1名とし、今回、法人も新たに連帯保証人として認めるものでございます。

また、収入申告がなかった場合の対応についての文言の整理をするものや民法の一部改正により、法定利率の変更があり、公営住宅法も改正されましたため、それに伴い、垂水市営住宅条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な改正につきまして、お手元の新旧対照表でご説明いたします。改正する箇所をアンダーラインでお示ししてございます。

第11条第1項第1号中「連署する」を「署名する」に改め、同条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に「前項第1号の連帯保証人は、市長が適当と認める法人に代えることができる。」を加えるものでございます。

第11条第6項中「第2項」を「第3項」に改め、第12条第1項第1号中「死亡し」の次に「、また解散し」を加え、同項第3号中「居所」の次に「（法人にあつては、代表者の所在地又は居所）」を加え、同条第2項中「勤務先」の次に「（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）その他市長が別に定める事項」を加えるものでございます。

第16条第2項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加えるものでございます。

次のページをお願いします。第41条第3項中

「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改め、第50条第1項及び第51条中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどお願い申し上げます。

○総務課長（角野 毅） 議案第4号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

現行の臨時・非常勤職員につきましては、令和2年4月から会計年度任用職員へ移行することとされており、これまでの議会で関係条例について議決をいただいているところでございますが、新たに規定する必要が生じたものについて、改正しようとするものでございます。

本議案についてでございますが、土日実施の業務・イベントなどの業務運営上、会計年度任用職員についても振替により休日勤務をする必要が生じる場合が想定されますことから、週休日の振替に係る時間外勤務の規定を追加する旨の改正をしようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第5条第2項は、週休日の振替等の規定を追加するため、改正をしようとするものでございます。

次に、第3項は、週休日の振替等により、1週間の正規の勤務時間を超えて休日勤務をする場合には、規則で規定する割合の時間外勤務報酬を支給するものでございます。

次に、第4項は、1カ月の時間外勤務及び休日勤務の合計が60時間を超えた場合は、勤務時刻に関わらず、時間外勤務については100分の150、休日勤務については100分の50の割合で時

間外勤務報酬を支給するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

現行の臨時・非常勤職員については、令和2年4月から会計年度任用職員へ移行し、本市会計年度任用職員の給料表については、本市常勤職員の給料表の1級及び2級に準じた給料表としております。

令和元年第4回定例会において、令和元年人事院勧告に係る垂水市職員の給与に関する条例等を議決をいただいたことに伴い、本条例についても、令和2年4月より適用すべく、常勤職員の給料表に準じて、別表第1のとおり改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

令和2年4月からの会計年度任用職員の移行に伴い、会計年度任用職員についても地方公務員となりますことから、地方公務員法第31条の規定に基づき、サービスの宣誓をする必要がございます。

ただし、令和2年1月17日付で国より通知があり、「会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることを鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができる」とされましたことから、

条例第2条第2項に「会計年度任用職員の服務の宣誓については別段の定めをすることができる」旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、2番と3番、議案2号ですね、まず最初から3号にお願いしたいと思うんですが、この前、ちょっと担当課からいろいろお話を聞かせてもらった、法律の改正によって、このことをやっていかなきゃいけないということですが。2つの大きな問題点というか、見ていかなきゃならない点があるんですけど、いわゆる先ほど言われた県との関係が廃止されたということで、いわゆる県のこれまでの許可、県の許可制から認定ということになったということで、公的役割、責任というんですかね、これがどうしても後退するのではないかと。安全性の問題とか、供給の問題とか、確保の問題とか、いわゆる公的責任として、そのことをどう果たしていくのかという、この改正によって、そのことをしっかりと対応できるのかは、ちょっと危惧する点があるんです。今までは県の管轄、国等の関与を含めて、そのことがいろんな形で安全確保等含めてやられてきたんですけども、今回、それが改正によって縮小されたということで、また許可認可から許可制になったということも大きな点で見ていかなきゃならないと思います。

もう1点は、先ほど言いましたとおり、いろんなこの取引規制の緩和、撤廃が出てきたということがあると思います。先ほど言われた第三者販売の禁止、これが、もうなくなるということがあったかというふうに思う。ほかにもいっ

ぱい禁止規定が、確かこの法律には今まであったんで、これが全て禁止されるわけではないんで、改めて、その第三者販売の禁止によって、この垂水の市場が活性化され、さらにこの市場がその機能役割を果たしていくというような方向に行くのかどうなのかですね、この点は、当然、運用してみなきゃならない点があります。

また、市場関係者の方の話を聞いたら、このことが一つの今の垂水の市場を突破していく、もしくは変えていく一つの大きな力にもなるんだということも話されていたと思うんですが、このことによって、販路の確保の問題だとか、若い農家の方々も含めて生産意欲が沸くという、こういう関係になっていくというのが方向としてあるのではないかなと思うんですが、そのあたりというのは、ちゃんとこの条例等も含めて、そういう目的を持って運用されていくのか、その点について、2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○農林課長（楠木雅己） まず1番目の質問でありますが、国・県から市のほうに権限等が移るということで、今後の管理等について後退しないかという質問でございますけれども、現在の状況を勘案しながら、後退がないように努力してまいりたいというふうに考えております。

また、第三者販売等ができますということでございますけれども、これにつきましても、市場関係者の皆様方に事前にご説明申し上げまして、販路の拡大につながるように努力したいということで了解はいただいておりますので、今後とも努力して市場の活性化のほうに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 市場の問題は、これから注目していかなきゃならない点になっていくと思う。私たちもやっぱりこの垂水の市場が、きちっとこの法律の中で一定の規制、また厳しい点はあるかもしれませんが、新たな販路確保、農

家の方々との関係含めて、そこがきちっと対応できているのか。ただ問題は、今回の法の改正が、食品流通構造促進法の改定のセットとして出てきているというもので、要するに、このことによって、今後、どんどんどんどん民営化もされていくでしょうし、さらに統廃合も進んでいく可能性がある、そういう形での、今後、市場がそういう形で巻き込まれないように、しっかりとそのスタンスはとって、主体性を発揮して、運営に当たっていただきたいというふうに思います。これはもう、また委員会でいろいろ議論がされていくと思いますので、そういうかたちでお願いしたいと思います。

あと、市営住宅の問題ですけれども、今回、こんなかたちになったということは、一つ、前向きに受け止めてはいるんですけれども、若干危惧する点があって。というのは、その法人の問題が出てきたんですけれども、この法人は、一体どういうことをさせているのかですね。市町村によっては、社会福祉協議会がやったりとか、いろんな形でスタイルはとっているんですけれども、垂水市において、このことはどんな形できちんと対応できてくるかなという懸念があるということと、もう一つは、条例の本市の第3項ですね、市長は特別な事情があると認める者に対しては、第1項第1号の誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるというような運用もあります。

今まで、これがなかなか實際上、運用されているということは見えてこなかったんですけれども、今回、こういう形で連帯保証人が適当と認める法人に代えることができるということは、そのあたりは緩和してもらえるんですけれども、この3項との関係ですね、11条3項との関係で、どのように運用されていくのかというのがありますけど、いわゆるどっちを、その事情によって、市長の特別な理由によって判断できるというふうにするのか、それともやっぱりこの2項

のほうを優先的に、こっちをまずやってくれというのか、それはそれぞれケース・バイ・ケースがあるというふうに思うんですが、この3項もしっかりとこういう状況の中では、現状の状況を改善していくという点では打破していくという点で、非常に重要な点だと思うんです。このあたりの関係では、どんなふうなかたちでお知らせしながら運営をされていくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○土木課長（東 弘幸） まず、ここで言いました今回、法人を認めるということでごさいますけれども、ここで言う法人はですね、鹿児島県のほうでNPO法人やどかりサポート鹿児島という団体がございまして、これは入居者に対して家賃保証をするということを目的としておりますが、設立に至った目的としまして、障がいとか貧困、高齢といった社会生活上の困難により、連帯保証人の確保ができないために住居を借りることができず、自立した地域生活を阻害される方々に対しまして、支援をするということになっております。

それで、先日も市役所のほうに来ていただいて、ちょっと話を聞いたんですが、まず、この例えば入居者が高齢でひとり身で、しかも、この支援者がいないとなった場合、お亡くなりになった後のその残置物をどうするかという問題もございました。そういう場合は、支援者として、そこの法人が考えているのが、先ほど議員が申されました社会福祉協議会というところと連携して対処していくことになるということとで回答を得ましたので、我々としましても、社会福祉協議会と連携をとりながらやっていかうかということで考えているところでございます。

それと、市営住宅の第11条第3項、市長は特別な事情があると認める者に対しては、第1号の誓約書に連帯保証人の連署を必要としないことができるという条項は、今回、連署というこ

とでしたので、ここは削除することとしておりますけども、例えば、入居に際しましても、様々な条件とか考えられる方の申し込みがございますので、引き続きこれにつきましては、特別な場合があった場合は、市長と協議をしながら認めるのか、入居させるのかという判断はしていきたいと考えているところでございます。

○持留良一議員 非常に複雑になる点もあるかと思うんですね。全国でもいろんな形のケースを考えて、一つの要綱として、現状、取扱要綱というような形をして、入居希望の方々もしくは移住希望の方々含めて、そういう事態に対応した場合には、このケースがあり得るとか。だから、その場その場で考えることも重要なんですけど、一つの総意、目安という形でも、要綱等があれば、非常に入居を希望される方々もわかりやすいと、私はこの場合、こんなふうにするればいいんだと、なかなか保証人がとれないんで、こういう場合はこうしたほうがいいんだとか、いろいろあると思うんですね。だから、この3項は非常に重要だというふうに思います。できたら、そういうことも含めて改善を図っていただければ、この今回の条例改正が運用が、目的を持って運行されていくのではないかと思います。これは要望という形でしていきますけれども、そういう方向性、考え方はあるのかということについて、もう最後に質問します。

○土木課長（東 弘幸） 確かに、今回1名とすることで改正案ということで上程しております。例えば、1名というのは、個人でも法人でもということでございますけれども、個人の方が保証人として定められなかった場合は、法人ということになりますけれども、例えば法人に申し込んだとしても、その審査において通らないことも考えられます。そこは、規則のほうになるだろうとは思いますが、そういった方々の入居に際しては、緊急連絡先、緊急連絡人というのを求めることになろうかと現在考えている

ところでございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 私もこの議案第3号なんですけど、以前は連帯保証人2人ですよ。今度、法改正で1人にして、それで法人でもいいということなんですけど、これまでの人は、そのまま、その連帯保証人2人のままで、別に今度変わったからって1人にするということじゃないのかというのが、まず1点と、もう既に2人でずっと借りてたんだけど、もう今は市営住宅にいないと、そういう人で、例えば、まだ市営住宅のお金が未納の部分があると、その人に関しても、例えば、その連帯保証人を法人に代えるというようなことができるのかということが2つ。

○土木課長（東 弘幸） 今回の条例改正は、あくまでも今後入居される方を目的としたものでございます。

それと、もう既に市営住宅から出られて滞納がある方を法人に代えるというのは、ちょっとこの条例では考えておりません。あくまでも、新たに入ってこられる方を対象にしております。

以上でございます。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第1号から議案第6号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会に、それぞれ付託いたします。

△議案第7号上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（角野 毅） 議案第7号議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案について、ご説明申し上げます。

これまで臨時職員の公務災害補償等につきましては、地方公務員に該当していなかったため、非常勤職員公務災害補償、または労災保険のいずれかで、またこの災害補償の対象外となる方については、本条例により公務災害補償の対象といたしておりました。

令和2年4月から、会計年度任用職員への移行に伴い、会計年度任用職員につきましても、地方公務員となりますことから、先に述べました非常勤職員公務災害補償及び労災保険等で公務災害補償を補完できることとなりますこと、また、非常勤職員及び議会の議員の方々については、鹿児島県市町村総合事務組合の非常勤職員の公務災害補償に加入中でございます。本条例の対象者はいなくなりますことから、廃止しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第8号上程

○議長（篠原静則） 日程第12、議案第8号人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第8号について、ご

説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります川筋貴子氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする川筋貴子氏の住所は、垂水市牛根境1158番地、生年月日は、昭和37年1月21日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、委員会室におきまして、全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持ってご参集をお願いいたします。

午前11時 休憩

午前11時10分再開

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号について、適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第8号については、適任とすることに決定をいたしました。

△議案第9号上程

○議長（篠原静則） 日程第13、議案第9号大野原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） 議案第9号大野原辺地に係る総合整備計画の策定についての議案につきまして、ご説明申し上げます。

土木課が所管いたします市道大野原・垂桜線の改良舗装整備に関連して、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とする大野原辺地に係る総合整備計画の策定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

辺地に係る総合整備計画とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」により定められた要件に該当している地域を「辺地」としまして、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする計画でございます。

今回の整備計画は、市道大野原・垂桜線におきまして、延長400メートルの区間で予定しております改良舗装工事の3年間の事業費1,500万円の財源として、事業費の元利償還金に対して80%が交付税措置される辺地対策事業債を活用するため策定する計画でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第10号上程

○議長（篠原静則） 日程第14、議案第10号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第10号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案をご説

明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、ふるさと納税の増額に伴う返礼品等の予算措置や、特別会計への繰出金、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理等によるものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業についての繰越明許費の設定、複数年の支出を見込む事業の債務負担行為の補正なども同時に行うものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも3億4,950万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は132億418万5,000円となります。

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお示ししております。

繰越事業の内容でございますが、農林水産業費、1項農業費のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業は、養豚農家を対象に、野生動物の農場への侵入防止柵の設置に対して補助を行うものでございますが、各地で対策が講じられているため、資材不足等で年度内の完了が難しくなり、令和2年度へ繰り越すものでございます。

土木費、2項道路橋梁費の橋梁長寿命化事業は、二川地区の松崎橋について、6月から10月の出水期は河川占用許可が得られず、早期発注が行えなかったことから、年度内に事業完了が見込めず、繰り越すものでございます。

次に、3項河川費の垂水市河川台帳作成業務委託事業は、地形の変化等にも対応するため、最新の航空写真を利用することとし、今年度、税務課で導入予定の「デジタルオルソ画像」の活用を予定していることから、年度内での完了

ができず、繰り越すものがございます。

5項都市計画費の垂水中央運動公園都市公園事業は、垂水中央運動公園整備事業の児童広場、体育館の浄化槽設置事業について、繰り越すものがございます。

6項住宅費の中之平団地建替事業は、駐車場等の外構部分を繰り越すものがございます。

教育費、2項小学校費の垂水小学校石積擁壁改修事業は、通用門等が日本遺産に認定された垂水麓と一体を成していることから、現況に近い形で復旧する必要があるため、設計の見直しを行ったことにより、工期が不足し、繰り越すものがございます。

災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、令和元年6月29日から7月6日にかけての梅雨前線豪雨による市内5カ所の災害復旧事業でございますが、国の災害査定を受検してからの発注となるため、標準工期を確保できないことから繰り越すものがございます。

繰越明許費全体としまして、7事業の総額2億8,116万4,000円でございますが、繰り越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

債務負担行為にも補正がありましたので、7ページの第3表債務負担行為の補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、空き家バンク移住促進事業補助金から肉用牛繁殖用素牛導入預託事業は、本年度に交付決定等したものにつきまして、最終年度までの債務負担行為を追加するものがございます。

通学バス運行委託事業は、垂水中央中学校の通学バスを、令和元年度から3年契約を結ぶため、令和2・3年度分を追加して債務負担行為を行うものがございます。

8ページの変更でございますが、垂水市土地開発公社への債務保証について南の拠点事業が

完了したため、債務保証の限度額を8億円に変更するものがございます。

地方債にも補正がありましたので、9ページの第4表地方債の補正をご覧ください。まず追加でございますが、社会教育推進事業は、図書館ネットワーク負担金に対して過疎債のソフト事業を充当しようとするものがございます。

10ページの変更でございますが、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示す限度額に変更し、本年度の記載限度額を合計14億307万4,000円にしようとするものがございます。

続いて、歳出の事項別明細で主なものをご説明申し上げます。19ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費の積立金は、地方財政法第7条第1項により、前年度の実質収支額の2分の1程度を財政調整基金に積み立てを行うものがございます。

20ページをお開きください。

10目企画費の負担金、補助及び交付金の廃止路線代替バス運行費負担金は、算出方法が変更となったことから負担金が増加したため、不足分を補うものがございます。

同じく、プレミアム付商品券事業補助金は、申請見込みが少なかったため、補助金を減額するものがございます。

次に、18目ふるさと納税制度事業費の報償費から積立金は、令和元年12月末までに当初予算額の10億円を上回る11億3,000万円余りの寄附金を賜りましたので、これに伴う返礼品代やポールサイトの手数料などの事務費及び積立金を、今後の寄附額を見込んで増額するものがございます。

23ページをお開きください。

3款民生費、3目障害者福祉費の扶助費は、障害者自立支援給付費の利用実績の伸びによる増額補正でございます。

24ページをお開きください。

13目介護老人保健施設費の繰出金は、今年度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれることから、財源補てんのために繰り出すものでございます。

25ページをお開きください。

4款衛生費、3項病院費、1目病院費の負担金、補助及び交付金は、病院事業会計への繰出金でございます。

26ページから27ページにかけての6款農林水産業費、2目林業振興費の積立金は、委託料、補助及び交付金の減額分を、森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

28ページをお開きください。

8款土木費、3項河川費、3目砂防施設整備費の負担金、補助及び交付金は、磯脇川の砂防工事に係る県営事業負担金でございます。

30ページをお開きください。

10款教育費、2目小学校教育振興費の需用費は、令和2年度学習指導要領改訂による教師用教科書購入費でございます。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、11ページの事項別明細書の総括表及び13ページからの歳入明細にお示してありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、市債などの特定財源と、市税、地方交付税を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第11号～議案第17号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第15、議案第11号か

ら日程第21、議案第17号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第11号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第12号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第13号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第14号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第15号 令和元年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第16号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第17号 令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第11号令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、ご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも1億1,030万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億2,268万円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、今後の医療費の見込みによる保険給付費の補正、平成30年度療養給付費等負担金等の確定に伴う国庫支出金返還金の補正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、国保連合会の共同処理手数料に不足が生じたので、増額するものでございます。

1款5項1目医療費適正化特別対策事業費は、

社会保険料と通信運搬費の執行見込みに不足が生じたので、増額するものでございます。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、11月診療分までの医療費の実績から今後の所要額を勘案し、増額補正するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、歳入の補正に伴い、財源組替を行うものでございます。

9ページに移りまして、5款1項保健事業費及び2項特定健康診査等事業費は、社会保険料の執行見込みに不足が生じたので増額するものでございます。

8款1項8目保険給付費等交付金償還金は、平成30年度特定健診負担金の確定に伴う特別交付金返還金の補正でございます。

9目その他償還金は、平成30年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金の補正でございます。

8款4項繰出金は、平成30年度国民健康保険特別会計決算に伴います法定外繰入金の精算でございます。

これに対する歳入でございますが、6ページからありますとおり、国民健康保険税、県支出金、繰入金などを充てておりますが、特別交付金等の交付見込みの増額などに伴い、財源不足が減少する見込みであるため、その他一般会計繰入金としての法定外繰入を減額補正しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも119万4,000円を減額し、予算の総額を2億2,156万3,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の年間納付額を見込んだ補

正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定分担金の確定額を補正するものでございます。

2款2項繰出金は、一般会計繰出金の額が確定したことに伴う補正でございます。

これに対する歳入でございますが、6ページにありますとおり、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び前年度繰越金の補正をもって充てております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第13号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,120万3,000円を減額し、予算の総額を23億3,607万5,000円とするものでございます。

今回の補正の理由でございますが、地域支援事業費に不用額が見込まれるため減額が必要となりましたことと、前年度創設の保険者機能強化推進交付金の内示額が示されたことに伴う財源組替が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費及び2項要介護認定諸費は、不用額の調整でございます。

中段の2款保険給付費、1項サービス等諸費から、次のページの6項高額医療合算介護サービス等費につきましては、先ほどご説明申し上げた財源組替でございます。

続きまして、10ページの3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・日常生活支援サービス事業費は、利

利用者数が当初の積算人数を下回る見込みとなりましたことから、減額補正しようとするものでございます。

次に、2項包括的支援事業費・任意事業費、7目認知症総合支援事業費の行政事務委託は、不用額の整理でございます。

4款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は、一般会計から繰り入れた不用額を調整するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金中、2目及び3目の地域支援事業交付金と、4款支払基金交付金から7款繰入金、1項一般会計繰入金までは、地域支援事業費の歳出に対する算出基準に基づきまして、それぞれ減額補正するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金中、5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的として、前年度創設された交付金でございまして、内示額を補正するものでございます。

次のページの7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、地域支援事業費の歳出減と保険者機能強化推進交付金の内示に伴い、介護給付費の特定財源が確定したことにより、財源不足分を準備基金から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、議案第14号令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,148万4,000円を追加し、予算の総額を6億5,224万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、本年度の利用実績見込みと今後の事業収益の見込みに伴い、不足が見込まれる指定管理料及び交付金に財源措置するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。

1款事業費、1項1目老人保健施設事業費は、委託料としての指定管理料と交付金を増額補正するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。6ページをご覧ください。

1款1項療養費収入、1目施設療養費収入は、本年度の利用実績見込みにより減額補正するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料は、施設個室料の歳入見込みに伴い、減額補正するものでございます。

5款諸収入、2項雑入、1目実費弁償金は、日用品費・食費・居住費等に係る利用者の実費負担分について、利用実績見込みにより減額補正するもので、2目雑入は、歳入見込みにより増額するものでございます。

6款繰入金は、事業収益の減収に伴う歳入財源不足の補てんのため、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、議案第15号令和元年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、第2条におきまして、病院事業収益及び病院事業費用を増額補正し、第3条におきまして、資本的収入の増額補正をしようとするものでございます。

2ページをお開きください。

実施計画でございます。収益的収入及び支出

につきましてご説明申し上げます。

1 款病院事業収益、1 項医業収益の1 目他会計負担金及び2 項医業外収益、2 目他会計負担金でございますが、3,994万2,000円を増額し、併せて、支出の1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目経費を政策的医療交付金として1 億3,100万4,000円増額するものでございます。

3 ページをお開きください。

資本的収入につきまして、ご説明申し上げます。

1 款資本的収入、2 項負担金、1 目他会計負担金を959万2,000円増額するものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。5 ページをお開きください。

収益的収入の1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目他会計負担金と、2 項医業外収益、2 目他会計負担金の一般会計負担金でございますが、令和元年度の病院事業に係る交付税措置額が確定しましたことから、当初予算において計上した額との差額を病院事業収益に計上するものでございます。

支出につきまして、ご説明申し上げます。6 ページをお開きください。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目経費の政策的医療交付金でございますが、先ほど収入で申し上げたとおり、令和元年度の病院事業に係る交付税措置額が確定しましたことから、当初予算において、計上した額との差額を肝属郡医師会への政策的医療交付金に上乗せして交付するものでございます。

同様に、7 ページ、資本的収入におきましても、令和元年度の病院事業に係る交付税措置額が確定しましたことから、当初予算において計上した額との差額を、資本的収入に計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○水道課長（園田昌幸） 議案第16号令和元年

度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、不用額の整理を行うものでございます。

1 ページをご覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ62万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,350万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書によりご説明申し上げます。7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費の2 節給料から4 節共済費につきましては、不用額を減額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、6 ページをご覧ください。

2 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金の1 節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を、歳出の減額に伴い、減額補正いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第17号令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、予算の整理を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして参考資料によりご説明いたします。5 ページをお開きください。

まず、収益的支出からご説明いたします。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費の節の給料から3 目総係費の節、その他引当金繰入額までは、人事異動に伴う人件費を整理するものでございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費の節、借入金利息は、一時借入金がなかったことに伴い、減額するものでございます。

1 ページにお戻りください。

第2 条の収益的支出は、水道事業費用を68万

4,000円減額し、2億5,478万1,000円とするものでございます。

第3条の議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費は、83万8,000円減額し、4,067万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案第11号から議案第17号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会に、それぞれ付託いたします。

△議案第18号～議案第28号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第22、議案第18号から日程第32、議案第28号までの議案11件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第18号 令和2年度垂水市一般会計予算案

議案第19号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第20号 令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第21号 令和2年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第22号 令和2年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第23号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第24号 令和2年度垂水市病院事業会計予算案

議案第25号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 令和2年度垂水市地方卸売市場特

別会計予算案

議案第27号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 令和2年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 令和2年第1回垂水市議会定例会の開会に当たり、議員の皆様、ご健勝のこととお喜び申し上げますとともに、市政の発展にご尽力を賜っておりますことに対しまして、衷心より感謝申し上げます。

本日、令和2年度当初予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員の皆様や市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新しい時代の幕開けとなる令和元年度を振り返りますと、これまでの想定を超えるような大規模災害が日本列島を襲った1年でもありました。特に、9月と10月に発生した大型台風による関東を中心とした東日本各地では、堤防決壊による洪水や土砂崩れなどの災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。

本市におきましては、幸いにも人的被害はなかったものの、7月の梅雨前線に伴う大雨により、協和小学校の裏側や浜平鉄道線跡地の土砂崩れが発生しており、また本城川堤防の崩壊などの被害もありました。

8月下旬には、九州北部地方を中心に、局地的に猛烈な雨が降り、大規模な被害が発生しております。

このように、昨今、各地で甚大な自然災害が頻発しており、本市の災害に対する備えが実情に即しているかどうか検証する必要があります。

そこで、早めの避難所開設を継続するとともに、市民の皆様の安全をいかに確保するか、課

題を洗い出す訓練を行い、安全なまちづくりを最優先に取り組み、災害が発生しても人災ゼロを目指す強い決意しております。

また、安全なまちづくりの取り組みの一つに新庁舎建設がございます。現在の本庁舎は、多くの市民の皆様が利用する施設ですが、築60年が経過しており、新耐震基準を満たしておらず、大変危険な状況であります。

私は平成23年1月に垂水市長に就任させていただきましたが、同じ年の3月に東日本大震災が、平成28年4月に熊本震災が発生いたしました。これらの災害では、多くの自治体で災害拠点となる庁舎が被災したことから、本市の庁舎についても、災害に強く市民の安心安全を守ることができる新庁舎を一刻も早く整備することが求められております。

そこで本市といたしましては、平成24年2月、垂水市庁舎建設等庁内検討委員会、平成29年6月には、外部検討組織である垂水市新庁舎建設検討委員会を設置し、専門的視点や市民目線での検討に努め、平成30年3月に垂水市新庁舎建設基本計画を策定したところでございます。

この間、各市議会定例会において、議員の皆様には新庁舎建設事業の取り組み状況のご報告をはじめ、一般質問などを通じて新庁舎建設に対する考え方をご説明させていただき、平成30年3月に新庁舎建設に対する基本設計及び実施設計に対する予算を、平成31年3月に柱頭免震構造の採用による詳細な地質調査に対する予算をご提案し、慎重審議の上、議決をいただきました。

一方で、昨年は建設場所に対する賛否を問う住民投票条例案の制定を求める直接請求がありました。庁舎建設に対しては様々な考え方がございますが、請求の趣旨にありました建設場所に対する不安や疑問点に対しては、引き続き広報誌や市民の皆様との対話の機会を設け、確かな情報を皆様方にお届けできるよう努めてまい

ります。

東日本大震災以降、我が国では大規模災害が頻発しており、自然災害に対する備えを万全にするとともに、防災拠点としての新庁舎建設の重要性を改めて実感させられた1年でありました。そこで、防災を含めたまちづくりの拠点として、次世代にしっかりと引き継ぐことができる新庁舎建設に取り組んでまいります。

また、私の市長としての最大の使命は、先人たちが築き上げたこのまちを次世代に引き継ぐことであり、市長に就任して以来、垂水市の発展と市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気な垂水市をつくるという強い信念のもとに市政運営に取り組んでまいりました。

昨年実施いたしました市民満足度調査におきまして、「介護予防、生きがいづくりの推進と居宅サービスの充実」及び「健康づくりの推進と医療体制の充実」の項目で満足度が高い結果が出ております。これらは、平成29年4月1日に医療・介護・予防の連携のための拠点施設である垂水市地域包括支援センターをオープンさせたこと、また、同年4月30日に鹿児島大学病院の大石副病院長に垂水市スーパーバイザーに就任していただき、たるみず元気プロジェクトをスタートさせたことが、非常に大きな成果としてあらわれてきた結果であると考えております。

引き続き、市民の皆様が生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう事業を推進し、「安心安全で住んでよかったと思えるまちづくり」を市民の皆様にご実感していただけるよう、また、「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち垂水」をまちの将来像とする第5次垂水市総合計画の実現のため、市政の発展に全力で邁進する決意でございます。

そこで、これらの政策を実現するため、3つの政治姿勢をもって臨んでまいります。

第1に、市民の皆様の声に耳を傾け、対話を

重視し、現場を大切にまいります。

第2に、市民の皆様と行政とで情報を共有していくため、積極的な情報発信を行い、開かれた市政を推進するために、市民の皆様への説明責任を果たしてまいります。

第3に、これまでの3期9年間の市長経験、その過程で培ってまいりました国、県及び近隣市町との信頼関係や連携・協力関係を最大限に活用してまいります。

本市を取り巻く環境は、さらなる高齢化と若者の流出などによる人口減少が進行し、さらには世界的な見通しが不安定な経済状況などにより、まだまだ先行き、見通しが立てにくい状況ではありますが、この厳しい環境を職員と共有し、まちづくりに責任を持って取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和2年度の主要施策について、私の公約を踏まえ、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標に従い、順次、重点的に取り組む施策について方針を述べさせていただきます。

1つ目、「元気な垂水づくり！安心への挑戦」では、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標「安心していきいきと暮らせるまち」と「豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち」の形成に取り組みます。

初めに、新庁舎建設についてであります。現在、実施設計の最終段階でございます。実施設計完了後、新庁舎建設基本計画に基づき、令和2年度内の建設工事着手に向けて事業を進めてまいります。

次に、たるみず元気プロジェクトについてであります。

全国平均をはるかに超える高齢化が進行している本市において、市民の皆様の健康寿命の延伸を図ることを目的に、鹿児島大学病院副院長で垂水市スーパーバイザーの大石充教授を中心に、鹿児島大学病院と連携して健康チェック

を実施し、参加者のデータを分析することにより健康長寿に向けたモデルケースを確立し、全国に発信していこうと取り組んでいる事業であります。

令和元年度は、垂水市中央病院や市民館などの会場で健康チェックを実施し、1,028人の市民の皆様が参加されました。参加された数名に重篤な疾患が発見され、早期発見・早期治療の機会を提供することができております。加えまして、本年1月末まで3回にわたり結果報告会を開催し、参加された個人へのデータバックを行うとともに、大学の先生方から健康長寿に向けた健康づくりに関するご講演をいただいております。

令和2年度においても、引き続き鹿児島大学医学部、医師会などと協働し、健康チェックの内容を充実させるとともに、回数や場所の工夫、時間の効率化などの運用面の改善を図ってまいりたいと考えております。加えて、平成30年度から実施しております健康ポイント事業の利便性の向上を図り、一人でも多くの市民の皆様が参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、介護、医療及び地域包括ケアについてであります。

先ほども申し上げましたとおり、全国よりも進行している超高齢化社会にある本市においては、要支援・要介護者全体に対応できる介護サービス提供施設やサービス事業者が、需要量に対して供給量を満たしていない現状にあります。また、医療体制におきましては、近年、市内の診療所の閉鎖があり、さらに、病床を有する病院の閉鎖により多くの入院病床が失われており、本市の介護や医療の供給体制は厳しい状況にあるため、早期に解決すべき課題であると認識をしております。

このようなことから、地域の保健・医療・介護・予防・生活支援が一体となって機能するこ

とができる、本市に特化した地域包括ケアシステムづくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者支援についてであります。

高齢者支援におきましては、新たな取り組みとしまして、高齢者の積極的な社会参加と健康維持・増進・移動支援を目的として、65歳以上の市民の皆様方を対象に、温泉入浴、バス、タクシー利用時に使用できる共通チケットを交付する、たるたるおでかけチケット交付事業を実施してまいります。

次に、防災対策についてであります。

本市では災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急及び災害復旧・復興対策を適切に行えるよう、垂水市地域防災計画を策定しており、この計画に基づき、毎年風水害の想定を設けた総合防災訓練と、桜島の噴火を想定した桜島火山爆発総合防災訓練を実施し、その検証結果を地域防災計画等の改正に反映させるなど防災対策の強化を図っております。

なお、本年1月11日に実施した桜島火山爆発総合防災訓練は、大正噴火以降50回目の節目であり、桜島が大正大噴火級の噴火を起こした後、大量の降灰により市内全域が埋没している状況を想定した防災訓練を実施いたしました。今回の訓練では、国土交通省や海上自衛隊などの多くの関係機関に参加いただくとともに、初めての試みといたしまして、道の駅たるみずはまびらを訓練会場に定め、防災拠点としての有効性について検証及び確認を行ったところでございます。

引き続き令和2年度においても、出水期前の総合防災訓練と危険箇所等の共通認識のための防災点検や、桜島火山総合防災訓練を実施してまいります。

災害応急対策につきましては、災害時の情報伝達の強化を図るため、防災無線、防災ラジオ、避難所の特設公衆電話などを整備しており、避

難所開設の情報のほか、気象・河川情報などを迅速かつ明確な情報発信に努めております。

近年、スマートフォンの普及により情報発信の環境は大きく変化しております。さらに、昨年3月に改正されました避難勧告に関するガイドラインでは、とるべき行動が明確になるよう警戒レベルを付して、速やかな避難行動がとれるような情報発信に努めるよう見直しが行われております。

そこで、令和2年度では本市の情報手段の一つであります「ほっとメール」において、Jアラートやヤフー防災アプリの情報を一体化させ、機能拡充を図ってまいります。加えて、スマートフォンやタブレット端末・パソコンで、見たい場所を簡単に閲覧できるウェブ版ハザードマップを作成いたします。

次に、交通安全・防犯対策につきましては、引き続き警察署や関係機関と連携しながら、子どもや高齢者の事故防止に重点を置き、交通安全の強化に取り組んでまいりますとともに、振り込め詐欺をはじめとする犯罪の防止に向けて、振興会や地域の防犯団体との情報共有を図り、これまで以上に市民の皆様への犯罪情報の提供に努めてまいります。

次に、生活環境の整備についてであります。

本市の恵まれた自然環境と快適な生活環境を確保するために、環境保全活動を推進してまいります。具体的には、ごみの資源化率向上を図るため、ごみ分別の周知活動や合併浄化槽への新たな補助制度を設けるとともに、関連する公共施設の適正な管理・運営に努めることで、河川や海の水質保全を含めた環境保全を図ってまいります。また、清掃センターの煙突を解体し、市民生活の安全確保に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。

安全で安心して飲める水道水を安定的に供給するために、令和元年度は、災害復旧に伴う中洲橋の配水管布設替工事や、道路改修に伴う中

洲線の配水管布設替工事などを実施いたしました。

令和2年度においては、平成30年度に策定いたしました垂水市新水道ビジョンに基づき、老朽化した管路の更新事業を進めてまいります。管路の更新と併せて耐震性に優れた管に更新することや、地震による災害時の被害を最小限にとどめ、安定した水道水の供給のため、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、土木行政についてであります。

橋梁長寿命化対策を継続して実施するとともに、新たに公園遊具や市道舗装の長寿命化対策に取り組み、利用者の皆様の安全や利便性の向上に努めてまいります。

また、一般世帯及び子育て世帯向けの住宅リフォーム事業、空き家解体撤去助成事業を継続するとともに、鹿児島県国民体育大会のフェンシング会場であります垂水中央運動公園体育館の入口前広場や外部トイレの改修など、快適で良好な都市公園の整備を進めてまいります。

次に、消防関係についてであります。

市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るために、本署の救助資機材、牛根分遣所の小型ポンプ積載車の更新及び消防救急デジタル無線設備の一部更新などを行い、消防力の強化を図るとともに、市民向けの普通救命講習や応急処置指導などを実施し、救命率及び社会復帰率の向上に努めてまいります。

2つ目「元気な垂水づくり！経済への挑戦」では、第5次垂水市総合計画に掲げる、まちづくりの目標「地域資源を活かしたにぎわいのあるまち」の形成に取り組みます。

初めに、農林業の振興についてであります。

農業者の高齢化や後継者不足に対応するため、関係機関とも連携し、新規就農を目指す若い世代の確保に努めるとともに、新規就農者の経営が安定し定着できるように、生活支援給付金や農業機械の導入補助などのソフト・ハード面か

らの支援を継続してまいります。

また、農業生産性の向上を図るため、県農地中間管理機構と連携のもと、担い手の農地集積・集約化を推進してまいります。農業者の経営改善や所得向上を図るため、新規作物推進事業や和牛の商品性を向上させるための支援に取り組んでまいります。

また、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理につきましては、農村の多面的機能の維持・管理のための地域活動や、営農活動の支援に取り組み、年々増加する野生鳥獣による農作物被害を低減させるため、有害鳥獣被害対策を充実させ、農業者の皆様と力を合わせ、よりよい営農環境を構築できるように取り組んでまいります。

森林整備につきましては、引き続き森林経営管理制度に基づき、大隅森林組合と連携し、森林保全を推進するとともに、山間部の林道や治山工事については国や県などの関係機関に働きかけ、安心・安全なまちづくりの環境整備に取り組んでまいります。

なお、市民の皆様には新鮮な野菜を安定的に流通させる拠点としての地方公設卸売市場につきましては、改正卸売市場法が令和2年度から施行されることから、本市の特徴を活かした健全な市場運営に努めてまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

水産業の販路拡大に向けては、国内外の市場ニーズを的確に捉えた情報収集とPR活動を行い、継続的な販売促進を図るとともに、新たな販路拡大につながる取り組みへの支援を行ってまいります。

また、6次産業化の推進に向け、施設整備や消費者ニーズに対応した商品づくりや、マーケティング活動を図るとともに、安心安全な養殖魚の確立に向けたカンパチ・ブリの人工種苗生産技術向上への支援を行ってまいります。

次に、商工業の振興であります。

地元商店街の活性化としましては、商工会と連携を図り、商店街が実施するイベント等への支援を行ってまいります。

また、本市特産品の販路拡大支援事業につきましては、これまでの商談実績の分析・検証を行い、効果的な販路拡大を進めてまいります。

そして、現在、国が進めているマイナンバーの普及とマイナンバーカードを活用した消費活性化に対応するため、マイキーID認定支援業務を行い、市民や企業へのマイナンバーカードの普及促進を図ってまいります。

また、道の駅たるみず湯つ足り館は、開設から14年が経過しております。老朽化した物産館の外壁補修等を行い、令和3年度のリニューアルオープンを目指してまいります。

次に、観光振興についてであります。

スポーツ合宿や国内外の体験型教育旅行の誘致活動を積極的に推進してまいります。

また、3つの拠点であります、道の駅たるみず・道の駅たるみずはまびら・森の駅たるみず及び昨年5月に日本遺産認定を受けた垂水麓を周遊する新たな旅行商品づくりへの支援を行い、本市の魅力ある観光資源のPRに努め、さらには広域観光の推進を図るために、大隅広域観光開発会議や錦江湾奥会議、鹿児島県観光連盟などの関係機関と連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

今後もウェブ媒体等でのPRを積極的に行いながら、テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関の皆様との連携を強化し、さらなる情報発信の充実に努めてまいります。

3つ目「元気な垂水づくり！未来への挑戦」では、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標「次世代の担い手を育成・支援するまち」の形成に取り組みます。

初めに、地方創生についてであります。

本市の人口は、昭和30年の人口をピークに減少し続けております。また、年少人口と生産年

齢人口の減少に伴い、高齢化が進行しております。こうした状況は、本市に限らず、全国の自治体において、あらゆる分野で人口減少と超高齢社会の影響が拡大しており、これらの課題にどう対処すべきかという点で新たな挑戦を始めているところであります。

このような中、昨年12月、政府は2020年度を初年度とする5カ年の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定いたしました。国においては、第1期総合戦略の成果と課題を検証した上で、第2期総合戦略では、地方創生の目指すべき将来や今後5カ年の目標や施策の方向性などを策定するとともに、人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機を、国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔として関係省庁の連携を深め、将来にわたって活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正をともに目指すこととしております。

地方に対しても、現行の地方版総合戦略の総仕上げとして、次期地方版総合戦略の策定を求めており、引き続き意欲と熱意のある地方の取り組みに対して、情報支援、人材支援、財政支援の三本の矢による支援を実施することとされております。これらを受け、本市におきましては、第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の本年3月までの策定を進めてまいります。

人口減少への歯止めや少子高齢化への対策に特効薬があるわけではありませんが、引き続きこの難しい状況に真摯に向き合い、本市の魅力ある地域資源を前面に打ち出し、本市の将来のあるべき姿を思い描きながら、人口減少と地域経済縮小の克服に挑戦してまいりたいと考えております。

次に、地域振興についてであります。

平成28年度までに9地区全てで策定されています地域振興計画でございますが、現在、計画の見直しが進んでおり、本年度は境地区と協和

地区において見直し計画が策定されております。

令和2年度においては、垂水地区で計画見直しを、大野地区で2期目の計画づくりが予定されております。引き続き、それぞれの地区が描くありたい姿の実現に向け、地域住民の皆様とともに地域づくりに取り組んでまいります。

次に、移住定住の促進についてであります。

本市では空き家バンク制度に基づき、空き家の有効活用を図ることで、移住定住を促した地域活性化に取り組んでいるところでございます。引き続き、空き家バンク制度の利用拡大のため、登録物件での家財撤去やリフォームに対する助成を行ってまいります。また、移住定住を目的とした転入者や子育て世帯向けの住宅取得助成や新生活を始める世帯に対する民間賃貸住宅への家賃補助なども継続実施してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税につきましては、昨年6月に地方税法等の一部を改正する法律が制定され、ふるさと納税の募集に要する費用割合を5割以下とすることなどの基準が定められたところでございます。

この法改正に先んじて、本市では平成30年度より対策を講じるとともに、返礼品提供事業者との連携を図り、魅力ある返礼品の充実に取り組んだ結果、昨年12月末時点で過去最高の11億円を超える寄附金をいただくことができました。

引き続き国の制度見直しに関する情報収集に努め、迅速に対応できるよう備えるとともに、他自治体の動向を調査研究しながら、市の特産物の育成や発掘による産業振興を行い、本市の魅力ある返礼品の情報を積極的に発信してまいります。

税務関係につきましては、公正・公平、適正な固定資産税の課税を図る目的で、令和元年度に着手いたしました家屋全棟調査事業は、令和2年度中に市内全ての家屋等の確認調査や空き

家の把握調査を終え、評価替え年度であります令和3年度より調査結果を反映した課税が開始できるよう努めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。

子育て支援センター事業をはじめ、ファミリーサポートセンター事業、乳児用品等購入助成、放課後児童クラブの新規開設など、住民の皆様へのニーズを的確に捉え、積極的に事業を展開してまいります。

令和2年度におきましては、子ども医療費の助成対象者を18歳までに拡大することや、保育所等における国の無償化の対象とならない児童の保育料の軽減に加え、新たに副食費を助成することで、子育て世代の負担軽減をさらに図ってまいります。また、既存施設の老朽化に伴う、水之上児童クラブの新築工事などを行い、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、教育行政についてであります。

本年3月、新たな第3期垂水市教育振興基本計画が策定されます。この計画は、今後5年間の垂水の教育の方向性や事業・施策の内容などをまとめたものであり、感動と夢をキーワードとする垂水ならではの教育の推進の礎となるものでございます。

そこで、令和2年度はこの計画に基づき、各施策を展開してまいります。

初めに、教育環境の整備・充実につきましては、垂水小学校石積改修工事をはじめ、水之上小学校ほか2校の空調設備更新、計画的な樹木伐採など、児童生徒の安心・安全を確保し、よりよい教育環境の整備を図るとともに、学校施設等長寿命化計画に基づく、学校施設の補修・整備を計画的に進めてまいります。

さらに、本市にとってなくてはならない存在である垂水高校につきましては、令和元年度も公立4年制大学の合格者を輩出したことから、より一層の学習環境の充実に努め、垂水高校生

の進路実現のため、引き続き、各種検定や東進ハイスクール通信講座受講費用の助成などを行い、垂水高校の活性化に努めてまいります。

学校教育につきましては、「わくわくどきどき！夢教室」をはじめ、子どもたちに感動を味わわせ、夢を育む総合プランを一層推進いたします。

さらには、グローバル化が進行する社会への対応や新学習指導要領において外国語教育の充実が求められておりますことから、青少年海外派遣事業「夢の翼」など、英語力向上総合プランを一層推進いたします。

また、教員の働き方改革が求められておりますことから、市内全小・中学校に統合型校務支援システムを新たに導入することにより、業務の効率化・負担軽減を図り、教育の質の維持・向上を図ってまいります。

社会教育につきましては、市民館の耐震補強工事を行い、より安心・安全な生涯学習施設としての整備を進めてまいります。

市立図書館の運営につきましては、昨年4月に大隅広域図書館ネットワーク協議会に加入し、本年3月には新システムが稼働することに伴い、加入団体である2市5町間での図書の貸出、蔵書検索、予約などが1枚の新しい図書カードで利用できるようになり、利用者の利便性が向上をしております。併せて、施設内の空調機器取替え修繕を行い、快適な読書環境の整備を進めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、昨年5月にお長屋を中心とした垂水麓地区が日本遺産に登録されました。また、垂水島津家墓所が、間もなく官報告示により正式に国指定の史跡となりますことから、この機会を好機と捉え、本市の歴史的魅力や特色を国内外へ戦略的に発信し、地域の活性化を図ってまいります。

また、垂水島津家とゆかりのある宮崎市佐土原町との交流事業の一環として、垂水おもてな

し少女・少年隊による訪問や、佐土原人形の「春を呼ぶ垂水土人形展」での合同展示を行ってまいります。

文化振興につきましては、昨年度に引き続き郷土の偉人の顕彰事業として、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールや和田英作・香苗記念絵画コンクールを実施し、芸術文化のまちをアピールしてまいります。

また、海上自衛隊音楽隊によるふるさとコンサートでの地元の小・中学生とのコラボ演奏や市民館に常設しております「子どもたちの夢と感動を育む絵画ギャラリー」の充実により、文化・芸術の一層の振興を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、垂水中央運動公園体育館の改修が本年度完了いたしましたことから、隣接するたるみずスポーツランドを含めて、市民の皆様や利用者に生涯にわたって様々なスポーツに親しみ、安全で安心して楽しくご利用いただけるように努めるとともに、市民の皆様の健康長寿に貢献してまいります。加えて、スポーツ合宿誘致等による交流人口の増加を図れるよう利用促進に取り組んでまいります。

また、いよいよ本年10月には、鹿児島県で48年ぶりとなる第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」が開催されます。

本市では10月4日から10月7日にかけて、フェンシング競技が開催されます。このフェンシング競技に先立ち、7月にはスポーツチャンバラが、8月には綱引き競技が開催されます。この3つの競技大会において、選手が実力を十分発揮できる環境を整え、おもてなしの心でお迎えし、よりよい大会にするとともに、県外から参加する選手などに対し、本市の食や観光の魅力を情報発信することで、地域経済の活性化にも寄与する大会を目指してまいりたいと考えております。

以上、令和2年度の主要施策について申し上げ

げましたが、これから施策を着実に推進するために必要なまちづくりの進め方として、行財政運営と広報・広聴活動について述べさせていただきます。

初めに、行政改革及び職員の人材育成についてであります。

本市はこれまで行政改革を進めながら、多様化・高度化する市民の皆様へのニーズに柔軟かつ的確に対応するため、市民の皆様によりわかりやすい、利便性の高い組織機構を構築しながら、市民サービスの低下を招くことのないよう取り組んでまいりました。

今後は、新庁舎建設を見据え、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスの提供、限られた職員数で最大限の行政効果が発揮できるよう、本市の実情に適した職員数を検証しつつ、効率的な組織機構の構築を図り、行政改革に取り組んでまいります。

また、地方分権の一層の推進による地方公共団体の役割の増大、市民ニーズの高度化・多様化を背景に、職員一人一人が困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが求められてきておりますことから、研修等を通じて職員個々の能力及び業績の向上を図り、組織全体の職務遂行能力の向上に努めてまいります。

次に、財政運営についてであります。

財政運営においては、定員適正化による人件費の抑制、地方債残高の縮減、基金積立ての増など、継続的に改善を進めてまいりました。

平成30年度決算における主な財務指標は、自治体の財政構造の弾力性を示す比率であります。経常収支比率が93.6%、収入に対する負債返済の割合をあらわす実質公債費比率が7.8%、財政の将来健全度を表はす指標である将来負担比率が32.9%と、国の基準を上回る数値はなく、財政運営は健全に保たれていると言えます。

また、市の借金であります地方債残高は、96億9,948万円と前年度より増加をしたものの、

本市の地方債残高のピークである平成16年度の126億円は大きく下回っており、市の貯金であります基金残高につきましても、39億116万円と新庁舎建設事業等に備えた積立てを行っております。

しかしながら、本市の財政は市税やふるさと納税などの自主財源の確保に努めてきたにもかかわらず、依然として地方交付税などをはじめとする依存財源の占める割合が大きい状況でありますことから、今後も弾力的な足腰の強い財政構造を構築し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図るため、事務事業の峻別を徹底し、無駄を排除した財政運営に努めてまいります。

次に、広報・広聴活動についてであります。

市民の皆様との協働によるまちづくりを進めていく上で、行政情報の積極的な発信は必要不可欠なものであると考えております。誰もが見やすいように広報誌のデザインや文字の大きさなどの見直しを行い、様々な行政情報やまちの話題などを市民の皆様により迅速でわかりやすくお届けできるように、広報活動を進めてまいりました。今後も市民の皆様が利用しやすいよう、広報誌やホームページの改善にさらに取り組んでまいります。

また、広聴活動では、多様化する市民ニーズ、時代の変化をいち早く市民の皆様と行政が共有することが重要であり、私自身、1階市長席を設け、市民の皆様のご意見を直接伺わせていただいております。今後も市民の皆様のお便りを通じての広聴活動や、現場へ出向く姿勢を大切に、市民の皆様の声に耳を傾け、新たな施策への反映に努めてまいりたいと考えております。

以上、市長公約である「元気な垂水づくり！経済・安心・未来への挑戦！」を踏まえ、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標に沿って、令和2年度実施してまいります施策を申し述べました。

続いて、これらの施策に係る令和2年度の予算について、ご説明させていただきます。

国においては、昨年10月から消費税率を10%に引き上げ、その財源を活用して幼児教育の無償化をはじめとした全世代型の社会保障の充実や財政再建など、持続的な経済成長の実現に向けた取り組みに還元することとしております。

また、来年度から第2期を迎える地方創生に関しましては、まち・ひと・しごと創生基本方針を策定し、新たな視点として、誰もが活躍する地域社会の実現に向けた取り組みを進めるものとされているところでございます。

そのような中、昨年12月に国から示された令和2年度の地方財政対策では、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度を上回る63兆4,000億円が確保され、本市の主要財源であります地方交付税総額についても、平成30年度を上回る16兆6,000億円が確保されたところでございます。

以上のような国の予算の状況を踏まえ、各事業の成果に重点を置いて予算の質を高めることで、財政運営の健全化を図りつつ、子育て支援や高齢者対策、市民の皆様の安心安全に係るインフラ整備、今年度開催されます鹿児島国体に関連する事業費を優先して、本市の令和2年度の予算を編成いたしました。

その結果、総予算規模は174億5,341万円で、会計別に申し上げますと、一般会計110億8,900万円、国民健康保険特別会計20億9,677万2,000円、後期高齢者医療特別会計2億4,603万3,000円、交通災害共済特別会計510万4,000円、介護保険特別会計22億7,028万5,000円、老人保健施設特別会計6億3,715万6,000円、漁業集落排水処理施設特別会計3,095万8,000円、地方卸売市場特別会計385万4,000円、簡易水道事業特別会計3,527万7,000円、水道事業会計4億1,870万8,000円、病院事業会計6億2,026万3,000円となっております。

以上、私の令和2年度市政に対する所信と重点施策について説明を終わりますけれども、詳細につきましては、これからの審議の過程におきまして、私ほかそれぞれの担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（篠原静則） ただいま令和2年度の施政方針並びに各会計予算案についての説明がありました。これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を2月25日及び26日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月18日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については無制限といたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

△陳情第6号上程

○議長（篠原静則） 日程第33、陳情第6号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題といたします。

ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託したいと思っております。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明15日から24日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、2月25日及び26日に開きます。

△散会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもって散会いたします。

午後0時25分散会

令和 2 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 2 年 2 月 2 5 日

本会議第2号（2月25日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年2月25日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

ここで議会運営委員会委員長の所管事項調査の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

[議会運営委員長徳留邦治議員登壇]

○議会運営委員長（徳留邦治） 去る1月20日から1月22日にかけて、議会運営委員会の委員6名と随行1名により、京都府福知山市、兵庫県小野市において所管事項調査を実施しましたので、その結果をご報告申し上げます。

今回の所管事項調査の目的は、議会運営を積極的に取り組んでいる議会の実態等を調査し、今後の本市における議会運営の参考とするものです。

調査内容は、福知山市においては、議会改革の一環で議会のICT化の検討、タブレット端末の試行導入について、1. タブレット端末の試行導入の経緯について、2. システムの導入の効果検証について、3. 事業の内容についての3項目を、また小野市においては、政務活動費の廃止と開かれた議会及び災害時における議員活動基準策定について、1. 政務活動費の廃止と開かれた議会について、2. 政務活動費に代わる新たな活動費について、3. 政務活動費廃止及び新たな活動費についての住民の意見等について、4. 災害時における議員活動基準策定についての4項目

を調査してまいりました。

初めに、福知山市議会について報告いたします。

最初に、タブレット端末の試行導入の経緯について、福知山市議会ではICT化の推進、タブレット端末の試行導入に当たり、平成26年6月にタブレット端末の導入につながる調査研究を開始し、他市の導入事例の研究、先進市議会の視察、端末導入による議会運営の研修会等を行い、平成28年4月に議会のICT化の推進に係る基本的事項の策定を行い、同年10月にタブレット端末の活用範囲、機種選定、議員負担等についての全員協議会で意見交換会を実施、事業化に向けた予算要求を行う方針を確認、平成29年8月には、情報通信機器使用の規程を策定し、同10月にタブレット端末、文書共有・会議システム、議員用グループ・ウェアを含む導入を実現したとのことございました。

次に、システムの導入の効果検証については、議会全体、委員会、会派などのグループ内での情報共有や情報伝達の確実性、即効性が向上したこと。また会議資料の事前確認や事後の資料検索が容易になったことにより、会議運営の効率化とともに、議会機能の強化につながったこと。また、一般質問において議場スクリーンを利用し、写真、数字、グラフ等を投影することにより、質問の意図や内容を客観的に執行部や市民に伝えることができること。災害時の現場状況の共有や市民への現地説明、各種情報のウェブ検索など、通信端末ならではの臨機な活用による効果が発揮されたこと。スケジュール管理が容易になり、事務局からの連絡がスムーズになったこと。さらには、経費削減としてペーパー数量が12カ月間で17万6,992枚、金額に換算すると7万9,800円、コピー機使用料へ換算すると64万8,000円、稼働時間に換算すると53時間、職

員の拘束時間に換算した場合、相当な金額となるとのことであり、効果的には十分満足できるものであったとのことでございました。

次に、事業内容については、タブレット端末、iPad34台を購入。導入理由としてセキュリティ面に優れているとのことであり、文書共有・会議システムにはサイドボックス・クラウドを議員用グループ・ウェアには、サイボウズ・オフィスを使用しておられ、使い勝手のよいシステムとのことでございました。

また、運用費に関しては、タブレット端末通信費が公費負担50%、議員負担50%で、議員の負担を求めるとの取り決めもされておられました。

福知山市議会は、ICT化の取り組みを検討する段階で、ベテラン議員より不安な声も多数あったとのことでしたが、とりあえず執行部よりも議会からまず使ってみようともつまり、予算面で執行部と交渉を重ね、実施に結びつけたとのことでございました。

今回、福知山市議会の取り組みに関し、十分効果があると確認できましたことから、ぜひ本市でもタブレット導入に向けての検討が必要だと強く感じたところでございました。

次に、小野市議会について報告いたします。

まず、政務活動費の廃止と開かれた議会について、小野市議会では、平成29年度に政務調査費廃止条例を議員自ら提案し、全会一致で可決したとのことでございました。

廃止理由としては、経費削減が目的ではなく、調査研究活動のあり方をゼロベースで見直し、予算ありきではなく、見える成果を出すために必要経費を見定め、積極的に実施するとのことであったようですが、具体的な政務調査費の問題点として、政務調査費がもたらす議員活動の効果が見えにくいこと。生活費の一部と市民が誤認すること。不透明な利

用への懸念があり、悪いイメージを払拭するために、視察調査費等の政務活動費は、直接経費、旅費、借上料等で対応。議員が目標を定め、目的に合った調査研究費を執行、見える化の遂行。直接執行経費により生活費であるかのような誤った認識が払拭。公費、議員活動と位置づけた経費のみ、市の一般会計からの執行、使途の透明性を目的に廃止したとのことでございました。

ちなみに、支給額は月2万円の支給とのことでした。

次に、政務活動費に代わる新たな活動費については、政務調査を廃止し、議会調査研究事業を新たに創設されておられました。具体的な取り組みとして、行政視察や研修など議員自らが企画立案し、議会の承認を得て実施。視察後は、全議員が参加する報告会において情報の共有化、また先進地の事例については職員も報告会に参加し、施策に反映できる仕組みづくり、さらには講師を招聘した全議員参加の研修会等の企画の実施を行い、政務調査費廃止後の調査に係る予算を約20%抑えることができたとのことでございました。

次に、政務活動費廃止及び新たな活動費についての住民の意見等について、兵庫県では政務調査費を悪用した不正支出、兵庫県議会議員の号泣事件があり、市民の政務調査費に対する厳しい目があったとのことでありましたが、小野市議会では、県内初の政務活動費の廃止を行い、新たな議会調査研究事業を立ち上げ、事業の見える化の目標として、全ての面での透明性を確保したことにより、市民との信頼関係ができたと感じているとのことでございました。

また、政務調査費の廃止に関することではございませんが、議会改革の一環として小野市議会では、定例会休憩中に傍聴者からの質問を受け、議員や当局がその場で回答。また、

回答できなかったものは後日文書で回答する取り組みを令和元年6月より実施されておられました。

また、議会傍聴をしやすい仕組みづくりとして、子育て中でも傍聴される保護者の方々のために、議会の応接室を託児コーナーとして託児室の設置、また、お子さんを預かるために育児ボランティアへの委託も実施されておられました。

さらには、障がい者にも傍聴をしやすいするための配慮として、手話通訳の派遣や要約筆記の導入など、どちらも利用者の負担もなく、市民が安心して議会の傍聴ができる改革にも取り組んでおられました。

小野市議会の議会改革の成果のすごさを感じさせられ、本市でも新たな議会改革の必要性を改めて認識させられたところございました。

最後に、災害時における議員活動基準策定について、小野市議会では小野市災害対策本部と連携し、災害対策本部を支援するものとして、議員自らが迅速かつ適正な対応を図るために必要な事項を定めておりました。

議会としての主な活動は、正副議長による情報収集、全員協議会及び各会派の幹事会の招集、情報共有、議員の安否確認、議会対応の確認、議員の被災地確認、避難所における情報収集と協力が主な内容でございました。

本市では、これまで大きな台風や集中豪雨などにより壊滅的な災害に遭った地域でもあります。また、今後は、異常気象に伴うこれまでに経験したことのない災害や桜島の大爆発等も考慮しながら、市民の安心・安全のために議員が適切に対応できるように、議会として活動できる基準策定を設けなければと感じたところございました。

最後になりますが、福知山市議会及び小野市議会の議会改革に取り組む意気込み、さら

には説得力に感銘をいたし、また、議員が丸となり議会を変えるという姿勢に共感を覚えたところでした。

今回の所管事項調査を通して、他の自治体の議会運営の実態を調査し、大いに参考となる事例を数多く学んでまいりました。議会としての責任を果たすためにも、議会運営委員会の果たす役割の重要性を再認識し、垂水市議会の議会運営のあり方やさらなる議会改革の必要性を強く感じました。今回学んだ多くの事例を今後の参考にしてまいりたいと考えております。

以上で、議会運営委員会所管事項調査の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で諸般の報告を終わります。

△議案第10号～議案第17号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第10号から日程第9、議案第17号までの議案8件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第10号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第5号） 案

議案第11号 令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第12号 令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 案

議案第13号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号） 案

議案第14号 令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号） 案

議案第15号 令和元年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案

議案第16号 令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 案

議案第17号 令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号） 案

○議長（篠原静則） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。去る2月14日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月19日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第10号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

保健課の所管費目については、例年、一般会計繰出金が計上されているが、施設側の自助努力はされているのか、将来的な見通しがあるのかとの質問があり、収入確保・歳出削減に努力していただいている。将来的な見通しについては、人口減少や報酬改定等もあり、現段階ではシミュレーションしていないとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目については、浄化槽設置整備事業補助金の減額補正に係る質問があり、補助金は実績に応じた減額である。昨年までの国庫補助金の繰越金もあり、要望分は全て設置できる見込みであるとの答弁がありました。

次に、農業委員会の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目について説明がありました。中山間地域総合整備事業の未実施分が多いが、見通しはどうかとの質問があり、毎年見込み額に対して十分な予算がおりてこないため、後へ延ばしながら要望に応じていくような状況である。未実施分を3期目に移行するかについては、まだ県と協議していないとの答弁がありました。

そのほか森林環境譲与税事業や森林炭素マイレージ事業についても質問があり、森林環境譲与税事業については、市内を15カ所に分けて事業を計画しており、意向調査後に集積・管理・伐採という段取りで実施予定である。

森林炭素マイレージ事業については、建物の県産材使用量に応じ、県の認証をもらって申請した方に助成する制度であり、今年度1件の申請予定があるとの答弁がそれぞれありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、フィッシュガールについての質問があり、継続した活動について協議を行い、要綱を作成したところである。垂水高校のアピール、カンパチの販路拡大に向けて一緒になって取り組みたいとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでしたが、その他で井川地区の平成28年台風16号被災地の工事進捗状況について確認がなされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案について説明があり、介護予防・日常生活支援サービスクの減額補正は、何人分ぐらいになるのかとの質問に対し、月当たり訪問型が10件、通所型が27件の減となっているとの答弁がありました。

議案第14号令和元年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案については、特段質疑はなく、審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第15号令和元年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案については、施設側と定期的な協議の場が設けられているのかとの質問があり、課題は何か、どういう対策をす

るか、調整会議は行っているが、執行の部分まで入り込んでいない実情がある。担当課とも協議をし、見える化を図っていききたいとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第16号令和元年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第17号令和元年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、特段質疑はなく、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原諍則） 次に、総務文教委員長、川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る2月14日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、2月20日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第10号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案における議会事務局の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、総務課の所管費目では、ウインドウズ7のサポート終了に伴うウインドウズ10への業務用パソコンの買い替えに対するパソコン1台当たりの単価について質問があり、当初デスクトップパソコンで10万5,000円、ノートパソコンで11万2,000円程度を見込んでいたが、入札の結果、それぞれ5万1,000円、5万5,000円程度と大幅な安価で調達できたとの答弁がありました。

その他に市庁舎の電気料、回線利用料、災害応急対策費等の質問がありました。

次に、企画政策課の所管費目では、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金の減額について質問があり、柘原地区公民館

のトイレ改修を申請していたが、事業採択されなかったためとの答弁がありました。

また、廃止路線代替バス運行負担金について、負担額は増加していくのか、一過性のものであるのかとの質問があり、経常収益から経常費用を差し引いた赤字分を補てんするという制度になっており、バスの修繕費や燃料費の動向、乗客の増減によって影響を受けるため、状況に応じて負担額は増減するとの答弁がありました。

ふるさと納税制度事業費の中のポータルサイト運営会社に支払う手数料の増額について、手数料の利率はどの程度かとの質問があり、各運営会社により1%から9%までの幅がある。各運営会社が提供するサービスの内容が異なるため、利率に差が生じているとの答弁がありました。

次に、財政課の所管費目では、財政調整基金積立金について年度末における基金見込み額の質問があり、今回の補正予算が可決された場合、予算ベースで12億1,200万円程度となる見込みとの答弁がありました。

その他に車両の修繕料等の質問がありました。

次に、市民課及び選挙管理委員会事務局の所管費目では、国民健康保険事業費の中で、一般会計からの法定繰出金に関して、国保事業の健全化について質問があり、令和6年度までに財政的に改善しないといけない。改善に向け財政健全化計画を策定するところであるとの答弁がありました。

その他に振興会長事務委託料等の質問がありました。

次に、税務課の所管費目では、過誤納還付金の性質について質問があり、今年度の歳入予算で還付することのできない過年度の申告等で還付金が発生した場合に歳出する予算であるとの答弁がありました。

また、その他で家屋全棟調査、固定資産税の還付等の質問がありました。

次に、教育総務課の所管費目では、学校施設災害復旧費で降灰除去を実施しなかった理由について質問があり、校庭内における降灰の堆積量が国庫補助対象の要件を満たさず、事業実施に至らなかったとの答弁がありました。

その他に小学校施設整備費等の質問がありました。

次に、学校教育課の所管費目では、特段質疑はありませんでした。

次に、社会教育課の所管費目では、柘原地区公民館のトイレ改修について質問があり、トイレ改修については、社会教育課ではトイレ周りの壁修繕の要望があるとの答弁がありました。

次に、国体推進課の所管費目では、かごしま国体垂水市実行委員会運営補助金減額の要因について質問があり、全日本フェンシング大会における会場設営・撤去事務委託費が、入札で見込み額より1,000万円程度安価となったことや、既存の備品を使用したことで減額となったとの答弁がありました。

次に、税務課所管の歳入全款では、市税の個人課税分増額の要因について質問があり、営業所得者・農業所得者の所得向上が見られ、景気の回復による事業者の所得増加が主な要因であるのではと考えているとの答弁がありました。

また、たばこ税における電子たばこの取り扱いについて質問があり、紙たばこと同様に市へ納入がある。現在、電子たばこの税率は低く設定されているが、昨年の法改正により段階的に税率が上がっていく予定であるとの答弁がありました。

一般会計補正予算（第5号）案の最後に、財政課所管の歳入全款では、特段質疑はあり

ませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和元年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案では、一般会計からの法定外繰入を解消する財政健全化計画を達成できなかった場合のペナルティーについての質問があり、保険者努力制度の交付金があるが、達成されなかった場合、交付金が減額されることになるとの答弁がありました。

また、法定外繰入を解消するめどは立っているかとの質問があり、財政健全化計画の中では、税率の向上や国庫、県支出金増額の手法等が含まれるが、今の段階で計画を達成できるかは、はっきりしていないとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和元年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案では、特段質疑はありませんでした。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号から議案第17号までの議案8件を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの議案8件については各委員長の報告のとおり決定いたしました。

△令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（篠原静則） 日程第10、ただいまから令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、ご協力をよろしく願います。

それでは、通告に従って、順次、質疑及び質問を許可いたします。

最初に、7番、川越信男議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。令和2年を穏やかに迎え、東京オリンピック・パラリンピック大会の年にふさわしく活気あふれ、また、鹿児島では、国民体育大会が開催され、素晴らしい1年を迎える予定でしたが、新型コロナウイルスによる肺炎が中国で発生し、あっという間に日本はもとより世界に感染拡大し、大変な事態になっており、一体どこまで広がるのか心配でなりません。

お亡くなりになられる方も多く、併せて中国からの部品等の調達も困難となり、観光面や日本経済にも影響が出だしているようです。

連日の報道により、様々な対応をとられているようですので、一刻も早い終息を祈り、

最大のイベントの東京オリンピック・パラリンピック大会に影響なく、にぎやかに各国の皆様をお迎えしたいものであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問事項に基づき、質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、青少年海外派遣事業～夢の翼について伺います。

この事業については、私は以前から質問をし、事業推進を行っていただき、素晴らしい実績も報告いただいております。本年度の事業も12月議会でお聞きし、香港情勢を注視して、2月のころ実施予定となっております。青少年海外派遣事業～夢の翼は、実施を見送ることとなったと伺いました。

実施の見送りの経緯と派遣予定であった子どもたちや保護者の反応はどうであったか、学校教育課長に伺います。

次に、たるみず元気プロジェクト事業の健康チェックについて伺います。

これまで健康チェックについて、繰り返し質問をさせていただきましたが、私自身も昨年12月に初めて健康チェックを受けさせていただきました。

初めて受けた感想は、一番に保健課の職員や鹿児島大学のスタッフ、関係者等が献身的に取り組んでおられ、笑顔で走り回っていることと、先生方も親身に対応していただき、緊張することなく、大変受診しやすい雰囲気でありました。

2番目は、健康チェック後に開催された結果報告会で、それこそ県内トップクラスの先生方に個別相談する機会があり、かねて自分で思っていたも言い出せないことも相談できる環境であったことです。

3番目は、やはり時間が長い感じはしました。病院の診察で午前中いっぱい待って、5

分ほどの診察を受けることもありますので、それに比べれば短い時間だろうとは思いますが、やはり少し長く感じました。先ほど申したとおり、私はこれまで質問の際は常に健康チェックについて質問してまいりましたが、昨年12月議会においては、2つの実例の質問に緊急性の高い病気を発見することが立証されたことと課長から答弁をいただきました。

そのようなことから、今後も長く継続してほしい事業であると実感しており、継続していただくために、改めて保健課長に質問をいたします。

本年度の参加者が1,000名を超えたことは、最終日当日、私も参加しておりましたので承知しておりますが、全体的に見て今後の課題など見えてきているかと思えます。本年度の健康チェック事業をどのように総括されているか、伺います。

3番目に、国民体育大会について伺います。

冒頭でも言いましたが、令和2年度は日本にとりまして、鹿児島にとりまして、活気のある年になると思っております。夏には東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、秋には鹿児島で国民体育大会が開催されるからであります。

かごしま国体については、本市で10月4日から7日までの4日間、フェンシング競技が開催されます。それに先駆けて、昨年12月に本市で開催されました第72回全日本フェンシング選手権大会の団体戦を私も観戦いたしました。迫力とレベルの高さにびっくりいたしました。

このプレ大会として位置づけられました選手権大会を踏まえて、職員の皆様も国体に向けて運営などで自信を持って臨まれることと思えます。本番の国体開催に向けて、充実させるためにも気がかりなことが幾つかありますので、そのことについて質問をいたします。

まずは、全国から選手・役員など多くの皆様に垂水市に迎えるわけですが、宿泊施設の少ない本市の実情を考えると、とても気になります。そこで、宿泊の準備や手配はどこがどのようにされるものか。また十分に確保ができるのか、課長に伺います。

次に、新庁舎整備事業について伺います。

現在、実施設計業務を行っていると思いますが、現在の状況と今後の建設工事の見通しについてお聞かせください。

最後に、国道整備促進について伺います。

国道220号線牛根境地区におきます通行規制の解除に向けた防災対策の早期整備についてお聞きいたします。

このことにつきましては、依然として連続雨量200ミリで通行規制区間があり、大きな影響を与えております。このことから、早期整備に向けてこれまでも市長と議会も一緒になって国に対し要望活動を行ってきたところであります。

また、新たな取り組みとして、昨年12月には、国道220号線牛根境地区国道整備促進期成会を市長、議長、私を含めた6人の市議会議員、さらには垂水市商工会会長など、各種団体長からなる総勢22名で発足させ、国に対して市長に要望書を持参していただいたところであります。

このような中、今月15日に鹿屋市で開催されました森山衆議院議員の時局報告会におきまして、来年度から地盤調査、測量等、工事に着手できる見通しである旨のありがたいお話がございました。

そこで、今日までの取り組み状況と見通しについて、市長にお聞きし、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（明石浩久） 本事業の実施見送りにつきましてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、派遣予定の

子どもたちとともに、実施に向けた準備を進めながら、渡航手続の期限となる12月下旬まで、香港情勢を注視してまいりました。

しかしながら、12月にも大規模なデモが発生したり、市民集会を香港警察が強制排除したりするなどの混乱が発生し、不安定な状態が続いておりましたことから、子どもたちの安全を最優先に考え、今回の派遣を見送る判断をいたしました。

また、判断結果につきましては、12月26日に保護者説明会を実施し、派遣予定の子どもたちとその保護者、それぞれに説明を行ったところでございます。

派遣見送りの判断を聞いた多くの子どもたちは、落胆した様子が見られましたが、落ちついて受け止めてもらえたと考えております。

また、保護者の方々からは、派遣見送りの判断に対する反対等のご意見はなく、おおむねご理解いただけたものと思っております。中には、これまでの取り組みへのお礼をおっしゃってくださる方もあり、大変ありがたく思ったところでございます。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 本年度の健康チェックの総括についてのご質問にお答えいたします。

まず、開催実績でございますが、昨年6月30日の垂水中央病院での第1回の実施を皮切りに、市民館や地域の小学校の校舎を利用させていただき、12月15日まで、計16回の健康チェックを開催し、参加申込者総数1,138名に対し、実際の参加が1,028名で、90.3%の参加率となっております。

当初の参加計画数は、前年度と同様に1,500名としており、結果的に3分の2程度の参加となり、最善の努力を尽くして広報活動したつもりではございますが、前年度の参加者数にも至らない参加申込者数となりましたこと

など、今後の周知方法などの再検討が必要であると考えているところでございます。

また、本事業は、継続的に実施していくことで、参加される市民の皆様の健康状態の変化を把握し、ご自身の生活を見直すことにより、健康寿命の延伸を図る取り組みでございます。

このようなことから、単年度の健康状態ではなく、継続して参加することで、その変化を確認することができますが、本年度と前年度の参加申込者で比較したリピート率が56%で、実際の参加者でのリピート率は62%と低調でありましたことから、そのいずれのリピート率も向上させるための周知方法も課題と考えているところでございます。

さらに、12月議会の池田議員の質問に答弁いたしましたとおり、健康寿命の延伸や介護予防の推進のためには、健康への意識づけとして、40代から50代といった現役世代の参加が必須と考えております。

これらを含む様々に出現した課題を、鹿児島大学など、携わる先生方と繰り返し協議・分析し、次年度の実施に向けて少しでも改善できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） おはようございます。それでは、国民体育大会について、宿泊の準備や手配は、どこがどのようにされているのか、また、十分に確保できるのかにつきまして、お答えいたします。

まず、県実行委員会が示している宿泊業務の配宿体制、いわゆる宿泊施設への割り振りの考え方は、配宿を実施する会場地市町村実行委員会の業務の省力化と経費削減を図るとともに、効率的かつ円滑に実施することを求められております。

そこで、本市実行委員会では、全国から参

加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び関係者の宿泊について、宿泊基本計画を定めております。

具体的には、県実行委員会と会場地市町村委員会が合同で配宿施設を一元管理し、一括して配宿を行う合同配宿を基本としております。昨年10月に、JTBを中心とした合同配宿センターを設置し、運用を開始しております。

また、配宿の基本的な考え方としましては、原則として参加する競技が実施される会場地市内のホテル、旅館に配宿する。選手団の一体性に配慮し、個人競技は選手団ごとに、団体競技はチームごとに同一の宿舎に配宿する。移動にかかる負担軽減に配慮し、競技会場へ移動しやすい宿舎に配宿することとしております。

次に、市内施設で十分に確保できるのかのご指摘でございますが、県実行委員会、合同配宿センター、本市実行委員会で、現在協議中であります第3次仮配宿計画案及び先催県実績に基づく試算でいきますと、市内には薩摩明治村、ホテルAZ及びリブマックスリゾート桜島シーフロントなど、10の施設で最大約400名が宿泊可能であります。それに対し、選手、競技役員等は、期間中最も多い日で約500人を想定しております。

したがって、本市の宿泊施設だけでは受け入れは不可能でありますので、近隣の鹿屋市の宿泊施設も視野に入れております。

現在、各宿泊施設の宿泊提供可能部屋数や人数、料理提供等の最終聞き取り調査を実施し、自治体並びに競技団体の意向を踏まえ、調整を行い、3月末には配宿の方向性が示されることとなっております。

本実行委員会といたしましては、多くの選手、監督、競技役員が本市に宿泊することで、移動の負担軽減や、本市の魅力ある食材を満

喫していただくとともに、施設の活性化はもちろん、地域全体の活性化にもつながりますので、可能な限り本市に宿泊していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。新庁舎建設事業の進捗状況と今後の見通しにつきまして、お答えいたします。

新庁舎建設工事基本・実施設計業務委託契約は、3月19日の実施設計完了に向けて、現在、積算作業を行っております。

設計完了後の建設工事については、新庁舎建設基本計画では、令和2年度から建設工事を始めるスケジュールとしており、計画どおりに同年度内に工事着手ができるよう、施工スケジュールの調整をしているところでございます。

この建設工事のスケジュールについては、改めて議会最終日の3月13日に全員協議会でお示ししたいと考えておりますが、大まかな流れとしましては、本体建築工事の許認可業務として、実施設計完了後、大臣認定でございます個別性能評価の申請を行い、その後、建築確認申請を行う予定でございます。

また、敷地が3,000平方メートルを超え、土地の区画の変更が生じることから、開発行為許可申請を並行して行う予定でございます。

本体建築工事に必要な予算については、許認可申請の時期を踏まえ、本体工事等の発注形態や事業者選定方法、そして、発注時期を想定し、適切な時期に議会にご提案したいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 国道220号牛根境地区の通行規制解除に向けた整備につきまして、お答えいたします。

先ほど、川越議員からありましたとおり、私も、2月15日に鹿屋商工会議所において、

森山代議士の時局報告会に出席をいたしました。この報告会が始まります前に、控え室におきまして、森山代議士より事業が始まることをお聞きしたところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、川越議員におかれましては、国道整備促進委員会の委員長でございますので、改めて申し上げるまでもありませんけれども、毎年、国道220号道路整備促進につきましては、市議会の先生方とともに、国土交通省や九州中央整備局、大隅河川国道事務所に直接要望して、また、桜島火山活動対策協議会でも、大規模噴火時の避難道路としましての整備要望を行ってきたところでございます。

さらに、昨年12月には、防災対策を目的としました国道整備促進期成会を立ち上げ、新たに要望書を携え、12月25日に国土交通省と財務省に出向きました。その後、森山代議士に改めて当エリアの安全上の課題と必要性を訴え、しっかりと防災対策の早期整備の実現を要望させていただいたところでございます。

現在のところ、国土交通省大隅河川国道事務所より、事業化決定につきましては、正式にお聞きはしておりませんが、自由民主党の重要ポストを担っておられます森山代議士の公的なご発言でございますので、事業化は決定されたものであると、私も思っているところでございます。

事業化の見通しが立ちましたことは、森山代議士のご尽力はもちろん、長年、議会の先生方と要望活動を行ってまいりました結果であり、今回の決定で、当地区の長年の課題が解決され、地域の皆様のご不安が解消される見通しとなりましたことは、一つ大きな問題がクリアできると安堵しているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。それでは、2回目から一問一答でお願いいたし

ます。

まず、青少年海外派遣事業～夢の翼での本年度の事業実施見送り及び子どもたちや保護者への説明等、丁寧に対応していただいているようで、安心いたしました。

しかし、前回の定例会で、このような子どもたちを大きく成長させる事業は、継続してこそ価値があるものであり、ただ中止するのではなく、延期措置や代替措置についてお願いをいたしました。そのことの検討はなされたのか、教育長に伺います。

○教育長（坂元裕人） 延期措置や代替措置の検討につきまして、お答えいたします。

子どもたちは、香港へ行きたいという思いを強く持っておりましたし、また、保護者の方々も、香港の情勢に心配や不安を抱きながらも、できれば行かせてやりたい、延期してでもぜひ行かせたいという思いを持っておられました。

こうしたことから、派遣見送りの判断後、教育委員会といたしましても、派遣先の変更や派遣期日の延期等について検討を行いました。

本事業には、大きく3つの目的がございます。1点目は、外国の文化や歴史、自然に触れる体験を通して、国際感覚を養うとともに、ふるさと垂水のよさを再確認する機会とすること。2点目は、現地での英語によるコミュニケーション活動を通して、語学力の重要性を知り、その向上を図ろうとする契機とすること。3点目は、国際社会で活躍しようとする意欲を高める機会とすることとしております。

これらの目的を達成するための代替措置案等につきまして、検討を進めてまいりましたが、ご承知のとおり、昨年12月に中国の武漢市において、新型コロナウイルス感染症が発症し、その後、日本を含め世界的に感

染が拡大しておりますことから、現段階におきましては延期措置や代替措置は難しいものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。青少年海外派遣事業～夢の翼の意義や重要性については、これまでも定例会で質問してまいりました。今回の派遣見送りは、諸般の状況を考えますと、適正な判断であったと考えます。新型コロナウイルスの流行については、まだ終息の兆しが見られず、大変憂慮しているところであり、感染が拡大しないように切に願っているところです。

青少年海外派遣事業は、明日の垂水を担う人材の育成に大きく寄与するものであると考えます。本事業を継続して実施、より充実が図られるようお願いいたしまして、この質問は終わります。

それでは、次にたるみず元気プロジェクトの2回目の質問をいたします。

先ほど、継続的に参加していただくためのリピート率の低さや現役世代の参加者増の必要性を答弁されましたが、リピート率や参加者増のための取り組みをどのように考えておられるか、併せて、参加者の年代別の構成はどうなっているのか、課長に伺います。

○保健課長（橋圭一郎） リピート率や参加者増の取り組みと年代別構成につきましてのご質問にお答えいたします。

リピート率や参加者増の取り組みにつきましては、本年度もあらゆる方法をもって取り組んでまいりましたが、それ以上に市民の皆様が参加してみようと思えるような周知方法が必要だと考えております。

昨年11月号の市報で広報いたしました静脈瘤やペースメーカーの実例も含めて、健康チェックに参加の皆さんから、参加してよかったという生の声を届けるなど、受けることの

効果やメリットをあらゆる媒体や手法を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

年代別の参加者構成でございますが、全体参加者数1,028名に対して、40歳代が71名の6.9%、50歳代が125名の12.2%、60歳代が293名の28.5%、70歳代が366名の35.6%であり、80歳代が160名の15.6%、最後に90歳代が13名の1.3%となっており、60歳代及び70歳代の参加が高いところでございます。

改めて申し上げますが、市民の皆様が、ぜひ参加してみようと感じられる取り組みとなるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。年代別の構成で、90歳代が13人もおられることは、全体的な意味で、市民の皆様の健康増進に対する意識の高さのあらわれではないかと思えます。このことは、先の市民満足度調査の結果にあっても、前回、平成28年度の調査状況と一変し、健康づくりの推進と医療体制の充実の項目が、重要度と満足度ともに非常に高い評価をなっているなど、私は、この健康チェック事業に対する市民の評価があらわれたのだらうと思っております。

現在、保健課の健康増進係を中心に実施されておられ、今後20年にわたり実施される予定であるなら、円滑な事業の実施と、鹿児島大学へのさらなるアピールにもつながると思いますので、機能強化のためにも、係ではなく課の編成で充実させる機構改革も考えていいのではないかと思います。ぜひとも検討されることを期待いたします。

この事業は、長期間にわたるものであり、対象となる市民の皆様が参加しやすく、また、事業が円滑に実施することができるよう、いろいろな変更を加えながら、今後とも市民

の健康増進の取り組みをお願いいたしまして、この質問は終わります。

それでは、次の国民体育大会について、2回目の質問を。

先ほどの答弁にありました、本市の宿泊施設を優先して泊まっていただき、不足するところはしっかり対応されるようで安心しました。

そこで、予算面について伺います。国体に関しての経費は、鹿児島県と開催市ではどのような負担割合になっているのか、また、市が負担するものはどのような内容なのか、課長に伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） それでは、予算について、県と市の負担割合につきまして、お答えいたします。

国体を開催するに当たり、鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局、いわゆる県実行委員会から、開催市町村に対しまして、大会運営交付金が補助される見込みであります。

この交付金の目的・趣旨であります。会場市町村及び関係競技団体等が開催する、本大会競技に要する経費に対して補助することにより、燃ゆる感動がごしま国体の円滑な開催・運営に資するとともに、大会を契機として、スポーツの普及・振興に資するものであります。

本市におきましては、正式競技のフェンシング、デモンストレーションスポーツのスポーツチャンバラの観戦者などの休憩所や飲食コーナーの設置費、応援・歓迎グッズの製作費等のおもてなし事業、炬火イベント事業の4つが補助対象事業となる見込みであります。

補助率の負担割合といたしましては、補助対象経費の3分の2を県実行委員会にご負担いただき、残りの3分の1と補助対象経費以外の部分を本市実行委員会が負担することとなります。

この補助対象経費でございますが、競技会運営に共通して必要となる経費といたしまして、医師や看護師への謝金、競技役員の日当、事務用消耗品の購入費、看板、大会プログラム等の製作費等が対象となります。

また、競技や競技会場の特殊性により、競技会ごとに必要性の異なる経費といたしまして、競技役員の交通費や宿泊費、燃料費、車両借上料、競技用具借上料、仮設費、委託費の会場設置・撤去、空調設備レンタル等が対象となります。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。県と市の経費の負担割合などについては理解できました。

ただ、国体は国家事業でありますので、予算面で不足して、開催に支障を来すことのないように、必要な予算は確保していただきたいと思っております。

平成27年に、鹿児島県で開催されました国民文化祭におきましては、多くのボランティアの皆様のお支えが大きかったと記憶しております。そこで、国体へのボランティアにつきましては、どのような年代や団体に呼びかけて募集をされるのか、また、必要人数はどれぐらいを見込んでおられるのか伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、ボランティアの募集はにつきまして、お答えいたします。

国体の成功の鍵を握るボランティアの活躍は、その重要性から県実行委員会をはじめ、ほとんどの市町村の実行委員会でも募集が行われております。

本市におきましても、市民一人一人が積極的に国体へ参加することで、市民の英知と情熱を結集した垂水市ならではの魅力あふれる大会を実現するため、垂水市市民運動基本計画に基づき、平成30年5月28日に、垂水市大

会運営ボランティア募集要項を決定したところでございます。

その後、市内への全戸配布や広報たるみず平成30年11月号への掲載、本市公式ウェブサイトへの掲載、各種団体への直接案内により、令和2年2月14日現在でございますが、約70人の方からご応募をいただいたところでございます。

ご応募いただきましたのは、一般市民ボランティアの方をはじめ、垂水市文化協会や市役所OBの方、また、県実行委員会を通じてご応募をいただいた市外在住の方もいらっしゃいます。このほか、垂水市おもてなし少女・少年隊の皆さんもボランティアとして参加してまいります。

昨年末に開催されました、第72回全日本フエニング選手権大会団体戦におきましても、3日間で延べ約150人のボランティアの方にご協力をいただきました。主な業務といたしましては、受付、入場口IDチェック、観覧者の誘導、振る舞い品の配布、駐車場係など、常におもてなしの心と笑顔で取り組んでいただいたところでございます。その活躍ぶりは、大会運営において重要な役割を果たしていただき、ボランティアの存在をとっても心強く感じたところでございます。この場をお借りいたしまして、心から感謝申し上げます。

今後も、様々な媒体を使いながら、引き続きボランティアの応募を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。多くのボランティアを募って対応されるということではありますが、特に子どもたちにとりましては、貴重な経験となると思います。一人でも多くの参加者が集まるよう、努めていただきたいと思います。

最後に、令和元年6月議会でも質問しまし

たが、本県及び本市の経済効果の見込み額について、概算でわかる範囲でいいですので、お答えください。

○国体推進課長（米田昭嗣） 続きまして、経済効果の見込みはにつきまして、お答えいたします。

令和元年第2回定例会で、川越議員のご質問にお答えいたしましたとおり、2017年に開催されました愛媛国体におきましては、日本経済新聞によりますと、同県内で661億円の経済波及効果があったと掲載されております。また、2018年に開催されました福井国体におきましては、福井新聞によりますと、同県内で615億円の経済波及効果があったと掲載されており、この金額は、県と市町が支出した費用の約1.34倍に当たるとのことです。

一方、かごしま国体の経済効果につきましては、令和元年9月18日付の南日本新聞1面記事によりますと、九州経済研究所が試算された金額619億円が県内の経済効果として発表されたところでございます。これは、一昨年放送されましたNHK大河ドラマ「西郷どん」の試算額の2.4倍に当たる金額でございます。

本市における経済効果の見込みでございますが、選手等の宿泊費、輸送・運送費、飲食費、お土産・買物代など、正確な数値化は困難であります。そのような分野に経済効果が及ぶものと考えております。

なお、今申し上げました本市における経済効果は、大会開催前、大会期間中といった時間的局面で発生する直接的効果でございます。

今後は、開催推進総合計画にもありますとおり、市民総参加によりおもてなしの心があふれる大会を実現し、本市の魅力を発信するとともに、市民のスポーツ振興につなげることで、大会開催後も間接的な効果や付随的な効果を高められるように取り組んでまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。鹿児島県で48年ぶりに開催されます、かごしま国体は、市民の皆さんもとても楽しみにしておられると思います。また、県内外から来ていただく皆さんに、垂水市の魅力を知っていただく絶好の機会であります。職員の皆さんは、これから本番に向けて、準備など大変と思いますが、頑張っていたきたいと思えます。

次に、新庁舎整備事業の2回目の質問に移ります。

実施設計完了後は、建築確認などの許認可業務を行いながら、建設工事の予算を調整していき、議会に提案するということでしたが、順調にいけば、予算は6月議会ごろになりそうですね、教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 現在、そういった形でご提案できるように、業務を進めているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ぜひとも6月議会には提案いただければと思います。

一方で、新聞報道では、地方自治法第4条に基づく市役所の位置を定める変更条例の提案時期について、要請書が提出されたとありましたが、この件については、これまで幾度となく同僚議員の皆さんが質問され、執行部も考え方を答弁しておりますが、その考えに変わりはないか伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 位置変更条例案の提案時期につきまして、お答えいたします。

地方自治法第4条に基づく市役所の位置を定める変更条例の提案時期に関しましては、これまで答弁した内容に変わりはありません。

これまでも、議員の皆様方から、建設着工前とすべきといった意見や、事務所としての形が見える時期でよいといった意見がございました。

このように、様々な考え方がございますことから、市役所の位置を定める改正条例の提案時期につきましては、慎重に判断させていただいた上で議会にご提案したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。たしか、今年の6月議会だったかと思いますが、川畑議員が、事務所としての役割が果たせるかどうか、しっかりわかってからでもいいのではないかとといった意見がございました。私も、同じ考えでございます。

市役所の位置を定める変更条例案が提案された場合、その議案を審議する視点として、行政サービスを提供する事務所として、防災拠点機能や防災対策は十分なのかといった、市役所の事務所としてふさわしいかどうか、十分に確認をした上で判断すべきものではないかと考えます。

そういったことから、執行部もさらに市民に対して、新庁舎建設事業に関する情報提供を行い、事務所としての役割が果たせるかどうかなど、引き続き広報活動を丁寧に行い、理解促進に努めた上で変更条例案を提案いただきたいと思います。

市民の皆様に対しては、現在、車座座談会を開催していますが、本年3月までとお聞きしています。実施設計完了後は、こういった観点からも、引き続き広報活動を充実させていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 新たな広報活動の取り組みということでございます。先ほど担当課長の答弁がありましたとおり、3月19日には

実施設計が完了して、一つの節目を迎えることとなります。その後は、建設に向けた業務になりますが、安全に確実に建設工事ができるようにしていかなければならないというふうに考えております。

川越議員からご提案のありました、広報活動の充実でございますけれども、市民の皆様に対して正しい情報をわかりやすく伝えていかなければいけないというふうに思っております。

今年度は、基本・実施設計段階として、市民の皆様の不安や疑問点の解消を図るために、車座座談会を行いました。これまで市民の皆様向け、職員向け、行政連絡会を合わせて40回、827名のご参加をいただき、市民の皆様との意見交換をさせていただきました。やはり市民の皆様の不安や疑問点の解消には、直接対話することが有効であると感じましたことから、新年度もさらに効果的な広報活動ができるように引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。新たな取り組みとして、十分な広報活動を行い、市民の皆様の理解が深まるよう取り組んでください。

次に、新庁舎整備事業の事業費について伺います。基本計画の概算事業費では、本体工事費と附属棟の建設費が約29億円とされています。ただし、備考欄には、免震構造を採用する場合は、平米当たり50万円以上を見込む必要があると記載されています。

建設業界では、昨年の鉄骨等の資材不足による建設資材単価の高騰などもありましたが、建設工事費の見込みについてお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎建設事業費の事業費につきまして、お答えいたします。

建設工事費の見込みについては、現在、実施設計の積算中ですので、詳細はお答えできませんが、新庁舎建設基本計画時点と比較しますと、本体建設工事は増加するものと考えております。

増加の主な要因でございますが、安全対策としまして、耐震構造を柱頭免震構造としたこと、地盤改良を行い、安全性を確保したこと、資材や労務単価が高騰していること、消費税率の改定などがございます。

一方で、工事費削減の取り組みについては、設計会社に問い合わせをしましたところ、機能性を保持しつつ、安価で汎用的な材料をできるだけ取り入れたり、汎用技術を組み合わせるなど、様々な工夫をしながら、現在、積算作業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 年々資材や労務単価の上昇があるが、仮に平米単価で1年に1万円上昇するとなると5年で5万円、遅れれば遅れるだけ事業費が上がるだけでございます。財政上も、そして、市民の安心・安全上からも、計画どおり進めていただきたいと思っております。

そこで、新庁舎建設に係る財源について、財政課長にお聞きします。新庁舎建設に係る財源は、市有施設整備基金と地方債であるところでも説明を受けていますが、特に多額の事業費がかかる新庁舎建設事業については、市の借金である地方債の取り扱いが非常に気になるところであります。

そこで、予定している地方債について、令和2年度における変更点など、何か情報があれば教えてください。

○財政課長（和泉洋一） 新庁舎建設に係る地方債についてにつきまして、お答えいたします。

新庁舎建設事業で予定している地方債は、

市町村役場機能緊急保全事業債で、これまで議会でも説明いたしておりますとおり、令和2年度までに実施設計に着手すれば、起債対象経費の75%を上限として、元利償還金の30%が後年度の交付税に措置されるというものでございます。

そこで、令和2年度にかけての変更点でございますが、大きく2点ございます。

まず、1点目は、今年度の起債の同意基準で、起債対象事業費を算出する根拠となる入居職員1人当たりの面積基準が緩和されたこととでございます。これにより、起債の借入上限額が広がるという効果があります。

2点目は、市町村役場機能緊急保全事業債の借入先の拡大であります。今年度までは、民間の銀行からの借りに限定されておりましたが、令和2年度の同意分から、地方公共団体金融機構資金の対象事業に追加される見込みでございます。このことによりまして、長期の借入期間に生じる利息の支払いに、相当な額の削減効果が発生するものと想定しております。

なお、この件に関しましては、本市から金融機構に対し、昨年6月に要望を申し上げていたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。一日も早い完成をお願いいたしまして、最後の質問に入ります。

次に、国道220号線の牛根境の整備についてでございますが、この整備によって、市長はどのような効果があると考えていらっしゃるのか伺います。

○市長（尾脇雅弥） 整備後の効果についてでございますけれども、国道220号牛根地区は、これまでも台風や集中豪雨により、山腹崩壊による通行止めもたびたび発生しておりまして、依然として連続雨量200ミリでの通行規制

区間があることから、通勤・通学など住民の生活や経済活動に大きな影響を与えており、通行規制の撤廃、規制緩和に向けた防災対策の早期事業化を図ることが喫緊の課題となっております。先ほど申し上げたとおりでございます。

また、このように、国道220号は、本市を縦断する基幹道路で、本市の農林・水産・商工業の発展を支えるための最も重要な唯一の産業流通道路でありまして、霧島市・鹿屋市・宮崎市を結び、垂水フェリーや桜島フェリーを介して、県都鹿児島市と結ぶ大隅半島全体の観光や産業振興にとっても、高いストック効果のある必要不可欠な幹線道路であります。

一方で、災害の多い本市におきましては、重要な避難道路であり、被災時の最も重要な緊急輸送道路でもあります。

このような現状がある中、整備されますと、これらの課題解決が図られますことから、その効果は大変大きいものがあると考えております。

なお、交通体系の充実により、本市への交流人口の増加にもつながり、経済効果も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。この国道220号線の牛根境地区の整備は、地区の皆さんはもとより、垂水市民の願いでもありました。森山先生のご尽力により見通しが立ったことは、とてもうれしい限りであります。

これからも、私も垂水市議会国道整備促進特別委員会委員長として、同僚議員と一緒に頑張ってまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原諺則） ここで暫時休憩いたし

ます。次は、11時10分から再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

令和2年第1回目の定例会が始まり、平穏な始まりになるかと思っておりましたが、垂水市において、先月1月26日から27日にかけて、発達した低気圧の影響で台風クラスの強い風が吹き荒れ、ビニールハウスをはじめとした農業用施設や農作物に広範囲にわたり多大な被害が発生し、また港では係留中の船舶が転覆するなどの被害が出ました。被害に遭われた皆様に、この場をお借りして、謹んでお見舞いを申し上げます。

この回覧を見ていただきたいと思いますが、市長直筆のお見舞いの文章があります。非常に温かい文章です。この回覧にも書いてありましたが、被災された皆様に一日も早く以前と変わらない活動ができますように、可能な限りの支援事業を実施していただきたいということをお願いして、本日の一般質問に入っていきたいと思っております。私にとりまして、3期目、36回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も簡潔明瞭にご答弁をよろしく願いいたします。

まず1つ目は、新型コロナウイルス対策について質問をします。

非常に残念なことですが、新型コロナウイルスにおいて、2月24日現在、日本でもクルーズ船の感染者を含めて850人の感染者を確認し、とうとう3人の方が亡くなりました。

チャーター機での帰国者やクルーズ船の乗客者を除いても、感染者の数が日々増加しています。九州でも、福岡県や熊本県で感染者が確認されました。政府は、重症化リスクの高い新型肺炎の患者の治療を優先するために、基本方針を本日中に決定することを明らかにしています。亡くなられた方に、この場をお借りして、心からお悔やみを申し上げます。そして、現在、感染で療養中の方々が一刻も早く回復・改善されることを心からお祈り申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルスについて考えるときに、今から7年前の平成25年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことを思い出します。平成21年、2009年に発生したH1N1型新型インフルエンザにおいて、我が国においては死亡率が低い水準にとどまりましたが、鳥インフルエンザの中でもアジア・中東・アフリカを中心に散発的に発生した鳥から人へ感染するH5N1型病原性鳥インフルエンザ、非常に感染力が強くて、強毒性があるウイルスでしたが、人から人に感染するようになった場合には多くの人命が失われるということで、特別措置法が制定された経緯があります。

私も、平成25年第2回定例会において、当時流行しつつあった新型インフルエンザ対策について質問をした経緯がありました。今回はそれとは別の新型コロナウイルスですが、昨年2019年12月に中国武漢に端を発し、急激な勢いで感染者数が増加し、現在、20数カ国で感染が広がっています。

WHOは緊急事態宣言を出して対策がとられており、国内では指定感染症に指定されました。感染源の中国では、既に昨日現在、感染者7万7,150人、死者2,592人が確認されており、隣国の韓国でも感染者833人、死者8人が確認され、感染の拡大に歯止めがかからな

い状況です。

今朝のニュースでWHOは、パンデミック、世界的流行になる可能性があるとして指摘しました。もはや日本も対岸の火事と思えない厳しい状況にあるのではないのでしょうか。鹿児島県においては、1月22日、クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス」が寄港した事実があり、県内でも感染者が出るのではないかとという緊張感がありましたが、幸いにして現在まで県内に感染者が出たという報告はありません。

しかしながら、2月20日には福岡県で1人の感染者が出ましたが、これを受けて鹿児島市は3月1日に予定されていた鹿児島マラソンの中止を決定いたしました。九州管内では、その後にさらに感染者が増加し、福岡県で2人、熊本県で4人の確認がされました。全国でも同様に日々感染者が増加し、これを受けて全国各地で予定されていた多くのイベントの中止が決定されています。今後、ますます様々なイベントに影響が出るのではないかと思います。

そこで、まずは新型コロナウイルスに関する県内の情勢についてどのように理解されているのか、また本市においてはあつてはならないことですが、やはり最悪の状態を考えて、対策を講じていかなければならないと思います。本市において、感染者を認知した際の初動措置についてどのような対応を考えているのか、お尋ねをいたします。

大きな2つ目は、タブレット等ICT化について質問をいたします。

政府は、令和5年、2023年度までに、全国の小中学校の全ての児童生徒が1人1台の状況でパソコンやタブレット型端末を使える環境を整備する方針を打ち出し、そしてその前段階として令和4年度までに3人に1台を目指し、年間約1,800億円を地方自治体に補助するとしています。日本は、世界に比べて、学

習へのICTの活用が遅れていることがその理由ということです。

1人1台の端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードとなり、これからの学校教育が劇的に変わってくると言われています。そんな中で、本市は28年度から学校教育におけるPC、タブレット等のICT機器の活用がなされ、来年度の予算の中にも継続予算として1,182万3,000円が計上されています。本市での小中学校のタブレット端末等の導入の状況とその効果について教えてください。そして、今後どのように改善されていくのか、わかる範囲で教えてください。

市内の小中学校には、タブレット等ICTを活用した教育がなされる一方で、行政の中でタブレット導入によるICT化が進められないのは非常に残念なことだと思っております。私は、このことは平成30年第1回定例会で一般質問のテーマに上げたことがありますが、そのときに市長は、「議会や行政でのタブレット端末の導入については、職員のスキル向上を図られて、働き方改革にもつながるものと認識している。市民が安心して暮らせるまちづくりにおいても市民サービスの向上につながり、今後の展開が期待されることから、議会及び行政向けのセミナー開催について前向きに取り組んでいきたい」などと答弁されています。

また、平成30年第2回定例会においても、同一趣旨のことを質問したときに、当時の総務課長は、「タブレットの活用については、ペーパーレス化に伴う時間と印刷経費の削減並びに手軽に情報が取得できるなどのメリットがある」などと、その効果を認めています。

そこで、改めて現総務課長にお聞きしますが、タブレット等ICT活用に伴う利便性についてどのような見解か、お尋ねします。

大きな3つ目は、新年度予算の中で目立つ

子育て支援関係の新規事業について質問をします。

市長の公約の1つでもあります子育て支援対策について、今回の予算でより充実した事業の予算が計上されているのではないかと思います。その中で、子ども医療費助成事業の対象者の拡大事業、保育所等の保育料の軽減事業、保育所等副食費助成事業の予算、それぞれの対象者と予算の内容についてお尋ねをいたします。

最後に、これも新年度予算の新規事業ですが、福祉課のたるたるおでかけチケット交付制度について質問します。

この制度は、65歳以上の方々に、一律3,000円の金券を配布するというものかと思いますが、この事業の意義と目的、そして事業の内容、そして多くの人に利用してもらうためにどのように広報していくのか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健課長（橋圭一郎） 新型コロナウイルス対策の県内の情勢と初動措置についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、議員の質問の中でございましたとおり、国内において日々刻々と感染者が増えてきておりますが、新型コロナウイルスは、国の発表によりますと、昨日2月24日現在、全国で156名の感染者が確認され、2月21日現在におきまして、クルーズ船を含まずに1名の方の死亡者が発生しております。質問の中にごございましたように、鹿児島県内におきましては、現在のところ感染者は確認されておられません。

この新型コロナウイルスの感染症は、感染症法上の指定感染症と検疫法上の検疫感染症に先月29日に政令指定され、今月7日に施行されているところでございます。県内の関連で申し上げますと、本年1月22日にクルーズ

船「ダイヤモンドプリンセス」が鹿児島に寄港し、現在は横浜港に停泊いたしておりますが、鹿児島港寄港時の濃厚接触者の件について、2月6日に鹿児島県が厚生労働省に確認しましたところ、健康観察を終了してよいとの連絡を受けているところでございます。

次に、感染者認知時の初動措置についてのご質問にお答えします。

現段階におきまして、感染者の早期発見のため、中国からの帰国者や帰国者との接触者はもとより、咳や発熱等の症状がある方で症状に不安がある方にも、帰国者・接触者相談センターに電話で相談していただくこととなっております。

鹿児島県におきましては、各保健所がその帰国者・接触者相談センターとなっており、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、相談センターから帰国者・接触者外来を紹介することとなっております。

相談センターへのご相談の目安といたしましては、風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続く方、強いだるさや息苦しさがある方でございますが、特に高齢者や妊婦の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患のある方、抗がん剤を使用している方などは、症状が2日程度続いた場合は相談センターへご相談いただきたいと通知がなされております。

仮に、垂水市にお住まいの方が新型コロナウイルスに感染されているとわかった場合、肝属保健医療圏で唯一、第2種感染症指定医療機関に指定されている県民健康プラザ鹿屋医療センターへの入院ということになるかと思いますが、鹿屋医療センターにあっても感染症病床は4床しかございませんので、そのときの感染者数によっては他の医療圏の感染症指定医療機関への入院等も考えられます。

また、その際は、鹿屋保健所から患者様の家族や接触者に対しまして、詳細な調査がな

されることとなっております。

なお、感染者への対策につきましては、感染者数や感染状況によって、今後、対策方針が変更されることも十分考えられますことから、国や県から発出される情報をもとに、本市といたしましても適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 小・中学校のタブレット端末等導入状況につきましてお答えいたします。

本市の小・中学校は、平成28年度にタブレット端末を導入しております。端末の台数は、各学年1クラス分を目安に、端末の市全体の台数は154台となっております。

タブレット端末は、パソコン室だけでなく、教室や特別教室などでも活用できますことから、各学校の授業において効果的に活用されています。主な活用例といたしましては、タブレット端末に搭載されているカメラ機能を用いて、校庭などで植物や昆虫を観察して画像や動画に記録したり、体育の授業で体の動かし方を録画記録し、動きのコツをつかんだりする学習活動などに活用しております。

また、学習用アプリケーションを活用し、漢字や計算等の練習も行っております。子どもたち一人一人が自分の力に合わせて取り組むことができ、基礎学力の向上に役立てております。

昨年末に閣議決定されました国の補正予算案には、児童生徒向け学習用タブレット端末を1人1台整備することを目標とした、いわゆるGIGAスクール構想の予算が盛り込まれております。子どもたち一人一人に個別最適化された、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた国の施策となっております。

教育委員会といたしましても、今後、この施策の実現に向け、関係各課と協議を重ねて

まいります。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） タブレット等ICT活用に伴う利便性につきまして、現総務課長としてお答えいたします。

タブレット端末等を利用することでの利便性でございますが、会議等で使用する紙の資料の配布に変わり、タブレット端末で確認できることによるペーパーレス化、紙や印刷費などの経費の削減や職員の配布資料作成に要する手間が省け、業務効率の向上が期待できることなどが挙げられると考えております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 子育て支援対策についてお答えいたします。

少子高齢化が進む本市にとって、子育て支援策の充実は、大きな課題であると認識しておりますことから、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、また子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、子育て世代のニーズを捉えながら、各種施策を積極的に推進しているところでございます。

その中において、市長が施政方針で申し上げましたように、令和2年度は子育て支援を重点的に取り組むこととし、新たな事業として、子ども医療費の助成対象者の拡大事業、保育所等の保育料の軽減事業、保育所等の副食費の助成事業を市単独事業として実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減、子育てと仕事の両立を支援しようとしているところでございます。

まず、子ども医療費の助成対象者の拡大についてでございますが、昨年の9月議会において、垂水市子ども医療費助成条例の一部改正案を上程し、令和2年4月から助成対象者を「15歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に拡大すること

について議決をいただきましたので、18歳までの子どもに係る医療機関等における保険診療の個人負担分を市の負担により全額助成し、負担軽減を行うものでございます。

対象者につきましては、年齢枠の拡大により約300人増加し、市全体で約1,600人が対象となります。また、予算については、当初予算において2,610万円を計上しており、そのうち拡大分は330万円と見込んでおります。

続きまして、保育所等の保育料の軽減についてでございますが、令和元年10月に開始された国の幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯に属する子どもたちの保育料が全額無償化となったところでございます。

しかしながら、ゼロ歳から2歳までの住民税課税世帯に属する子どもたちの保育料は無償化の対象外であることから、本市独自の取り組みとして、令和2年4月から現行の保育料を半額に減額し、その差額分を市が負担することにより、負担軽減を行うものでございます。

対象者については103人を見込んでおり、また予算については当初予算において、利用者負担額の2,206万8,000円の半額1,103万4,000円を計上しているところでございます。

続きまして、保育所等副食費助成についてでございますが、国の幼児保育・教育の無償化に伴い、3歳以上の保育認定児童の保育料に含まれていた給食のおかずやおやつ代に当たる副食費が実費負担となったことから、保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子どものうち、国の減免制度の対象とならない子どもに係る副食費について、本市独自の取り組みとして、令和2年9月から国が定める基準額4,500円を限度額として助成し、負担軽

減を行うものでございます。

対象者については、保育所、認定こども園が150人、幼稚園が50人、合計200人を見込んでおり、また予算については、当初予算において、保育所、認定こども園を所管する福祉課で472万5,000円、幼稚園を所管する学校教育課で157万5,000円、合計630万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、たるたるおでかけチケット交付事業の意義と目的についてお答えいたします。

まず、この事業は、市長の公約、敬老パスと温泉入浴券補助に係るもので、本市の現状を考慮して制度設計を行い、バス・タクシー、温泉利用時に使用できる共通チケットを交付するものでございます。

この事業は、高齢者の皆様の積極的な社会参加と健康の保持・増進、移動支援を目的としたもので、具体的に申し上げますと、このチケットが手元にあることで、出かけてみよう、温泉に行ってみようという気持ちを持っていただくきっかけとなり、外出が増えることで交流や情報交換の機会をつくっていただくことが最大の目的であると考えております。

また、そのような機会が増えることで、会員数が減少している老人クラブ等の団体への加入や、市内で開催されるイベント等への参加、加えてご近所で誘い合って利用することで、日常においても周囲との関係性が構築され、高齢者の見守りなど、安心・安全の確保につながっていくことも期待できるのではないかと考えております。

さらに、この事業は、高齢者支援だけでなく、市内の温泉やタクシー利用等、地域産業の活性化が図られることについても期待しているところであり、事前にこの事業への協力をお願いした際、事業者の皆様からは積極的

に協力する旨のお言葉をいただいたところでございます。

この事業が開始となった場合には、少しでも多くの市民の皆様にご利用していただくことで、この事業の意義・目的が達成されると考えておりますので、積極的に情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事業内容についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、この事業は本市の現状を考慮し、バス・タクシー、温泉利用時に使用できる共通チケットを交付するものでございます。

まず、対象者については、来年度は令和2年4月1日現在において、垂水市に住所を有する65歳以上の方で、交付額は3,000円、100円券30枚をつづった冊子となっております。交付については、対象者による申請制度としており、4月中旬ごろから受付を開始する予定としております。また、有効期限は当該年度内としております。

また、利用については、1回当たりの利用枚数の制限はなく、必要な分だけ切り取って使用していただくこととしており、つり銭が出ないように使用すること、本人以外の使用やチケット紛失による再発行はできないことなど、いくつかの使用上の注意点を設けております。

取り扱い事業者については、この事業に賛同していただいた温泉施設が8事業所、バスが1事業所、タクシーが3事業所で、乗合タクシー利用時も使用可能としております。

次に、多くの人に利用してもらうための対策についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、4月の中旬ごろから受付を開始する予定としており、対象者の皆様は申請に来られますと、通常の窓口業務と重なり、混雑することも予想されますことから、専用窓口の設置を検討している

ところでございます。加えて、両支所での受付や、地区ごとに日程を決め地区公民館において受付を行うなど、多くの皆様に利用していただけるような対策を講じてまいりたいと考えております。

また、事業の内容等の周知を目的としたチラシを作成するなど情報発信に努め、適正な事業の運用に努めてまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス対策について、2回目の質問をいたします。

今、課長の答弁、鹿児島県においては1月22日、クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス」が寄港して、日数が経過したということ、厚労省のほうも健康観察を終了していいということでありました。だけれども、ニュースを見ますと、チャーター機での帰国者、クルーズ船の乗船客を除いても、感染者が日々増加しています。

私は、新型コロナウイルスは、いよいよ次のステージに入ったのではないかなという危機感を持っています。それは何かといいますと、濃厚接触者以外の人の感染、つまり感染経路が不明な感染者が出てきたのではないかなというふうに思います。

ある専門家に言いますと、5次感染まで広がっているよということでもあります。5次感染ということになりますと、1次感染で1人が感染する、その人が3人にうつす、2次感染では3人ですよ。3人がまた3人にうつす、3次感染では9人になる。9人がまた3人にうつす4次感染では27名、この27名が3人にうつすと81名が感染すると言われております。5次感染で1名が見つかるということは、既に80名の方が発覚していないだけで感染している可能性があるということです。これは専門家の意見なんですよ。

現在、検査が行われている方々の中心、これは感染が確認された人との濃厚接触者、接触した人、あるいはその人の周辺者、それ以外の方々、ただ風邪の症状が見られるということで、検査が行われていないのが実情ではないかなと思います。

ある専門家に言わせると、既に市中感染が始まっているというふうに話している人もおります。垂水市も含めて、市民の不安は募るばかりです。

そこで、先ほど答弁がありました。垂水市の場合は、鹿屋市にある保健所内に設置された帰国者・接触者相談センターに相談することになり、そして新型コロナウイルスの感染の疑いのある場合には、帰国者・接触者外来にある医療機関を紹介することとなっているということです。垂水市の場合は鹿屋の医療センターを紹介するということではありますが、相談の対象、再度確認します。相談の対象は、中国への渡航歴や感染者との接触者でなくても、症状が出た時点で相談できるのか、その症状とはどのような症状を言うのか、そして相談の目安について、これは大事なことです。再度確認のためにもう一度お聞きいたします。

○保健課長（橋圭一郎） 改めて、お答えさせていただきます。

まず、感染者の早期発見のためということで、中国からの帰国者との接触者はもとより、咳や発熱等の症状がある方で、目安としまして、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方、強いだるさや息苦しさがある方、特に高齢者や妊婦の方や、糖尿病、心不全、呼吸器疾患のある方、抗がん剤を使用している方などは、症状が2日程度続いた場合は相談センターへご相談いただきたいという通知が来ております。

なお、先ほど、議員のほうで、垂水市の場

合はと申されましたが、これは全国一律でございませぬ。私どもだけでなく、ほかの市町村にありましても、まずは相談センターのほうへ、ご自分のほうから一報いただくということがまず大原則になります。私どものほうは、症状のある方々が相談センターのほうへ一報していただいた後で、その上で保健所が帰国者・接触者外来というところ、私どもも知らない医療機関です。これにつきましては保健所のみがわかっている外来でございまして、そちらのほうにその方を紹介されるという手続になります。それまでの間では、私どものほうの垂水市としましては関与ができないというところでございます。

先走って申し上げるかもしれないけど、関与する場合、感染者が発生した場合とか発生後につきましては、保健所からの今度ご本人さんたちへの調査が入ります。直接、感染者の家族や接触者に対しての詳細な調査が入るんですが、その際、私どものほうで情報提供などの後方支援などの部分での協力というか、そういうふうな対策をする方向に、私どもとしましてはそういうふうなかたちになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これ垂水市で発生したら大変なことになりますよね。鹿屋医療センターでも4病棟しかない、4床しかないということになると、では、どこに行くんだというふうになります。だから、発生しない方向で考えなければいけないと思います。

これは国が決めることなんですけど、多分今日、国のほうから基本方針が出ると思いますが、37.5度以上で4日間というのは、私は4日間以上経過したら相談できるんだよと、これもおかしいことだと思っております。4日間の間に重篤になったらどうするんだと、

重くなったらどうするんだと。糖尿病とか高齢者の人については2日間様子を見てくださいと、これもおかしな話で、この辺についても、今日、国のほうがしっかりした方針を出すと思いますけど、いずれにしても垂水市で発生してはならないということが一番重要なことではないかなと思います。

2月20日、薩摩川内市、福岡市で感染者が確認されたことから、対策部門も設置したと、いち早くね。多分、新幹線の駅があるから、その関係で流れてくるんじゃないかということで、すぐ対策部門もつくったのではないかなと思います。

防災無線、市のホームページで市民に注意喚起して、関係機関、病院との連携を図っている。本市において、今後、感染拡大の防止のためどのような対策をとるのか、おわかりでしたら教えてください。

○保健課長（橋圭一郎） 感染拡大防止のための対策につきましてお答えいたします。

本市といたしましては、まず日々の情報収集・情報発信を行っておりまして、国や県で行われている対策会議等の情報を基に、ホームページの更新や、市役所各課を通じて所管する施設への手洗い、うがい及び咳エチケットに関するチラシの掲示依頼や、関係機関への周知を依頼しているところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、帰国者・接触者相談センターの内容も含めて、3月号の市報へ掲載予定でございます。

加えて、高齢者の皆様が特に重症化しやすいと、先ほど申し上げたように言われておりますことから、ファクスによりまして、介護事業所や肝属郡医師会事務局を通じて、各医療機関へ情報発信を行っているところでございます。

その他の対策といたしましては、新型インフルエンザ予防のため、市で以前購入し、使

用期限が切れておりますが、使用期限の切れたマスク約1万枚について、希望調査を実施した上で、市内の介護事業所へ配布いたしております。

今後も、国や県からの情報を基に、市で実施することのできる対策を速やかに実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 もし、垂水市で発生した場合、ニュースを見ますと、発生したところの首長、市長が報道発表している。もし、垂水で発生したら、市長が報道発表することになるかと思えます。市長でも構いません、副市長でも構いません。本市で新型コロナウイルス対策についてどのような見解か、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副市長（長濱重光） 議員からもございましたように、この新型コロナウイルスにつきましては、特に本市におきましては高齢者の皆様方が多くございます。そういう中で、非常に危機感を持っているところでございます。

ただいま保健課長のほうから、国・県からの通知、指導等に基づきましての本市における対応策については答弁したとおりでございます。これを基本にいたす方向で考えているところでありますけれども、先週金曜日に全課長を招集いたしまして、この新型コロナウイルスにつきまして、対策会議を開催いたしました。その中では、国・県からどのような通知がなされて、そしてまた市においてどのような対応をすればいいのかということを共通理解を図ったところでございます。

そしてまた、何よりも3月中に垂水市が開催予定のイベント・行事、そしてまた各種団体におきます、そのようなイベント等がどんなものがあるのかどうか、そしてまたその方向性について確認をいたしました。

また、それだけではなくて、いろんな市の

行事、主催によります他県への視察等がないのかどうか、市民の皆様を対象にした、そういった視察等の計画はないのかどうか、そういったものも出し合って、共通理解を図ったところでございます。

その中で、既に中止を決定いたしましたものは、明日、教育委員会におきまして、小・中全児童・生徒を対象にいたしました夢教室、これを文化会館で開催予定でしたけれども、急遽中止を決定いたしましたところであります。その理由といたしましては、お聞きしますと、講師の方が北海道から2名おいでになるということもございまして、また北海道においては、ご案内のとおり、給食調理員等の配膳の方々のコロナウイルスの感染にかかった方々、いろんなそういう状況も背景もございまして、そのような結論に至ったということでございます。

それから、3月には第6回垂水キッズフェンシング大会が予定されております。これにつきましても、東京・山口から、全国からおいでになるということで、既に中止を決定いたしております。

それから、お聞きしますと、3月に福祉課の関係で、民生委員の役員の方々が北九州市のほうに視察をされる予定ということでありますけれども、これにつきましても役員の方々が今どうされるか検討中ということでございます。

さらには、今週の土曜日から開催予定の垂水人形展につきましても、今日中に観光協会の会長さんを含め、役員の方々が集まって、その方向性について協議をされるということでございます。

今、大事なことは、要するにそういった人々が集まる、そういったイベント・行事、そういったものをなるべく、残念でありますけれども、開催しない方向での一つの手だて

を講じることも対策の一つだというふうに考えております。議員が仰せになりましたように、今日中に国のほうで、基本対策についての素案が発表になるようでございますので、それを踏まえまして、市としてやるべきこと、状況をしっかりと把握し、今後、万全の対策で臨んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

新型コロナウイルス、日ごとに感染者が増えているということであります。そして、終息するまでには期間と時間がかかるということです。場合によっては、今年開催の東京オリンピックや本県開催の国体にも大きな影響を及ぼすのではないかと、私個人は思っております。

本市において、早期に対策会議を開くなどして情報収集に努めていただいて、感染者の早期発見、感染防止に努めていただきたい、そしてもっと危機感を持って対応してほしいということをお願いしまして、次のテーマに入りたいと思います。

タブレット端末、ICT化についてであります。

小・中学校はより充実してきているということをお聞きしました。子どもたちにはICT化を進める中で、大人の人たちは、特に市役所内もそうですけれども、ICT化は進まない。子どもには進めて、大人は一向に前に進まない。私はどうかなと思っています。

ICT化について、私は大変興味を持っていて、これまで一般質問の中でも2回にわたってテーマを上げて質問いたしました。そして、その中で市長は、今後、議会や行政向けのセミナー開催について、前向きに取り組んでいきたいなどと答弁され、当時の総務課長も試行的に具体的なイメージや操作感、

機能等について理解を深めることを目的として、職員おおむね20人を対象とした講習会が今年中に実施できないか、調整を図っていると、そのように答弁されていますが、その後2年が経過して、セミナーや研修会などがなされたのか、また庁内でどのような協議がされたのか、その結果どうなったのか、教えていただきたいと思えます。

○総務課長（角野 毅） 行政におけるタブレット導入の方向性ということでお答えいたします。

平成30年10月18日に、主幹、係長級の職員おおむね20名を対象とした、職員向けのタブレット端末を使用したペーパーレス会議研修を実施いたしました。参加した職員の意見といたしましては、実際に会議で使用してみたいという意見が多く聞かれましたが、一方で使用する職員のスキルアップが課題であるとの意見や、会議には難しそう、画面が小さく見にくいとの意見も聞かれ、導入については費用対効果など慎重に検討すべきとの意見が多数を占めております。

行政事務でのタブレット端末の使用を想定した場合、業務で使用する重要な行政情報をタブレット端末に保存するといったような場面も考えられますことから、タブレット端末の持ち出しによる盗難、紛失、不正アクセス、なりすまし等による情報漏えいなどの危険性もありますことから、使用については原則庁舎内に限られることが考えられます。

総務省の平成30年9月版、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにおいては、個人番号利用事務系、L G W A N 接続系での無線LANの利用については、電波を遮蔽し切れない等の理由で、完全に分離している状態とは言えず、無線LANの利用は避けることが望ましいとされております。

このことから、現状では職員が業務においてタブレット端末を無線LANで利用する場合は、タブレット端末を使用するためだけの新たなネットワークの構築をする必要がございます。

しかしながら、通常業務で使用している庁内のネットワークとは接続できず、限定的な利用となるため、近隣市町の活用事例、費用対効果等、導入に向けては慎重に検討を行っていく必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

○堀内貴志議員 職員向けには調査・研究がなされているということであります。市長は、議会も含めて講習会を開催したいと言っております。ただ、今回、議会には一言もお声はかからなかった。非常に残念であります。議会は議会でもやりなさいという激励だと受け止めます。

話はちょっと変わりますが、冒頭でも議会運営委員長から報告がありました。議会運営委員会では、1月20日、タブレット等のICT化を活用して、議会改革に努めている京都府の福知山市議会に所管事項調査を実施しました。福知山市議会では、平成27年6月にICT化の推進に係る調査・研究を開始し、29年10月、全議員に対してタブレット端末を試行導入した。その後において、議会改革に大きな効果を得ているということが確認できました。

福知山市議会、タブレット端末にしたことで、大きく分けて5つの効果があるということです。議会全体、委員会、会派などのグループ内での情報共有や情報伝達の確実性・即効性が向上した。

2つ目、会議資料の事前確認や事後の資料検索が容易になったことにより、会議運営の効率化とともに議会機能の強化につながった。

3つ目が、一般質問において、議場スクリーンを使用し、写真、数字、グラフを投影することにより、質問の意図や内容を客観的に執行部や市民に伝えることができた。

4つ目、災害時の現場状況の共有や市民への現地説明、各種情報のウェブ検索など、通信端末ならではの臨機な活用による効果が発揮された。

5つ目、スケジュール管理が容易になり、事務局からの連絡もスムーズになったなどの効果を得ていることの報告がありました。

当議会においても、このタブレット端末を導入することにおいて、膨大な資料のペーパーレス化につながることで、情報資料の検索が容易にできること、災害発生時に写真を中心にした情報共有ができること、市民に対してよりわかりやすい業務説明ができること、事務局からの連絡体制の効率化などの効果が期待できることから、今後、議長を中心に調査・研究を進めるものと思いき、私自身も、中心になって進めていきたいという意欲を持っています。

そこで質問ですけれども、議会でもタブレット導入に向けた調査・研究が始まると思いますし、現在計画中の庁舎、新庁舎完成時には、稼働と同時に、その効果は十分に発揮できる体制が理想だと思います。そのためには、今から操作方法や環境整備等についてスタートしなければならないと思います。

そこで、今日この全国市議会旬報、議員の方、配られたと思いますけど、一番後ろのほう、新庁舎落成、岐阜県の大垣市。新庁舎、このロボットを導入しておるんですね。庁舎内の案内ロボット。すごい進んでいますよ。全国で初めてらしいです。

ここまでは必要ないです。ここまでは必要ないですけれども、現在計画中の新庁舎、庁内のWi-Fi設備、また議場におけるテレ

ビモニター等の設備、整っているのか。庁舎、新庁舎の環境整備について、わかる範囲で教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎におけるタブレット導入のための環境整備について、お答えいたします。

新庁舎におけるWi-Fi設備の設計状況については、昨年開催しました庁舎建設市民ワークショップでの要望もありましたことから、1階市民ホールと2階待合スペースに、インターネットに接続可能な来庁者用の公衆無線Wi-Fiを整備する計画としていただいております。

議員からもご提案ありました全庁的なタブレット使用ができる環境整備につきましては、先ほど、総務課長からも発言がありまして、情報漏えい、庁内セキュリティー等の観点からも、現在のところ導入に向けたかたちでは検討するということの答弁がございましたが、現在のところ、我々としても、このWi-Fi設備における整備というかたちでは、現在、具体的な想定はしてないところでございます。

しかしながら、将来的に見込まれるネットワーク設備の構築を見据えた庁舎を建設していかなければならないというふうには考えは持っているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 情報漏えいの関係でWi-Fiは今後検討するということがあったけれども、それを考えたら、時代にマッチしない建物になりますので。セキュリティーの関係も、日々、前進しています。そのことを考えて、しっかり調査・研究して、できれば庁内Wi-Fi整うような環境をつくらなければならぬというふうに思います。

このIT化に進める環境整備、今後、働き方改革にもつながる大きなシステムになって

くるというふうに思います。新庁舎、完成したときに、新庁舎始動とともに利用できるようになるためには今から準備をスタートしなければいけないと、効果が期待できないと思います。垂水市も時代に乗遅れないように、I C端末導入について今後ますます前向きに検討していただきたいということを切にお願いして、次のテーマに入っていきたいと思えます。

子育て支援対策。いろいろと見ますと、今回、ゼロ歳から小学校に入るまでの支援、やっと本市でも充実してきたというふうに理解しております。保護者、保育園等の施設において手続きに誤りや混乱のないように、しっかりやってほしいということで、これは要望にしておきます。

そして、せっかくこういう事業に取り組んだわけですから、垂水市は子育てしやすいまちづくりを心がけているんだと。要は、定住を希望する子育て世代、どんどん入ってくるようにね、もっともっと広報してほしいということも要望しておきます。

今回の事業、福祉関係の事業です。子育て支援対策といいますと、様々な分野に関係します。その中で、学校教育の関係でお尋ねします。

私は、これまで一般質問の中で、小・中学校の学校給食費の軽減措置について訴えたことがあります。これは持留議員もその都度、訴えておまして、陳情書も採択されたという経緯があります。

子どもの学校関係の出費の中で最も大きな割合を占めるのが、この学校給食費。今回の予算の作成の中で、教育関係として学校給食費の軽減措置について検討されたのか否か。補助をしている自治体はどれくらいあるのか。そして、仮に給食費の軽減措置をする場合に、予算としてどれくらい必要なのか、お尋ねを

いたします。

○学校教育課長（明石浩久） 学校給食費の助成についての他市町の状況と、小・中学生を完全無償化した場合の経費につきまして、お答えいたします。

まず、他市町村の状況につきましては、令和元年5月現在で、全ての児童生徒の給食費を全額補助している市町村が県下で4市町村あり、一部補助をしている市町村が県下で10市町村ございます。

続きまして、本市の小・中学生の給食費を無償化した場合の経費につきましては、小学生のみを無償化した場合は年間約2,500万円、中学生のみを無償化した場合は年間約1,500万円の経費が必要となり、全小・中学生を無償化した場合、年間約4,000万円の経費が必要となります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 わかりました。

これ給食費、私が以前質問したときには、県内、そんななかったと思うんですよ。かなり増えたなど。県内で全額補助が4市町村、そのときはなかったような気がするんだ。1カ所あったかなというぐらいの記憶がありますけど、その後増えたんだということでありませう。

最後、教育長にお尋ねします。

子育て支援は、市長の公約でもあります。そして今回、高校生までの医療費の無償化が実現しました。福祉課長、よく提案をして実現したと感謝します。

先ほども話しました、子どもの学校関係の出費の中で最も大きな割合を占めるのが給食費です。陳情書も採択された経緯がある。教育長、この学校給食費の軽減措置についてどのような見解なのか、お尋ねします。また、予算が多いこともわかっています。それは理解しています。それならば、第3子からの給

食費の無償化も検討できないか、その点をどう考えているのか教えてください。

○教育長（坂元裕人） 給食費の減額や第3子からの無償化につきましてお答えいたします。

議員ご質問の給食費の助成につきまして、一部を補助した場合の必要経費でございますが、例えば3割補助の場合は年間約1,200万円、2割補助の場合は年間約800万円が必要となります。また、第3子以降を無償化した場合の試算でございますが、小・中学校で同時に在学している場合の第3子以降の子どもさんが小学校に120人程度在籍しておりますことから、年間約530万円が経費として見込まれます。

一方で、保護者による給食費の納入率は過去5年間いずれも99%以上となっておりますことや、給食費の補助額は一般財源からの経常経費となることを踏まえまして、給食費の助成につきましては、今後も教育委員会におきまして、実現の可能性を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 県内、さっき言いましたよね、少しずつ増えてきておりますよ。垂水市に住もうかな、鹿屋市に住もうかな。あ、鹿屋市あったかな。まあ、給食費を負担してくれる自治体に流れる傾向が、あるんですよ。そのことも踏まえて、今後、第3子からでもいいです。第3子から。（発言する者あり）いいですから、減額支援していただくように、これは要望としておきます。

次、時間がないので、たるたるチケットの制度についてです。

この事業を見たときに、私なりにね、疑問点、課題があるなというふうに思いました。まあ、目的はわかりました。目的はわかりましたが、もっと何かいい方法はなかったかなというふうに思います。

追加で質問なんですけど、65歳以上の人を対象とするとしましたが、65歳以上、何人ぐらいいるのか。それと、あと寝たきりの老人、——の方、これ申請だから申請しなければもらえないということなのか。そしてあと、利用できるものが、金券まあいいです。

それで、もう一つは、あと運転免許返納者との重複性ですよ。調べますと、100円割引しますというふうになっています。65歳以上の方で運転免許を自主返納した方については100円割引しますという、この制度との重複は可能なのか、その点をちょっともう一回聞きます。

○福祉課長（高田 総） まず、65歳以上の人数につきましては、約6,500人程度と認識しております。

あと、免許返納との重複の使用でございますが、それは可能ということで、今後広報してまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 申請してもらえるとということで、申請しなければもらえないということでもいいのかな。

○福祉課長（高田 総） 済みません。これは申請制度となっておりますので、申請者のみ。ですから、いろいろ工夫を凝らして、多くの方に申請いただけるように取り組んでまいります。

○堀内貴志議員 私ね、これ、かみさんとちょっと話したんですよ。もっといい使い道はないかなと思って。

健康管理、あと外に出るきっかけづくりですよ。これ3,000円だと、もう使いきれば終わりなんです。1回で使っても終わりなんです。もう、何かウォーキングを促進する意味で、健康管理のためにね、ウォーキングを促進する意味で、ウォーキングシューズを購入するやつだとか運動服を購入するやつだとか。なかなか高齢者の人はお金自ら出して買

うということはないんですよ。補助がもらえるのであれば、運動靴を買おうかな。じゃあ、それで歩いてみようかなと。そして、運動靴を買うと、ずっと使えるわけですよ。そういう使い道もあるのではないかなと思ったりもしました。

それは今後、利用者、利用方法について、まだまだ私は課題があると思います。実施してみても、利用者ニーズをよく把握して、改善できるところは改善していけばいいというふうに思います。高齢者の方々、積極的に社会参加でき、健康維持と増進につながっていけばいいのかなというふうに思います。

時間が来ましたので以上で終わりますけど、最後に、もう一回、新型コロナウイルス、垂水市で感染者が出ないようにしっかりと広報、やっていただきたいというふうに思っています、本日の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後1時15分から再開いたします。

午後0時10分休憩

午後1時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで市長より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、川越議員の質問の中で、国道220号の整備についての1回目の答弁の中で、森山先生の発言の関係の部分で「公の場での発言」とすべきところでありましたけれども、「公的に」と申しあげましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長（篠原静則） 次に、3番、前田隆議員の質疑及び質問を許可いたします。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。今回、3回目の質問に立ちます。まだまだ不慣れであります、よろしくお願いいたします。

先ほど、堀内議員の質問にもありましたが、現在、中国の武漢市を中心とした新型コロナウイルスによる新型肺炎が世界中に広がり、大きな問題となっております。

その感染対策に日本も全力で取り組んでおりますが、その影響が経済や観光をはじめ、多方面に出ています。長引けば東京オリンピック開催にも影響が予想され心配です。一刻も早く終息することを祈っております。

それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問に入ります。

1番目は、観光振興と千本イチョウについて伺います。日本の観光政策は今年4,000万人の外国人観光客を目標に掲げております。しかし、順調に推移してきた訪日観光客も、昨年夏からの日韓関係の悪化や最近の新型コロナウイルスによる新型肺炎の影響でその達成が危ぶまれております。訪日観光客の足に陰りが出ております。鹿児島県も例外ではありません。この垂水市にも少なからず影響が出てくるものと思えます。

そんな状況下、垂水市の経済政策の柱の一つに観光振興があります。それに貢献している観光地、千本イチョウに関して質問いたします。

千本イチョウは、近年、全国的に有名になり、シーズンには県内はもとより全国各地から、また、海外からもたくさんの観光客が訪れております。令和元年のシーズンに千本イチョウを訪れた人数を県内・県外・外国人の内訳があれば教えてください。また、経済効果はどれぐらいあったか伺います。

次に、2番目の中間管理機構関連農地整備

事業について伺います。先の12月議会で感王寺議員が農地中間管理機構について人・農地プラン問題や未来の農業のあり方などについて有意義な質疑をされました。

今回、私は水之上地区に準備中の中間管理機構関連農地整備事業について伺いたいと思います。

水之上の水田地帯は、市道内ノ野線沿いを中心に左右に広がっております。これは、江戸時代中期に垂水島津家七代久治公が起こしたよめじょ川疎水の新田開発により開かれた歴史的な遺産でもあります。300年近く続いてきたこの水田地帯が、現在、所有者不在や後継者不足で休耕田となっているところが散見されます。

垂水市の基幹産業の一つである農業、特に水田地帯の稲作農業の現状は、いろいろな面で厳しい状況に置かれており、維持・継続に課題が山積しております。

例えば農地所有者が不在で休耕田になっているもの、現在はつくっているが高齢でいつまで続くか不安を抱えているもの、認定農業者がつくっているが、あちこちに散らばり効率が悪く、これ以上拡大が望めないものなど様々な問題・課題があります。

このような問題を解決し、5年後、10年後の農地を守り、維持・発展させる事業、農地中間管理機構関連の農地整備事業構想が水之上地区に準備検討中と聞いております。この事業の構想と意義・メリットについて伺います。

3番目に、市道内ノ野線の道路改良工事について伺います。

市内原田から上之宮までの市道内ノ野線は、水之上地区にとりましては交通量も多い幹線道路であります。また、森の駅猿ヶ城へのアクセス道路でもあります。現在、あと四、五百メートル未整備の状況ですが、旧水之上農

業支所の先は道路幅が狭く危険であり、大型車との離合ができません。通行車両は手前で待機し、大変不便を感じております。

地域の住民や利用者は早く整備を終わらせてほしいという強い要望があります。また、工事の進展はどうなっているのかという声もあります。地域の声を代弁して、これまでの進捗状況について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 令和元年に千本イチョウを訪れた人数と経済効果につきましてお答えいたします。

千本イチョウを訪れた人数、外国人・県内・県外につきましては把握しておりませんが、期間中5万5,569人で対前年度比99.27%でございました。経済効果につきましては、期間中来場者数5万5,569人とおおすみ観光未来会議アンケート調査の日帰り客の平均消費額3,427円より推計いたしますと、約1億9,000万円でございました。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 農地中間管理機構関連農地整備事業についての水之上地区中間管理機構関連農地整備事業の構想と意義及びメリットにつきまして、お答えいたします。

本事業につきましては、まだ正式なスタートを切っているものではございませんが、将来展望を含めた現時点での構想として、お答えいたします。

当該区域におきましては、上ノ宮神社付近から水之上地区公民館までの範囲で、市道内ノ野線と本城川に挟まれた約17.5ヘクタールの水田につきまして、県事業といたしまして、大区画化等の基盤整備が推進できないかというものでございます。

当該地区は、植え付けのできないほどの湿地も見られるほか、一部には作業管理が困難な高土手も存在する一方で、水路末端まで水

が行き届きにくいといった苦情が耕作者から市土地改良区に寄せられるなど、耕作する上でかなり以前から農地環境の改善が求められていた地区でございます。

さらに、一つの水田が小区画であるため、用排水路網の数が多く、土地改良区、耕作者ともに多大な維持管理労力を費やしており、路網等の老朽化も進んでいることから、耕作者の世代交代や農地の流動化が進まなければ、今後、遊休地の発生、増加が懸念されているところでございます。

そこで、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約を進めていく中で、農地環境を改善するためのより有利な基盤整備事業を検討するに当たり、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用が考えられたところでございます。

本事業の最大のメリットは、実施要件を満たすことで機構に貸し付けた農地所有者の費用負担を求めずに、大区画化等の基盤整備を推進することができるという点でございます。

通常、基盤整備事業につきましては、事業主体が県か市かにかかわらず、受益者負担を伴う事業でございます。県が作成したある試算表によりますと、区画整理を実施する事業における受益者負担予想額は10アール当たり十数万円でございます。ところが、先ほど申し上げました機構関連農地整備事業におきまして、諸要件を満たし、県事業として導入できた場合には、受益者負担は求めずに実施が可能であるという仕組みになっております。

当該地区のように、所有者の多くが高齢である場合は、基盤整備の必要性は認識されていても、そのための費用を負担する用意をしていただくことは厳しいことが予想され、この点において受益者の費用負担を求めずに基盤整備が可能であります本事業のメリットといえると考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 市道内ノ野線道路改良工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

市道内ノ野線でございますが、県道垂水南之郷線の交差点を起点とし、終点は市道瀬戸山線との交差点までの約1,780メートルが計画区間となっております。平成22年度に工事を着手し、本年度で10年が経過しておりますが、平成22年度から24年度までは起債事業で実施いたしました。平成25年度以降は社会資本整備総合交付金を活用し、整備しております。

計画区間1,780メートルのうち、平成30年度までの改良済延長は1,300メートルでございますので、進捗率は73%となっているところでございます。

本年度は、議員もご承知のとおり工事着手を見合わせ、用地交渉のみ行ってまいりました。残りの用地はほとんどが名義変更されておらず、相続者が多いため用地交渉が円滑に進んでおりませんが、残り17筆のうち2月現在で7筆の承諾をいただいたところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 2回目の質問に入ります。一問一答でお願いいたします。

令和元年に千本イチョウを訪れた人数と経済効果について答弁をいただきました。去年訪れた観光客は約5万6,000人とのことでした。11月下旬から12月半ばまでの3週間でたくさんの方が県外から、また外国からも来ていただいております。予想以上に有名になっているのだなと思います。

経済効果は、日帰り客の旅行消費額3,400円ちょっとで計算され、1億9,000万円と答弁をいただきました。しかし、千本イチョウでは園主中馬氏の意向もあり物品販売はしておりません。経済効果として、市内商店街等へは

どのような効果が見られたのか伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 市内商店街等への経済効果につきまして、お答えいたします。

これまで千本イチョウ期間におきましては、市内のコンビニや飲食店の来客数が大きく増えたとの報告があり、道の駅たるみずはまびら、道の駅たるみずにおきましても、来館者数が増加いたしております。

特に、12月1日は見ごろを迎え、大野原いきいき祭りも同日に開催されたことにより、千本イチョウ来場者数も今年度、最高の来場者でございました。

このような影響により、道の駅たるみずはまびらの来館者数は、通常の週末約4,000人のところ5,342人と増加しており、道の駅たるみずの来館者数も、通常の週末は約2,000人のところ3,528人と増加するなど、ゴールデンウィークの実績に相当する来館者でございました。

さらに、飲食店の中には、通常の休日ランチ営業時には100人前後の来客数の店舗も、期間中の週末は200名の来客でにぎわったとの報告をいただいた店舗もございました。そのほか市内の数店舗も千本イチョウ祭り期間中の来客数は、通常より大幅に増加しているとのことでございます。

増加した背景には、11月18日、20日に各報道機関を訪れPR活動を行ったことも、より効果を生み出したものと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 市内のコンビニや飲食店の来客数が大きく伸び、道の駅も両方とも来館者が増加したとのことで、経済効果も十分あったと伺います。

ただ、道の駅などに行く人は、そこでも人数にカウントをされますので、旅行消費額は二重になり、実際の経済効果は垂水市全体で

は割り引いて考える必要があるなと思います。

次に、2項目めの観光客への物品販売等実施について伺います。

私は、去年12月1日に調査を兼ねてシャトルバスを利用し、千本イチョウに行きました。市が用意したフェリー跡地の駐車場は大勢の観光客でいっぱいでした。4台で運行していましたが、30分ほど待つて行くことができました。その間、観光客は辛抱強く待つていたようです。

そこで感じたのですが、ちょっとしたおもてなしとサービス精神で千本イチョウでは飲み物や食べ物類の販売はしておりませんよという案内がほしかった。また、一角で地元名産品の温泉水などを販売したり、帰りにはお土産に焼酎などを勧めたりする出店があれば、少しでも売り上げ貢献やサービス向上につながるのと思うことでした。

せっかく千本イチョウに来ていただいた観光客に対し、実施している物品販売等の施策がありましたら、それについて伺います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 観光客への物品販売等実施につきまして、お答えいたします。物品販売等につきましては、観光客の安全確保並びに園主の意向を尊重するために、千本イチョウ園周辺での販売は実施しておりませんが、例年、夜間ライトアップや温泉割引キャンペーンを実施するなど、集客に努めているところでございます。

また、平成29年度より、この期間に合わせまして、観光協会主催の市内61店舗が参加いたします、スタンプレシートラリーを昨年11月23日から2月末日まで実施しているところでございます。

そのほかにも、様々なイベントで本市を訪れていただいている状況もございますので、今後はさらに地元商店等への経済効果が波及するよう取り組む必要があると考えておりま

す。

以上でございます。

○前田 隆議員 観光協会主催の市内61店舗が参加したスタンプレシートラリーを実施しているとのことですが、このような企画を増やし、経済効果がさらに上がるようにしていただきたいと思えます。

千本イチョウもよかったが、垂水の名水や焼酎も買ってよかった、温泉もよかったと喜ばれるような観光都市垂水市になることを望んで次に移ります。

3項目めの、観光客へのアンケート実施について伺います。

私が訪れた12月1日には、フェリー跡地の駐車場やシャトルバスの中で観光客がどこから来たかとか、何回目かとか、感想・要望などのアンケートが実施されていなかったのが残念でした。

アンケートで観光客のニーズを捉え、垂水市のイメージアップと観光振興につながる対応・対策を打つことは大変重要なことだと思いますので、アンケート実施の件について伺います。

○水産商工観光課長(大山 昭) 観光客へのアンケート実施につきまして、お答えいたします。

アンケートは、大隅広域観光開発推進会議が主体となり、平成28年度より主要観光地で日にちを決めて実施しているところでございます。

主要観光地の中で、千本イチョウ園でのアンケート調査は昨年度よりスタートし、来訪者の居住地、目的、グループサイズ、旅行形態、旅行消費額等を調査しております。

調査結果によりますと、集客の約8割が県内、2割が県外からの来訪者で、県外の7割が九州管内からでございます。

なお、市内2つの道の駅の立ち寄り率合計

は、全体の4割近くを占めており、消費拠点となっているようでございます。

また、満足度につきましては、高い数値が得られていることから、遠方から誘客できる魅力ある観光スポットであると報告されております。

以上でございます。

○前田 隆議員 私が行ったその日はたまたましていなかったことのようにですが、大隅広域のアンケートで満足度が高かったと。来客数の内訳や道の駅への立ち寄り率が多かったというような内容がわかりました。

しかし、これとは別に市でも独自のものを常時用意して、観光振興と経済効果につながるようなアンケート実施を要望しておきます。

次に、4項目めのシャトルバス運行とこれまでの経緯及び経費について伺います。

○水産商工観光課長(大山 昭) シャトルバスの運行とこれまでの経緯及び経費につきまして、お答えいたします。

シャトルバスの運行につきましては、平成23年度より千本イチョウ園への観光客が増大する11月から12月のピーク時に、垂水南之郷線の渋滞並びに路上駐車を防止し、観光客の安全性の確保を図ることを目的として、実施しているところでございます。

今年度の旧フェリー駐車場からのシャトルバス運行及び警備費委託費は466万9,500円で、主にシャトルバス運行費、警備員の配置に係る費用、仮設トイレ等のリース料でございます。

なお、ここ数年委託費が増大している理由としましては、シャトルバス・警備員単価の高騰、併せて平成30年度からは夜間警備員を配置したことによるものでございます。

今回、初めて旧フェリー駐車場からシャトルバスを運行いたしました。乗車された来場者からは、駐車場も広く安心して停めるこ

とができてよかった。また、乗車時間も気にならず、渋滞することもなく快適だったなど、多くの皆様方から声が寄せられたところがございます。

また、観光協会が実施しております千本イチョウ祭りの経費につきましては、ライトアップ照明工事、電気代、温泉割引キャンペーン商品代等であり、合計15万5,240円でございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 いろいろな事情からシャトルバス運行になったことは理解いたしました。また、垂水市の貴重な予算を投じて道路渋滞防止、路上駐車防止、観光客への安全対策でシャトルバス運行を実施し、千本イチョウの観光に協力していただいていることも理解いたしました。

フェリー跡地の駐車場も好評だったとのことですが、新庁舎建設との絡みでいつまでも使えません。

次の駐車場、利便性と安全性、物品販売と経済効果につながる候補地の選定と設置をお願いして、5項目めの、千本イチョウの今後の維持・発展について伺います。

千本イチョウは中馬ご夫妻が40年以上をかけてこつこつと整備された個人所有の僕立公園です。

しかし、これだけ有名になりストーリーを持つ観光地に対し、今後、垂水市としてどう対応していくのか、中馬園主とも協議しながら、守り発展していく時期に来ていると思います。

去年11月の市議会議員と垂水市観光協会との意見交換会で、中馬氏が駐車場設置と千本桜構想を述べておられました。そういう点も含めて、垂水市として千本イチョウの維持・発展について、市の考えをお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 千本イチ

ョウの今後の維持・発展につきまして、お答えいたします。

千本イチョウ園は、平成22年度に第1回鹿児島県景観大賞を受賞するなど、今や大隅半島、鹿児島県を代表する魅力ある観光地の一つであり、秋の紅葉スポットとしましては、全国的にも有名になってきたところがございます。

本市としましても、園主であります中馬夫妻が四十数年かけて育てられた貴重な財産を活かし、ご夫婦の意思やストーリー性を尊重しながら、交流人口の拡大、地域活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後もピーク時のシャトルバス運行や警備員の配置等、現在行っている対策を継続し、観光客の安全性の確保に努めてまいります。

その上で、今後も各種報道関係と連携し、情報発信を積極的に行いながら、多くの観光客に千本イチョウを訪れてもらえるような対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうも少し考え方を補足させていただきたいと思います。

今までの質問に対しては、担当課長がお答えしたとおりであります。垂水市にとりましても非常に有名な観光地となったわけですが、ちょうど就任のころに新幹線開通と併せて鹿児島県が初代景観大賞ということで選定をしている中で、垂水の千本イチョウが選ばれたという経緯がございます。

三十数年お二人の将来の楽園というような意味合いで約1,200本のイチョウを植えられたと、そのストーリー性でありますとかそういったものが評価されて、今では先ほどお話があったみたいに大変全国的にも注目をされる場所となりました。

当初は、安全上の配慮から、大変渋滞をしておりましたので、事故があってはいけないということで、そこからスタートをしたわけでありまして、年々いろいろ工夫を凝らして少ないスタッフの中で、今回はあそこの場所に駐車場を設けて、ピストンで送り出すという方式でスムーズにいったと。

ただ、先ほどご指摘があったような課題もございます。そのことはそのとおりだと思いますが、問題は、園主の中馬さんご夫婦の所有であるということが一番のポイントであります。

時々意見交換させていただくときにも、先ほどおっしゃったようなご提案とかアイデアもあるわけでありましてけれども、公金を使っていく際に、どこまでどういった形でやっていくのかという問題がありますので、お二人とまたいろいろ相談をしながら、地域の皆さんも含めてどういう方向性がいいのか、建設的な方向性が見出せばいいと思いますので、また、そのような形で協議を重ねていきたいというふうに思います。

○前田 隆議員 ありがとうございます。

シャトルバスの運行継続や報道機関への情報発信等を行い、千本イチョウの観光資源を生かして経済効果が出るように協力していくという答弁でした。

中馬氏の構想については、千本イチョウは個人の所有であり、その関係でいろいろ問題もありますが、検討していただきますようお願いいたします。

千本イチョウは垂水市の貴重な財産にもなっており、観光振興にも貢献しておりますので、今後とも双方が協力して将来にわたって維持・発展できるよう願って、この件は終わります。

次に、水之上地区の中間管理機構関連の農地整備事業の構想と意義及びメリットについ

て答弁をいただきました。

この事業は、県事業として農地環境の改善が必要な当該地区に対し、大区画化等の基盤整備を推進しようとするものとのことでした。

最大のメリットは実施要件を満たすことで、機構に貸し付けた農地所有者の費用負担を求めず、基盤整備を推進できることとのことでした。

これを進める上で、農地所有者は長期に中間管理機構に農地を預けることが必要とのことです。また、農地整備への移行確認や同意も必要と思います。

この点についての説明や理解など、進捗状況と課題について伺います。

○農林課長（楠木雅己） 進捗状況と課題につきまして、お答えいたします。まず、昨年8月、本事業の実施要件となっております機構への15年以上の中間管理権設定の環境を満たすため、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で定められております農地利用権の存続期間を、現行の最長10年間から最長20年間へ延長する見直しを行ったところでございます。

地域へは、昨年11月6日に本事業の趣旨や意義につきまして説明するため、水之上地区担当農業委員を通じて、地元有志8名の方々にご参集いただき、農林課職員を含め11名で話し合いを行い、方向性の共有を図ったところでございます。

事業が実施できるか否かにつきましては、農地所有者の方々へ長期にわたり機構へ貸し出すことへのご理解をいただけるか、また、農地整備に当たり、再区画化など工事を伴うことへの同意見込みをいただけるかについての意向を事前に確認することが必要と考えましたことから、有志のご協力をいただき、事業推進員とともに所有者等から直接聞き取り等を行いながら、可能性調査を進めました。

有志の方々には進め方を話し合う場、また、

進捗を報告する場としてこれまで計3回集まっていたいただいております。

何と言いましても、この間の水之上地区担当農業委員をはじめ、地元の主な耕作者や所有者等の全面的なご理解をいただき、熱意を持って本事業実施の可能性を追求する態勢は築くことができているものと考えております。

ただし、ここには主に次のような課題もございます。

本事業の取り組みに当たりましては、農地中間管理事業の活用が大前提となります。条件の一つとして、農地の出し手である所有者が、農地の中間受け皿である県農地中間管理機構に15年以上、全ての事業対象農地を預けることが必要となってまいります。

また、耕作者につきましても、機構から農地を借り受けることとなりますが、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に認定農業者、認定新規就農者、あるいは市町村構想の水準到達者といった担い手に集団化するとともに、事業実施地域の収益性を現状よりも向上する必要がございます。

さらに、相続未登記の農地につきましても、相続人全員の施工同意が必要となってまいります。当然、この取り組みが進みますと、県・市ともに大きな予算を伴う県事業になってまいりますので、財政面の手当を含む事業計画の作成につきましても、関係機関と連携し、適切に作業を進めていく必要がございます。

先ほど申し上げました有志の話し合いにつきましても、対象農地の人・農地プランの策定を視野に行っており、新たな担い手につきましても、この話し合いの場を活用して、今の段階から積極的に声かけを行うなど、要件を満たす活動につながるよう工夫をしております。

このように課題は大きく、様々な困難も予

想されますが、話し合いを中心としたソフト面を充実させながら、基盤整備のハード面に結びつける取り組みを継続し、地域農業の発展に明るさが見えるよう後押ししてまいり所存でございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 地元農業委員をはじめ、有志の皆さんで準備会合を開き、農地所有者や耕作者に説明と理解を求める活動を行い、本事業実施への体制は整いつつあるとのことでした。

ただ、農地の所有者が農地中間管理機構に対し、15年以上対象農地を預けることが必要である点など、今後も詰めなければならない課題もあります。

推進に当たっては、課題に対し、丁寧な説明と誠意を持って当たり、その重要性を説けば理解と同意は得られるものと思いますので、粘り強く取り組んでほしいと思います。

所有者も耕作者も農地中間管理機構を通して将来にわたって維持・継続できる点で非常にいい制度だと思います。

また、耕地も集約・集積して農地を大区画化し、AIやドローン、無人トラクターなど利用したスマート農業にも対応できる基盤をつくっていくことが、この農地を守る基本だと思います。

少子高齢化、人口減少で担い手不足の社会環境ですが、一方で第4次産業革命ともいわれる技術革新の時代が近づき、ロボットやAIが労働力をカバーしてくれます。

大区画化で企業・法人が農業に参入し、農地を守ってくれる時代がそこまで来ています。その準備を早く当該地域だけでなく、市内全域に広げて、垂水市の農業、農地を守るように是非推進していただくように要望いたしまして、この件は終わります。

最後に、市道内ノ野線の道路改良工事の予

定区間と完了までの見通しについて伺います。

令和2年の予算を2,080万8,000円計上いただいております。これは、どの区間の改良工事を予定されているのか、また、完了までの見通しについて伺います。

○土木課長（東 弘幸） 令和2年度の予定区間と完了までの見通しにつきまして、お答えいたします。

まず、令和2年度の予定区間でございますが、1回目で答弁いたしましたとおり、7筆の承諾をいただきました。このうち、三和センターへの市道交差点から上之宮側へ約100メートルの区間を予定しておりますが、補助金の割当額によりましては、予定区間が変わる可能性もございます。

次に、完了までの見通しでございますが、現時点ですべての用地につきまして、承諾をいただいております。補助金の割当額も満額いただけたと仮定いたしますと、約2年で完了できると考えられますが、例年、要望額に対しまして平均で3割程度の割当でございますので、この3割でございますと、完了まで4年程度かかるものと考えております。

いずれにしましても、用地の承諾をいただけませんと工事着手できないことから、現時点で明確に完了までの見通しを持っていないところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 用地承諾の問題は大変苦労されているとは思いますが、地元関係者の協力を得ながら進めていただき、早く全筆承諾が完了するように願っております。

予算獲得は要望額の3割程度が実績とのことですが、安全性の観点からも急がれますので、満額獲得を目標にお願いいたします。

質問の冒頭でも申しましたが、改良工事が一刻も早く終わり、安全に通行できるように改良工事の推進を要望いたしまして、すべて

の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、午後2時10分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。午後からの一番眠たい時間帯になりましたけれども、よろしく願いいたします。

令和初めての正月を国民の皆様は、これまでと違った新たな気持ちで迎えられたものと思っております。

年が明けて、本市の行事では、1月5日に文化会館にて成人式があり、新成人を祝福いたしました。

6日には、恒例の消防出初め式がキララドームで行われました。

11日には、桜島火山爆発総合防災訓練が道の駅はまびらにて、国交省、十管本部、自衛隊、鹿屋警察署、垂水中央病院、垂水市消防団等の参加機関のもと行われ、前日には自衛隊の輸送艦くにさきにて防災研修があり、参加したところです。

また、12日には、商工会主催の賀詞交歓会に出席し、出会された方々と親睦し、皆さんの活躍とご健勝、そして平穏な年でありますようにと語り合い、願ったところでしたが、中国の武漢を発生源とする新型コロナウイルスによる肺炎が発症し、世界各地に拡散し、日本にも感染者が出始め、今日の新聞では、24日現在、感染者851人、死者4人とな

っており、各地では各種イベントなどが参加制限や中止となったりの対応をするなど、国も感染拡大防止対策に追われているのは皆さんもご承知のとおりであります。鹿児島県内に感染者が出ないよう、願っているところでもあります。

また、26日の夜から27日にかけては、思ってもみなかった真冬に台風並みの強風により、新城、柘原地区、上野台地、水之上地区、田上、市木地区、中俣などの農業用ハウスやトンネルハウスのビニールが破れ剥がれ、ハウスの損壊をはじめ、施設や作物に大きな被害が発生しました。被災された農家の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

新春早々、このような予期せぬニュース、出来事がありました。今年第1回目の質問登壇に当たり、市民の皆様が健康で幸福な年でありますよう、ご祈念申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきますので、ご答弁よろしくお願いたします。

まず1問目、令和2年度の予算について質問いたします。

令和2年度の垂水市施政方針基盤基礎資料によると、「市政運営の基本理念として、市長に就任して以来、垂水市の発展と市民の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気な垂水市をつくるという強い信念のもと、市政運営に取り組んでまいりました。引き続き、市民の皆様が生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう事業を推進し、「安心安全で住んでよかったと思えるまちづくり」を市民の皆様にご実感していただけるよう、また、「九つの彩り豊かに健やかな人を育むまち垂水」をまちの将来像とする第5次垂水市総合計画の実現のため、市政の発展に全力で邁進する決意でございます」とうたわれ、3期目の公約でありま

す元気な垂水づくりのため、「安心・経済・未来」の3つの挑戦と題され、各種多様な事業が掲載され、一般会計は110億8,900万円の予算が編成されていますが、次の3点についてお聞かせください。

1点目、毎年10月に各振興会から要望を募り、要望の実現に努められているが、令和2年度に反映される要望件数はどれだけであったのかお聞かせください。

2点目、新規事業として体験交流型観光ビジネスモデル確立事業200万円が計上されていますが、これまで3年間実施された県内在住対象者事業の検討結果はどうであったのか、どのような効果・成果があったのかお聞かせください。

3点目、生活環境課では新規事業として、浄化槽設置整備事業に伴う単独処理浄化槽及び汲み取りからの切り替え工事に係る宅地内配管工事補助金765万円が計上されているが、これまでの単独処理浄化槽撤去費及び汲み取りからの切り替え部分への補助件数と、市単独補助分単独処理浄化槽撤去費及び汲み取りからの切り替え工事を市内業者へ依頼した分の補助件数と普及率をお聞かせください。

2問目は、鳥獣害対策について質問します。

カラスやヒヨドリ、イノシシ、アナグマ、猿、鹿等による農林作物への被害は全国の農村部で多発し、それぞれに対策が展開されているところですが、本市でもイノシシはもとより、猿については、数年前までは群れからのはぐれ的な単独猿がちよくちよく見られ、群れはたまに見る程度であったが、昨今においては10頭前後の群れをなすグループが多数見られ、鳥獣による農作物への影響が増加しており、深刻な状況になりつつあるが、これまでどのような対策をされてこられたのか。また、猟友会への対応についてお聞かせください。

3問目は、強風による農業被害について質問します。

1月26日夜から27日朝にかけて吹き荒れた風速30メートルを超える強風が真冬の時期にまさかとも思える、誰もが思ってもみなかった台風並みの強風に驚き、早朝に市木地区をはじめ、上野台地、水之上、田上地区の状況を見て回りましたが、各地で農業施設については大型ハウスのビニールの剥がれ、風圧による損壊、中二重パイプの曲がり、ハウス内では支柱が折れたり、倒れ、ビニールが散乱し、作物のサヤインゲン、キヌサヤエンドウの豆類やメロン、キュウリ等は風に揉まれ、葉っぱはしおれ、無残な状況で、トンネルハウスではビニールが吹き飛ばされ、パイプは曲がり、マルチは剥がれ、芽が出たばかりの作物は黒ずみ、生育が難しい状況でありました。また、露地作物にも多くの被害が見られたが、被害の状況をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市民課長（鹿屋 勉） 振興会等からの要望の状況についてお答えいたします。

毎年、市民課において各振興会から要望の取りまとめを行っておりますが、昨年9月から10月にかけて行いました、令和2年度へ向けた要望書につきましては、要望総数110件でございました。うち土木課関係76件、農林課関係24件と要望の大半を占めており、そのほか総務課2件、市民課2件、生活環境課4件、水産商工観光課1件、社会教育課1件の要望をいただいたところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 体験型交流観光ビジネスモデル確立事業の3年間の取り組みの成果につきましてお答えいたします。

平成29年度は、明治維新150周年カウントダウン企画、垂水維新ツアーとして、市内の西郷どんにゆかりのある歴史的資源や食・風景

にスポットを当てて、市内を周遊するツアーを5本、平成30年度は明治維新150周年記念企画垂水市制施行60周年記念事業として、垂水市制60周年の記念事業等を絡めたツアーを5本、令和元年度は健康×食×歴史＝垂水日帰りバスツアーとして3本、鹿児島県旅行業組合に事業委託し、実施いたしております。

これまでのツアーにつきましては、すべての企画におきまして申込開始後から数日で募集定員を満たす状況でございました。特に、前年度12月3日に実施いたしました、千本イチョウ並びに大野原いきいき祭りとのコラボ企画では申し込みが殺到し、急遽バスを2台に増やしたところでございます。

今年度におきましては、3回実施する中で既に2回のツアーを実施しており、11月3日の日本遺産登録を記念いたしました麓めぐりとたるみずふれあいフェスタ秋の産業祭等を周遊するツアーに37名、12月19日の垂水三大ステーションをめぐる、冬のうまかもん出し尽くしと題した3つの拠点周遊するツアーに30名の参加者があり、2つの参加者のアンケートによる満足度調査では96.7%の評価をいただいたところでございます。3回目は、3月1日に新タマネギ収穫体験と垂水土人形展と題し、道の駅や本市の魅力あるスポットを周遊するツアーを計画しているところでございます。

具体的なツアー企画から実施につきましては、県旅行業組合に委託していることもあり、参加者からは、「専門的な立場で垂水市の隠れた魅力が体感できた」、「垂水市の歴史や食を堪能できてとてもよかった」とのアンケート結果をいただいております、満足していただける内容であったと評価をいただいたところでございます。

なお、平成30年には、関西地区観光ビジネス確立事業を阪急交通社と連携して、平成31

年3月21日から23日の2泊3日で、本市出身の池田倫太郎さんが同行する南九州10の名所めぐり3日間を実施し、参加者26名の旅行満足度は100%の評価をいただいているところでございます。阪急交通社が実施するツアーの平均的な旅行満足度は82%から83%であることから、垂水市や鹿児島を持つポテンシャルによるものではないかと感じているところでございます。

本事業をスタートして3年目を迎え、これまで実施いたしましたツアー1回当たりの旅行消費額につきましては20万を超えており、平成30年には委託業者独自で本市の魅力あるコンテンツをめぐるツアーも開催されるなど、事業効果は着実にあらわれていると考えております。

また、事業実施の際、立ち寄りする道の駅や市内の各事業所からもこのようなツアーを継続して実施してもらいたいと要望いただいているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（港 耕作） 浄化槽設置事業につきましてお答えいたします。

本市では、生活排水による水質汚濁を防ぐために、合併浄化槽の設置の推進に取り組んでおり、単独浄化槽及び汲み取りからの切り替え、また、市内業者が設置した場合にも補助金を上乘せして交付して、住民の負担軽減を図り、設置を推進しているところです。

本市の単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え基数は、平成29年度は15基、平成30年度は12基、令和元年度は見込みで6基、汲み取りからの切り替えは、平成29年度は13基、平成30年度は16基、令和元年度は見込みで14基となっております。

また、市内業者の合併浄化槽設置件数は、平成29年度で60基中24基、平成30年度で49基中24基、令和元年度は見込みで60基中19基と

なっております。

垂水市での浄化槽設置補助対象外地域である潮彩町、牛根境地区を除いた合併浄化槽の設置率は平成30年度末で約58%となっております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 鳥獣害対策についてのこれまでの取り組み対策はにつきましてお答えいたします。

猟友会は現在会員が39名で、内訳としまして、銃器とわなの両方の資格を持っておられる方が15名、銃器のみの方が4名、わなのみの方が20名となっております。

まず、鳥獣害対策についてであります、猟友会への補助金や予防等のための事業をご説明申し上げます。

捕獲を依頼しました猟友会の方々へは捕獲指示書を発行し、それに基づき出動された場合、1回当たりの出動手当を支給しております。

次に、猟友会の捕獲に協力いただいた会員の保険料の一部を補助金として支援いたしております。

次に、国100%の鳥獣害対策実践事業補助金等で、猟友会の会員へ捕獲頭数分の捕獲報奨金を支給いたしております。加えて、市単独で有害鳥獣捕獲事業費補助金として、国事業とほぼ同額の捕獲報奨金を支給いたしております。

次に、侵入防止策として、国の100%事業でワイヤーメッシュ柵、電気柵の購入を行い、受益者に設置いただいております。

また、市の単独事業で、垂水市有害鳥獣防止施設等資材購入費補助金といたしまして、振興会等へ10万円、認定農業者へ5万円、おおむね10アール以上耕作している販売農家へ3万円を上限として、電気柵等の購入費用の一部を助成し、少しでも被害の軽減につなが

るよう努めているところでございます。

次に、尽力いただいている猟友会との連携がどうなっているかのご質問でございますが、猟友会は現在市内に5支部がございまして、関係機関や支部長等で組織します、有害鳥獣対策協議会総会や猟友会の総会で意見交換を行っております。

鳥獣害の捕獲は全面的に猟友会に依存しております、かねてから大変お世話になっており、感謝いたしているところでございます。

また、支部長には、報奨金や保険金の一部等につきまして、各会員へ支払いをお願いしているところでございます。

続きまして、強風による農業被害についての被害の状況はにつきまして、お答えいたします。

まずは、今回の強風により被災されました農家の皆様方に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、令和2年2月11日現在で大型ビニールハウスのビニール、パイプ等の破損によります被害件数が366件、16.3ヘクタール、被害額が3,970万7,000円、トンネルハウスが6ヘクタール、被害額が1,170万円、農作物のサヤインゲン、サヤエンドウ、メロンなど、被害面積118ヘクタール、被害額が2,741万2,000円の合計7,881万9,000円となっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 1回目のそれぞれ答弁ありがとうございます。

2回目に入りますけれども、一問一答式でお願いいたします。

まず最初に、令和2年度の予算についてでございます。振興会からの要望についてでございますけれども、要望は全体で110件ということで、そのうち土木関係が76件、農林関係が24件、その他10件となっているようでありますけれども、そのうちの大方が市道・農道

の要望だろうと思っておりますけれども、市道・農道に対する今年度の実施件数と実施率をお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 令和2年度当初予算への振興会からの要望予定件数につきまして、土木課所管分をお答えいたします。

昨年10月に提出されました土木課所管分につきましては、総数で76件ございましたが、内訳としまして、国や県に要望するものが19件、重機借上げや環境整備班での実施するものが19件、交通安全対策事業や社会資本整備総合交付金での要望が9件、市道や公園の除草要望9件、市道などの舗装改修や側溝改修など、工事請負費として新たに予算化を要するものが19件、その他1件でございます。

工事請負費として新たな予算化が必要でありました19件のうち、令和2年度当初予算で計上したものは5件となっております。残りにつきましても、実施する予定でございますが、今後、関係課と協議し、これまで同様、補正予算での要求を考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 令和2年度当初予算への振興会からの要望予定件数につきまして、農林課所管分についてお答えいたします。

農林課所管分の振興会要望件数は24件でございます。治山2件、林道1件、農道・水路などの農業用施設等19件、農村公園1件、鳥獣駆除1件と、多岐にわたる要望となっております。半数以上が農道の改修や舗装、草刈り等の維持管理の要望となっております。

そのうち、請負工事費といたしまして、当初予算で農道2カ所、水路3カ所の工事を計上いたしております。

また、林道や農業用施設の修繕や草刈り等の維持管理につきましては、重機借上料や維持管理委託費を計上しており、農家や振興会

等の多岐の要望にお応えできるようにしようと考えております。

なお、治山工事につきましては、鹿児島県へ治山事業での復旧をお願いしているところでもございます。

当初予算で対応できなかった箇所につきましても、関係課と協議し、補正予算等での対応を検討いたしたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 土木課長にお聞きしたいんですけれども、ただいま要望で実施しなければいけない案件が19件、そのうち当初予算に計上したのが何件だったのですかね。ごめんなさい。(発言する者あり) 5件だったのですかね。ありがとうございます。土木関係については5件と、そして、農林関係については3件が今回の当初予算に計上されているということでございますけれども、当初予算で見送りとなった残りの案件について、もう1回、今後、どのように検討されていくのかお聞かせください。

○土木課長(東 弘幸) 先ほど申しました回答と一緒にありますけれども、現在のところは、要望で上がってきたところは全て実施するという予定でございまして、今後は補正予算等で要求して実施したいものと考えております。

以上でございます。

○農林課長(楠木雅己) 農林課につきましても、全て当初予算でというわけにはいきませんでしたので、残りにつきましては、補正予算等で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。各振興会からの要望は地域のインフラ整備、利便性の改善にかかわる大事な願いであります。ただいま答弁がありましたように、今回の当

初予算で対応できなかった分については、今後の補正予算等で検討していくということで、ぜひ全部の実現に向けて頑張っていたいただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、体験型交流観光ビジネスモデル事業について、それぞれこの3年間、県内の在住者についての事業で垂水市の様々なイベントを取り組みながら行われてきており、それなりのかなりのただいまの答弁からすると、成果があったというようなふうを受け止めたところでございますけれども、また引き続き、今回は次の今年の体験型交流観光ビジネスモデル事業が新たに今年から予定をされておりますけれども、この新しい事業について具体的に事業内容をお聞かせください。

○水産商工観光課長(大山 昭) 体験型交流観光ビジネスモデル確立事業の令和2年度の事業内容につきまして、お答えいたします。

令和2年度は、平成29年度より3カ年実施いたしました実績を踏まえ、着地型のバスツアーを発展させ、事業効果を高めるために、関西地区の居住者を対象として実施する予定でございます。

関西地区の旅行エージェントに事業委託し、本市へJRや航空機等を活用したツアーの旅行商品企画・開発を支援することにより、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅たるみずの3つの拠点と垂水島津家墓所及び日本遺産認定を受けております、垂水麓のPRや誘客を促進し、新たな観光客の誘致につなげてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、今後、委託業者と調整することになりますが、ツアーの設定本数は9本、約350名の誘客を見込んでおります。

今後も、本事業を皮切りに関西地区の旅行会社やJR等との連携を深め、様々な方面へ

の積極的なPR活動を展開することで交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 新たな事業については関西地区をターゲットというか、皆さんに9本で350名を予定しているということですが、この事業により垂水の魅力を県外に発信し、交流人口の増加につながるよう期待いたしますので、頑張っていたきたいと思えます。

これでこの件については終わります。

次に、浄化槽設置事業、宅地内配管工事補助についてでございますけれども、先ほど、合併浄化槽の普及率は58%でありましたけれども、今回の新たな補助施策は、現在、単独浄化槽設置家庭や汲み取り式の家庭には喜ばしい施策であります。新規住宅建設は対象ではないようであり、整合性の観点から疑問を感じるが、整合性についてどのように考えているのか。また、新規補助に至った事情をお聞かせください。

○生活環境課長（港 耕作） 市においては、合併浄化槽の設置に対し、先ほど説明いたしましたように、補助金として合併浄化槽の設置及び汲み取りや単独浄化槽からの切り替え、そして、市内業者が設置工事を行う場合に補助金を上乗せして交付しておりますが、なかなか切り替えが増えてきているとは言えない状況であります。

切り替えをさらに進めるために、国・県と同様に新築住宅への補助を廃止し、汲み取りまたは単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替える設置者に対して、今まで補助対象外としておりました、宅地内配管工事に対して新たに上乗せして補助金を交付することにより、住民の負担を軽減し、合併浄化槽の設置をさらに推進していこうとするものです。

今後、この新規の宅地内配管工事などの上

乗せ補助金を含む合併浄化槽の補助制度について、広報誌への掲載やチラシの配布により周知するとともに、業者への説明会も実施し、合併浄化槽の設置数を向上させ、水質保全に取り組んでいく所存です。

以上でございます。

○梅木 勇議員 国・県の施策に同調した事業で進めるというようなことではございましたけれども、本題の宅地内配管工事補助金についての補助内容をお聞かせください。

○生活環境課長（港 耕作） 宅地内配管工事補助についてであります。まず、単独浄化槽からの切り替えによります。宅地内配管工事費につきましては、補助額は上限を15万円として、国・県・市でそれぞれ3分の1ずつ負担するものであります。

また、汲み取りからの切り替えに伴う補助額の上限も同じく15万円で、市の全額負担としております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。これで1問目の令和2年度の予算については終わります。

次に、鳥獣害対策について質問いたします。

1回目でこれまでの対策・取り組み等を聞きましたが、鳥獣の農地への侵入防止には国からの資材補助や市単独資材購入補助がなされており、捕獲については国・市の奨励金が支払われ、予算も計上されているが、侵入防止対策については国や市の事業を活用しているのはまだ少数であり、農作物への被害は増えているものと思われるが、農作物への被害と捕獲状況をお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 農作物への被害と捕獲状況等につきましてはお答えいたします。

イノシシにつきましては、被害が増加しているにもかかわらず、捕獲頭数が減少しているが、要因はどのようなものが考えられるか

ということですが、捕獲に携わる猟友会会員の高齢化と減少により捕獲が追いつかないのが大きな要因だと考えております。

イノシシの捕獲数の平成28年度からの推移でございますが、平成28年度が526頭、平成29年度が300頭、平成30年度が252頭、令和元年度が1月末日の段階で206頭となっております。

また、農作物の被害状況でございますが、平成28年度が被害面積37.2ヘクタール、被害額284万7,000円、平成29年度が被害面積15.2ヘクタール、被害額が262万円、平成30年度が被害面積37.5ヘクタール、被害額278万9,000円となっておりますが、このほか、実際、市民から連絡がない被害も相当あるものと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁の中で、イノシシが減少しているということで答弁がありましたけど、もう1回、その原因は何だったんですかね。何と考えているのか、どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 被害が増加しているということは、イノシシの頭数が増えているというふうに考えておりますが、捕獲頭数が減少している理由につきましては、猟友会員の減少及び高齢化、これが大きな要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 これまでの対策や取り組みで効果や成果は得られているものの、地域の状況を見るとまだまだ鳥獣は減らず、特に猿は増える一方で、畑はおろか、所構わず頻繁に出没し、住宅の家庭菜園まで出てきて野菜等を害しております。被害は増大しているところと見ているところです。

全国農業新聞には「ストップ鳥獣害」の見出しで毎回、全国各地での取り組み対策の優良事例が掲載されていますが、鳥獣害防止対

策の基本は、寄せつけない、侵入を防止する、個体数を減らすと、この3つを基本に知恵や工夫を重ね、地域ぐるみの対策が図られています。

私たち議員レベルでは、曾於地区と肝属地区における大隅地域市町議会議員協議会がありますが、各市町でも鳥獣による被害が多発しており、協議会に鳥獣被害対策部会と観光対策部会が設置されました。

今月の7日には、鳥獣被害対策部会が開催され、部員となっている私と感王寺議員が出席し、午前中、鹿屋市輝北町で室内及び現地研修、午後からは鹿屋市役所にて熊本の農家ハンターによる講演と各市町対策の取り組み発表と意見交換が行われたところです。

今回の研修から学んだことは、他市町では猟友会、農協、大隅振興局、大隅森林管理署、森林組合、警察など、関係機関で構成する鳥獣被害防止対策協議会や鳥獣捕獲対策協議会が設置されたり、猟友会への補助が厚いなど、また、鹿屋市では鳥獣対策専門嘱託職員を配置し、今年、今年2月の広報誌では4ページにわたり鳥獣対策を掲載しています。このように、垂水よりも進んだ対策・取り組みがなされていることを強く感じることでした。

他市町の取り組みから模して、もっと対策を拡充はできないか伺います。

○農林課長（楠木雅己） 対策拡充についてにつきましてお答えいたします。

鳥獣害対策につきましては、先ほども申し上げましたが、被害防止と捕獲の2面から取り組んでいるところでございます。

対策といたしましては、猟友会からの要望を踏まえ、昨年6月補正において議決いただき、箱わな10基を購入し、猟友会に貸し付け、捕獲をお願いしているところでもございますが、なかなかこれといった有効な効果が得られていないのが実情でございます。

引き続き、国に対しまして侵入防止柵等の要望を行ってまいります。

また、これまでの地域での寄せ付けない取り組み等につきましての講演会等も実施し、住民の意識改革等への取り組みも行ってまいりましたが、なかなか効果が見えていないのが実情でございます。

このような中、市といたしましては、猟友会会員増加を図るため、狩猟免許取得手数料や狩猟免許講習費用の支援を行っており、今年度は3名の方が申請予定であるとお聞きしております。

さらに、これ以外にも猟友会への支援ができないか、他市町の事例を参考に支援の拡充を検討しているところでございます。

一方、農業委員会では、特にイノシシ被害の軽減を図るため、農家と猟友会と一体となった対策が必要との認識のもと、被害軽減についての方法等について検討されております。

また、昨年12月の定例農業委員会におきまして、農林課の職員による鳥獣害被害の現状と猟友会による捕獲状況について、また、本年1月の同委員会では、被害軽減の限界について認識を共有するため、市猟友会会長から捕獲に係る猟友会の現状についての説明がなされております。

農林課では、今後、農業委員会、猟友会、J A、農林課の職員等が連携し、地域住民への寄せ付けないための意識改革、被害の防止策、捕獲の実施による3つの取り組みを通じ、鳥獣害被害軽減につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。被害を受けている作物や集落の家庭菜園被害状況を見るときに、もっと取り組む方法はないのかと思うところですが、鳥獣被害防止を進めるためには、鳥獣害を関係機関が共有し、

対策を協議する協議会や対策・取り組みに猟友会の協力は欠かせないものであると思われるが、有害駆除の出動要請があるが、毎回毎回のボランティア的な出動ではと、猟友会員の声が聞かれたりしております。

協議会の設置と猟友会へ補助を他市町並みにする必要を感じているが、このようなことは猟友会からも話があったように聞いていますが、副市長にお伺いいたします。

○副市長（長濱重光） 猟友会並びに猟友会員への補助拡充についてでございますけれども、鳥獣被害につきましては、ご承知のとおり、近年、特に猿、イノシシ等、農地や農作物等への被害が拡大しているところでございます。

そのような中に、農林課長も答弁いたしましたように、捕獲につきましては全面的に猟友会の皆様に依存している状況でございます。本当にそのご協力に感謝いたしているところでございます。

猟友会の皆様のご協力なくしては、農作物の被害はさらに甚大なものになるというふうに十分認識いたしております。

そのような中に、昨年12月でしたけれども、猟友会の会長さんが市長室のほうにお見えになりました。私も同席をさせていただきましたけれども、そのときに猟友会員等への支援策について要望等がございました。この時点では既に令和2年度の当初予算の要求も終わってございましたし、財政課のほうで各課のヒアリングの佳境でもありましたので、当初予算については盛り込めないところの説明をさせていただきました。しかしながら、市長のほうからもこの件については支援策を検討するように指示を受けているところであります。

そのような中で、農林課のほうで既に、特に大隅管内におきます市町における猟友会員への支援策について調査を行い、把握を行っ

ているところでございます。

そのようなことを踏まえまして、現在、農林課のほうで本市におきましてはどのような支援策がいいのか、どこまでどのように支援したらいいのかということを検討をお願いしているところでございます。

その検討結果を踏まえまして、令和2年度の早い段階に補正予算等を上程できたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 非常にありがたい答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

各市町では、猟友会については肝属・曾於管内なんですけれども、100万とか、あるいは60万とか、均等割で6万とか、そんなところで補助として猟友会へ交付しているというところもありますので、副市長が申された大隅管内の各市町の状況を調査していただいて、ぜひ他市町並みに補助をしていただけたらと思います。

それとまた、みんなで協議をする協議会、防止対策協議会設置も必要なことだと思っておりますが、その点についてもよろしく願いしておきます。ありがとうございます。

次に、強風による農業被害について質問いたします。

今回の被害はハウス設備に集中した被害が大方であったが、被害の度合いは深刻で、範囲は新城から中俣までと広く、多数の施設が被災しており、施設被害と作物被害に分けて見ることができると思います。

担当課では被害調査を行い、状況把握に努められてきておりますが、産業厚生委員会でも、1月27日の後の29日、上野台地から新城、田上、市木地区、中俣まで被害状況の視察を行ったところです。

2月9日には森山先生が被災現地を視察され、19日には伊東農林副大臣が被災現地を視

察されましたが、これまでの対応をお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） これまでの対応はにつきましてお答えいたします。

被災当日の早朝、関係課で協議しまして、被災ビニール及びマルチにつきましては、上野台地の市有地に搬入いただくよう、農業委員等を通じ周知するとともに、処分費用につきましては市で負担することを決定いたしました。

また、さらに搬入期日を2月16日まで延長する旨の文書を各振興会を通じて回覧し、周知を図ったところでございます。

さらに、2月20日から3月15日まで、パイプ等、被災金属等につきましてもビニール類と同じく上野台地に搬入いただき、市内業者に無料で引き取っていただく旨を文書により周知したところでございます。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員等を通じ、被災農家へ、念のため、被災時の写真を撮影していただくよう可能な限り周知をお願いしたところでございます。

現在、国・県に支援の要望をお願いしているところでございますが、仮に支援があった場合、これまでの国・県の支援のあり方が年度内事業完了が原則であり、結果を待ってからの申請書類では事業執行が間に合わない判断し、支援があることを想定し、被災された農家の皆様の被災額の状況を確認するため、振興会を通じ、申請書を各戸配布し、3月6日まで申請書の提出をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいま答弁がありましたように、これまで被災し使えなくなったビニールの廃棄については、素早く上野台地の建設土砂捨て場に集積仮置き場を設け、市で処分すると配慮がなされ、廃パイプ類につい

でも同じ対策が取られ、被災農家は助かっておるところです。

このほかにどのような対策支援が行われているのか。今、ありましたように、振興会等への文書も配布がされておりますけれども、お聞かせいただきたいと思っております。また、税の減免についての対応をお聞かせください。

○農林課長（楠木雅己） 被災農家への支援につきまして、お答えいたします。

現在、営農継続のための農家への支援につきましては国・県へ要望しているところでございますが、現段階では国・県の支援については示されておられませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、市といたしましては可能な限りの支援を検討いたしているところでございます。

現段階で考えられます支援といたしましては、インゲン等の種のまき直しへの国・県の支援がない場合には、市単独でまき直しの種・肥料・マルチ購入に係る費用への支援を検討いたしております。

また、ハウスのビニール・パイプ等、施設の修繕費用の支援につきましては、今後の国・県の支援の内容を踏まえた上で、市でできる可能な限りの支援を検討しているところでございます。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） 被災農家への支援につきまして、お答えいたします。

税務課におきましては、今回の強風被害を受けられた農家の皆様への支援策として、市県民税と国民健康保険税につきましては、災害被害者に対する市税減免条例に基づき対応することといたしました。

条件につきましては、農業収入を申告されていて、農作物の損失額が全体の3割以上であると見込まれる方で、納期末到来のものが

対象となります。

また、市民課が所管いたします後期高齢者医療保険料と、保健課が所管いたします介護保険料につきましても、同様の減免に関する条例や規則に基づく減免の可能性がございますが、相談窓口につきましては、市民の方々が戸惑うことがないように、税務課が相談を受け付けることとして、市民の方々へ周知を図ったところでございます。

なお、今後の減免等の対応につきましては、農林課や市民課、保健課と密接に連携を図りながら取り組むことといたしております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それなりの、それぞれの対応を聞かせていただきましたけれども、平成28年の台風16号災害対策では、農作物の生産に必要な施設の再建等の支援を行うとして、国庫事業の農業施設復旧支援事業、被災者向け経営体育成支援事業が行われ、内容的には、一、施設並びにその附帯設備の復旧・取得、二、施設を修繕するために必要な資材の購入、三、機械の修繕取得となっています。

また、県単事業では、被害を受けた農業者に対して、農業生産の回復と生産意欲の喚起を目的に、被害作物の再生産に向けた支援を行うとして、農作物再生産支援事業による、一、園芸作物のまき直しや定着までに必要な土壌改良資材や種子、種苗、肥料、農薬などの資材の購入、二、果樹の受精、生育回復を図るために必要な肥料農薬の資材購入に対して補助が行われております。

今回の対応では、振興会を通じて各家庭に配布された文書によると、1月27日の強風に伴い、被災された農家の皆様への見出しで、強風にて被害を受けた農家の皆様、引き続き農業に従事していただけるよう、下記の補助事業を計画しておりますとなっております。先ほど、農林課長が答弁された内容でござい

すけれども、一、今回の強風により、種のまき直しを行なった方、申請書に記入し、種代と種・肥料、マルチに限るが確認できる領収書または見積書などの提出、二、今回の強風で農業施設、ハウス等に被害を受けた方、災害報告書、申請書に記入し、災害復旧額が確認できる領収書または見積書等を提出するとなっています。

これは、ただいま述べた平成28年に激甚災害の指定を受けた台風16号による被害支援と同様の支援内容のようではありますが、また、回覧文書では、午前中に堀内議員が披露された市長直筆の農家の皆様へと題して、お見舞いと被害に対して垂水市として可能な支援を最大限実施してまいることや、国や県と連携し、また、議会の先生方や農家の皆様方のご要望を捉え、市役所一丸となって対応してまいりますとなっております。

復旧について強い気持ちを感じるころですが、改めて、市長に対応・支援についてお聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥） 被災農家の皆様への支援についてにつきまして、お答えいたします。

まずは、改めて被災をされた皆様方に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

支援につきましては、先ほどご紹介いただきましたとおり、被災当日、早速ビニールとマルチの上野台地への搬入を指示して、1月30日には農業委員会の要望を受け、同日中に県知事、農政部次長に支援の要請を行ってまいりました。

また、2月3日には、篠原議長と上京し、総務省初め森山裕衆議院議員などに、支援について強い要請してまいりました。

さらに、それを受けまして、2月9日には、森山衆議院議員が、上野台地の現場を視察いただきまして、市として、改めて、再度支援のお願いをしたところでございます。

さらには、2月19日に、伊東農林水産副大臣が上野台地の被災現場をご視察いただきましたので、篠原議長、堀内副議長、さらには梅木産業委員長にもご同行いただいて、現状説明をし、支援についての要望を行ったところでございます。

先ほど、担当課長が答弁いたしましたけれども、現在、営農継続のための農家への支援ということにつきましては、県・国要望しているところでございますが、現段階において、県・国の具体的な支援というのは示されておりませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、先ほど話がありましたとおり、農家の皆さんが営農を継続できる意欲をなくさないようにということで、市といたしましては、可能な限りの支援を最大限、検討しているところでございます。

今朝ほどの9時半に農業委員会が開催されるということでありましたので、農業委員長にお越しいただいて、当面、年度内にしかるべき対策をどうしていくのかということや、ご要望があったことと踏まえて、中身をお伝えして、それ以降の対策につきましても、状況を見ながら重ね重ねになりますけれども、市として可能な限りの支援を最大限、状況を見極めて、進めさせていただくということをお話させていただいたところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 はい、ありがとうございます。非常に被災農家の皆様にとって、支援という言葉のもとに、強い姿勢を感じました。

被災農家の皆様、これを期に、農業をやめられることのないよう、引き続き農業を継続されるよう、最大限の支援をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原諺則） ここで暫時休憩いたし

ます。

次は、午後3時15分から再開いたします。

午後3時4分休憩

午後3時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原 勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 よろしくお願ひします。昔から一月は行く、二月は逃げる、三月は去るという言葉があるよう、当選してから一年、令和元年度も過ぎようとしています。三月は卒業シーズン、定年退職、異動の別れのシーンもありますけど、4月には進学、入学シーズンでもあります。

垂水市には平成29年度から新しいたるたる奨学金制度、無利子の制度があります。高校生には月額1万5,000円以内、大学生には月額3万円以内とし、この奨学金の大きな特徴は、返還期間内に垂水市内に住所を有し、在住している場合、奨学金の返還免除を受けることができます。そして、自分の希望年数、一年間だけでも融資ができます。今が募集中ですので、皆さんも周りの人に周知をよろしくお願ひいたします。

議長の許可を受け、通告したとおり質問いたします。

まず、かごしま国体についてです。

去る12月20日より、72回全日本フェンシング選手権大会が行われ、体育館はおもてなしをあらわす各小学校でつくられた色とりどりに咲いた花のプランターに、各県を応援する子どもたちの工夫された手づくりののぼり、決勝戦は趣向を凝らして文化会館の舞台で行われ、演出に凝った大会だったと思われまふ。スタッフも各課職員ほか、おもてなし隊にボ

ランティアの方々、奮闘されたかと思ひます。

そして、1月26日には、九州オープン綱引き大会と、手に汗握る熱戦が繰り広げられました。いよいよ今年の国体に向けて、いいプレゼンテーションができたかと思ひます。この大会を踏まえて、これまで実施予算は幾らぐらにかかったのか、そしてよかった点、悪かった点、成果と課題についてお聞かせください。

桜島海底噴火について。去る1月11日に50回目となる桜島火山爆発総合防災訓練が、道の駅はまびらを中心に行われました。自衛隊や消防、医療等、訓練の中で様々な問題や工夫があると思ひます。今回の訓練は、桜島大噴火の設定でしたが、桜島北方沖もしくは桜島東方沖海中噴火が起きたときの避難計画はどのようになっていますか、お聞かせください。

新庁舎について。新庁舎は柱頭免震構造のメンテナンス及びメンテナンス料についてお伺ひします。よく免震工法は、地震の横揺れには強いが、縦揺れには弱い。そして、台風・強風に弱いと書かれています。そこで、メンテナンスについてですが、免震工法は施工はもちろん、定期的なメンテナンスも必要だが、これには限られた業者しかできません。果たして柱頭免震のメンテナンスのできる業者は何社鹿児島にあるか、お伺ひしたいです。

清掃センターの煙突解体について。煙突解体についてお伺ひいたします。清掃センターの周りには園芸農家もたくさんあり、煙突には有害物質を含む可能性があるすすなどあります。さて、どのような解体方法をされるか、お聞かせください。

地域の除草作業について。地域の除草作業で業者に出しているのを振興会で任せる予算づくりができないものか。例えば、老人福祉で高齢者元気度アップ地域活性化事業があり、

多くの団体、個人が利用されています。同じように振興会地域活性化事業等のようなものをつくり、除草作業の予算が地区公民館、または振興会に入るので、振興会が新しい事業をするにもいいし、今まで交流で使われた金額も大きくできますし、振興会の活性化事業ができるのではないかと思います、いかが思われますか。お聞かせください。

垂水中央運動公園の野球場の環境整備について伺います。垂水中央運動公園は、年次的に陸上競技場が多目的なたるみずスポーツランドとして改修され、体育館は国体を見据えて耐震化や、LEDなどを取り入れ、明るく改修されました。

あと残りは庭球場と野球場の改修となるわけですが、必然的に交流人口も多い庭球場が先になると思われれます。野球場においても、大学の準硬式野球部がスポーツ合宿に来ていただいております。将来に向けて野球の交流人口を増やすには、社会人・大学の硬式野球部の利用が必要です。硬式野球の利用環境整備が必要と思われれますが、現在どのような考えがあるか、お聞かせください。

以上にて、1回目の質問といたします。

○国体推進課長（米田昭嗣） それでは、ご質問でございます。リハーサル大会、綱引き大会の実施予算は幾らか。また、成果と課題はにつきまして、お答えいたします。

初めに、リハーサル大会、第72回全日本フェンシング選手権大会団体戦、燃ゆる感動かごしま国体フェンシング競技リハーサル大会につきましては、会場設営の業務委託費をはじめ、競技役員の旅費、宿泊費、日当、医師や看護師への謝金、弁当代など総額1,926万2,000円の実績額となる見込みです。

なお、このうち1,319万4,000円が、燃ゆる感動かごしま国体競技別リハーサル大会運営費補助金の補助対象額となる見込みでありま

して、補助率2分の1を乗じた額の659万7,000円が、県から交付される見込みであります。

次に、九州オープン綱引き大会2020でございますが、この大会は九州綱引連盟が主催となり実施する大会であります。予算につきましても主催者の負担となっております。九州綱引連盟によりますと、歳入歳出ともに36万円程度であったとの報告がございました。

また、この大会への協賛に市内6事業所にご協力いただいたと伺っております。垂水市実行委員会といたしましては、参加チームのネームプレートに係る消耗品費2万204円の支出を行ったところでございます。

次に、成果と課題でございますが、両大会とも国体本番を見据えた会場設営、運営で大会を実施いたしました。両大会とも運営面等での高い評価をいただいたことと、観戦された方々からの「おもしろかった」「感動した」などの声は国体本番につながる成果であり、私どもにとりましても大きな自信となったところでございます。

課題につきましては、第72回全日本フェンシング選手権大会団体戦につきましては、本市、鹿児島県競技式典課、鹿児島県フェンシング協会の3団体で反省会議を実施したところでございます。

内容といたしましては、7区分77項目につきまして、実施状況や課題について協議を行うとともに、今後の対応策につきまして、整理したものであります。具体的に申し上げますと、選手等に配付するIDカードの配付を大会初日に設定していましたが、混乱を避けるために、大会前日の監督会議において配付することとし、またプログラムに掲載する選手名やチーム名のチェック体制の強化を図ること、表彰式における役割分担の明確化を図ること、加えて交通案内や会場警備における

業務委託につきましては、大会直前の入札であったため、入札辞退が発生したことから、発注時期の見直し等が必要であると考えております。

次の九州綱引オープン2020での課題でございますが、大会主管であります鹿児島県綱引連盟と、本市でさらに明確な任務分担を行い、業務等を円滑に推進してまいりたいと考えております。

今後は関係団体が共通理解のもとさらに連携を深め、議会の皆様をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、国体本番の運営を適切かつ円滑に推進するように、計画的な準備を進めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 牛根地区の避難計画についてのご質問にお答えいたします。

鹿児島県が作成した津波の浸水想定の結果では、海底噴火で最も影響が大きい噴火は、桜島東方沖での噴火に伴う津波とされております。垂水市地域防災計画の資料編には、海底噴火を想定した垂水市津波避難計画がございます。

この計画には、桜島海底噴火に際しての牛根地区の避難計画を、避難対象地域の振興会単位で避難路、避難目的地、緊急避難場所などを記載しております。前年度の桜島火山爆發防災訓練は、桜島噴火後に想定される海底噴火に伴う津波を想定して、牛根地区におきまして、垂水市津波避難計画に基づく避難訓練を実施いたしました。

訓練には振興会をはじめ消防本部、各消防団、垂水幹部派出所など多くの皆様にご参加をいただき、避難路や避難場所の確認を行うなど、関係機関の連携、住民の防災に関する意識の高揚を図っております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 免震装置のメ

ンテナンス、柱頭免震のメンテナンスのできる業者は何社鹿児島にあるかについてお答えさせていただきます。

設計事業者を確認を行いました。今回新庁舎に採用する免震装置は、ゴムやダンパーを主体とするようなものではなく、球面すべり支承と呼ばれる鉄を主体としたもので、地震の揺れに対して十分な繰返し耐久性を備えていることから、基本的な考え方として建物供用期間中の取り換えは不要とのことでございます。

点検事業者についてでございますが、鹿児島県内に免震装置の点検業者があれば、委託をしたいというふうにご検討されているところでございますが、まだメーカーのほうとも具体的にどの企業が免震装置の受託を受けられるかどうかというところが確認をとれていないところでございますので、情報収集に努めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○生活環境課長（港 耕作） 煙突解体の方法はにつきまして、お答えいたします。

垂水清掃センターについては、平成14年に焼却施設としての使用を中止し、現在まで収集・分別した資源ごみなどの一時保管場所として使用しているところでございますが、煙突部分にコンクリートの亀裂や剥離が出てきて危険性があることから、令和2年度に煙突部分のみ解体工事を予定しているところであります。

解体方法につきましては、令和元年度で解体基本計画の策定中ではありますが、煙突にはダイオキシンなどの有害物質を含有していることから、ダイオキシン類の除去作業を実施した後、解体工事を行い、撤去後の整地まで行う予定といたしております。

ダイオキシン類の除去作業については、厚生労働省が示している廃棄物焼却施設内作業

におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱を遵守して実施し、安全かつ適正に解体工事を行うように万全を期していきたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 市道や公園等の除草作業を、各振興会に有償で依頼はできないかとのご質問にお答えいたします。

市道や公園等の除草につきましては、主に森林組合や造園業者に委託し、実施しておりますが、地域によりましては振興会単位で除草作業をしていただいていることに感謝しているところでございます。

近年、振興会費が不足しているため、除草作業を設計額より安価でもよいので振興会に委託する考えはないのかとの問い合わせが多くなっていることも事実でございます。

近隣自治体に問い合わせを行いましたところ、委託を行っている自治体や委託は考えていないなど様々でございますが、委託化を図っている自治体の要綱を入手し、今後本市にとりましてどのような内容で委託化を進めたほうがよいのか調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 垂水中央運動公園野球場の環境整備につきまして、お答えいたします。

まず、硬式野球団体の国内スポーツ合宿の動向につきましては、関係者からの情報を参考にいたしますと、硬式野球で使用する条件として、やはり最新の環境が整った野球場の利用となり、特にスポーツ科学の測定機器等を設置した施設や、本市の野球場では未整備である、防球ネット、ブルペン、内外野壁のラバー等の設備が充実した施設を優先利用されている傾向にあるようでございます。

現在進めております、垂水中央運動公園内

施設の整備改修につきましては、順次たるみずスポーツランド、体育館と完了いたしました。今後の野球場を含めました施設の改修に当たりましては、垂水中央運動公園施設のあり方検討委員会の提言書において、各施設ごとに整備要望項目も複数記載されており、改修費用も高額となりますことから、教育委員会といたしましても関係課と協議を重ね、年次的かつ計画的に進めていきたいと考えております。

また、改修開始時期までの間、利用者の安全面に留意した整備も必要でありますことから、野球場につきましては、新年度予算にてグラウンドの段差解消に要する費用等を計上させていただいております。

これまで野球場を利用したスポーツ合宿等につきましては、主に準硬式野球の団体においていただいております。関係課や本市スポーツ団体等誘致実行委員会等からの特産品の贈呈、宿舍等でのおもてなしなど、ご協力をいただき、総体的に好評をいただいておりますので、今後も本市のよさを生かしながら、利用団体の増加が図られますよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 2回目から一問一答方式をお願いします。

かごしま国体の成果と課題について、77項目を設けて、その中でいろいろ話し合ったということは非常に今年度の今年度の国体に向けて、いいことだったと思います。

次に、物産展の活用についてお聞きします。

フェンシングのプレ大会が、お土産コーナーや温泉水の無料提供などが体育館内でありましたが、この機会にもっと垂水をアピールするコーナーでもあればよかったのになと思いました。せっかく全国からいらっしゃいますから、もちろん弁当はお茶じゃなくて温

泉水を使ってほしいです。国体のときの物産コーナーとはどのようなになるかお伺いしたいと思います。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、物産展の活用につきましてお答えいたします。

本市実行委員会では、選手や監督をはじめ垂水市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、垂水市の魅力ある観光・産業等を広く紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしを提供するため、垂水市歓迎・接伴基本計画を定めております。

基本計画では、売店等の設置に関する項目として、市の特産品等の紹介と販売を促進すると明記がございます。12月に開催いたしました燃ゆる感動かごしま国体フェンシング競技リハーサル大会におきましては、垂水市商工会様のご協力のもと、会場内1階ロビーに売店を設置し、市特産品の販売を行っていただきました。多くの選手、監督や役員、一般観覧者の方々に特産品をご購入いただき、季節柄、特につらさげ芋は好評であったと報告を受けております。

国体時の物産コーナーについては、売店等の設置運営を具体的にする要項を3月に開催いたします垂水市実行委員会総務企画専門委員会でご審議いただく予定としております。

また、斡旋弁当、支給弁当のお茶を温泉水へ変更できないかとのことでありますが、今後垂水市実行委員会弁当部会で検討を行いたいと考えております。

垂水市実行委員会では、歓迎・接伴基本計画の目的であります、垂水市の魅力ある観光、産業の紹介、心のこもったおもてなしの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 物産展の活用、当日なんかはパンフレットとか、リーフレットとか、そういうのをもっと活用して、手に取って、ま

たそこに来た方が町なかを散策するとか、そういうのもよろしくをお願いします。

次に、市民にもっと参加観戦をさせるには、プレ大会の当日なんかも広報やチラシなどになっても、当日になって知らない人が割と多かったです。もっと観戦してもらおう工夫があるのではないかと考えております。

例えば国歌斉唱を子どもたちに歌わせて親が見に来るとか、スポーツチャンバラと綱引きは夏休み期間にあるので、夏休みの宿題で俳句とか作文とか絵画でもさせるとか、そうやって一人でも来てほしいです。

今のところ国体推進課として検討をしているものがあれば、お聞かせください。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、市民の参加につきまして、お答えいたします。

本実行委員会では、かごしま国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるために、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、垂水市を訪れる方々をはじめ、全国に豊かな自然、歴史、文化、食の魅力等を発信するため、垂水市広報基本計画を定めております。

これまで広報基本計画に基づき、市公式ウェブサイト、広報誌への掲載、報道機関との連携など多様なメディアによる広報、ふれあいフェスタ夏祭りや市民スポーツフェスティバルでの競技体験イベント等の実施、市内4カ所のPR看板の設置や、PRグッズによる広報に取り組んでまいりました。

また、令和2年8月18日には、国体開催の機運醸成を図り、市民の記憶に残る取り組みとするため、県・市共催で多くの市民、特に子どもたち参加のもと、新城地区から牛根境地区までの炬火リレーを実施する予定でございます。

議員ご指摘の大会をもっと観戦してもらおう工夫につきましては、予算や関係機関との調整を行い、可能な限り検討してまいりたいと

考えております。国体推進課といたしましては、これまでの広報活動に加え、炬火リレー等のイベントを実施し、継続することで多くの市民の方々に会場へ来ていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、子どもたちには観戦を通して、これからの活動に生かしてもらえれば、幸いです。

以上でございます。

○新原 勇議員 炬火リレーについては、議員の我々も参加できるのであれば、参加したいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、プレ大会と今回の国体との予算が大きく違うところを教えてください。お願いします。

○国体推進課長（米田昭嗣） 次に、今後の予算の取り組みにつきまして、お答えいたします。

令和元年度と令和2年度予算の違いについてでございますが、大きく異なるものについては、会場となります垂水中央運動公園体育館の仮設空調機の据え付けと撤去の委託費でございます。

デモ競技のスポーツチャンバラが7月19日、公開競技の綱引が8月22日、23日、正式競技のフェンシングが10月4日から7日の開催であり、会場の暑さが予想されますことから、対策といたしまして空調設備をレンタルするものでございます。

空調設備を設置することにより、選手の安全性の確保と観客の皆様にご快適に観戦していただけるよう、今議会で予算計上させていただく予定としております。今後予算の執行につきまして、これまで同様、垂水市実行委員会事務取扱要領に基づき、適正に執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと補足させてく

ださい。

昨年の12月ですね。フェンシングの第72回選手権がありまして、ご意見をいただいたようなご指摘もあると思いますが、総じて大変少ないスタッフの中でよく頑張っていたということとは共通だと思います。

垂水市の特徴として、事前に垂水の食材をPRするためのお弁当づくり、これもテレビ、新聞で取り上げていただいて、当日の大会の様態もテレビが取り上げていただいたり、南日本新聞さんが一面でカラーで掲載していただいたりという意味で、それぞれがいろんな企画をする中で、よく評価をこれまでのところはいただいていると思います。

あと、そのことを新原議員がおっしゃるような経済効果とか、いろんなそういったものにつなげていくということが、今後大事なことでありますので、例えば新原議員が副会長を努めておられます商工会とかスタンプ会の皆さんとか、いろいろどういう形で連携をすれば、さらに経済効果につながっていくのかということも含めて、まだ少し時間がありますから、今後の課題としてその辺をしっかりと書いて、それに予算づけをしていくという方向で頑張らせていただきたいと思います。

○新原 勇議員 ありがとうございます。残り5カ月、スポーツチャンバラから始まりますけども、垂水市をこの機会にもっとアピールし、国体は太田会長に感動の大会の一つと言われるよう、国体推進課の皆さん頑張ってください。

次に、防災についてですけども、先ほど東方沖が一番の津波があるということで、牛根地区の避難計画、地区住民の方もわかっていると思いますけども、中央地区の私としてはちょっとわからないところがあるんですけども。

噴火が起きたときに、どこの場所を指すか

わかりませんが、12.8メートル到達2分と言われております。二川の消防分遣所または牛根支所は海拔何メートルで、このとき津波の到達時間が何メートルで何分か教えてください。

○総務課長（角野 毅） 牛根分遣所、牛根支所の津波の高さ、到達時間のご質問にお答えいたします。

鹿児島県が作成した津波の浸水想定の結果から、牛根の二川地区にあります分遣所及び牛根支所の津波の最高津波高は7メートル64センチ、津波到達時間は2分となっております。

○新原 勇議員 前兆もあるかもしれませんが、いざ牛根地区の方、どのように広報しているかわかりませんが、水中爆飛を見たら逃げようということですよ。要は水中爆発です。

そういうことで、安全対策としてどこまで逃げるかということなんですけども、地域住民の方はわかっていらっしゃるんですけども、もし私たちも牛根地区を往来するんですけども、海底噴火に遭遇したときに、地元の皆さんはどこまで避難するかはご存じですが、我々は最低どこを目安にして避難したらいいか教えてください。

○総務課長（角野 毅） 安全対策についてのご質問にお答えいたします。

一般に海底噴火は、桜島の噴火の後に起こるというふうに言われております。また、観測体制が整備されております桜島では、噴火の時期は遅くても1日前には予測できると専門家がコメントされております。津波の避難は、より高いところへ、より海から遠い場所へ、速やかな避難が原則でございますが、平常時から避難路、避難場所を把握して緊急時に備えておく必要がございますことから、垂水市津波避難計画には、桜島東方沖の海底噴

火に伴う津波に備えた地域ごとの避難目標地点や、避難場所などについて示しております。

また、ホームページや出前講座で周知を行っているところでございます。例えば浮津地区の場合は、避難目標地点は旧牛根中学校校庭跡地、または鉄道跡地道路、ここがいずれも標高10メートルとなっております。

緊急避難場所につきましては、旧牛根中学校校庭跡地を指定しております。今後も桜島の噴火活動に関する情報収集を継続して行い、その状況に応じた避難等の準備または避難を促し、噴火の際には影響が予想される地域からの避難は全員完了していることを目標とした対策に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○市長（尾脇雅弥） 今、担当課長がお話したようなとおりでございますが、前もお話したと思うんですけども、そのことを想定しながら、県の総合防災訓練、伊藤知事のときでありましたけれども、実施をした経緯があります。

そのときに、中央地区エリアで最大で1.84メートルの津波の可能性があるということで、それ以上高いところへ逃げていくというような訓練も実施した経緯がございます。

また、それ以外の桜島の牛根エリアが特にやっぱり狭くなっておりますから、高い波が来る。あるいは瞬時に来るという危険性がありますので、一例を申し上げますと、牛根の分遣所を数年前つくるときに、牛根消防団、牛根の分遣所があります隣接エリアにこれまでであったわけですけども、立地上見渡しやすいくということで、そこの再築を希望されたんですけども。

我々は先ほど申し上げました7メートル64センチというようなことを認識しておりましたので、それ以上の土地と、今、旧鉄道跡地の郵便局の近くに消防がありますけれど、あ

そこが約8メートルということでしたので、そういう経緯もあってあの場所に設置をしたということがございますので、あらゆる状況を踏まえながら、それぞれの地形でまた道の駅たるみずのエリアは、場合によってはもっと高くなる可能性もあるというようなことございますので、自然災害でありますので絶対ということは申し上げられませんけれども、いろんなことを想定しながらでき得る最大の備え、対応ということを準備しているところでございます。

○総務課長（角野 毅） 議員が申された最後の質問でございますけれども、たまたま牛根地区にいと想定されるときに、どこへ避難すればいいかということでございますが、基本的な考え方としましては、鉄道跡地道路よりも上のほうに逃げていただくと、大体鉄道跡地が10メートルという形がとれておりますので、それよりも上のほうに逃げていただければ、牛根地区にいらっしゃるときには避難の目安となるというふうに考えていただければと思います。

○新原 勇議員 ありがとうございます。牛根を往来するとき、もし何かあったときには線路跡を見つけて避難をするようにいたします。

申し合わせの中で、牛根分遣所が被災しても、車もしくはハンディートランシーバーがあれば、本部との連絡はとれるということがわかり安心いたしました。また、市民の防災、安心・安全は過ぎることはないので、随時更新していく気持ちで運営してほしいと思います。

新庁舎建設についてですけども、どこのメーカーかわかりませんが、とりあえずメンテナンスをするところは、まだ鹿児島県にはわからないということなんですけれども。

メンテナンスについてなんですけど、昭和電線ケーブルシステムの維持管理の点検マニュアルでは、積層ゴムの場合ですよね。積層ゴムの場合は通常の点検、定期点検、応急点検、詳細点検、更新工事用の点検などがあります。

通常、施行後5年、10年、以降10年毎に点検をする目安がありますけれども、毎年点検は関係者との協議によって省略できますけれども、柱頭免震にした場合、点検スパンはどのようになっているか、お答えください。

○企画政策課長（二川隆志） 柱頭免震の場合の点検スパンについてお答えさせていただきます。

年1回、外観を目視で確認する通常点検と、竣工後5年、10年、20年で外観の目視検査に加えて免震装置全体数の1割を任意に選び、耐火被覆材等を外し、内部の確認や計測を行う定期点検、そのほか災害が起こった際には臨時で点検を行うこととされております。

以上でございます。

○新原 勇議員 メンテナンス料についてなんですけれども、通常、耐震と制震はメンテナンスフリーで、メンテナンスをする必要はほとんどないということなんですけれども、免震の場合は、先ほど言われましたように、5年、10年、メンテナンスがかかるわけです。

それで、この積層ゴムの場合は、応急点検の項目に浸水、震度5以上の地震、基準風速で30メートルを超える強風とありますけれども、台風はほぼ毎年来るんですけれども、この柱頭免震の場合の応急点検はどのようになっているのかということと、普通の5年、10年のメンテナンス料、それは応急点検のメンテナンス料って、幾らぐらいかかるのか教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（二川隆志） メンテナンスの費用からお答えさせていただきます。

費用につきましては、規模や仕様により異なりますけれども、現時点で類似物件でということでは、通常点検で1回当たり約30万円を想定しているという回答はございました。

また、議員からありました台風等による影響でございますが、鹿児島県は設計用基準風速を秒速38メートルでございますので、設計段階ではその1.5倍から1.8倍程度の最大瞬間風速を想定いたしますので、計算上は秒速57メートルから68メートルの風速に対しても動かないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 メンテナンスのほうは、このように58メートルは動かないということなんですけれども、瞬間風速で58メートル、今からの災害によって、その58メートルをやはり、ふっと超える瞬間とかありますよね。そういうときにはやっぱり、応急点検が必要ということになるわけですよ。そういうときもやっぱり1回30万円、応急点検の費用はかかるんですか。

○企画政策課長（二川隆志） 今お尋ねの件につきましては、実際に起こった場合において、またそのメンテナンス業者との協議になると思いますけれども、そこでの話し合いになると思います。

ですので、金額についても、ここに先ほど申し上げました類似物件において1回当たり30万円と申しましたので、ここの費用については、やはり増減があると思います。

以上でございます。

○新原 勇議員 まず、最初から耐震、免震だとメンテナンスフリーで、こういう毎年のお金のことも考えなくてもよかったんですけども、やはり柱頭免震の場合は、これだけメンテナンス料はかかるということ、皆さ

ん頭の中に入れておいてください。

それでは、市庁舎のガラスについてですが、市庁舎のガラスは、たしかペアガラスですが、ガラスには弱いほうからフロートガラス、網入りガラス、強化ガラス、ペアガラス、合わせガラスとあります。

先の熊本地震でも避難場所に指定されているところの強化ガラスが割れて、片づけに時間がかかったそうです。地震対策でせめて玄関周り、人が出入りをスムーズにできる場所側の表側は、非構造部材の耐震化のため、安心のため、合わせガラスを推奨しますが、いかがですか。

○企画政策課長（二川隆志） 新庁舎に採用するガラスにつきましてお答えさせていただきます。

今回は日射遮へい型LOW-Eガラスという、光は通過するが、その熱を半分程度に遮へいする断熱性に優れたペアガラスを採用する予定でございます。それにより空調負荷を低減し、省エネルギー化も図っております。

このガラスの強度でございますが、ガラスというよりサッシで建築非構造部材のランクA類を確保しており、地震などで建物が揺れた場合、建物自体の変形にサッシが追従して変形できるようすき間が設けられており、ガラスが割れにくい構造となっているところでございます。

そのほか台風等で石など飛散物が飛んでくる場合のことも考え、外部の日射遮へい用のルーバーをバルコニー部分に取り付け、飛散物の対策といたしております。

また、出入口周りなどはフィルムを張り、割れても落ちにくい対策を行うこととしていただいております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。この非構造部材の耐震化は、市庁舎だけでなく

学校をはじめ、公共の建物も、これから外側だけでなく中側も進めてもらいたいと思います。

次に、市清掃センターの煙突解体についてお伺いします。

先ほど打ち合わせの中で、煙突解体は解体工事に伴う大型ダンプの搬入は通行できるということだが、脇田・市木線は急カーブがあり、離合をするのに地元の方も大変心配されているが、拡幅の工事の計画を持っていないかお伺いしたいと思います。

○土木課長（東 弘幸） 市道脇田・市木線の対策につきましてお答えいたします。

清掃センター解体の計画に伴いまして、重機搬入の際、拡幅工事の計画はないのかとの問い合わせをこれまでも様々いただいているところでございます。この解体計画において、先日、生活環境課と協議をいたしましたところ、専門業者に重機の搬入に関し、確認を行った結果、現況の幅員で十分通行可能であるとの回答があったようでございます。

脇田・市木線の拡幅につきましては、頂上部のカーブ部分の幅員が狭く、見通しも悪いなど対策の要望が地域よりございました。このカーブ部分は、国土交通省の名義になっており、地域からの要望があったことなどを、垂水国道維持出張所と協議いたしましたところ、協力できるとの回答をいただいておりますので、現在この部分の測量を実施しているところでございます。道路拡幅に関する計画書を作成し、協議が整いました時点で、カーブ部分の拡幅を実施したいと考えております。

また、伐採が必要な樹木につきましても撤去する予定でございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。煙突の解体工事の最良な工事法で、有害物質などを飛散されないようよろしくお願いいたします。

また、脇田・市木線においても、かねてから離合するのに危ない箇所であり、拡幅が進めば住民の皆さんも安心して通行往来ができますので、よろしくお願いいたします。

地域の除草作業についてですが、先ほど回答がありましたように、各公民館・振興会も貴重な収入となりますので、ぜひ前向きな検討のほうをよろしくお願いいたします。

垂水中央運動野球場の環境整備についてですけれども、最後の要望として、野球場の改修については、年次的な整備や予算等の調整が必要なことがわかりました。今後、十分関係者の要望が取り上げられるように配慮していただき、またスポーツ合宿が増えるよう対応していただきたいと思っております。

以上にて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

午後4時10分から再開いたします。

午後3時57分休憩

午後4時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 本日、最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。

昨年12月に中国武漢で発生し、流行し始めた新型コロナウイルスですが、これまでの侵入防止策から、いよいよ感染拡大防止策へステージが移行し、本市でも様々な対応が必要になってきたかと思っております。そこで、新型コロナウイルスへの対応についてお聞きします。

先に、打ち合わせのときに新型コロナウイルスに関するホームページ上の情報がリンク

を張っているだけだったため、県や国の情報の張り付けだけでもやってほしいとお願いしたところ早速対応していただきありがとうございました。

ホームページ上の情報で1点、掲載いただいている保健所や電話番号ですが、フォントの大きさを大きくしたり色を変えるなどして目立つようにしたら、さらに利用者がわかりやすくなるのではないかと思いますので、提案させていただきます。

それでは、本題に入っていきます。

実際に新型コロナウイルスへの感染が県内または市内で確認された際の関係機関との連携が重要になってくるかと思えます。感染が確認されてから手順を確認しているのでは対応が後手に回ってしまうかもしれません。そこで、関係機関との連携の確認状況についてお聞きします。

次に、政府は、昨日、イベント開催に関しても案内を出され、概略としては開催の必要性を検討してイベントの開催の可否を判断してくださいというものだったかと思えます。3月、4月は花見を計画されたり、卒業式、入学式などが集まるイベントが多くあります。市民の中でも不安に思っている方もおられるかもしれません。

そこで、市としての方向性などが決まっていますら、お聞かせください。

次に、国道220号線の境・福山間の国道整備についてです。

この点は、川越議員が私がお聞きしたいことをお聞きいただいたので1点だけ。市長は、3月には再度国土交通省に要望に行かれるとお聞きしました。そこで、今後整備するに当たって、地元、牛根の境でも国道整備に向けた地区の要望をまとめるかと思えます。そこで、地元の要望をしっかりと踏まえた上で整備が進むように動いていただけないでしょうか。

か。この点に関する市長のお考えをお聞かせください。

次に、交流人口の経済効果についてですが、前回の12月議会で北方議員の質問に対して、本市の交流人口の経済効果は94億円とのお答えがありました。その際に、この算出方法を鹿児島県の観光消費額単価でございます、1人1回当たりの宿泊費3万3,692円及び日帰り者5,453円に基づき、算出したものでございますとお答えがありました。

私は、この算出方法に問題があるのではないかと思います。この問題を考える際に基盤となる考え方に延べ人数と実人数という違いがあります。

まず、延べ人数とは1人の観光入込客が県内の3つの観光地点を訪れたとしたら、3回分と数えることとなります。

次に、実人数ですが、実人数とは、例えば1人の観光入込客が県内の複数の観光地点を訪れたとしても、1人分と数えるということです。

これを踏まえた上で12月議会で述べられておられる経済効果とは、観光消費額単価を使用していることから、観光消費額のことを指しておられると思います。この観光消費額を算出するに当たっては、観光庁が策定している観光入込客統計に関する共通事項という基準の中で、観光消費額は当該都道府県を訪れた観光入込客の消費の総額です。観光入込客数と観光消費額単価を掛け合わせることで算出されますとされています。ここで問題となるのが観光入込客数です。この入込客数は実人数を指します。

今回、12月議会で執行部が述べておられた交流人口に関しては延べ人数であり、本来であれば、12月議会での経済効果算出時も実人数を使用し、経済効果を算出しなければならなかったところを延べ人数で算出したことに

よって、実態と乖離した経済効果が示されたのではないかと考えますが、12月議会で述べた経済効果94億円という数字に問題はなかったのでしょうか、お伺いします。

次に、子どもたちの将来職業に向けての教育についてお聞きします。

人生100年時代といわれ、既に厚生労働省より65歳まで安定した雇用を確保するよう求められており、さらに政府は70歳まで働ける環境整備に動き始めています。定年は延び、働く期間はどんどん長くなっています。当初、55歳であった定年は70歳となり、将来的には75歳まで働き続けなければならないといわれています。

また、雇用の流動化も進み、経団連も年功序列、終身雇用の日本型雇用の見直しに言及するまでになっています。このような社会情勢を考えたときに、今後、子どもたちが社会に出た後、これまで以上に転職をする必要性に迫られることが増えると考えられます。そのようなときに自身の生活、利益、権利を守るためにも労働法制、雇用保険などの知識をしっかりと学ぶ場が必要だと考えます。

1月に発表になりました、垂水市教育振興基本計画案でも、キャリア教育の記載がありましたが、本市の取り組み状況について、お伺いします。

最後に、新庁舎建設計画についてお伺いします。

これまで様々な視点から同僚議員が地方自治法第4条第2項の位置変更の条例制定時期についてお伺いしてきました。

逐条解説によると、地方自治法第4条第2項の趣旨からすると、建築着工前に位置変更の条例改定を行うことが適当とありますが、6月には建設予算が出てくるやとも聞いています。6月議会に位置変更の条例を出されないのかお伺いして、1回目の質問を終わります。

す。

○保健課長（橋圭一郎） 新型コロナウイルス感染症に係る関係機関との連携についてのご質問にお答えいたします。

関係機関との連携についてでございますが、現在、保健所などの関係機関と事務レベルで初動措置についての確認を行っており、先ほど、堀内議員の質問でお答えしておりますとおり、症状に不安のある方ご自身がまずは自分で帰国者・接触者相談センターへ一報いただくこととなります。その上で、保健所から帰国者・接触者外来に紹介されることとなっております、それまでの対応で市が関与することはありません。

現在のところ、国及び県から保健所を有しない各自治体への明確な指示がないことから、市としての対応の可能性として申し上げますが、感染者発生時及び発生後は保健所が感染者の家族や接触者に対して、詳細な調査を実施する追跡調査の際の情報提供などの後方支援が主であると考えられます。

感染者数や感染状況によって、今後、対策方針が変更されることも十分考えられますことから、国や県から発出される情報をもとに本市といたしましても、適切に対処してまいりたいと考えております。

また、現段階で、市が実施するイベントの開催につきましては、一律的に開催の可否方針を定めているわけではございませんが、必要性を検討した上で、開催の可否を判断されることになろうかとは思いますが、鹿児島マラソンの中止決定や、本市においては第6回垂水カップフェンシング競技大会の中止など、この新型コロナウイルス感染症がイベント等へ影響を及ぼしております。仮にイベントが開催される場合にあつては、アルコール消毒液の備付など可能な対応を行うよう、国から通知されているところであり、本市といたし

ましてもホームページ上で周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 国道220号線牛根境地域の連続200ミリ雨量に対するの対策ということで、今朝ほど川越議員のご質問にもお答えしたとおりであります。森山代議士のお話の中では約3.8キロ、300億前後の事業、国費を投じてというお話でありました。中身に関しては、今朝ほど申し上げたように雨が降ると止まることのいろんな影響ということがございますので、大変ありがたいお話であったなと感じるところでございますけれども、スケジュールの都合上、年度内の上京、陳情が必要であるというふうに考えているところではございます。まずは、これまで陳情させていただいた内容をしっかり訴えて、正式な事業化へ向けて力を尽くすということが大事なことであろうかと思えます。

その上で、森議員のご意見があった地域の皆様方のご要望ということをしっかり組み込んでいただけるように、ご意見を伺いながら進めてまいりたいというような段取りを考えているところでございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 本市の交流人口における経済効果の算出方法につきましてお答えいたします。

12月議会におきましては、鹿児島県の観光消費額単価でございます1人1回当たりの宿泊者3万3,692円及び日帰り者5,453円に基づき算出し、約90億円と答弁しております。

議員が言われますように、経済効果は観光消費額を指すとのことから、観光庁の策定しております基準を確認いたしますと、観光消費額は観光入込客数と観光消費額単価を掛け合わせ算出する。1人の観光入込客が当該都道府県内の複数の観光地点を訪れたとしても1人1回と数えると記載されております。

また、鹿児島県の観光の動向、鹿児島県観光統計におきましても、実人数については観光入込客推計の共通基準にのっとり、観光庁の宿泊旅行統計により推計を行い、算出していると記載されております。

県PR・観光戦略部観光課に観光入込客数を算出する際の観光地点の考え方につきまして確認したところ、観光地点は大きく歴史・文化、温泉・健康など6分類と行祭事・イベントに分けられており、各市町村において各分類に該当する観光地点を選定しているものであり、各市町村の観光地点数は同数でないことから算出方法につきましては、明確な回答はいただけなかったところでございます。

今後、観光消費額の算出につきましては、観光地点の捉え方について、近隣市を調査の上、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 労働関連法及び雇用制度の学習の必要性につきまして、お答えいたします。

A Iの進化や産業構造等の変化から従来の雇用のあり方が変わりつつある現状を踏まえ、予測困難な時代を生きる子どもたちに、労働関連法や雇用制度等を学ばせることは大切なことであると考えます。このことは学習指導要領にも示されており、主に中学校3年生の社会科公民的分野において学習が行われております。具体的には、まず基本的人権の中の社会権の学習において、勤労の権利や労働基本権等について学習を行っております。

また、労働組合の意義、労働基準法の内容や内容、雇用保険等のセーフティネットの学習も行われております。

さらに、従来の終身雇用や年功序列による賃金制度が変化しつつあることに加え、外国人労働者も増加していることから、雇用の流動化や成果主義の広がりについても学習を行

っております。学習の中では、知識を学ぶだけでなく、例えば非正規雇用の増加について、働く側と企業側の双方から背景を考えさせたり、問題点を話し合わせたりする学習を行うなど、自ら考え表現する力の育成にも努めているところでございます。

学習指導要領では、思考力、判断力、表現力を育成する学習が重視されており、これからの社会の激しい変化にも対応できる人材の育成に、より一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 庁舎位置変更条例の制定の提出時期につきまして、お答えします。

市役所の位置を定める条例案の提案時期につきましては、行政実例において、森議員からもありましたけど、市町村の事務所の位置の変更に関する条例の制定時期を新事務所の建設着工前とするか、建築完了後とするかは当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないと言われておりますことは、ご存じのことと思います。

これまでもこの条例の提出時期に関しましては、議員の皆様方からも建築着工前とすべきといったご意見や、事務所としての形が見える時期でよいといったご意見をいただいているところでございます。

このように様々な考え方もございますことから、これまでも答弁させていただいておりますとおり、市役所の位置を定める改正条例の提案時期につきましては、慎重に判断させていただいた上で、議会にご提案したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルスの対応についてお伺

いしていきます。

国の専門家会議の見解として、これから一、二週間が感染の拡大を制御するための瀬戸際だと言っていました。そこでお答えいただいた中で卒業式、入学式の対策が含まれていませんでしたが、国の専門家会議の見解として人と人の距離が近い接触、この近い距離とは互いに手を伸ばしたら、届く距離といわれています。これが感染を拡大させるリスクが高いといっているのではないかと思います。その部分の対応が必要だと思いますが、この点の見解をお願いします。

また、卒業式など通常の式典では皆さん近い距離でお座りになっているので、ここも対応が必要だと思うのですが、その点の見解をお願いします。

また、どうしても実際卒業式とかやらなければならなかった場合というのはマスクの配布や消毒液の設置など対応が必要だと思いますが、その件についてお考えをお伺いします。

○保健課長（橋圭一郎） 卒業式、入学式対策についてでございます。

これから卒業式や入学式のシーズンを迎えますが、開催する際は消毒液の設置やマスクの配布等の必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

子どもさんたちの人生の節目に当たる大切な行事であることを認識しながらも、少しでも風邪に似た症状があれば、出席しないという勇気も必要かと思っておりますので、このことを周知していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。

もう1点、感染拡大措置のためにということで、手洗い、うがいが有効だといわれています。そこで、学校で確認の意味も込めて一度正しい手洗い、うがいの仕方を伝える機会

を設けてはいかがでしょうか。併せて、3月の市報に掲載予定であるとのことですが、まだ間に合うのであれば、感染予防のための手洗い、うがいの方法などを記載してはいかがでしょうかということをご提案させていただきますが、その件についてお答えいただければと思います。

○保健課長（橋圭一郎） 学校での手洗い、うがい等の周知につきましては、学校で確認の意味も込めて正しい手洗い、うがいの仕方を教育委員会を通じて、改めて各学校に通知してまいりたいと考えております。

また、市報での広報につきましては3月号は既に内容を決定し、発注済みでありますので、他の広報手段や必要に応じて、4月号の掲載も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。

危機管理の面からも市民の健康と市民生活を守るための事前の準備をしっかりと行っていただき、市民に様々なツールを用いて広報を行い、不安を払拭していただければと思います。この質問を終わらせていただきます。

次に、国道220号線の境・福山間の国道整備についてということで、市長のほうから地区の要望を組み込んで動いていただけるということをお答えいただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。この件については、もう結構ですので、ありがとうございます。

次に行きます。

交流人口の経済効果についてということで、お伺いさせていただければと思います。

今回、その経済効果を算出する際に、入込客、延べ人数と実人数というところで問題があったと。今回、その実人数のところでお答えいただいたところが訪問地点数をどうやって算出していくかということが問題になってくるかと思うんです。今の市の観光統計

の取り方からして、その訪問地点数を把握する方法というのは、現状の体制のままではできないのでしょうか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 観光地点におきましては、6分類に分けられておりますが、17の観光地点がございます。それに行事ごと、またイベント等を含めると、全部で28の地点になっております。その地点の捉え方といたしましてを近隣市町村と確認しながら、どのような地点として算出するかを検討するというところでございます。

○森 武一議員 近隣市町村と確認をされるということだったかと思うんですけど、観光統計の取り方の調査票のところ、何箇所行きましたかという設問があるかと思うんです。その点を県として、国として基準にのっとって県はそのようにやっていらっしゃるかと思うんですけど、市として、今後その交流人口が200万人の経済効果を考える際には、その実人数を出さなければならないので、その地点数というのは、やはり正確に把握していかなければ経済効果というものは出てこないかと思うんです。そこが近隣市町村を参考にしてできるものなのかというのが疑問があるということをお伺いして指摘をさせていただきます。

もう1点、問題点として指摘をさせていただきたいところがありまして、今回その観光消費額を算出する際に、1人1回当たりの宿泊費3万3,692円というふうにお答えいただいているかと思うんです。ここに関しては、旅費も含まれていることになるんです。新幹線代だったりとか飛行機代というものもこの旅費に計上されてくることになるというのが、その観光統計の観光庁の見解であったわけです。そうする場合には、飛行機代であったりとか新幹線代というものが垂水市にそこを計上した場合、観光経済効果とした場合、それを

計上した場合に、垂水市に経済効果があり得るのかという、その見解をお伺いできればと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 経済効果とは、新規に需要が発生することにより、その需要を満たすために生産が連鎖的に誘発されることであり、それにより発生する金額の合計額や何らかの事象が起こることにより、発生すると推測される需要量より算出された額を指すことであり、また、ある集団の行動あるいは出来事によりまして、経済にもたらす一定期間における影響のことであり、新たに創出される需要などから大方の金額を予想して算出するものであります。

したがって、議員がおっしゃいますように、新幹線がということの前に予想される金額であると、県に確認したところ、県としても観光庁の基準にのっとり、推計するということです。ですから、正確な数字というのが実際確認できるかと、私はできないと思います。ですから、それに近い数字を出すことは当然必要だと思いますので、それにつきまして近隣市町の捉え方を確認したいというふうに述べているものでございます。

○森 武一議員 今の話でいうと、経済連関表を使った形の経済波及効果の話かと思うんです。今、その交通費というのを話をさせていただいたところというのは、例えばこの12月議会での答弁の宿泊費3万3,000円のことを考えた場合に、大阪から鹿児島中央までというのは一番安い場合が新幹線代で1万4,000円で通常では取れる。往復であれば2万円8,000円になるわけです。そうすると、ここの3万3,600円のところの2万8,000円分というのは垂水市に落ちるものではなくて、JR西日本さんであったりとかJR九州さんであったりとか、飛行機であれば航空会社さんに入ってくるものだと思うんです。それを要は3分の2以上

がほかの市町村さんで計上されるべき効果なものが経済効果として、垂水市に上がってくるということが、要は経済効果を図る際であったりとか、市のほうで今数値目標を正しく設定して、政策を進めていらっしゃるかと思うんです。KPIだったりとかという話のところで、余り正確な数字にならないんじゃないかと思うんです。そうなった場合に、やはりここの今の経済効果の測り方としては、体制としても難しいし、計測方法としても難しい。また、交通費をのかせた形で計算できるのかということとそこも難しいと思うんです。そうすると、その経済効果自体の今の交流人口200万人を用いた経済効果の捉え方というか、指標の持ち方自体にちょっと限界があるのではないかなど。経済効果を算出する際、あるのではないかと思います。そこについてちょっと。（発言する者あり）市長、よろしくお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 例えば、今、大阪の例ということでありましたけども、割合としてはまずは県内とかそういう方が多いわけでありますから、大阪の例をとるとそういうことだというのはそのとおりのかもしれません。ただ、中身の観光庁あたりが示す数字としてはそういうことなので、それを参考にしながらやってきたという事実は変わらないと思います。ただ、そこの中身が実態に即しているかどうかというのは、ご提案いただいたものを参考に実態により、即するような形で、見直しをする必要があれば、見直しをしなきゃいけないと思いますが、ただ同じ経済効果という指数において、私が15年ぐらい前、市議になったときに約42万人ということでありまして、31年度の交流人口が200万6,870人ということでありますから、その指数においても3倍以上の数が増えているということは事実でありますから、どれだけの経済効果、実数

はまた別なものとして少なくとも3倍の人が来ているということはいえるというふうに思いますので、その辺のところをしっかりとまた精査して、さらにはその経済波及効果をもっとより実が上がるような、その辺のところの中身の見直しとか提案のありようが必要だと思いますので、再度そこはご指摘いただいたことを参考にしながら、どういうありようがいいのかというのは検討したいと思います。

○森 武一議員 今、市長にお答えいただいたところの交流人口が増えてきた、その実数自体が増えてきたというお話なんです。ここがやはり問題点を含んでいまして、今、交流人口で今年が160万人ぐらいでしたか、というものの自体は延べ人数になっているわけです。これはもう垂水市の統計の取り方からして、なかなか実人数について出すのは難しいと思うので延べ人数にならざるを得ないけど、その延べ人数自体、何人の人がどこに何点行ったから何万人になっていますというところはなかなか出てこないとなると、その200万人という捉え方自体が本当に200万人来ているのかという問題点が出てくるわけです。そうなったときに、じゃあ実人数を出して正確に何人来ていますというのであれば、まだわかるんですけど、そこがなかなか技術的に難しいということがお話だったかと思うので、やはりその捉え方というところは難しいのではないかと思います。

なので、今回、その、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも交流人口ということで書かれているページがあるかと思います。交流人口による経済効果が国内宿泊者25人で定住人口1人分だというふうなお話があるかと思うんですけど、今回の垂水市の宿泊者の割合が今何%なのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○水産商工観光課長（大山 昭） 本市の交

流人口に占める宿泊者数の割合につきましてお答えいたします。

平成30年の交流人口は147万4,739人、宿泊者数5万9,245人、全体の4%であり、平成31年の交流人口は200万6,870人、宿泊者数6万3,001人、全体の3.1%でございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今、宿泊者数の割合というのが3%から4%だというお話があったかと思えます。これは国内宿泊者、これは宿泊者の場合が25分の1であって、日帰り客が垂水市の場合はメインであるわけです。そうやってきたときに国内旅行者の日帰り客というのは81人分で1人だというふうに首相官邸のほうで出されている、関係人口のものがあるわけです。ここの25人分の1、81人分の1だとしても、ここのものの自体が観光宿泊の観光消費額をやっているものなので、そもそも実人数で出さなければ、計算しなければ出てこないものなので、その200万人の最初のところに戻るんですけど、延べ人数で出してしまう、ここにやはり問題があるというわけなんです。

前々から少し提案をさせていただいていたところで、観光消費額として、道の駅であればPOSシステムとかを入れているわけなので、そこで実数を計れるのであれば、より正確な費用をかけない形で体制を整備しない形でもすぐできるものではないかと思えます。そこのほうに移行したほうが、より市長が種々答弁の中で、経済政策の柱だと述べていらっしゃるわけなので、そちらのほうが正確に観光の経済効果として図る指数になるのではないかと思います。市長のお考えをお伺いできればと思います。

○市長（尾脇雅弥） この数字に関して二つの見方があって、その、まち・ひと・しごとの中では国内宿泊者25人で定住人口1人ということでありまして、一つのいわば日帰りと

いうことで約81人で定住人口1人に相当するということでもあります。ですので、その一つの考え方のみ表記をされている現状でありますけれども、間違っているわけではなくて、二つ目の部分が足りていないという現状もございます。

先ほど、森議員が言われたみたいに数字というのは正確に全てを把握するというのは、なかなか難しいということでもあります。6次産業化と観光振興という経済政策の考え方、例えば6次産業化にしても辞書を引くと、例えば農家が大根をつくって、漬物にして売るといった話ですけど、我々はこれを水産なんかに捉えて加工、販売までもうかる仕組みという形でわかりやすい意味で6次産業ということによっています。

観光に関しても、先ほど申し上げました合併のころは42万人、先ほどの数字でしたけれども、現実的に31年のデータで200万人を超えてきたということは単純に4倍ぐらいの数は増えていると。この中身のこうじゃないかとかいう部分に関しては森議員がおっしゃる考え方のおりなんだと思いますけれども、そういう形で少子高齢化、人口減少社会の垂水のまちづくりの経済の柱にして、そのことを健康長寿や元気で住みやすい垂水のまちづくりにつなげていくんだと、そのためには、まず安心・安全のまちづくりがいろんな意味で必要ですよということがパッケージの話でありまして、市民の皆さんにわかりやすくいろんな形でお話をさせていただくときに、そういう一つの目安として交流人口200万人が実現したときに、定住人口約2万7,000人に相当するというようなお話をさせていただいているわけですけど、その数字の考え方を見直しをしたほうがいいのではないかということの部分もあろうかと思っておりますので、その部分は今ご指摘いただいた考え方をもとに、これ

までの発言が間違っているとは思いませんけれども、これからそういう考え方がよりそういったものに寄り添って考えるとそうなんじゃないかというご指摘を受けて、ちゃんと精査をしてどういう形で表現をしていくかというのは今後考えていきたいというふうに思います。

○森 武一議員 今後、見直しをしていただけるということでしたので、今回、その地方創生のところで交流人口の経済効果が国内宿泊者25人分でというところのくだり、ここに関してはやはり地方創生として地域の経済政策の核として今回策定をされると思うので、その指標として、指針となるものなので、ここは垂水市の実際の実情を考えたときには、宿泊者のほうが少ないわけなので、そこをしっかりと明記していただければと思います。

この交流人口による経済効果については、扱いがすごく難しいんじゃないかなというのがありまして、先ほどの前田議員のところでも千本イチョウの経済効果が幾らだったのかというお話の中で、1億9,000万円の経済効果があつて、さらにそのコンビニであつたりとか近くの飲食店、道の駅とかにいらっしゃる方が増えたという、要は1億9,000万円よりさらに経済効果がありますというようなニュアンスでおっしゃっていたかと思うんです。ただ、この件に関しては、大隅広域観光開発が出されている単価というものの自体が国の指標、指針に基づいてやっているのであれば、その飲食店であつたりとかコンビニ、道の駅で使った額を含めての単価が3,424円になってくるかと思うので、千本イチョウだけではなくて、そこから経済波及効果という形で考え方のもとでもできるのかとは思いますが、そういう形でなので、全く違ってくると思うんです。マックス1億9,000万円か、1億9,000万円プラス幾らかという考え方と全く意

味合いが違ってくるので、そうなったときにやはり本当にしっかりと、どういうふうに表現していくことが今後市民の方であったりとか、政策を考える上で正確性を帰すことになるのかということがあるので、考えていただければと思います。

もう先ほど前向きな答弁をいただいたので、これで終わらせていただきます。

次に、子どもたちの将来職業に向けての教育についてです。

先ほどお答えいただいた中で、いろいろな場面を通じて教育法・社会権であったりとか、いろいろなことをお伝えいただいていると。ただ、今回、雇用保険であったりとか労働法制に特化した形で限られた授業の中ではこのことに特化した形での授業は難しいと思います。しかし、子どもたちが労働法制、雇用保険を公民や総合学習など様々な場面で学ぶ機会があるということでしたので、その際にぜひ労働三法で労働者は守られているんだよであったりとか、雇用保険があるんだよというような単なる知識だけではなくて、現実味のある具体的な事例を引いたり労働問題で困ったときに相談できる窓口などを含めた自らが直面したときに活用できる知恵となる教育をそのつど行っていただけないでしょうか。

また、重要な事項であることからしっかりと取り組んでいただくことを要望して、このこのテーマは終わらせていただきます。お答えを少しいただければ、前向きな。

○議長（篠原静則） ここで申し上げます。本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○学校教育課長（明石浩久） 労働問題に対する相談窓口等の周知につきまして、お答えいたします。

子どもたちが将来の職業生活の中で問題に直面したときの相談先や手続きの仕方等につ

いて、具体的に知っておくことも必要であると考えますことから、先ほど答弁いたしました労働関連法やセーフティーネット等の学習を行う際に、具体的な相談窓口の紹介等について今後学校に対しまして、助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 ありがとうございます。

最後の新庁舎建設について、入らせていただきます。

先ほど、地方自治法第4条第2項の趣旨からしてというお話をお伺いした際に、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではないから慎重に検討していくというお話だったかと思います。ここで問題になってくるものが、財源の見通しというもの何なのかというところが問題になってくるかと思うんですけども、この行政実例の建築に必要な財源の見通しも立たない時期とは何なのかというのを伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 行政実例の建築に必要な財源の見通しも立たない時期とは何かにつきまして、お答えさせていただきます。

建築に必要な財源の見通しも立たない時期でございますが、これまで条例の提案時期は建設工事予算の確定以降、慎重に判断したいと答弁しておりますことから、建設工事を執行するための予算が確定していない時期と考えているところでございます。

○森 武一議員 済みません、先ほどの川越議員のところで、これまでの答弁との見解は変わりがないとお話だったかと思うんです。前回の6月議会、第2回定例会のときで持留議員の答弁のところで、「財源の見通しについては、これまでお答えしているとおり財源である起債計画に変更が生じることが予想さ

れますことから、現時点では条例の上程時期としては適切でないと考えております。また、条例制定の段階では、位置だけでなく事業費、財源規模、機能といった情報が基本設計レベルまで整理し、説明できるようにしておく必要があります」というご答弁があったかと思うんです。このご答弁からすると、これは要は実施設計が確定した時点が財源の見通しが立ったものだと思うわけです。そうすると財源の見通しが実施設計の部分で立ったのであれば、これまで行政実例をもとに慎重に判断をしてくる。その判断をする理由としては財源の見通しが立たないからというお答えだったかと思うんです。では、実施設計のときに財源の見通しが立つのであれば、実施設計が完了した時点を出すことは可能なのではないかと思うのですが、その件についてお伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） その時期につきましても、再三お尋ねいただいているところでございますけれども、この回答につきましても、先ほど来申し上げておりますとおり、慎重に判断してというところになりますので、そちらのような回答にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○森 武一議員 済みません、今のご答弁というのは、財源の見通しが立つということの時点が慎重に検討されるというご回答だったんでしょうか。そこの確認をさせていただければ。

○企画政策課長（二川隆志） あくまでも条例制定の議案を提出する時期を慎重に判断したいというところでございます。

○森 武一議員 済みません、そうなってくると行政実例のもとで建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することが適当ではないから、慎重に判断をするということと

整合性がとれないかと思うんですけど、必要な財源の見通しが立った時期が出す時期だ、そこがいつなのかというのを慎重に判断するということだと、今まで理解していたわけなんです。多分、今までのお答えというのはそういうことだったと思うんです。今まで執行部のほうでお答えいただいた中で、この財源の見通しがいつ立つのかということにお答えいただいているわけです。これは副市長がお答えいただいているところなんですけど、「財源の見通しという視点では、工事請負契約の時点、または少なくともその建設工事の予算が確定する時点が適切であるというふうに考えています」というふうにお答えいただいているわけです。そうなってきたら工事請負契約が議会に提出される時期または予算を提出する時期が財源の見通しが立って、その適切な時期だというお話だと思うんです。今回、そのどちらのほうで提出をされるお考えなのかお伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 先ほど来申し上げておりますけれども、この時期につきましてですけれども、こちらにつきましては先ほど来申し上げました建設予算が確定して以降、または議会に上程する以降という形で申し上げますので、あくまでもこの条例案の提出につきましては、再三回答しておりますけれども、時期につきましては慎重に判断した上でご提案したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 先ほどの川越議員のところでお答弁は今までの認識と変わらないというお話だったかと思うんです。今のお答弁からすると認識が変わってきているんじゃないかなと思うんですが。（発言する者あり）

○企画政策課長（二川隆志） こちらにつきましても、先ほど来、考え方としましても議

会に上程する時期につきましても、一切変わっておりません。

以上でございます。

○森 武一議員 これまで先ほどから何度も述べさせていただいている行政実例のところの建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することというのを必ず前置詞として置いていらっしゃるわけですよ。そうすると、なぜこれを置くのかというと、これが見通しが立たないから、その時期を適切に慎重に判断してくるというお話だったと思うんです。

今回、見通しが実施設計が今月末ぐらいで終わると、そこから予算が確定して行って、予算が6月議会に出てくるというお話だったかと思うんです。そうすると、もう見通しが立ってくる。副市長のご答弁でも、その見通しが立つ時期っていうのが、工事請負契約の時点か、その工事の予算が確定するときというふうに述べていらっしゃるわけですので。今までの答弁を踏まえていくと、この2点、2つの時期のどちらかに提出をされるっていうことが、これまでの議会での答弁をそのまま踏襲するというお話だと思うんですが。そこが、お答えのところと全くつじつまが合っていないかと思えます。そこについて（発言する者あり）。

○副市長（長濱重光） これまでの答弁の中で、今、森議員もおっしゃいましたけれども、条例改正の提案時期につきましては、条例制定の段階では位置だけでなく、事業費、財源、規模、機能といった情報が基本設計レベルまで整理をし、そして説明できるようにしておく必要があります、少なくとも建設工事予算の確定以降になると考えております。というのは、先ほど、森議員もおっしゃったとおりであります。

その中で、少なくとも今、我々が作業を進

めておりますのは、その実施設計段階で、規模でありますとか機能でありますとか、今そこを実施設計の段階で確認をし合っているわけですね。業者と執行部側において。それが見えてきますと、当然、今後、事業費でありますとか、そしてそれに伴う財源も、少なからずある程度確定していくということが原則であります。

それから財源の見通しの部分におきましては、今ありましたように、30年の12月議会の答弁の中で、「工事請負契約の時点または少なくとも建設工事の予算の確定する時点ではないかと判断しているところでございます」という答弁をしているかと思えます。

従いまして、ここの中で、先ほど来から二川課長が答弁していますように、確定以降、慎重にしたいということでは整合性が保たれていると。二つの選択肢の中のどちらかを優先してするという答弁はいたしておりませんので、整合性はとれているというふうに、私自身は考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 済みません、先ほど「以降」というお話があったかと思うんですけど、「工事請負契約の時点または少なくともその建設工事の予算が確定する時点が適切であるというふうに考えているところでございます」というふうに述べていらっしゃるわけですね。そうすると、今お答えいただいたのが「以降」というお話と、「その時点が適切」かっていうのは全く違う意味合いになってくるわけですね。

本当に最初に戻るんですが。そうすると、やはりこの「工事請負契約の時点または少なくともその建設工事の予算が確定する時点が適切だ」というふうにおっしゃっているわけではないですか。（発言する者あり）

○副市長（長濱重光） 予算が確定する時点

というのは、その請負契約が、工事の予算が当然議決を諮られる段階という意味合いも当然含んでおりますので、整合性は図られているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○森 武一議員 済みません、ちょっと自分には理解できないんですけど、もう一度。済みません、ちょっと。「工事請負契約の時点または少なくともその建設工事の予算が確定する時点が適切である」というふうに述べていらっしゃるわけですね。それが財源の見通しが立つというところが、その2点のどちらかというお話ですよ。

そうなってくると、今回その6月議会で予算案が出てくる時点か、その予算案の後の建設契約の時点どちらかを出してくるのが、これまでの議会の答弁との整合性だと思うんですが。済みません、そこについて。（発言する者あり）

○副市長（長濱重光） 建設工事の予算が確定する時点っていうことですよ。その確定する時点ってというのは、例えば、仮に6月議会で予算案を、我々が上程して、そしてそこで可決をされたら、それが「時点」でありまして、「以降」ということは、その「時点」を含んでおりますので、以降という捉え方をしているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今お答えいただいたところで、なぜか合わないかっていうのがわかった気がします。「以降」っていうところが、済みません、私の手元の資料で、今回、令和元年第2回定例会のご答弁のところで「以降」というものが入っていないんですね。

「以降」っていうものが入っていないのであれば、その時点の2つっていうことだと思うんですけど。何か変わる理由があったんですか。変わったんですかね。今までの答弁を踏

襲しているのではなく、変わったという認識でよろしいのでしょうか。

○副市長（長濱重光） 30年の12月議会のこの答弁におきましては、あくまでもその財源の見通しの部分の答弁をしている、こちらはつもりでおります。財源の見通しの部分。

従いまして、今回のその4条関係を上程する部分につきましては、「建設工事を執行するための予算が確定していない時期は適切でない」という答弁をしておりますので、条例案の上程につきましては、工事予算の確定以降に慎重に判断したいということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○森 武一議員 そうですね、ここに。今まで行政実例をもとにして、行政実例を引く形で、「建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではない」ということをずっとおっしゃっていたわけですね。

ここに関して、これまでの執行部の答弁を見る限りでは、この財源の見通しが立つ時期としては二点というふうに答弁されているわけですね。財源の見通しが立つというのは、建設工事の予算が確定する時点か工事請負契約の時点、この二つだというご答弁だったわけですね。川越議員のお話の中で、見解を変えていないというお話だったので、この二点で整合性をとるのであれば、二点の時点を出すことが整合的だと思うんです。

今回、なぜそれが出てこない、答弁を変えられたのかっていうのが、ちょっと理解ができないのですが。ここについて、これ以上話をしても平行線のままです。ここはもう整合的ではなくて、やはり私としては、この二点の時点でしっかりと出すっていうのが必要だということをお伝えさせていただきます。

ここですね、行政実例のところを逐条解説のところ、「建設着工前にこの条例制定を

行うことが適当である」というふうに書かれているわけです。ここの、なぜその建設着工前に行うことが適当だというふうに書かれているにもかかわらず、その後に行うのか、お伺いできればと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 今言われた逐条解説、そちらのほうの一方の考え方として、今、森議員が言われるところもございしますが、もう一方としまして、「市町村の事務所の位置の変更に関する条例の制定時期を、新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないが」というただし書きもございします。また、「建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でない」という文言もございしますので、このような判断からも、我々として、この「いずれでも市町村の事情によって差し支えない」というところの判断でございまして、慎重に判断させていただきたいというところをお答えさせていただいているところでございます。

○森 武一議員 済みません、これを言ったのは自分ではなくて、副市長がおっしゃっているんですね。「建築の財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではない」ということはご承知だと思います。これを受けまして、本条の第2項の趣旨からいたしますと、「建築着工前に行なうことが適当であるというのが、逐条解説に記載されているというふうにご理解いただいていると思います」というふうにおっしゃっているわけですね。そうすると、執行部として、建築着工前に行うことが適当だというふうに理解しているけど、それをやらないっていうのはなぜなのか、お聞きできればと思います。

○副市長（長濱重光） この法の例えば第4条を、非常にいろんな解釈があって、いろんな見解が出ているっていうことは、まさに今、

森議員がご指摘になったところであります。

要するに、その逐条解説にもありますように、その「条例提案の時期は、その建築の財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではない」ということであります。従いまして、まさにその条例案を出すのは、地方公共団体の、例えば判断っていうことになっているわけでありまして。

これまでの全国的なこの条例提案の時期を見ますと、例えば昨年度の議会において、持留議員が一つの例を申し上げられました。例えば、神奈川県鎌倉市におきましては、3月中にその建設が終了して、4月のある時期に、午前中に竣工式をして、午後から臨時議会を開いて、そしてこの条例制定の関係を提案して、可決になったと。こういう事例もございします。その中で、いろんな市町村によって判断がなされているわけでありまして。

だから、逐条解説は逐条解説として、今、ご存じのとおりのことではありますが、ですから、私どもがどの時点でその条例案を出すかというのは、まさにいろんなことを総合的に考えて、提案させていただくというところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 議長、済みません。今の副市長の答弁なんですけど、私がお聞きした、なぜ逐条解説に書かれている「建築着工前に行うことが適当である」のか、それをなぜやらないのかっていう答えではないかと思うんですけど。そこをしっかりと答えていただかないと、なぜ出さないのかっていうのが理解できないので。ちょっとそこを。（発言する者あり）

○副市長（長濱重光） まさにそれは私ども市の判断でございしますので。だから、それを我々、垂水市としては後で出すというところでございます。

それ以上のことはございません。

○森 武一議員 そうすると、今までの議会答弁をまた変えてしまったっていう、先ほどのその二点の場所を変えた、また今回その適当であるというふうに、副市长自らおっしゃっているにもかかわらず、それはまた別ですよっていうのは、市民に対する説明としてはちょっと納得できないものがあるかと思います。

ここで一点指摘させていただきたいと思うんですけど、今回、その行政実例で、ずっと指摘しているところですね。この答えが、ずっと執行部がおっしゃっているところで、この問いというのが、「本市の現在の庁舎は、狭あいかつ老朽化し、加えて町村合併時の諸条件並びに都市計画事業等の進捗により、その位置が不相当であるから、新庁舎の位置だけでも決定しておくべきであるとの多数の議員の意見があるが、右のような事情の場合、とりあえず庁舎位置変更の条例を制定し、後年度において市財政とにらみ合わせて、新庁舎の建設を行うことは差し支えないか」っていう問いに対して、「市町村の事務所の位置は」っていうところにずっとつながるわけですね。

ここ、この行政実例のもの自体がそもそも先に出すことを説いて、それをどちらでもいいですよってお話だったので、それを総合すると、やはり二点の時点ですね、工事請負契約の時点または建設工事の予算確定っていう時点に、どちらかで出すっていうことが、これまでの議会答弁との整合性を図る上でも必要だと思いますので、そこを要望させていただきます。

最後に、もう時間がないので、意見だけ述べさせていただければと思うんですけど。前回の12月議会において、浸水想定区域3メートルというところが間違いであるかのような

ことの議論があったかと思うんです。ただ、今回、県のほうで出されている新庁舎建設予定地っていうものは、県が出されているのが3メートルなので、これは間違いなのではなくて、80センチということも正しいし、3メートルということも間違いではないということを指摘させていただいて、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（篠原静則） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（篠原静則） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもって散会いたします。

午後5時11分散会

令和 2 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 2 年 2 月 2 6 日

本会議第3号（2月26日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年2月26日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（篠原静則） 日程第1、昨日に引き続き令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、11番池山節夫議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先に通告をしておきました順に従って質問をさせていただきます。市長並びに関係課長のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

施政方針と予算案について。

尾脇市政3期目にして10年目の施政方針を伺いました。この9年間の市政運営の実績を背景に、自信に満ちた施政方針と予算編成だと感じております。

それでは、元気な垂水づくりの実現のために掲げておられる三つの挑戦について、伺ってまいります。

安心への挑戦について。

垂水おでかけチケット交付事業については、堀内議員の質問で理解をいたしましたので割愛しますが、この事業については、チケット交付でいいと思います。靴なんか要りません。

これだけ言うておきますね。

それから、垂水元気プロジェクト事業について、健康長寿・子育て支援の新しいモデルケース構築という目的に向かってどういう状態にあるのか教えてください。

新庁舎建設事業について、現在の庁舎の危険性は議会でも再三訴えてきたわけですが、昨年9月議会での早期着工を求める陳情が採択され、そして、昨年12月議会では住民投票条例案は否決されました。ぜひ新庁舎建設は計画どおりに進めていただきたいと思います。市長の思いと決意を伺います。

経済への挑戦について。

体験交流型観光ビジネスモデル確立事業については、梅木議員の質問で理解をいたしましたので割愛いたします。

未来への挑戦について。

子育て支援については、子ども医療費助成事業の対象者拡大と保育所等の保育料軽減、保育所等副食費助成事業について、昨日もありましたが、もう一度聞かせてください。

教育行政について。

垂水中央中学校の現状について伺います。

校則については、中学校統合時につくられた校則と理解いたしますが、現在の社会情勢に照らして妥当なものなのか伺います。

スクールロイヤー制度導入については、霧島市が検討中とのことですが、制度導入についての見解を伺います。

さわやかあいさつ運動について、現状の認識を伺いまして、1回目の質問を終わります。

○保健課長（橋圭一郎） おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

たるみず元気プロジェクトにつきましてもご質問にお答えいたします。

まず、元気プロジェクトの健康チェックにつきましても、平成29年度の試行的な事業も含め、3カ年度にわたる健康チェックが終了

いたしております。この健康チェックを受けられた方全員を対象として得られたデータをもとに、毎年度結果報告会を開催し、ご自身の生活習慣等を見直す契機としていただいているところでございます。

また、受診者のうち一部の方ではありますが、この健康チェックで得られたデータをもとに、例えば認知機能や身体機能の低下が見られる方や、筋量・筋力の低下が見られる方を対象として、それらを改善する教室をこの2年間開催してきております。ほかにも約400名の方に家庭血圧計を貸し出し、日々の血圧測定により、血圧を下げる効果があるかについても検証しているところでございます。

このように、健康チェックを受けることにより、ご自身でどのようなことに気をつけて生活すればいいかの意識の変化を促すことは、非常に重要であると考えているところでございます。

また、市の健康教室を運営する際にも、健診項目に改善すべき点が幾らかある方々に絞って教室を運営するなど、ターゲットを明確にした健康教室の運営が可能となっております。今後はそれらの対象者の抽出や改善を評価する仕組みづくりも大学と協議しながら事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

ほかにも、現在データをまとめているところではございますが、先ほど申し上げました血圧計測定者につきましても1年以上が経過し、確実に血圧が下がってきており、将来的には脳血管疾患や心疾患をはじめとする各種の疾病予防に結びついていくものと考えているところでございます。

ただいま申し上げましたように、健康チェックを受けることで将来の疾病予防・介護予防につなげていきたいと考えておりますが、そのためにはまず健康チェックを受けていた

だくことが重要となりますので、今後も市民の皆様へ様々な広報手段を活用して、わかりやすくPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。少し長くなりますけれども、私の思いということでお話をさせてください。

新庁舎建設事業につきまして、お答えをいたします。

施政方針で申し上げましたとおり、私は市長に就任して以来、垂水市の発展と市民の皆様様の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気な垂水づくりのため、安心・経済・未来の三つの挑戦に取り組んでいくという決意を述べさせてもらいました。この中でも安心への挑戦の一つである新庁舎建設事業は、議員のご指摘のとおり、計画どおりに進めなければならないと考えております。

本庁舎は築60年を超え、老朽化したこの庁舎は、現状、大規模災害発生時等は大変危険な状況でございます。熊本震災においては、多くの自治体の庁舎が被災いたしました。こういったことから、平成28年度以降、議員の皆様をはじめ、市民の皆様に対しても、説明を重ねながら一步一步進めてまいりました。これまでご説明しているとおり、庁舎建設には様々なお考えがあることは認識しています。だからこそ議会の皆様や市民の皆様のご意見を確認しながら事業を進めてまいりました。

繰り返しになりますが、庁舎建設事業はしっかりと建設計画どおりに進めていくことが市民の皆様様の安心・安全につながるのだというふうに考えております。

我々の案以外に具体的、現実的な代案もない中で、また交付税や起債等、有利な条件に時間的な制限がある中で、災害等発生時に脆弱な現状の中、市民の皆様方の安心・安全の拠点を建設していかなければならない責任が

あるというふうに思っております。

庁舎建設は、遅れば遅れるほど財政的にも厳しいことが明確でございます。現状を冷静に考えたときに、現実的に我々がお示しをしている案以外に、安全で有利な条件で新庁舎を建設することは難しいと考えます。実現可能な代案のない反対は、市民の安全を守る視点から無責任と言わざるを得ません。私は責任ある立場として現計画をしっかりと前に進めていきたいというふうに考えております。

○福祉課長（高田 総） おはようございます。子育て支援については、昨日、堀内議員から質問がございましたので、要点を絞ってお答えいたします。

市長が施政方針で申しあげましたように、令和2年度は子育て支援を重点的に取り組むこととし、新たな事業として、子ども医療費の助成対象者の拡大事業、保育所等の保育料の軽減事業、保育所等の副食費の助成事業を市単独事業として実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減、子育てと仕事の両立を支援しようとしているところでございます。

まず、子ども医療費の助成対象者の拡大についてでございますが、昨年の9月議会において、令和2年4月から15歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大することについて、議決をいただきましたので、18歳までの子どもにかかる医療機関等における保険診療の個人負担分を市の負担により全額助成し、負担軽減を行うものでございます。

続きまして、保育所等の保育料の軽減についてでございますが、令和元年10月に開始された国の幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちとゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯に属する子

どもたちの保育料が全額無償化となったところでございます。

しかしながら、ゼロ歳から2歳までの住民税課税世帯に属する子どもたちの保育料は、無償化の対象外であることから、本市独自の取り組みとして、令和2年4月から現行の保育料を半額に減額し、その差額分を市が負担することにより、負担軽減を行うものでございます。

続きまして、保育所等の副食費助成についてでございますが、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上の保育認定児童の保育料に含まれていた、給食のおかずやおやつ代に当たる副食費が実費負担となったことから、保育所・認定こども園・幼稚園等を利用する子どものうち、国の減免制度の対象とならない子どもたちに係る副食費について、本市独自の取り組みとして、令和2年9月から国が定める基準額4,500円を限度として助成し、負担軽減を行うものでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 垂水中央中学校の校則につきまして、お答えいたします。

おかげさまで垂水中央中学校は開校10年となり、3月12日は第10回卒業式を挙げる予定となっております。

垂水中央中学校の校則につきましては、全ての生徒の学習の権利を保障し、学校生活を気持ちよく送ることができるように、学校開校時に生徒心得としてつくられ、内容の点検や見直しは毎年実施しているとのことでございます。

生徒心得の内容は、あいさつの励行や学習の決まり、欠席・遅刻・早退の届出、服装などの規定が示されており、中学校入学説明会等の機会に保護者にも説明を行っており、保護者の方々からのご意見や要望も現在のところはないとのことでございます。以上ござ

います。

続きまして、スクールロイヤーにつきまして、お答えいたします。

スクールロイヤー制度は、学校を取り巻く様々な事案に迅速かつ適切に対応するため、校長が直接弁護士に相談を行い、法的な側面からの助言を受けられる制度となっております。

本市におきましては、現在のところ導入の予定はございませんが、来年度、県教育委員会におきまして、市町村立学校も対象として、スクールロイヤーを活用できる事業が実施されますことから、必要な事案が発生した場合には、活用を考えているところでございます。

本市単独のスクールロイヤーの導入につきましては、今後も研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） おはようございます。垂水市さわやかあいさつ運動につきまして、お答えいたします。

まず、この運動は、趣旨として、あいさつをとおして、地域における人と人との信頼を深め、毎日をさわやかに過ごすとともに、よりよい地域社会づくりと明るく健やかな子どもたちの育成に寄与し、安全で住みよいふるさと垂水の環境づくりを進めていくことを目的に、市内各種団体の32名の委員からなる、垂水市さわやかあいさつ運動推進協議会を中心に事業を進めております。

主な活動といたしましては、まず一つ目に、年間をとおしての活動であります。特に新学学期の4月と夏休み明けの9月を強調月間とし、市報等を活用した広報・啓発活動の推進、のぼり旗の活用、各小中学校での地域の皆さんや公民館関係者、民生委員、学校応援団など、いろいろな団体のご協力をいただき、また同時期の教育委員会及び市役所職員の交通

安全立哨の際にもあいさつ運動を行っていただいております。

次に、令和元年度と2年度の垂水市さわやかあいさつ運動推進標語の募集を行い、今回は市内小・中学生より標語を募集し、応募総数781点の作品から、境小学校4年生の児童の作品、「おはようでいろんな笑顔の花がさく」が選出され、この標語を記載したポスターを700枚作成し、各学校や社会教育施設はもとより、市内の金融機関やコンビニ、垂水市商工会を通じての加盟店への配布など、数多くの場所に掲示いただいております。

さらに、このさわやかあいさつ運動は、推進協議会に所属いただいている各種団体や多くの事業所においても取り組んでいただいております。特に各家庭においては各学校のPTAでも取り組んでいただいております。

このさわやかあいさつ運動は、平成21年度に始まって以来、10年の歳月を経て、今では各校区で児童の登下校時の見守り活動と並行して、地域の方々とのあいさつの場が広がり、また、振興会の中でのものぼり旗を立てていただくなど、本運動の推進協議会の場でも構成団体のご協力により、その運動の広がりが高く評価をいただいております。

今後もこの垂水市さわやかあいさつ運動が、より一層市民の皆様に浸透してまいりますように、教育委員会全体で努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 では、一問一答でお願いします。

まず、たるみず元気プロジェクト事業ですけど、本当に大石先生のご努力と市長が連携をして、いい事業だと思って、私、去年ちょっと行けなかったんですよ。打ち合わせで保健課長に言ったら、来ると思ってたのに来なかったと言われてですね、忙しいんだ私も。

でも今年は行こうと思っってますよ。

川越議員が今年行かれたと。まあやっぱり長いと。もう私、おとしし行って、去年も行こうと思ったんですよ。2時間かかるからねえと思っってますよ。まあ隔年でいいかと思ったりしたわけよ、本当。その1年1年、毎年のほうがデータとしてはいいんだらうけど、来年行けばいいかなと思っけて、去年ちょっとバタバタしたもんだから、行かなかったんですけどね。でもいい事業だと思っけます。今年は、保健課長、必ず行きますからね。

それで、これ聞いたのは、やっぱこの新聞ですよ、市長。2月14日の、当然見られていると思っけますけど。これをこの前、総務文教委員会の補正予算の審議の時に市民課長にもちょっと聞いたんですけど、誰のおかげでマイナスになったんだと、市民課長が言うには保健課長だらうと。保健課長じゃないだらう市長だらうと、こういろんな意見があるわけですよ。そこで市長、これを単純にマイナス2.46か、垂水だけです、国保が下がったっていうのは。

この前もちょっと話をしたんですけど、徳洲会がなくなったりして、病院に行く、病院がなくなったからということがあるんだらうという意見もあるんですけど、それはでも違うだらう。病院にやっぱりかかっている人は、徳洲会がなくなったら中央病院に行くし、何とかやっぱり病院に行くわけですよ。だから当然病院に行く方は行かれる方は、行っているはずだらうから。ここがマイナスになった、それも43市町村で垂水だけと。このことを市長、どう考えるかだけちょっと聞かしてください。

○市長（尾脇雅弥） いろんな複合的な要因があるというふうには思っけますが、ただ結果として、3年間の平均として、43市町村の中で垂水だけが下がっているということは非常

にいい傾向だというふうに思っけます。私がというよりは、担当を中心に長年一生懸命そのことを意識しながら、やって来たっていうのは何より大きいことだと思っけますし、大石先生の話しわくは、例えば血圧っていうのも意識して毎日をはかるだけで下がっていくんだということがあります。

健康長寿プロジェクトっていうのは、高齢化社会の中で、将来100歳時代を迎えると言われる中で、これに二、三十年前みたいに財政を充てていくと限界があるわけですよ。だから、それに関しては運動と食事という二つの柱を立てて、たるみず元気プロジェクトの中でこれを実践し始めて、ちょうど3年になるということでありまますので、方向性としては間違っていないと思っけますし、そのことがそのまま反映されたとは思っけませんけれども、間違いなくその意識が変わって、目指すべき方向としては健康長寿プロジェクトに代表されるみたいなまちづくり、元気で長生きというのは誰もが望むところでありまますから、そのことを意識するというところからスタートした。それに類するような結果ということでありまますので、いい傾向であると。何よりも担当職員が一生懸命頑張っていたということとは言えると思っけますので、今後さらに発展していかなければいけないというふうに思っけております。

○池山節夫議員 担当職員というとやっぱり保健課長か、そういうことになるのよね。まあ、あなただ、やっぱり一番偉いのは。

まあ、私もあれですよ、去年は行かなかったけど、おとしし行って、その結果、あれは特定健診かな、もらったんですけど、私おかげさまで、飯は食うけど薬一つ飲まないんですよ。目薬ぐらいだな本当に。けがをしたら病院行きますけどね。頭がちょっとね、というのはあるかもしれんけど、本当に薬飲まな

いですよ私。かぜ薬をたまに飲むくらい。だから、やっぱり健康長寿というのが一番だということで、これをこの施策は鹿大と連携して一生懸命頑張っていたきたいということで終わります。

次に、新庁舎建設事業についてなんですけど、私、昨日の一般質問、同僚議員のを聞いていて、特に梅木議員の一般質問の中で振興会要望のところがあったんです。そしたら、土木課長も農林課長も当初予算で組めなかった分に関しては、補正で全て対応するというような答弁があったわけですよ。これは、先ほどちょっと控え室で、川越議員やら堀内議員いらっしやいましたから、ちょっとあなた方には今日はちょっと悪口になるかもしれんけどというのを前もって言うておったんですけど。

これは以前、今の篠原議長が一般質問で質問に立たれたときに、もう10年近く前ですけど、返ってくる答弁が全部検討する検討するだど。検討以外に何か言葉はないのかと一般質問で言われたことがあるんですよ。本当にその当時、振興会要望を議員席からこういうことを言うても、検討しますという答弁しか返ってこなかったんですよ。

それは何でかという、やっぱり財政が悪かったんですよ。特に尾脇市長の1期目、2期目前半ぐらいまで、そして水迫市長、本当に財政調整基金が1億8,000万ぐらいしかなくて、鹿屋から合併から離脱を余儀なくされた。要するにお金がないところは合併しないとされたんですから。そういう中であって我々議員も市民からの要望も受けるけど、それを土木課に言ったりしても、なかなかしてもらえない。そういうのを辛抱しながら、ここにおられる川畑先輩から、まあ言って含めて感王寺議員まで、この辺までが本当に大変だったんですよ。あと、もうこの副議長あ

たりからはちょっと甘えてるんじゃないかと。もう本当ですよ。昨日の梅木議員にはもう土木課長も農林課長も何か、何か弱みでもあるのかな、全部するというけどなあと思ってですよ。こんなに財政がよくなったのかと感慨ひとしきりですよ私。本当10年前だったら、土木課長、あんな答弁は来なかったんじゃないかと。私は本当つくづく昨日後ろで聞いていて、本当に思ったんですよ。ああ、これまで我々が、4期以上の我々議員が一体となって行政と辛抱してきたおかげが今なんだなと。もうちょっと、新人議員の皆さんも、ああ、我々はいい時代に議員になったんだなということをもっと認識していただいてということをお願いです私。（発言する者あり）本当、本当よ。そういうことをまず申し上げて質問に入っていきたいと思います。（発言する者あり）

それで、昨日のいろんなやり取りを聞いていて私が思うのは、議員となって、議員としてできること、市長となって市長ができること、執行部として職員の皆さんができること、これをやっぱりみんながわきまえて、我々議員は執行部から出されたもの、そういうものに対してノーを言えるわけですよ。それは議員14人で全員一丸となって、だめなものだめだと、いいものはいいと。半分になったら半分で、それでも通ったら通ったと、それが議会なんですよ。市長ではないですからね。

まず、それで2回目の質問に入っていきますけど、どっから行こうかな。

まず、昨日から位置変更条例の提案時期が問題になっていますけど、これは新庁舎の位置というのは、基本計画の中で議会にこう、あそこをいろいろ検討したけど、あそこがいいと思いますというふうに提案されて、そのことを我々議会は一生懸命もんで、質問もして、30年か、予算も通して地質調査も通して

きているわけです。ということは、そこまでほぼ終わったわけですね、議会としては。通して、予算を通したわけですから。

ここから先は位置条例の提案時期について、いろんな見解はあるとは思いますが、昨年、川畑議員がもう大分早い時期に言われているんですけど、建物ができてからでいいんじゃないかということ川畑議員が言われているんですよ。位置条例というのは、例えばここに新庁舎を建てるという場合は、位置条例の条例案は関係ないわけですからね。向こうに建てるって言うから位置条例が、移転するから必要になってくるというだけで、予算とは別個に考えるべきだと私は思うんですよ。私の意見だから。だから、議会としては提案されたものを予算も可決してできるように、そして、でき上がってその時点でいいか悪いかも決めればいいと、そう思いますよ。

だから、位置条例を位置条例をといつまでも言うというのは、また別個の話だと思うんですよ、私は。この点について、役割がしっかりわかる状態になってからでいいと思うんですけど、企画政策課長でいいや、その辺どう思います。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。位置変更条例の提案時期という形でお伺いしたというふうに認識しております。

こちらにつきましては、昨日の川越議員及び森議員からもご質問をいただきました。私と副市長のほうで答弁させていただいたんですけども、今、池山議員からもご提案いただきましたとおり、様々な考え方がございます。これまで答弁しているとおり、やはりこの条例案につきましては、慎重に判断した上で議会のほうにご提案させていただきたいというふうに考えていることに変わりはありません。

以上でございます。

○池山節夫議員 そういうことですよ。慎重に検討するというのは、それ以外に答えはないと思いますよ。じゃあ早く出そうかといったら、またいろんな問題が出てくるからね、議会との兼ね合いも。慎重に検討していい時期にというので、執行部の考えでそれでいいと思っているんですよ。でき上がった建物を新庁舎としてみんなが見て、市民も見て、我々議員もその時点で判断をして、ああこんな所にやっぱりつくっちゃいけなかったんじゃないかと、塩水がかぶるぞと、浸水もするんじゃないかと、そのときに否決すればいいわけだよ。でしょう。

そのときに、私は、必ずいい物ができると思っているし、市長もそうだろうから、あそこに提案されているだろうし、私も反対される方も、いい物はでき上がってしまったからは反対できないからと思って、反対されていると、私の理解ですよ。だから、でき上がってからでそれはいいと思います。それで、まあそういうことだ。

だから、位置条例の条例案について、そのまま慎重に検討するという言葉なんだけど、私が今言っていることわかります、位置条例というのは別個に考えればいいんじゃないかと、予算とかいうのとは。そのことに関してどうかもできないかもしれんけど、企画政策課長、答弁。

○企画政策課長（二川隆志） こちらにつきましても予算案と、この位置条例案というところを同時に出すのかどうかというところのご質問だというふうに認識するところなんですけれども、こちらにつきましては予算は予算で確定した段階、そういった段階ではやはり議会のほうにご審議させていただかなければなりませんし、またこの条例案についても議会のご審議が要るところでございます。

ですので、こちらについても、あくまでも我々としましては、先ほど来申し上げておりますけれども、それぞれやはり慎重に検討した上で、議会のほうにはご提案させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 そうでしょうよね。昨日、川越議員の質問のところで、地方債について、財政課長から何か、これまでは民間からしか借りられなかったのが公的な所から借りられるようになったみたいな話があったんですけど、そこについてもう一遍説明してください。

○財政課長（和泉洋一） 新庁舎建設に係る地方債につきまして、お答えいたします。

昨日、川越議員に答弁いたしましたとおり、新庁舎建設で予定している市町村役場機能緊急保全事業債の借入先に、令和2年度の同意分から地方公共団体金融機構が追加される見込みでございます。

これにより何が有利になったかと申しますと、借入利率が違うということでございます。地方公共団体金融機構の今年度の貸付条件を見ますと、30年償還の場合0.3%となっております。一方、市中銀行から借り入れる銀行等引き受け債の利率は、最近の実績ではそれよりも幾分高い利率となっておりますので、長い償還期間に発生する利息支払いに恐らく億を超えるような、相当な額の削減効果があるものと想定いたしております。

以上でございます。

○池山節夫議員 これはもうタイムリーと言えいいのかな、どうなんだろう。市長、例えば、これ聞いていいのか悪いのかわからんけど、そういうのも森山先生のお力がちょっとあったのかなと思ったりもするんですけど、こんなうまい具合に令和2年度から、我々は昔いろんな一般質問の中でも、言葉は今も適当かどうかかわからないけど縁故債、縁故債を

借りましたという言葉があって、縁故債というのは何だっていうと、それが民間の金融機関から借りたやつと。こういう公共団体から借りたやつとは別にちょっと金利が高いと。だから、この縁故債を早く地方公共団体から借りられるやつに借り換えろ、そういうことができないのかという一般質問もしているわけです。ここへ来て民間からじゃなく、よその市中銀行からじゃなくて、そういうことができるようになったと、あまりにもタイムリーだなと思ってね。これは垂水市にとって追い風だし、それこそ今財政的な面で今が一番よくなるチャンスとしていいなと思うんだけど、市長、この辺について考えだけでも。

○市長（尾脇雅弥） 正確にそうだと言いきれませんが、先ほど、これまでお話をしてきたお金の問題に関しては、いろんな資材等が高騰していると、消費税も上がったいろいろな複合的な要因がある中で、交付税に関しては、熊本震災の限定措置ということで、もうこれはいよいよ今年度までにそういうことでやらなきゃいけないということでありますから、対象となるのは我々の案以外にないというのが8億円だっていうお話のことを言っていたんですけども、今回のものはそれとは別に新しく財政的な、本市にとっては大変ありがたい提案なんです。

令和2年度から始まるってということで担当課長が申しあげましたけど、ただ今年度で終わる可能性も非常に高いんです。最終年度にこれがそういう枠が広がった、スタートという意味ではスタートなんですけれども、ある意味ぎりぎり間に合うかたちで入ってきたということになります。

はっきり申し上げられませんが、これに乗っかっていくことによって金利も含めて長期的には数億円ぐらいのメリットがあるというふうには考えられますから、まあそういう

時期だと。これはもう今しかないということは明言できることでありますから、先ほど申し上げたような、そこも含めて現実的に我々の案で進めていくということが庁舎を建てていくことにつながっていくと思いますし、いろんなご意見があって、それらのいろんなものも取り入れて、これからつくっていきたいというふうに思っていますけど、それがもし白紙に戻るとか、いろんなことになったときに庁舎を建てられないという可能性が十分にありますから、それに対してどういうふうにして責任を取っていくのかっていうことに関しては、私は現状において責任ある立場として、60年で危ないこの庁舎をできる限り早く建て替えていく、先ほど言いました財政的なものも有益ないろんなものがあるうちにしっかりと進めていくということで、変わらないことではあるとお話をしたところでございます。

○池山節夫議員 本当に財政課長が言った公共団体から借りられて、30年で恐らく億違うでしょう。これは本当にすごいことで、1億円違って、垂水市の1万4,000幾らの人口で1億円というお金がどんなものか、それはね、8億円の交付税措置も要らないみたいな話をされた方もいらっしゃるんですけど。それはね、我々は商売をしていて1円、10円の世界で商売をして長いこと生きてきましたから、本当に8億円を要らないなんていうやつの気が知れないとかね、失礼な話ですよ。お金の大切さがわからないのかなと思います、私ね。もうちょっと財政的なものをきちんと考えながら、議会でも質問したりいろいろしないと、議員としての資質を問われると私は思っています。

それで、ちょっと後ろへ返るんですけど、考える会の方の建設案ですよ。私は前々回これなんだ、どこのアパートだと思ったんだ

ど、これが建設案だと、対案だと。この対案でいくと、6,000平米みたいな話もされたし、この対案でいくとどっかこの辺にそこの民家があるわけですよ。そこをやっぱり買わないといけない。交渉もしないといけない。その移転先も見つけないといけないと。そういうのは当然この図面見ただけでもわかるわけですよ。そういうことは全然言われないと。

そして、消防庁舎を前回の12月議会の住民投票条例の反対案の中でも私言いましたけど、消防庁舎を5億円ぐらいのデジタル機器が入っていると。そんなことも何も考えないで消防庁舎もこれに入っている。今の新庁舎は消防庁舎は含んでないですから、職員250人ぐらいと、それで計画だと。この案だと、消防庁舎も入るから300人規模になる。そして工期を3期に分けて、この前も言ったけど、壊しながらつくる、壊しながらつくと壊したたびに耐震診断をしないとけない、耐震診断をしたら必ず耐震補強しないとけない、それを繰り返しながらつくるんだと、もう荒唐無稽だな、言っていることが。そういうふうにしてつくる、じゃあ、あの建設単価が今の行政から出されているその単価のどのぐらいになるか。私ね、さっところ私の頭で計算しただけで平米80万近く行きますよ、こんな建て替え方したら。そりゃ異論もあるでしょう、反対する人は。いや、そんなにかからんよっていう人もいるかも知れないけど。そんな耐震診断をして耐震補強してつくりかえて3期に分けて、消防庁舎もつくりかえて、そんなこと言っていたら、本当に80万とは言わなくても70万ぐらいかかるんじゃないかなと私は思いますよ。そして、大きさもあんな大きな物を建ててとか言いながら、じゃあ大きさはって言ったら、同じぐらいの規模の6,000平米だ、とんでもなくかかりますよ。

だから、自分たちが反論するときには、責

任ある反論をしないと。責任ある対案を示して、そしてこれでどうだと。我々もそれならそっちがいいかなと思ったりするわけです。全然そういうこともなくて、ただ反対だと。対案は示したけど、さっきここにちょっと書いたんだ。高橋代表、今日来てらっしゃいませんけど、市民館の所が3,000万円の議決をどうのこうのと。あともう一つ何だったかな、二つあったんだ。これはほかの議員から聞いた、間違っていたら申し訳ないと。3,000万円のところね。そして、基金の財源がふるさと納税から来ると。これもほかの議員から聞いた、間違っていたら申し訳ないと。どの議員が言ったのは。これを、高橋代表はこれと言ってるんですよ、議員から聞いたって。言った議員はどの人だ。言ってないなら、高橋代表に、議員があそこは取り消せと言うべきですよ。我々はこんな、高橋代表と同調して住民投票条例出したりしたわけじゃないから、一緒に持ってきた人が恐らく言ったということになるんですよ。名誉毀損で訴えなさい、これ。議員から聞いたと言ってるんだから。議員から聞いてなければ本人がうそを言ったってことなんだ。これは質問とは関係ないですけど、ちょっと言っておきます。

まずそれだけのことを言って、今の執行部の案、それがある。私は前回も言いましたけどアルミとね、ステンレスとアルミだけで本当に去年の9月と10月で8%上がったんですよ。これから年々、年々、大体5%ぐらいで資材が上がっていくとする、昨日もあったけど、そしたらとんでもないことになる。これ白紙に戻して、本当に市民のためになるのか。資材は今から下がりますよ。新型コロナが来たから毎年5%ずつ資材も下がりますが、工事費も下がりますと言うならまた別だ。だけどどう考えたって資材も上がるでしょう、工賃も上がるでしょう。こういう時代にです

よ、今財政もやっと、さっき聞いたけど市有施設基金が15億幾ら、財調が12億円ぐらい。我々ね、本当に感王寺議員から上、難儀したんだから。本当に難儀した。もう本当に行政連絡会のことを言っても、本当に取り合ってもらえなかったんだから。それぐらいお金がなかったんだ。財調が1億8,000万、本当にインフルエンザ一発で1億8,000万吹っ飛ぶんだ。今度のコロナウイルスなんか垂水に来たら二、三億吹っ飛ぶんですよ。そんな財調もない時代に市役所をつくらんと危ないということも言っても、それに現実味がなかったんですよ。ここへ来てみんなで努力して、一生懸命頑張って、市有施設の分も15億円やっとなつた。財調も10何億円たつたと。市債は126億あったですよ、私1期目。市長が2期目のあたりでもまだ120億からあったはずだ。それがやっとなつて今100億切っているわけでしょう。借金を減らして、財調を、基金を増やして、ここまでどんなに難儀をしたか。やっとなつて市民のために、この危ない庁舎をね、60年たってるのを、これ震度5が来たら真ん中危ないですよ。私、水迫市長の時代に言いましたから。自分一人だけでもあの柱のそばに逃げるって。自分だけしか助からないんですよ。落ちてくるんだから。それを我々だけじゃないですよ、1階に市民の方がいらしたら、落ちてきて亡くなる可能性だってあるんだ、そのときにどういう責任とるんだってことですよ。やっとなつてその現実味が帯びてきて、さあ今から早くつくりましょうというときに、議会も一丸となつて、新庁舎をつくるような努力をしないといけないと私は思います。

そこで、少なくとも、昨日もあったけど、柱頭免震の話があったのですが、そういうものやらで、まあ今試算して、やっぱり最初37億かな、それよりは上がると思うけど、その辺について財政課長でも、どうですか。ど

っちでもいいです。

○企画政策課長（二川隆志） やはり総事業費につきまして、基本計画段階で37億というかたちで皆様方にもご説明しましたし、記録にも上げております、やはりそのころからしますと、やはり議員ご指摘のとおり資材の高騰、また、安全面に配慮した形の柱頭免震構造、そして地盤改良、それから消費税かれこれも含めて、やはり8%から10%ぐらい上がっております。そういったことを勘案しますと、やっぱり人件費、資材費、こういったところの動向、特にオリンピックの需要という部分ではかなりの影響を受けているのかなというふうに思っていますので、やはりそれなりの増加は見込まないといけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 もうこのぐらいで終わりますけど、私の意見だから、私の意見ですからね。本当にやっと新庁舎を建設できると、我々議員もみんなで早く庁舎をつくろうじゃないかという一般質問も散々やってきたわけですよ。そして、こういうことを選挙の争点とすると市長選挙としては厳しい、それもわかってそれを争点にした。戦ったと、勝ったと。ここから先は市民の幸福を考えるなら、本当に市民のためを考えるなら、みんなで一丸となって新庁舎建設を応援しようじゃないかと。これが私の執行部に対する、そして議会の同僚議員の皆さんにも対する私の意見です。これで、このことについては終わります。

あと子育て支援のところ。市長、これはこういう場で言っているかわからんけど、新聞に載っていたから言いますが、（発言する者あり）三反園知事の1期目の公約実現率がたしか5%って載ったと思いますよ、5%。それからすると、尾脇市長、私さっき冒頭10年目になって施政方針聞いていて、ち

よっと自信も見えてきたなど。やっぱりこれまで、やっぱり1期目のあたり、2期目の終わりのあたりはもう随分だったと思うけど、やっぱり1期目じゃね、市長ってあまり何もできないと思いますよ。だから垂水がいろいろ市長選挙で1期1期変わっていたとき、やっぱり2期、3期されたほうがいいけどなあとは私は思ってたんですよ。ここへ来て3期目と、3期目も1年たって10年目になったと。やっぱり9年たつと実績も見えてきます。

南の拠点もいろんな反対があったけど、あれも商工会でも総会のときかな、反対もありましたよ。だけど、今できて、あそこを議員の中からあんな物をつくってという質問も来ない。私は当時から、まちがにぎわうものをつくって何で反対するのかと思っていましたけど、今それが証明された。庁舎もそうだと思いますよ。だから大変だろうけど、この実績を背景にというので、何を聞きたいかというと、市の単独事業として副食費とか高校生までこれを、これ公約にあったんですよ、たしか市長のこの選挙の。この辺のことを公約の達成として掲げて、その思いかな、ちょっと聞こうかな。この副食費なんかについての意気込みというかな。

○市長（尾脇雅弥） 思いということで、私が政治家になった原点というのは、5歳のときに交通事故に遭って、友達2人が亡くなっちゃったんです。私は生かされた者として、しっかりと信念を持って筋を通して生きていこうと。たまたまそういう家系でもありましたから、いろんなことを勉強しながら、ここまで来させていただきました。

36歳で市議員に当選させていただいて、その後43歳で市長選に初当選をさせていただいて、先ほど、池山議員がおっしゃるとおり、力不足でいろんな意味でご迷惑をおかけしたところはあると思いますけど、継続していく

中で、いろんな人脈とかいろんな政策の中身がわかってまいりまして、やるべき方向性ということで、これまでもやってまいりました。

垂水市が抱える、日本全体が人口減少社会です。その中で少子化・高齢化っていうのがセットでありますから、高齢化ってのは悪いことじゃないんです。ただ元気で長生き、それを補完するものが幸い鹿児島大学の太石先生とのすばらしいご縁があって、健康長寿プロジェクトがある。一方の子育て支援の部分に対してしっかりとやらなきゃいけない。もちろんいろんなご意見があって、もっとこれもある、これもある、そのとおりなんですけれども、限られた財源の中で、先ほどありました15年前に合併ができないころに、議員の先生方にも我慢していただいて、あるいは職員も定数50減らして、給与もカットして、私も25%カットして、ずっとやってきて、やっと今こここで、いろんな形が恩返しできるところまで来ました。

1年間で、一般会計、特会合わせて約180億円弱の予算を組む中で、いわゆる市税というのは14億ぐらいでありますから、なかなかその市民の皆様方のご負担だけで、いろんなことをやることはできない。先ほどありました国とかの支援もいただきながら、交付税とかいろんなものをうまく連携しながら、形にして来れておりますので、この子育て支援に関してもしっかりと未来を明るくする意味でも、この部分にもしっかりと光を当てて、垂水の未来をつくっていくということは、何より大事なことだというふうに思います。突発的なご質問でありますから言葉の言い間違いとか適正を欠くことがあるかもしれませんが、思いとしてはそういうことでありますので。

そういう流れの中で南の拠点も3年前に荒れ地、草ぼうぼうだったものを皆さんのご理

解で、いろんな意見があるのはそのとおりなんですけれども、1年間を経過して、約80万人の皆さんが集う場所になった。これからそれ以外の予定、計画もありますから、もっともっと広がっていくということだと思いますので、交流人口を増やして、そのことによっていろいろパイを増やしていく、その財源を医療や介護や福祉、子育て支援に充てていきたいというのが考え方で、いよいよそれが形に少しずつですけれども、できる状況になりつつあるのではないかというふうに思いますので、しっかりと前に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池山節夫議員 本当に100億を超える予算を組めるって、このことはすばらしいと思いますよ。やっぱり手腕として評価します。当初予算が90億円という時代もあったんだ。財源がなければ100億円組めないんですから。それは行政の皆さん、市長以下よく頑張っていると私は本当に高く評価しますよ。これからも続けて頑張って、庁舎建設のためにも一生懸命やってください。

あとは教育行政なんですけどね、中学校の校則も10年たっているけど何も不備はないのかなという思いでちょっと聞いたんですよ、中学校に何か問題があるって聞いたわけじゃないですから。

スクールロイヤーについても先ほどの答弁で理解します。

さわやかあいさつ運動ですけど、教育長、学校教育課長、社会教育課長は市民館前、総務課長はどっかですかね、総務課長はどこにも行ってないかな。私が見ているのはお二人がセブンイレブンの前、市民館、立って子どもたちを誘導されている。寒い中大変ですよ。朝7時過ぎからだから。本当に大変だと思います。

そして、子どもが、私が牛乳配達している

と、遠い所から子どもがぱっと立ち止まって「おはようございます」って言うんですよ。それは教育長以下、皆さんのご努力のおかげだと思って、ここをわざわざ入れたんです。

でも、あと四、五分ありますから、ここから先はあれですよ、私、後援会で飲み方をしたらその話が出たんですよ。ほんで、あの寒い中を教育長も学校教育課長も大変だなあと。教育熱心なだけだろうか、何かないかと、何かないんだろうかと。私の後援会には火のない所に煙を立てるやつがいるんですよ。教育長は県会議員に出ようと思ってるんじゃないかなと。火のない所に煙が立つんですよ。学校教育課長も社会教育課長も立っている、あれは南日本銀行の前に立ちましたら危ないぞと。本気だぞという話になるわけですよ。市長が市長選挙のときに立つのも寒い中立つの大変なんですから、私も立ったりしますけど大変なんです。子どもを誘導するとやっぱりどんなことがあるからわからないから本当大変なんです。

そこでもう時間もないからお三方でいいや、順番でいいですよ、野嶋課長、協和出身ですよ、私はこれは川畑先輩のために聞くんですよ、その気はないな、あるか。

で、学校教育課長に関しては、これはまた海潟なんだけど、どうも中央からじゃないかって、そんな煙が立つんです。これお二人。

教育長、教育長はさすがに市議じゃないだろうと、県議だぞという話があるんです。総務課長も笑ってる場合じゃないよ、あなたも県議だろうって話があるんで、あなたまでついでに聞きますよ。順番に否定するなら今否定しとかなないと、煙は燃え上がりますから、順番にどうぞ。

○社会教育課長（野嶋正人） まず先ほど、池山議員の話の中にありましたように、市長は市長の役割がある、議員は議員の役割があ

ると、職員は職員の役割がある、それをちゃんと踏まえながら、今後も頑張っていきたいと思えます。

また、あいさつ運動も今お話があったように教育委員会職員もみんな出ております。市役所職員も交通安全運動のときにみんな出ていただいているので、これはやはりみんなで取り組む運動だと思っておりますので、今後もみんな頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○学校教育課長（明石浩久） 朝、市民館前交差点に立っておりますと、知り合いの方々から毎朝ご苦労さまです、大変ですねと声をかけていただくことも多いのですが、実際は好きで立っております。やはり自分は学校の教員なんだなあと思っております。小学生も中学生もよくあいさつをしてくれます。行ってらっしゃい、気をつけてねと声をかけると、行ってきますと返してくれる小学生・中学生もおりまして、毎朝こちらが元気ももらっております。

朝、小学生とあいさつを交わす私には思いがございませう。小学生のうちにあいさつに対する抵抗感を少しでもなくして、いい中学生になってほしいという思いがございませう。毎朝のあいさつは私の中学校への恩返しの意味もございませう。

以上でございませう。

○教育長（坂元裕人） まず、さわやかあいさつ運動や交通安全指導につきましては、日ごろから多くの市民の方々にご参加いただき、子どもたちを含め、市民の方々の安全・安心の確保に寄与していただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、私も朝、市民館の前の交差点に立っておりますけれども、子どもだけでなく大人の方々を含め、多くの人たちとのさわやかな出会いがございませう。自転車の男性の方でい

つも笑顔で気持ちのよいあいさつをしてくださる方がいらっしゃいます。同じく自転車通勤の女性のお年を召された方で、こちらも笑顔で素敵なあいさつをしてくださる方がいらっしゃいます。気持ちのよいさわやかな朝でございます。垂水の人のかさや思いやりを改めて感じます。垂水の子もたちがやがてこんな大人に育ってくれたらな、ありがたいなと思っております。実際、小学生も中学生も高校生も実に気持ちのよいあいさつをしてくれます。日々成長している子どもの姿に私が元気をもらっているような気さえいたします。

一方で今の子どもはあいさつをしない、あるいは交通の決まりを守らない等の声を聞くことがございます。全ての子どもではなく、ごくごく一部の子どもなのでしょう。子どもですから、中にはあいさつが恥ずかしい子もいるでしょう、緊張する子もいるでしょう。やんちゃで元気いっぱいな子もおります。そんな子どもがいたら、おおらかな気持ちで大人のほうからあいさつをしましょう、交通のルールを教えてあげましょうと言いたくなります。明るく元気なあいさつがコミュニケーションを活性化したり、良好な人間関係を築いたり、人を笑顔にしたりすることにつながることを、やがては子どもたちが気づいたり、感じてくれたりすることを願って、これからも時々明石課長と交差点に立ちたいと思っております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 身にあまるお言葉をいただきましたけれども、38年間、全体の奉仕者として市民の福祉の向上ということを考えながら務めてきた者として、退職後もそういうつもりで頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は、10時40分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時40分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 日本列島は暖冬が続き、雪不足の地域もあり、観光地のスキー場も雪が降らず、閉鎖された箇所が多くあると報道されている中、2月になって各地区で雪が降り、中旬には大雪となり、鹿児島にも初雪が降りました。鹿児島のシンボルの桜島も2月17日の初冠雪が観測されました。統計の記録が残っている1909年以降で観測史上、最も遅い初冠雪でありました。異常気象が続いていると考えられます。

1月26日夜から27日にかけて、発達した低気圧の影響で吹き荒れた強風により、垂水市を中心に農業用施設の損壊やビニールが飛ばされる被害がありました。予想外の春の嵐に落胆しながら、後片づけに追われておりました。

いつ、どこで、災害が起こるか分からない異常気象であります。令和2年度の農業に対する予算も多く計上されております。50歳未満の就農者を対象とする、農業次世代人材投資事業と市単独事業について、説明をお願いいたします。

中山間地域等直接支払推進事業も4期の事業も終わり、令和2年度から5期目の事業が始まります。4期の総括と5期目に対する取り組みをお知らせください。

農道整備事業の内容をお知らせください。

春の嵐で大きな被害を受けた垂水市でありましたが、被害の状況をお知らせください。

水産業についても、水産振興のため、今年度も水産に対する予算案が計上されております。カンパチ、ブリの養殖業も、えさは高めである中、売値が高値で安定していて、経営も両漁協とも順調に進んでいるのではないのでしょうか。

主な事業として、種子島周辺事業を、牛根漁協、垂水市漁協の両漁協に対応されると聞いておりますが、重要な事業と考えますが、実施計画について、説明をお願いいたします。

2月14日の新聞に国民健康保険税の記事が掲載されました。見出しには、一人当たり9.8%増、必要額平均42市町村で増額とありましたが、必要額が減ったのは我が垂水市だけ、前年度比の伸び率でマイナス2.46%とありました。これは、垂水市の国保にとっていいことだと理解したところですが、その内容についてお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○農林課長（楠木雅己） 農林業についての今年度の事業内容についてにつきましてお答えいたします。

まず、新規就農者につきましては、国の農業次世代人材投資事業の活用を軸としながら、育成支援に取り組んでおります。

本事業は、要件を満たした認定新規就農者に対し、最長5年間、年間最大150万円を給付し、不安定とされる就農直後の経営を支え、営農定着につながるように支援を行うものでございます。

新年度予算案に計上しております対象者は、継続中が7名、これとは別に新規開始を想定して1名分を見込んでおります。

また、今申し上げました国の事業対象要件を満たさない新規就農者の方々を対象に、市単独事業において、平成28年度から生活支援

金をはじめ、機械導入のための経費の一部助成など様々な支援を制度化して活用いただいておりますので、これらの事業につきましても、新年度予算案に計上しているところでございます。

新規就農者に対しましては、関係機関と連携したサポート体制も構築しておりますので、いずれの事業につきましても、事業を導入した新規就農者が経営の基盤を確立し、営農定着という目的を果たすよう、取り組んでまいります。

次に、中山間地域等直接支払交付金事業につきまして、お答えいたします。

本事業は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、地域で農用地を5年間維持・管理していくための取り決めである集落協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて、一定額を交付する仕組みでございます。

令和元年度は第4期対策の5年目となり、最終年度に当たりますことから、各集落協定では役員会を開催し、第4期対策の総括を行うとともに、令和2年度から開始される第5期対策に向け、活動内容の協議をはじめ、協定内農地やその耕作者について、再度確認等を行っております。

なお、第4期対策まで市内の集落協定は9つあり、それぞれの地域で活動を行ってまいりましたが、そのうち、1協定が協定参加者の協議において、耕作者の高齢化等を理由に今後5年間の協定内農地の維持・管理が困難であるとして、令和2年度からの第5期対策には取り組まないものとしております。

以上でございます。

続きまして、農道整備事業についてお答えいたします。

振興会からの農道整備事業への要望は13件で、令和2年度の当初予算では田神中洲地区

と牛根大中野地区の2カ所の舗装工事を計画しております。

また、農道の修繕や草刈り等の維持管理につきましては、重機借上料と維持管理等委託費を計上しており、振興会等からの要望に対応してまいりたいと考えております。

なお、農家や振興会等からの要望件数が非常に多いことにより、今回、当初で対応できなかった箇所等につきましては、関係課と協議の上で補正予算等で随時要求してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、強風による災害状況についてお答えいたします。

梅木議員への答弁と重複する部分もございますが、災害の状況は令和2年2月11日現在で大型ビニールハウスのビニール、パイプ等の破損によります被害件数が366件、16.3ヘクタール、被害額が3,970万7,000円、トンネルハウスが6ヘクタール、被害額が1,170万円、農作物のサヤインゲン、サヤエンドウ、メロンなど被害面積118ヘクタール、被害額が2,741万2,000円の合計7,881万9,000円となっております。

これまでの対応でございますが、被災当日の早朝、関係課で協議し、被災ビニール及びマルチにつきましては、上野台地の市有地に搬入いただくよう、農業委員等を通じ周知し、市で負担し、処分することを決定いたしました。

また、さらに搬入期日を2月16日まで延長する旨の文書を回覧し、周知を図ったところでございます。さらに、2月20日から3月15日までパイプ等被災金属につきましてもビニール類と同じく、上野台地に搬入いただき、市内業者に無料で引き取っていただくよう、文書により周知したところでございます。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員

等を通じ、被災農家へ念のため被災時の写真を撮影していただくよう、可能な限り周知をお願いしたところでございます。

現在、国、県に支援の要望をお願いしている最中ですが、仮に支援があった場合、これまでの国、県の支援のあり方が年度内事業完了が原則であり、その結果を待ってからの申請処理では事業執行が間に合わないと判断いたしましたして、支援があることを想定し、被災された農家の皆さん方の被災額の状況を把握するため、振興会を通じ申請書を各戸配布し、3月6日まで申請書の提出をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 種子島周辺漁業対策事業につきましてお答えいたします。

本事業は、種子島から打ち上げられておりますロケット発射による漁業者への影響を緩和することを目的に、平成18年度から実施されております。事業内容といたしましては、垂水市漁業協同組合につきまして、水産加工処理施設として、加工場への冷凍庫設置工事及び関連する空調・氷搬送パイプ工事と出荷口へのドッグシェルター設置工事を計画しており、事業費は1億571万円を予定しております。

牛根漁業協同組合につきましては、牛根境中磯沖の二次分といたしまして、養殖生けす係留施設、2列28台分の更新工事を計画しており、事業費は9,873万1,000円を予定しているところでございます。

なお、補助率につきましては、国、JAXAが70%、県が約5%、事業主体であります漁業協同組合が残りの25%を負担することとなっております。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 議員ご承知のとおり

り、新たな国保制度では市町村は財政的責任を担う鹿児島県へ国保事業納付金を納付し、保険給付費等の必要な費用は鹿児島県から交付金を受ける納付金制度に移行したところです。新聞の記事に記載されておりました一人当たり保険税必要額は県に納付する国保事業費納付金を納付するために必要な保険税総額を被保険者数で除した額でございまして、国保の被保険者数が減少傾向にある一方で、団塊の世代が70歳以上になり、年齢構成が高くなっていることなどが要因で、県全体の保険税必要額が対前年度比9.82%増加した中で、垂水市だけが対前年度比2.46%の減少となったとの内容でございます。

保険税必要額の算定の基礎額となる国保事業費納付金は、令和2年度で5億1,716万3,000円、対前年度比2,427万8,000円の減となっており、県内で事業費納付金が減少した市町村は本市のみとなっていることから、保険税必要額も同様に本市のみ減少したところでございます。

国保事業費納付金は、過去3年間の医療費の伸び率などから算定されることから、医療費の増減が大きな要因となります。本市の医療費は、平成29年度は15億7,246万8,000円で対前年度比6,980万2,000円の減、平成30年度は14億8,750万円で、対前年度比8,496万8,000円の減となっていることから、国保事業費納付金も減少し、国保税必要額も減少したところでございます。

なお、医療費が減少した要因でございますが、被保険者数の減少により入院外の受診件数や費用額が減少したこと、人工透析患者数が減少したこと、また垂水徳洲会病院が平成29年3月に閉院したことなどが挙げられますが、国保の事業として実施しております、特定検診や特定保健指導等の医療費適正化対策の効果も医療費減少の要因の一つだと思われ

ます。

以上です。

○川畑三郎議員 それでは、一問一答方式をお願いします。

まず、農林業についてですけれども、農業にいたしましても、たくさんの事業を抱えている中で、今回は3点だけに絞って見たわけですけれども、国の補助事業で農業次世代の人材投資事業ということで、これは国の補助で、年間、農業を始めようとする人に150万円を5年間与えて、農業に頑張っていたきたいという制度で、数年前からあるわけですけれども、今お話の中では、継続中は7名、新規は1名と見込んでいらっしゃるようですが、今その後継者不足の中で、本当であれば、まだたくさんの方々がこの事業を取り入れてもらえればなど僕は思うんですけれども、今年新しい人が1名ということでもちょっと寂しい気がしますけれども、この辺もこれをうまく利用して、農林課のほうでもそういう後継者に対するアプローチというんですか、ひとつ頑張っていたきたいと、これはそういうことでお願いしておきたいと思えます。

次に、この中山間の直接支払の交付金事業ですけれども、これも長い年月がありまして、1期が5年ずつということで4期が終わったということで20年もう過ぎたということですよ。私もこれにちょっとかかわっているんですけれども、大変いい事業で、いろんな人が集まっていたいていました。地域ではですね。これをうまく活用して連携をとらないと、各地区の農業が私は衰退するような気がするんですけれども、我々の協和地区では中俣と海潟であるわけですけれども、みんなそれを利用して、うまくこの事業で頑張っていると考えます。

これも国のお金だけでなく、県、市も持ち出しをしていると思いますので、市としても

この事業には手を入れているということで、国の事業ですけれども、そういうことで市としても頑張ってもらっているということでもあります。

また、5期が令和2年度から始まりますけれども、今お話の中では、9集落あったのが1減して令和2年度は8集落という予想ですけれども、やっぱりこれも高齢者の関係があるのかなとは思いますが。地域で山間部とかなかなか手が入られない地域もあるので、そこら辺で一つ減になったかなとは思いますが、残された8集落でまた頑張ってもらえるように、ご指導していただきたいと思えます。これも一応2回目はありません。

次に、農道整備ですけれども、今話がありました。昔は農業者が多くて、農道の整備を自分たちで維持・管理するというので、よく舗装を事業のお金をもらってしておったんですけれども、何せ農業をする人が少なくなって、耕地面積も狭まってきて、割と我々の地域は要望するところがなくなりましたけれども、それなりに大きな農道とかというところは市のほうで率先してやっていただけということだけでも、ありがたいことでもありますので、お話によりますと、振興会長からもいろいろ要望があるということですので、それにも十分答えてやっていただきたいと思えます。

先ほどの話で、池山議員のほうで、最近はや望をすれば、補正予算でやりますというようなことがあるということで、今回も今答弁でそういうことでしたので、ありがたいことですので、一つそういう前向きにこれもやっていただきたいと思えます。

次に、26日の夜から27日に吹き荒れたあの強風の関係ですけれども、この点については、昨日も梅木議員のほうで質問をされて、大体同じとは思いますが。これもただ現場に行って、

それをつくっている人でないとわからないことであって、私も少しつくっていて、私も全滅でした。だけど、それはもうみんなには言わないですけど、僕のも市は見たのかなとは思っていますけれども、本当もうみんな大方全滅の状態でしたから、上野台地だけが主じゃなくて、新城もあったし、協和地区もあったということはやっぱり頭に入れて、漏れなく、少しでも援助ができるときは、できるのであれば、やっていただきたい。

市長も文書で出していらっしゃったですけれども、僕は大事なのは、少しでもしてもらえたらなという人が結構いらっしゃるんですよ。金額は何であろうとしても、そういう気持ちで市も取り組んでいただきたいと思えます。

国の補助もあるでしょうけれども、それはやっぱりちょっと大がかりになるような気がしますので、できれば、それにあたらないところは市が単独でそれに補助、援助をしてやるということは、僕は大事だと思いますので、今後やっぱりここで農家を助けていかないと、垂水市の農業も衰退する可能性もありますので、そういうことで一つ頑張っていたきたいと思えます。

そういう中で、ビニールとかハウスの倒壊の中で、共済があるわけですけれども、話によると共済も少なかったという話を聞くんですけれども、今度のこの事業の中で共済に加入している状況をちょっとわかっていたら、教えてください。

○農林課長（楠木雅己） 共済の加入状況はどうなっているかについて、お答えいたします。

平成30年度の共済組合の施設園芸共済への当市の面積加入率は24.3%と大変低くなっております。これまでの加入促進の取り組みが足りなかったものと反省しておりますけれど

も、今回は突然の季節はずれの強風被害ということで、今後の営農意欲低下により耕作を断念される方がないよう、支援する方向で検討しております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 共済のお金も掛金あまりそう高くないので、援助をもらえる補助は少ないかもしれないですけども、今後またハウスを建てたり修理をしたり新しくつくったりビニールを張り替えるということになれば、市としても単独でも援助をする、しようとしているわけですので、できたらやっぱりこの共済にも加入を進めるように、農林課としても僕はしたほうがいいと思いますので、今後そういうことも検討しながら、しっかり補佐してやっていって、垂水市の農業を助けるという気持ちでやってください。お願いします。

○農林課長（楠木雅己） 今のご質問ですが、昨日から被害状況について、市民館のほうで申請書の提出を行っていただいているところなんですけど、その席で施設園芸共済制度、あと収入保険制度、それにつきましても説明をいたしまして、共済組合へ情報を提供していいと承諾をいただけたならば、共済のほうから説明に伺いますという旨の説明をいたしております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。なるべくそういういろんな面で勤めて、やっていただきたいと思います。

これで終わりたいと思いますが、次に水産業についていきたいと思っております。

種子島周辺漁業対策事業、これは垂水市漁協と牛根漁協が今回補助事業で事業をするわけですけども、両漁協も今話を聞きますと、割と順調に進んでいると。浜値も高いということで、役員の方も一生懸命で、特に大きなことになれば、また森山先生もこれに対して、

漁協にも大きな力を入れてもらっているようです。

そういう中で、垂水市漁協、牛根漁協、垂水市漁協は加工場の関係ですけども、牛根は係留施設ですね、その事業を始めるということですので、これも一つ頑張って援助をしていただきたいんですけども、いつもこの種子島周辺の関係については、両漁協からも要望もありますよね。国が70、県が5、事業主体の漁協が25%ということで。金額が張るもんだから漁協としても出し前が大きいんですけども、ありがたい事業なんですけれども、そこら辺もいろいろお願いしてきましたけれども、なかなかうまくかみ合っていないんですけども、これもいろいろ市の事業もあると思いますので、ここで絶対お願いしますということは、僕はもう言えません、もう言いません、もうね。もう大体わかっていますので。

ですから、いろんな事業、そのほかにいろんな事業を漁協は取り入れているので、そのためにいろんな補助事業で応援してやるという方法も大事だと思いますので、水産商工観光課長、そういうことで両漁協と一緒にあって、そこをうまくリードしながらお互いの話し合いとして頑張っていたきたいと思います。

そこで、今年度の事業の中で、輸出の販売拡大というのがあるようですけども、市と漁協が一体となって取り組んでということですけども、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○水産商工観光課長（大山 昭） 海外販路拡大への取り組みにつきまして、お答えいたします。

水産庁の紹介により、香港大手外食企業のマキシムグループ・千両寿司におきまして、本市と霧島市の特産品のレストランフェアを約4カ月間、鹿児島県貿易協会への委託事業

として実施いたしました。

レストランフェアの期間中は、本市のカンパチを使用いたしました料理を3品、特別メニューとして提供されたこともあり、月100匹程度の使用予定でフェアはスタートいたしました。宣伝掲示板やメニュー掲載による効果とカンパチの鮮度がよかった点がお客様への評価へつながり、最終的には900匹を超える販売実績となりました。

また、RKB福岡毎日放送とJALが連携し、総務省の放送コンテンツ海外展開強化事業に、鹿児島県内で本市のみが参画いたしました。

垂水市漁協のブランドカンパチ、海の桜勘を中心に本市のお勧めスポットなどを紹介する番組の制作をMBC南日本放送に委託し、タイ王国並びに台湾の放送局で12月に放映され、JALグループ航空関連会社のJALUXと連携を図り、タイ王国にあるトンロー日本市場で1月17日・18日の2日間にわたりPRイベントを行いました。

フェアイベントは市長のトップセールスに始まり、垂水市漁協によりますカンパチ解体ショーが行われました。JALの企画する新ジャパンプロジェクトの食材として取り扱われております、大野原産のサツマイモとカンパチの試食販売も行われるなど、大盛況に終えることができました。

また、現地の日本食レストラン2店舗でもカンパチを使用いたしましたメニュー及びPR活動を実施し、大好評でありました。

このようなことから、フェア終了後も毎週1便6匹程度の注文があり、現在も継続しているところがございます。今後も引き続き、海外販路の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。今、

漁協のほうも海外のほうに売り込みで一生懸命なんですけれども、市長がトップセールスとして何回も東南アジアのほうに出向いたり、アメリカに行かれたりして、これが徐々に盛り上がってきて、売り上げの量も増えていて、私は垂水漁協なんですけれども、漁協の方、大変喜んで、また頑張っていきたいなという話を聞きます。

ここで市長もトップセールスということで、それとなく何回も外国に行って、セールスしておりますけれども、市長としてこれに対する思いですか、何かあったらその考えをちょっとお知らせいただければと思います。

○市長（尾脇雅弥） 海外販路拡大のトップセールスについてということで、お答えいたします。

今回は、先ほど担当課長からありましたように、タイ王国における日本食レストランの店舗数というのが約3,500店舗と増加傾向にありまして、バンコク国際空港は中東・北アフリカ・南ヨーロッパへ中継地点のハブ空港として位置づけをされており、関係諸国への食品流通拠点として注目されております。また、市場調査におきましても、魚のニーズというのが大変高いということも判明しております。

今回JALと連携をすることによりまして、水揚げの翌日に店舗に並ぶことで、新鮮な状態を維持した販売が可能となったということから、国内メーカーと現地の卸売業者を利用しない輸出が、モデルケースとして海外市場が広がる可能性を確認をする機会となりました。

このことは、昨年東京のJAL本社に出向きまして、役員の方々と意見交換をして、その後、現地の視察等とも踏まえて、形になったものだというふうに思います。

これまでお話しております6次産業化・観光振興という考え方の中で、6次産業化とい

うのはもうかる仕組み、水産業から始めますという話をしております。垂水市漁協のカンパチ、牛根のブリ、併せて約150億円の国内2割の生産高を6次化することの出口として一つの目安として500億円あるというふうに言われておりますから、国内は人口減少社会でありますので、国内もしっかりと売り込んでいきますけれども、人口が増えていくアジアや世界へ向かって、新しい出口を求めていくということが垂水の水産をはじめ、一次産業の魅力を加価値をつけて、もうかる仕組みにつながるのだというふうに思っておりますので、そのようなことでいい結果が出つつありますので、これからさらに推進をしていきたいというふうに考えております。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。市長もトップセールスとして一生懸命頑張っていると思います。両漁協もそれなりに一緒になって販売している中で、大変喜んでいらっしゃると思いますので、今後も続けて、また水産業についても一生懸命、力を入れていってもらいたいという要望をして終わりたいと思います。

次に、国民健康保険事業についてですが、課長のほうから説明がありました。県に納める事業費の納付金が前年度より減ということは、市民の方々が納める国保税も減るのではないかと、期待はしているんですけども、その辺はどうなんですか。

○市民課長（鹿屋 勉） 国民健康保険税の必要額の減少により国保税の減額があるのかにつきまして、お答えいたします。

今回の記事はあくまでも国保事業費納付金を納付するために必要な保険税必要額の対前年度比を掲載したもので、低所得者の方々に対する軽減措置や法定外繰入等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なっております。

本市の国保税は鹿児島県が国保保険税必要額に基づいて算定し、本来あるべき保険税率として示す標準保険料率の額を下回っており、県に納付する国保事業費納付金を保険税のみでは賄えない状況でございまして、毎年度、法定外繰入による赤字補てんを実施している状況から、国保税の減額はございませんが、一般会計からの法定外繰入金は令和2年度当初予算で4,900万円の計上となっております、対前年度比3,500万円の減額となっております。

先ほども申しましたが、国保事業費納付金は過去3年間の医療費の伸び率などから算定され、医療費の増減が大きな要因となりますことから、予防医療の推進、重篤化抑制のため、特定検診や特定保健指導等の医療費適正化対策事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。この件については、皆さんは新聞等で見られてよくご承知のことと思います。垂水市だけが1市だけ減ということは、中身はどうであっても垂水市だけが減というのは、大変僕は感動しましたね、そのときは。

垂水市だけ普通なら増とかあるんですけども、垂水市の名を売ったような気がして、僕はいいいことだと思います。

僕の前に池山議員もこれについて、いろいろお話をされましたけれども、いろんな面がいいほうにとって、今後も国保のほうで頑張っていたきたいということをお願いして、終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は11時25分から再開いたします。

午前11時16分休憩

午前11時25分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、質問に入りたいと思います。

その前に、きのう、国のほうから新型コロナウイルス対策の計画が出されたようですが、本市においては市民の不安に応える、また、感染防止に万全の対策をとって奮闘していただくよう要望しておきたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきます。

今議会は、当初予算を審議して確定していく場です。予算は直接市民の暮らしを左右し、その福祉、いわゆる市民の幸せのいかんを決するものであります。審議に当たっては広く客観的に市民の立場に立った公平さが求められます。

このような視点を持ちながら、総括質疑を行っていききたいと思います。

予算の細かな点については予算特別委員会で議論していきたいと思います。

最初の質疑は、予算案が市民の暮らしを応援する内容や取り組みになっているかという問題です。

市長の施政方針で、元気なまちづくりということで「安心・経済・未来」の三つの挑戦を掲げ、その保障のための新規事業や継続事業の政策が予算化されました。

冒頭に述べたとおり、予算は直接市民の暮らしを左右し、市民の幸せのいかんを決するものです。

そこで、1点目として、消費税増税に対する認識について伺います。

先般、内閣府が今年の10～12月の国内総生産の速報値を発表しました。GDPのマイナ

ス成長は5四半期ぶりで、これは日本経済が消費税増税後、新たな消費不況に突入したと言われています。当然のごとく、地域経済、市民生活にも影響が生まれています。日本経済や地域経済を立て直すには、暮らしを応援し、個人消費を活発にすることと消費税の減税が必要と考えますが、認識を伺います。

市民の暮らし向上のためには、予算が堅実なものでなければなりません。施政方針で財政については、健全に保たれているとの認識が示されました。一般的に経常収支比率が高いと弾力性がなくなった、健全でないと言われます。市が福祉や教育に力を入れれば扶助費も増えるので、経常収支比率が高くなるのは当然ですが、財政運営の適否を総合的に判断のその鍵は、計画性、弾力性、積極性と言われています。一般的に経常収支比率は75%以下が財政向上の弾力性の確保が図られると言われています。本市は93.6%ですが、問題ないのか、見解を伺います。

次に、制度の案内と効果的な運用で大きな経費をかけなくても市民の懐を暖め、格差と貧困の是正に努めることが可能であるという問題です。

今、多くの市民の皆さんは、年金の削減、さらに医療、介護、生活保護も制度改定等で負担増と給付削減で安心して暮らせる状況ではないのではないのでしょうか。結果、格差と貧困に追い打ちをかけているのが現状だと考えます。

一方、様々な施策では十分ではないと考えますが、負担の軽減策も条例等で整備されています。しかし、利用の方法を知らないと利用することはできません。情報の案内や手続きなどの周知徹底も行政の責任としてあると考えます。

ほかにも様々な対策をとる制度がありますが、今回は前回取り上げた高齢者生活支援と

いう点で、障害者控除対象認定制度の取り組みの結果と、全ての対象者が活用できるように、霧島市のような要介護認定申請の際、本人と合意した上で、全ての対象者に認定書を交付する方式で、積極的活用による生活の支援ができるように対策を求めたいと思います。

さらに、市営住宅に入居されている方で支援できるものとして家賃の減免制度が施行規則にあります。入居者は収入の減や恒常的な低所得者が対象となるものと考えますが、このような制度の活用で、生活の安定を図ることが少しでも可能になります。そこで、利用者の実績はどうなっているか、制度の周知徹底はどのように取り組まれているのか伺います。

次に、施政方針で地域経済振興という観点で「地域資源を活かしたにぎわいのあるまち」を掲げ、農業支援制度の引き継ぎの継続が予算化されました。担い手対策はまだ課題があるにしても、内容的には評価できるものです。

しかし、労働力不足はいよいよ深刻な状況になっていると認識しています。このような事態が続くと、家族農業が中心の垂水の農業にとっては、農業振興を図ることが近い将来できなくなるのではと強い懸念を抱いています。そこで、農業振興策を図る上で重要な点と考えます。

そこで、以下の点について質問いたします。

労働力不足で作物が収納できない実態も生まれています。労働力不足への取り組みの方向性はあるのか。

2点目に、外国人労働者問題です。

技能実習制度の施行や入管法改定により、外国人労働者、外国人籍住民が増加していくと見られます。垂水市にとっても労働力の視点からも避けては通れない課題だと考えます。

そこで、外国人実習生の実態とこれからの

地域の課題・認識について質疑いたします。

一つ、定着へ向けての対策として、企業努力と行政の細かな支援や地域住民との交流なども必要と考えますが、見解を伺います。

2番目に、特に法の変更もあり、実態把握や支援策が求められています。位置づけと実態の把握はできているのか。人数や労働環境など、実態把握しているのか伺います。

3点目に、問題の認識と対策、生活問題、教育、医療、社会保障、災害時等の支援はどうなっているのか伺います。

次は、国保事業特別会計に関する質疑です。

1番目は、国民健康保険国庫補助金が自治体が独自に子ども医療費を助成した際にペナルティーとして減額されています。この問題は、市長会や全国の自治体や、また、住民からの見直しを求める声が長年続き、ようやく平成30年から未就学児まで減額調整措置は禁止になりました。未就学児以外で現物給付を取り組んでいるところは、引き続きペナルティーが続いています。ペナルティーの廃止を国に求めていくことが大切になっています。

また、県の方針として、子ども医療費の枠が18歳まで拡大される。そうなってくると、ペナルティーになる可能性が生まれてくるのかというふうに思います。

そこで、2点について質問いたします。

子ども助成費、いわゆる現物給付への国庫補助のペナルティーはどうなっているか。わかれば減額の内容、県が実施した場合の国庫補助額のペナルティーは県か市かどちらが負担するのか伺います。

2点目は、子どもの均等割額の見直しについて、再度質疑いたします。

ご存じのとおり、国保の課税方式で資産割と平等割は自治体の判断で導入しないことも可能です。今回の議会に資産割の廃止へ向けて条例案が出されています。

しかし、均等割は法律で必ず徴収することになっていることは、皆さんご存じだと思います。この仕組みこそが国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担になっている要因であることは共通の認識だと思います。子どもが生まれてうれしいのに、国保税は税負担を求め、保険者世帯は苦しい生活を強いられることとなります。改めて問題であることを強調したいと思います。

このような実態に対して、全国知事会、市長会等もこれらの問題を政府へ毎年のように要望書を出しています。市長も賛同されていると思います。

そこで、議会は制度の見直しを求める請願と陳情採択をしていますが、その受け止めと検討はどうされたのか伺います。

また、いつも財源が問題になりますけれども、都道府県下の激変緩和措置の特別調整交付金の活用はできないのか伺います。

次に、一般質問として、最初は新庁舎問題と財源問題、いわゆる経費問題ですけれども、市財政に与える影響、規模の見直し等について質問いたします。

この点でもう一つ、私は重要な点として、財政課の2つの面、独立性と役割、そして財政運営での責任の果たし方だというふうに考えています。

そこで、以下の点について質問いたします。

一つ、財政課としての役割は何か。財政課として財政運営に責任を持つ部署として内容を検証したのか伺います。

2点目は、基本構想段階での経費とその後予定される経費、設計費、管理費や材料費、人件費、値上げなども想定される新たな経費はどのようなものがあるのか伺います。概算で金額はどのくらいになるのかもお答えください。

長期にわたる庁舎関連経費、一般財源負担

は検討できているのか。どのくらいの見積りになるのか。

4点目には、財政指標の一つである実質公債費比率、将来の財政への影響も問題になる推移ですけれども、どのように考えていらっしゃるのか。これらの視点で問題があるとの結論でしたら、規模の見直しなどを含めて、提言は財政課としてあり得るのかお聞かせください。

最後は、4月から運用が開始される会計年度任用職員の問題について質問いたします。

問題点は、曖昧だった採用根拠を整理し、公共サービスの拡充と地位向上のための法改正だったと考えます。ゆえに、施行に当たっては、この間の議論でも確認した附帯決議の遵守が果たされたのかということが大きな問題と考えるからです。

この間、国からは制度導入に伴い、必要な財源が確保されたということで、留意事項の通知や適正でかつ円滑な移行がされるようにと、あのような文書が技術的な助言として出されています。附帯決議の徹底と適正な運用を求める内容でもあります。

そこで、附帯決議が遵守され、法改正の目的である公共サービスの拡充と地位向上につながるのか伺います。

不十分な点については、または、納得できない点については再質疑、再質問を行います。
○水産商工観光課長（大山 昭） 消費税増税をどのように認識しているかにつきまして、お答えいたします。

消費税が8%から10%に増税され、地域経済へ何らかの影響を及ぼすことが予想されまことは認識しております。

水産商工観光課といたしましては、商工業者の観点からお答えいたしますと、令和元年10月の増税による商工業者への影響を緩和することを目的に、プレミアム商品券を発行い

たしております。昨年と同額の2億3,000万円分が地元で消費されていることから、消費増税の10月以降、少なくとも昨年並みの地元消費があったものと考えております。

現在、水産商工観光課並びに商工会におきましては、商工業者から消費増税の影響による売上げの減少は特段聞いておりません。

今後、商工業者からの要望等がありましたら、商工会と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 財政運営について健全に保たれているのかにつきまして、お答えいたします。

経常収支比率につきましては、その年度の決算の状況から市町村の財政構造の弾力性を判断する指標で、数値が高まるほど財政構造が硬直化していると判断されます。

最新の平成30年度決算では、本市は93.6%と、平成29年度決算の92.8%と比較すると0.8ポイント高くなっており、全国平均の93.0%、県平均の91.7%よりも高い状況にあります。

しかしながら、そのほかの財政状況を示す指標につきましては、標準財政規模に占める地方債の償還額の割合である実質公債費比率は7.8%と、前年度から0.9ポイント改善しており、地方債などの将来的な負担額の程度を示す将来負担比率についても32.9%と、前年度から20.7ポイント改善していることから、全体的に見ると改善されている指標もあり、現在のところ、本市の財政状況は健全に保たれていると考えます。

しかしながら、今後につきましては、新庁舎建設事業に係る事業費の支出や新しく会計年度任用職員制度も開始されることから、人件費などの経常経費の増加も見込まれます。

財政課としましては、事業の峻別と計画的な実施により、将来の負担が増加しないよう

無駄を排除した財政運営に努め、地方債につきましても、交付税措置がある有利な起債を借りることで将来への負担を軽減していくよう努力してまいります。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 障害者控除対象者認定制度の介護保険における周知についてお答えいたします。

この制度につきましては、昨年第3回定例会において答弁申し上げたとおり、福祉事務所の認定に係る基準により福祉事務所長が認定することとなります。

介護保険要介護・要支援の対象者情報につきましては、垂水市要介護認定等に係る情報開示事務取扱要領の定めにより、基本となるデータが介護保険の認定及びサービス計画作成にのみ活用するもので、他の利用については目的外使用となりますことから、本人の同意がない限り提供できないものとなっております。そのようなことから、介護保険情報の提供は本人の依頼をもって行うものと考えております。

周知につきましては、認定相談や申請の際に使用しますパンフレットに制度についての説明文を追加し、介護保険要介護・要支援認定結果通知書送付の際に、この制度に関する文書を同封し、周知を図っております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 障害者控除対象者認定制度に係る福祉課における取り組みの結果と活用についてお答えいたします。

保健課長から答弁がありましたように、保健課による制度の周知を目的とした取り組みの成果として、福祉課の窓口障害者控除対象者認定制度の申請に来られる対象者の方が増えてきております。その結果として、昨年の第3回定例会の持留議員の質問において、平成30年度実績として認定者数は1人とお答

えしたところですが、今年度は2月18日時点で9人と増えております。

福祉課といたしましても、障害者控除対象者認定制度については、今後周知に努める必要があると認識しておりますことから、まずは2つの新たな取り組みを行ってまいりたいと考えております。

1つ目は、3月11日開催予定の垂水市介護支援専門員研修会に出向き、ケアマネジャーの皆さんに制度の説明を行うこととしております。このことは、対象者の皆様と接する機会が多いケアマネジャーの皆さんから対象者の皆様に直接制度についてお話をいただくことは大変効果があると考えたからでございます。

2つ目は、一度認定書を交付した対象者の方には今後、毎年通知を行い、申請漏れがないように努めてまいりたいと考えております。

介護情報については、本人の同意がなければ保健課と福祉課においても情報提供ができないことについては、両課における共通理解であると認識しておりますことから、現在もこれまで同様、障害者控除を希望される対象者の方からの申請により、内容を審査した上で認定書の交付を行っているところでございます。

また、対象者が制度に対する正しい知識や認識がない状況で全ての対象者に認定書を発送した場合、逆に混乱を招く恐れがあると考えます。

また、持留議員が言われる霧島市の取り組みである全ての対象者に認定書を交付する方式はできないかについては、介護保険申請書に別枠をつくり、申請者が介護認定されるかどうかわからない状況において、認定申請に加え、介護認定結果や調査票、意見書の閲覧に同意する旨の署名をもらう方式が、先進地の事例として、本人の承諾という点や本市の

運用形態を考えた場合、本市の手本になるかというのも含めて、慎重な協議が必要であると考えます。

このようなことから、本市の実情に合ったものか、また、本人の承諾という点において最適と思われる制度が確立できるまでの期間においては、税の申告において必要とされる方の申請のもと、認定書を交付してまいりたいと考えております。

なお、周知・啓発については、これまで以上、重点を置き、積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 市営住宅減免制度の利用者数と制度の周知につきまして、お答えいたします。

この減免制度は、垂水市営住宅条例第17条並びに垂水市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱で定められ、減免の対象となる入居者は所得が著しく低額であること、病気にかかっていること、災害により著しく損害を受けたこと、その他特別の事情があることとなっております。

お尋ねの利用者数につきましては、例年10人程度の減免申請があり、家賃の減免となっております。申請後の家賃につきましては、10人全てが2分の1となっております。

次に、制度の周知でございますが、家賃の相談がありました際、減免につきまして丁寧な説明を心がけておりますが、あくまでも相談がありました場合のみであり、現在、特別な周知は行っていないところでございます。

議員が申されるとおり、既に減免申請されている方と減免制度をご存じない方とでは不公平であるのご指摘は理解するところでございます。

今後は、他市町村の情報収集に努め、検討いたしますとともに、新たな入居者に対しま

しては市営住宅入居申込みの手引にも減免制度を記載し、説明を行い、この減免制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 農林業の振興についての、まず労働力不足問題と対策につきましてお答えいたします。

1点目の農業分野における労働力不足に関することにつきましては、昨年度、垂水市シルバー人材センターにご協力をお願いし、同センターにおける農作業関係に従事されている登録者についての調査を行いました。これによりますと、農業従事に対応できる登録者は過去3年間で40名ほどで推移し、仕事の内容としましては、サヤインゲン、キヌサヤエンドウの収穫作業をはじめ、タマネギ苗の植えつけやミカンの収穫等ございました。

その他、同センターにお話をお伺いしますと、今までは友人や近所の方に作業を頼んでいたが、その方々が皆高齢で作業が困難になったため、同センターに申し込む農業者が増えているとのことございました。

常雇用や短期など、営農類型や品目によりましても様々な雇用形態が考えられます。雇い主である農業者と働き手の意向が一致した中で、労働者の確保が図られることが望ましいものでございますが、人手不足による生産力の後退や、それに伴う規模縮小等が起こることが懸念されておりますが、明確な方向性というものが見えていないのが実情でございます。

次に、2点目の外国人労働者定着対策につきましてお答えいたします。

昨年10月に、県などが主催する農業分野外国人技能実習制度研修会が開催され、外国人技能実習生の受け入れを検討されている市内1農業法人が出席されております。

また、個人経営者にも技能実習生を新たに

受け入れるための準備をされている事例もございます。

しかしながら、人数や労働環境など、現在のところ、実態把握はできておりません。

生産年齢人口の減少等に伴い、外国人は地域経済を支える貴重な人材として受け入れが進むことが考えられますことから、今後は法人や個人経営者等からの情報収集に努め、外国人労働者への支援策のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 国保事業特別会計についてのご質問にお答えいたします。

1点目の子ども医療費助成制度、現物給付への国庫補助減額のペナルティーについて、お答えいたします。

子ども医療費助成制度には、自己負担額を医療機関で支払い、後日その分を償還される償還払い方式と、医療機関で自己負担額を支払わない現物給付方式がございます。

国は、現物給付方式については、医療機関を受診する患者数が増えると解釈し、増えた医療費については国庫負担を減額するとしておりましたが、平成30年度より、小学校就学前の現物給付につきましては減額の対象外としたところでございます。

したがって、本市が現在実施している小学校就学前の現物給付につきましては、減額措置はありません。

また、現在本市で実施している中学校までの医療費助成は償還払い方式のため、ペナルティー対象ではございませんが、小学校就学以降の子どもに現物給付による助成を行うとなった場合、国庫負担金が減額されることとなります。

鹿児島県は令和3年度から子ども医療費助成制度の現物給付化を18歳まで引き上げることとしておりますが、現時点では詳細が示さ

れておりません。そのため、国庫負担金の減額の取り扱いにつきましては今後協議することになると思われま

次に、子ども均等割額につきまして見直しを求める請願と陳情採択の受け止めと考える・検討につきまして、お答えいたします。

新たな国保制度におきましては、鹿児島県が財政運営の主導的立場になり、市町村は県が策定した国保運営方針に沿った事業運営を実施していくこととなりますので、運営方針に基づき、令和6年度までに法定外繰入の解消に努めることとなっております。

法定外繰入の解消に努める中で、子どもの均等割の減免につきましては、本市のような法定外繰入で赤字を補っている保険者は、減免した分は他の世帯の負担増につながることでありますので、適当ではないと考えております。

県内での子どもの均等割減免の実施状況でございますが、鹿屋市が第3子以降を対象に均等割を全額免除しております。鹿屋市におきましては法定外繰入も実施しておらず、財政調整基金を保有しておりますので、実施可能であると思われま

子どもの多い世帯に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するため重要であると認識しておりますが、減免などの支援策は独自の減免措置ではなく、国等が行う少子化対策の中で検討するのが適当ではないかと考えております。

なお、子どもの均等割を減免する財源として特別調整交付金の活用はできないかとのご質問でございますが、国の特別調整交付金として、20歳未満の被保険者が多いことなどによる財政影響に対して、県が交付を受け、市町村に再分配され、県が算定する国保事業費納付金の基礎額から減額調整されております。

交付金の対象となる財政影響の考え方は、

20歳未満の被保険者は所得が低く、所得割の賦課額が低いことに対して交付するというものでございますので、均等割を減免するための財源とすることは、適切ではないと考えま

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 新庁舎問題と財源、市市政に与える影響、規模の見直し等について、財政課として役割は何か、財政課として財政責任を持つ部署として内容を検討したのかにつきましてお答えいたします。

財政課といたしましては、今回の新庁舎建設事業に対して、持続可能な財政運営に大きな影響を与えることなく、将来にわたって市民サービスを低下させないとの観点において、平成28年度の庁内検討の段階から、本市の財政規模で対応可能な計画を関係課と協議をいたしております。

現在も、基金の見込み、地方債による後年度への影響などを想定しながら、事業費が過大とならないよう、設計の状況を注視しているところでございます。

随時開催される事業総括専門部会等において、重要な部分では内容の検証も行いながら財政課の考え方を伝えており、関係課でもそのことを踏まえ、努力されていると考えております。

実施設計も最終の積算に入っておりますが、今後も市民サービスに影響を与えることがないよう、事業費については内容を検証していく予定でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 基本計画段階での経費とその後予定される経費、新たな経費はどのようなものが考えられるのかにつきましてお答えさせていただきます。

新庁舎基本計画では、本体建設費29億7,000万円、外構整備費2億1,900万円、設計管理費

1億3,800万円、確認申請料200万円、用地取得費1億7,900万円、備品購入費1億8,500万円、合計で36億9,300万円を計画しております。

この基本計画に未算入の費用は、地質調査費、新庁舎移転費及び情報通信整備費としております。

未算入費用である情報通信整備費には、電話交換システム、行政情報システム、庁内セキュリティシステムなどの整備が考えられ、これらは設備仕様を詳細に検討し、リース契約など、様々な整備方法を検討した上で、本体建設費とは別に計上する考えでございます。

また、本体建設費については、川越議員のご質問でもお答えしましたが、安全対策のために柱頭免震構造の採用や地盤改良をすること、また、持留議員がご指摘のとおり、資材の高騰、人件費の上昇、さらには消費税増税等もありましたので、増加することを見込んでおります。

続きまして、長期にわたる庁舎関連経費は検討できるかについて、お答えさせていただきます。

新庁舎の維持管理費でございますが、新庁舎に必要な機能としまして、バリアフリー施設機能としてのエレベーター設置や防災拠点機能確保のための非常用発電機の設置、さらに免震装置の設置など、現庁舎と比較すると、定期点検など、新たに維持管理が必要な設備を備えているところでございます。これらの維持管理経費については、設備仕様や契約内容により変わってまいりますので、費用対効果等も十分考慮しながら、対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、3月におけます実施設計の完了まで、今、全力を挙げて積算をしているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 財政指標、実質公

債費比率試算の推移はにつきまして、お答えいたします。

実質公債費比率につきましては18%を超えると地方債借入に国の許可が必要となり、自由に起債事業ができなくなりますことから、絶対に避けなければならないところでございますが、先ほども申しましたとおり、平成30年度決算においては、本市の実質公債費比率は7.8%で健全な状態を保っている状況でございます。

新庁舎建設事業費37億円の財源を市有施設整備基金15億円、市町村役場機能緊急保全事業債22億円としてご説明いたしますと、市町村役場機能緊急保全事業債を30年で償還するとした場合、1年間の公債費は9,000万円程度増加し、その他の起債償還分と合わせた公債費は、今のところの試算ではありますが、令和11年度にピークを迎え、最大で12億円程度になるというふうに見込んでおります。この段階での実質公債費比率は平成30年度決算の状況に当てはめると12%程度になりますが、その後、徐々に低下し、令和15年度ごろには9%台に下がるというふうに見込んでおります。現状よりも幾分数値は上がりますが、基準の18%は大きく下回る見込みでございます。

今後も、各年度において状況が変化し、多少の変動はあっても、地方債借入に国の許可が必要となるような事態にはならないものというふうに考えます。

以上でございます。

続きまして、規模の見直しなどを含め、提言はあり得るかにつきましてお答えいたします。

財政課といたしましては、これまでも説明しておりますとおり、基本計画にあります事業費37億円程度であれば、実質公債費比率などの財政指標は一時的には悪化するものの、

財政運営や市民サービスに対して、大きな影響は与えないものと考えております。

今後、実施設計の事業費積算が完了した時点で、改めて内容の検討などを行うとともに、将来の財政見通しについても精査してまいるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長(角野 毅) 法改正に当たっては付帯決議は遵守されたかの質問にお答えいたします。

働き方改革関連法等により、公務においても会計年度任用職員制度が新たに創設され、令和2年4月1日から施行されることに伴う本市の今回の法整備について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する付帯決議された項目について遵守しております。

○議長(篠原静則) ここで暫時休憩いたします。次は午後1時10分から再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時10分開議

○議長(篠原静則) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○持留良一議員 それでは、不十分な点について再質疑、再質問を行っていきたいと思います。

まず、消費税の関係で、先ほど何らかの影響をしているとの認識は持っているということで答弁がありました。私も市内のそれぞれ商店とかスーパーなんかにもお出かけして、いろいろ声も聞きました。

結構、商品券が効果的にその役割を果たして歯止めになっているのかなということと、共通されるのは2月で終わるので、その後が心配ですとか、いろんな声は出ていました。キャッシュレスとの関係ではもうコンビニしかやっていないと、それだけ、やはり意見は

もう消費税8%で止めたままというのもありました。

そして、鹿児島銀行が県内景気状況ということでこういうのは毎月発行しているんですけども、今年度もずっと弱含みという形で個人消費を述べているということで、心配なのは、このことが消費税8%になったときの、いわゆる消費不況に持ち込んだというところが回復しないまま、この消費税10%に入ったということで、これだけのGDPが速報値でありますけども、落ち込んだということ、今後、様々な要因も含めてさらに景気の問題というのは、大変だろうなと思うんですけども、私はやっぱり先ほど言いましたとおり、個人消費を活発にする。いわゆる懐を暖めて暮らすような政治をやっていく。

そのためには、やっぱり消費税の減税がどうしても避けられないんじゃないかなと改めて思うんですが、市長の簡単でいいですけど、見解をお願いします。

○市長(尾脇雅弥) 人口減少社会、少子高齢化の中で、いろんなものをどう支えていくのかというところで、国として消費税ということでもありますので、それはそれで国が決めていく方向であると思いますし、その中でのマイナス要因の影響をどうやって改善していくかということでもありますので、今、お話いただきましたプレミアム商品券等々ですね、そのことによっての好影響もあると思いますけれども、垂水市の店舗ということだけを考えると、人口減少社会の中でフェイス・トゥ・フェイスの販売だと限界がある。ふるさと納税とか、あるいはそういった形で新しい市場に向き合う形の仕組みをつくらなきゃいけないというふうに思っているところであります。

○持留良一議員 これは基本的には国がどうするかという判断もありますので、やっぱり

私たちは自分たちの生活、地域経済をどう守って発展させていくのかという観点で、様々な声を上げていく必要があるのじゃないかなということで、一方で、市長が言われたとおり、それに必要な経済対策というのを当然必要になってくる、仕事が欲しい、企業の誘致とかを含めてですけども、そういうこともぜひこういう状況の中で、改めてこの消費税の影響を認識していただいて、そしてしっかりと地域経済の分析もしていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いて、一問一答でお願いしたいと思えます。

障害者控除、いわゆる市営住宅の問題で制度の活用によって、利用しやすい市民生活をとということで、市長もかねがね言われているのは、お金かけなくても様々な制度活用で、市民の暮らしの応援の政治ができないかということで、いろいろ取り組みもされているというふうに思うんですが、今回、1つ目の障がい者対象の認定制度、様々課長のほうでも考え方、また今後の方向というのを示していただいて、一定のこれで前進ができるんじゃないかなというふうに思うんです。

ただ、残念なのは、やはり私たちは市民の暮らしを守るために制度を思い切りこれが利用できるようにしていかなきゃいけないと、これは、副市長にも県下の状況の数字をお見せしたと思うんですけども、あれを何とか打破して、全ての方々に100%この制度を利用していただいて、その控除によってそれをまた地域経済に回してもらおうと、そんな形も非常に重要だと思うんです。

これができるのは、やっぱり本市、いわゆる行政しかないと思うんですよ。様々な情報が十分届かない中、それを具体的に申請まで運んでいくというのも、一つの行政の役割だというふうに思うんです。それがなければ、

行政の責任って何なんだというのを問われるんです。

そういう意味で、先ほど、課長から新たな展開も出されたんですけども、やっぱり今後、目標として私必要な方々には100%やっていくというのが当然だろうと思うんですが、そのあたりに関して市長の決意をお伺いしたいと思うんです。

○市長（尾脇雅弥） これまでも福祉関係の議論に関しては、ある意味同じ思いを持っていろいろ進めてきたと思います。私自身も社会福祉の出身でもありますから、そのことを念頭に置きながら、垂水市の発展、市民の皆さんの幸福ということでもあります。

今回のこのケースに霧島市の例もあるんですけども、メリット・デメリットもあるものですから、その辺のところをしっかりと考えながら、また、必要な人たちにしっかりと周知するというのは大事なことでありますので、その辺のところも含めて、しっかりと声を届けていって、必要な方々に支援が届くような形にしていきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 ぜひそれを具体化して、全ての高齢者が本当にこういう制度があって助かったと、生活が少しでも応援してもらっているというような形で、行政の役割をさらに一層この制度でも取り組んでいただきたいというふうに思います。

霧島市はさっき言ったように、100%ということでやっていますので、できないことはない、同じ行政でありながら、それぞれ独自の制度とか状況の差はあると思うんです。でもやっぱりそれを乗り越えてきちんこの100%に届くように、ぜひ課長も含めて、現場の方々も含めて、ぜひ取り組んでいただきたい。今回、そういう意味で前進の方向を出されましたので、大いに評価していきたいと

いうふうに思います。

住宅問題は、先ほど課長が答えられましたとおり、今後、この問題はぜひ、本来であればもっともっと取り組みを充実させていただきたいんですけど、近隣市町村の状況なんかもぜひ把握していただきながら、ぜひ積極的にこれが前に前進できるように、そういう取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

とにかく住宅の問題では知らない、なかなか行政にも払ってなければ行かない、滞納していなければ敷居が高いということで、結果として我慢しなきゃならないと、そういう中で制度が埋もれてしまうということのないように、入居者の方々の生活を守る視点からも、ぜひ積極的に、前向きな取り組みをさらに前進させていただきたいというふうに思います。

この点については、以上で終わりたいというふうに思います。

次の農業振興問題と労働者問題なんですけれども、実態がなかなか把握されていない。そして、担い手になっていただくんですけども、その支援という形が労働力問題というのも避けて通れないということになろうと思います。

そして、今年から国連は家族年10年間の計画もスタートいたしました。いかにやっぱり世界的にも、今だんだん家族中心の農業が中心になってきて、それはやっぱり大きな災害とか含めたときに、大規模だと大きな被害を被ると、一度経済的な問題が来ると大きなダメージを受けると、それ本当に基本的支えというのは家族農業だということなんです。

家族農業の構造が今だんだん崩れ始めていると、地域のコミュニティーも少なくなってきたてできない。そういう意味では何らかの対策ということで、農業者研修制度もできたりしたんですけども、実際、高齢化が進んでいくと、シルバーのほうもそれだけの体制も

とれないということがあります。

この前の市木を通っていったら声をかけられて、インゲンを持っていけと、どうしたんですかと言って、誰も来ないんだと、ちぎってくれる人が。おまえ幾らでもいいからとるだけとっていけ、持っていけ、そうしないと次の作物ができないからと。いや、ちゃんと働く人探してきますわと言って行ったんですけども、それだけもうとにかく農地を守るためにも、そういう形で捨てるを得ないという部分があるんですね。

だから、この現実というのを私たちはどう受け止めるかだと思うんですよ。特に農業振興図っていくんだという農林課が、そういう現状というのは当然把握されていると思うんですね。先ほどシルバー人材センターの実態も把握されたと思うんです。

あとじゃあ、何が足りないのかという問題だと思うんですよ。それは職員の体制だろうと思うんですよ、今これらのことを進めていくためには。

市長にお聞きしますが、今農林課の体制、これで十分だと認識でしょうか。

○市長（尾脇雅弥） これは農林課に限らず、平成の大合併のときに、まずは職員の数を50名減らしておりますので、これまでも申し上げているように、例えて言うなら、3人でやっているようなのを2人でやるような負担の現状があります。

全ての課において、足りているか、足りないかというのは足りていないと思いますけれども、現状はそれでやっていくと。

そういった問題の解消も含めて、新庁舎で効率的にやっていくということもありますので、現状においては、足りていないという現状であるというふうに思います。

○持留良一議員 もう一つこれ大事なのは、農業というのは専門性も必要ですよ。専門

的な技術、今何人技術者いらっしゃるんでしょうか。

○農林課長（楠木雅己） 現在のところ、技師は1名でございます。

○持留良一議員 これだけ農業振興図りましょう、そして農業・漁業、この大事な産業を柱にしていきたいと思いますという中で、果たしてこれでいいのかなと、賄えるんだろうか、体制的にもそれで十分なんだろうかというのを改めて私は認識しているんですよ。

以前、この人事の計画の問題で見直しも含めて、そういう定義もされたと思うんです。もう一定程度過ぎた、そういう中で人の必要性、技術者の必要性、例えば土木関係は採用されてきてね、災害との関係も含めてされました。

でもやっぱり現状、農林課を見たらもうその政策的なところよりも、日々の実務に追われているというのが現状だろうと思うんで、だから、専門的にじゃあどうするかと、政策立案も含めて、果たしてどうなんだろうかというのがある。

そのためにそれだけの体制がないと、私は農業振興というのは図れないと、現状、垂水の現状はどうなんだと、そして今何が問題なんだということ、本当に専門的にやっていかなければいけないというふうに思うんですが、そういう人事計画の見直しも含めて、それで改めていいのかということをお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） ご提案の考え方というのは違うとは思いませんけれども、ただ現実的にやっていく中で、どうやっていくのかという問題があります。今、業務量調査というのはやっておりますから、どういう形でどの部分がどういう業務をやっているかということをお調べしております。

水産に関しては、前お話をしましたけれど

も、水産課、商工課、観光課というのをドッキングして、水産商工観光課で連携をしながら足らざるを補っていきなさいいけない垂水市の現状でありますから、水産の係としては2名です。この中でうまく漁協なんかと連携をしながらやっていっております。

農業に対しても、全て技術者も含めて全部できているかというのでいうと、それは100点ではありませんけれども、現実的にじゃあ増やすとなると、人件費もろもろもかかってまいりますから、そのところの整合性と併せてしっかりと考えていかなきゃいけないというふうに思います。

○持留良一議員 人事というのはやっぱりめり張りも必要だと思うんですよ。ここは重点的に充てましょと、ここは中心的なやつですよ。そうでないともう、私なんか要望していったり、また、こういう質問をしても、なかなかできていませんという回答が出てくるわけですよ。果たしてそれでいいんでしょうかという問題なんですよ。

そのためにはやっぱり、例えば私は農林課の皆さんには現場とか、あちこち研修もぜひ取り組んでいただきたいと、他から学ぶということも非常に重要だと思うんですよ。

例えば、全国的には援農型という形で労働力不足問題でも取り組んでいます。そして、垂水でも市木に時々来られます、遠くから。その時期に、収穫時期にですね、来られる。でも、その方も年齢的にあとご自分の生活を考えたらいつまでも続かないんですけども、いろんな形でそういう全国取り組んでいるわけですから、それを補うという一面も含めてですね。

だから、やっぱり中心的になる専門的な農業技術者の確保、もしくは増員して、そういう現場の方々がいろんな形で研修ができるように、そのことをぜひ取り組んでいただきたい

いと、そういう方向性について再度市長に。

○市長（尾脇雅弥） 現状においては、そのような状況だという話をしましたけれども、やっていないということではありません。現状において、できることを最大限やっておりますし、当然のこととしてそのようなことも状況を見きわめながら、同時進行でやっているということでもあります。

○持留良一議員 現状ではそうで、現状の中からいろんな問題が吹き出しているわけですよ。今回の災害の調査とかを含めてもそうですよ。対応できない。果たしてこれでいいのかなという問題も出てくるわけです。

だから、本当に基幹産業というのは何が大事かという、そこに必要な体制と政策、そういう形でそこを充実させていくことが重要だろうと思いますので、ぜひこの点は取り組んでいただきたいと、要望という形でこれは閉めたいというふうに思います。

それから、国保の問題ですね、次はね。2番目の財政については後のほうでまた財政課との関係で議論させてください。

このペナルティー問題で一つお聞きしたいんですけども、先ほど一般会計からの均等割の関係して、減免するのはペナルティーになるんだというようなニュアンスで話をされましたが、それはそうなんでしょうか。

○市民課長（鹿屋 勉） 済みません、ちょっと今質問の趣旨が理解できなかったんですけども。

○持留良一議員 いわゆる生活困窮者の国保料の独自減免に充てる公費繰入金は、赤字に分類せず、従前で、今までもペナルティーと、対象外としていく方針だったんですが、先ほどだと何かペナルティーになるような話をされたものだから、均等割の関係でですね、このことは間違いないのかということです。

○市民課長（鹿屋 勉） 先ほどペナルテ

ィーということで申し上げましたのは、子どもの医療費助成制度を独自にやった場合、しかも現物給付をした場合に、国の給付金が減額されるという意味合いでのペナルティーでございました。

○持留良一議員 2番目ですね、2番目、均等割の関係。

○市民課長（鹿屋 勉） 均等割でのペナルティーは。均等割をするためには、ほかの保険者、被保険者に負担を求めないといけない。その前に法定外繰入、これの解消に努めないといけないという県全体での運営方針がございますので、それに反した場合には保険者努力支援制度という評価の指標の中で、ペナルティーとして減額措置があるということがございます。

○持留良一議員 国の方針だと、被災者、子ども、生活困窮者など国保税の独自減免に充てる公費繰入金を赤字と分類しないと、ペナルティーの対象外ですよというのを明記しているんですよ。これはまた調べておいてください。

そんな形で市長にお聞きしますけども、先ほど財源の問題が出たんですけども、この交付金は活用できないということだったんですけども、財源があれば均等割の見直しがあるという考えはあるんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 本市の状況につきましては、先ほど担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、私の見解をということでもありますので、お答えさせていただきます。

ご承知のとおり、国民健康保険は国民皆保険制度の根幹をなすものとして、社会保障制度の中でも重要な役割を担っているところでございます。国保の制度といたしましては、以前から高い年齢構成や脆弱な財政基盤など構造的な課題がございましたので、平成30年度から鹿児島県が財政の責任主体となって、

県と市町村が共同で国保を運営する新制度に移行して、広域化や効率化を推進することで制度の安定化を図っているところでございます。

そういった全体ルールの中で、市として国保制度ではできない部分がございますので、市長会など全体的なところで国の施策として実施していただくよう引き続き要望し、できる部分について今度の施政方針でお示しをしたような様々な施策を拡充していくことで、子育て支援に努めたいと考えているところでございます。

○持留良一議員 ペナルティーの未就学児廃止の問題も、全国的な大きな運動によって国がとうとうそれを見直しをしたと、当然市長会、知事会含めていろんな方々が要望したということの背景があると思うんですね。そうでなければ、なかなか国は動かないと。だからこそ、今全国でも広がっている。

昨日資料もお渡ししたというふうに思うんですが、大事なのは私たちが自覚的にこれをどう実現していくかという点では、大きな運動が必要だということを改めてペナルティーの廃止の問題、如実に私たちに見せたと思うんです。そうであるならば、全国からどんどん子どもたちを守るためには取り組んでいくと。

先ほど市長も令和2年度の方針として、子育て支援の充実に努めていくと言われました。この問題は、おめでとうございませうと言いながら、明日から国保税の負担がかかりますと、こんなことが両面がされるわけですよ。

ましてや子どもは稼ぐわけじゃないし、赤ちゃんは。だからそこに矛盾が全国に広がって、国保制度としても矛盾が広がったわけですよ。市長は言えますか、どうぞ。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどお話ししましたように、全国の市長会でもそういう要望を上げ

て、少しずつ形になっています。

一方で、今、昨日ですかね、いただいた資料の中に先進的にそういったところを市町村の判断でやっておりますというのがあります。確かに29市町村ありますけれども、全体の市町村としては1,741市町村あるわけでありますから、その中で子育て支援ということに関しては共通ですけれども、決められた国のルール、その中で我々ができること、できないことあるわけでありますから、できることはこれまでも最大限やってまいりましたし、基本的に考えはそういう思いであります。

けれども、現実的に財源がある中で、どういうふうにしてやっていくのかということ、を形にするという意味では責任がありますから、しっかりできる範疇でやっていくということであります。

○持留良一議員 財政課長にお聞きします。来年度の地方財政の関係で、地域社会再生事業費、これは仮称ですけども、これが創設されるということになります。新たな財源ということになります。それがわかる範囲でお答えください。

○財政課長（和泉洋一） お尋ねの地域社会再生事業費につきましては、令和2年度の地方財政計画に地域社会の維持再生に取り組むための新たな歳出項目として計上されております。

計上の方法といたしましては、これは地方交付税の中に算定されますが、基準財政需要額の算定項目に、この地域社会再生事業費を創設し、全国で4,200億円、市町村は半分の2,100億円程度が算定されるというふうに今のところ説明を受けております。

算定内容としましては、人口構造の変化に応じた指標として人口減少率等が用いられるというふうな、今のところ情報でございます。

以上でございます。

○持留良一議員 私は先ほど財源があればどうなんだという提起もさせていただきました。そして、新たにこういう形で財源も確実になる方向は確かなんですけれども、まだこちら見積もっていないという状況ですので、これから額ははっきりしてくると思うんですが、改めてそういう財源が生まれたら、市長やる気はないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） もろもろの条件を整えば、全くそういうことではないということではないと思います。

○持留良一議員 わかりました。この前示したのでも、第2子以降だと216万円、第3子以降だと74万円という形で無理な金額ではないと思いますので、ぜひ様々ご検討いただきたいというふうに思います。

次は、新庁舎と財政問題についてなんですけれども、私は、ここは財政課としての役割って何なのか、専門性、独自性とは何なのかということ、この問題では出しました。

そしてなおかつ、私たちが今後、今日も事業費の問題を議論されましたけれども、大事なのは私たちがこの問題をどう考えていくのかという点で、重要な点があると思うんですね。市長にお聞きをしますけれども、地方財政上、目的は何なんでしょうかね。地方財政上として、議会はどういう権限があるのでしょうか、執行していく上で。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと意味合いがよく理解できませんでした。

○持留良一議員 いわゆる財政運営をやっていく上で、気をつけなきゃならない点は地方自治体として何なのかということと、議会がそういう中で権限行使できるのは何なのかと、いわゆる議決権だとか、調査権とかいろいろありますけれども、そのことです。

○市長（尾脇雅弥） テクニカル的な部分になりますので、担当課から答弁させます。

○財政課長（和泉洋一） 地方財政上、その運営において気をつけなければならないということは、やはり持続可能な財政運営であるというふうに財政の立場、私としては考えております。

議会に対しましては、そのチェック機能ということで果たしていただいているものというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 この点で大事なのは、最小の経費で最大の効果をもたらすように努めると、最小の経費で最大の効果をもたらすということは最大だろうと思うんですね、財政運用、それが持続可能なものにつながっていくということになると思います。

当然、議会は議決権があります。じゃ、議決権を行使するために何が必要かということなんです。それに必要な、今日出したのはそれらに関する資料をとということを出させていただいたんです。こういうのはないのかと、こういうことはどういうことかと、結果的に総額はどのくらいになるのかということだったんですね。

これは町田市がつくったやつです。八代市は別途議会も含めて検討委員会をつくっています。こういう形で独立的な立場で財政ビジョン、基本構想の、基本計画の段階からつくっているんですね、様々な角度から。

だから、早く議会にも出せるわけですよ。今後どういう形で市の財政に影響を与えるのかと。でなければ私たちというのは、もう今の段階だと、今日発表された中身だと、もう基本的に6月の段階でしか事業費を含めて判断できないんじゃないかということになると思うんですよ。

そこで、ぜひこれに近いような形で資料を出していただきたいというふうに思います。というのは、こういう政府も主要建設材の価

格動向、こういうのも出しています。いろんな資料を出しています。

だから、私は算出できない根拠はないと思うんです。八代市もちゃんと出しているんです。本市は体制がないのか、それともまだそこまで自覚がないのかわかりませんが、やはりそういう形で含めて、私たちに今の現状をしっかりと分析できる資料を出していただきたい。そうでなければ、今言った議決権の行使といってもなかなかできない、そのための必要な資料がないとですね、そのことをお伝えしたいと思うんですが、この点について財政課長、よろしくをお願いします。

○財政課長（和泉洋一） 今後の財政運営上の見通し等につきましては、今後、その事業費が確定した中で、その情報について丁寧に説明をしていくというふうに考えております。

事業費につきましては、今現在、最終の算定をしているところでございますので、今現在においてはまだ、私も今現在の状況については把握ができていないところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 もう時間もないですので、そういう現状で、本当に果たして市民に対して責任を負えるのかと、財政運営上、そういう財政課も含めてですけども、責任を負えるのか、役割を負えるのかと、さっき言った持続可能な経済運営、財政をやっていくんだということを考えたら、やっぱり必要な資料が必要だというふうに思います。

もう時間がありませんので、会計年度任用職員については、改めて予算委員会のほうで議論させていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります、質疑を終わります。

○議長（篠原諒則） 次に、8番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまでございます。昨日から同僚議員がコロナウイルス、東京オリンピック、また、かごしま国体と前語りをされました。もうみんな語り尽くされたかなあと私感じていたんですけども、今朝新聞を開いてみましたら、垂水市にとって大変悲しい記事が載っておりました。

教育長、公立高校の最終出願状況であります。垂水高校普通科40名ですね、定員が。それに対して本年度は11名、競争率わずか0.28%であります。19年度が0.41%でしたが、大分急落していることになっております。また、生活デザイン科、定員40名に対しまして22名、0.55倍、19年度は0.83倍でございます。

今まで毎年通学補助費として1,000万円、その他検定費用もろもろで400万円、毎年毎年1,400万円、市の補助金が出ております。しかしながら、こういう結果であります。

他校の動向を見てみますと、一番低いのが鹿児島商業の、これは特殊な学科です、国際経済科、これが0.18%、0.25%が山川高校、川薩清修館、0.28%、これが市来農芸、加世田常潤ということであります。

つまり、県下の公立高校でワーストフォーに入っているということでもあります。確かに垂水高校は、本市に文化の灯をともしどころ、また、副市長から産業厚生委員会へ答弁いただきましたけども、県と垂水高校、市と協議してフィッシュガールズも、要綱をきちっと決めて手助けいただけるということでございます。また、公立の4大にも入ったということをお聞きしております。

ほかにも、商工会とのコラボとかいろんな分で行事に参加いただいている。これはありがたいことであり、また校長先生をはじめ教職員の皆様、生徒の皆さんの、学生の皆さんの努力のたまものだと、この分は評価するん

です。

しかしながら、これからが私は心配な
あります。大きな理由として二つありま
す。私立の高校に対しまして、授業料の
免除、この部分が進んでまいります。ま
た、鹿屋女子高校、鹿屋市立でありま
すけれども、この部分についても、本
年3月で新校舎が完成し、また多目的
ホールもできております。また、市立
高校ということで、カリキュラムの変
更がきちとなされております。容易だ
ったんでしょう。

公立高校はそんな簡単にはいかない。
多分無理だと私も農高のPTA会長やっ
ておりましたので、それはわかってお
ります。実際、この部分、鹿屋女子高
の部分を見てみますと、普通科が19
年度0.79倍、今回は0.94倍、情
報ビジネス、0.7から0.75、生活
科学が0.83から若干ですが、0.77
ということでございます。

つまり何を言わんかとする、私立高
校の無償化、この部分で新城、柘原の
部分は鹿屋にどんどん流れていくん
ではないか。

また、中央地区についても、鹿児島
のほうに流れていくのではないかと、
牛根地区につきましては、霧島市の
ほうへ学生が逃げていくんじゃないか
、そういうことを心配しております。

また、中央中学校の女子生徒さん
にとりましては、先ほど申しました
鹿屋女子高、この分への出願が私は
増えていくと思っております。

来年度から、先ほど申しましたよ
うに総合選択制を導入し、生徒の多
様な進路希望を支援するための新し
い取り組みを開始されるのでありま
す。自分の所属する科以外の学科、
その専門科目も履修できると、そう
いうことであります。

今すぐに垂水高校への助成をやめ
ろとは言いません。ただし、今回、私
はこの倍率が、この倍率が現在の垂
水高校の評価であるし、

通知簿だと思っております。

また、毎年1,400万円支払って
いるわけですから、きちんとこの問
題を何が原因なのか検証して、来
年こそはまた倍率を上げていただ
きたい、そういう思いから冒頭話さ
せていただきました。

市長、そういう意味できちんと検
証を垂水高校となさっていただき、
その結果を我々議員にも示して
いただけないと、毎年毎年この
1,400万円の審議に私はたえない
と思うんです。その分をお願いし
まして、早速質問に入ります。

まず、市政運営の基本理念につ
いて、市長に伺います。

市長は、先の施政方針で積極的な
情報発信と説明責任、広報・広聴
を政治姿勢の一つとして上げられ
ました。市長の思いを聞かせて
ください。

特に広聴の手法について、詳しく
伺いたします。

建物系公共施設など、多大な予
算が発生する事業、また、市民の
見解が大きく分かれる事業などは
市民アンケート・住民投票で民意
を諮る必要が必須であると私は考
えますが、市長の見解を伺いま
す。

2点目、庁舎建設に入ります。

全員協議会で季節風対策として、
防風壁の建設計画が突如追加され
ました。予算規模はいかほどなの
か、企画政策課長に伺います。

また、建設予定地は年に数回、
車の走行のためられるような冠水
のある地域です。都市計画の見直
しの手続きと冠水対策の手法、
事業の予算規模はいかほどか、
土木課長に伺います。

3点目、新規事業たるおでかけ
チケット事業について質問しま
す。

これにつきましては、先と同僚
議員の質問で了解しましたので、
割愛します。

市長公約であるとのことですが、また目的として交流、情報交換、見守り、地域事業の活性化とのこと。温泉券の配布はまあいいでしょう。65歳になったから、温泉につかってゆっくりしてください、これについては認めます。

ただ、バスとタクシーの利用チケットの配布には疑問であります。65歳、まだまだお元気です。車もまだまだ10年以上は乗られる。マイカーも持っておられる方もおられると思います。そういった方々にまでバス・タクシー、そういうのは私は反対に失礼なんじゃないかと思っているんです。

予算には限りがあります。全市民を対象にするのではなくて、身障手帳を持っておられる方、また介護度の高い方々などの交通弱者に限定し、事業実施すべきなのではと私は考えますが、市長の見解を伺います。

4点目、交通弱者対策について、福祉課長に伺います。

NPO法人ワーカーズコープ、垂水での事業名は「ゆらおう」さんでありました。このNPO法人が垂水での事業撤退をされました。月に25人から28人ほどの市民に利用されていたようであります。

複数回利用される方が月に三、四名、そのほかはそれぞれ1回ずつという話を聞いておりますが、利用者のお一人である車椅子を使用されている高齢の女性の方のお話ですが、かかりつけ医に週3回の受診を勧められているが、家族の事情、お金の問題もあり、息子の休みの週1回しか受診できず、困り果てているとの相談も受けております。

事業撤退の事情とこれまでのNPO法人との行政とのかかわりについて答弁ください。

5点目は、1月27日の突風被害について、農林課長に伺います。

被害額は7,881万9,000円と聞く。農家の営

農意欲が減退するのではと危惧しております。被害額の確定が遅かったのではと感じております。

通常であれば、1週間もしないうちに出るわけですが、今回の場合、被害件数も多かったという部分を割り引いたとしても、2週間もかかっていると、これは問題があると私は考えております。被害調査の体制は十分であったのか、農林課長、答弁ください。

また、国・県への補助・助成の要望状況、また、廃プラ、パイプ除去以外の市単独助成につきましては、こういう災害の折、市議が余り口を挟みますと、事業展開がうまく進まないでしょうから、また先の同僚の質問で了解いたしましたので、この点については1回目の質問は割愛いたします。

6点目、清掃センターについて、生活環境課長に伺います。

今回の一般会計補正予算で、清掃センター安全対策管理事業として9,650万円が計上されております。やっとここまで来たかというのが実感であります。

煙突部分の解体ということですが、煙突部分の解体後の今後の取り組みと現在の建屋等の活用についてご答弁ください。

7点目、市内小中学校の焼却施設について、教育総務課長に伺います。

まだほとんどの小中学校で撤去されていない状況ですが、焼却施設の撤去状況について答弁願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 冒頭、垂水高校のお話が出ましたので、少しお話をさせていただきたい。（発言する者あり）いいですか。

それでは、市政運営の考え方ということでありますので、積極的な情報発信と説明責任につきましてお答えいたします。

市民の皆様との協働によるまちづくりを進

めていく上で、行政情報の積極的な発信と説明責任は必要不可欠なものであると考えております。

このことから、誰もが見やすく、わかりやすい表現方法を常に心がけ、市民の皆様へ新鮮かつ正確な情報をお届けできるように努めているところでございます。今後も、広報誌や公式ウェブ等を活用し、より積極的な情報公開に努めてまいります。

次に、広聴の手法として、市民アンケート等の考えはないのかの質問にお答えいたします。

多様化する市民ニーズや時代の変化をいち早く市民の皆様と行政が共有することは重要であるとの考え方から、広聴活動にも重点を置いております。

このため、計画や条例などの内容を事前に公表し、市民の皆様から広くご意見等を求めるパブリックコメント制度や市民の皆様へのニーズを的確に把握するための市民満足度調査などを実施しております。

このほかにも1階市長席や積極的に現場へ出向き、市民の皆様から直接ご意見を伺わせていただいているほか、お便り等を通じて市民の皆様の声を集約し、新たな施策への反映に努めているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 防風壁の建設計画につきましてお答えさせていただきます。

基本設計におきまして、北側の臨港道路との境界に防風対策及び砂の飛散対策として、地上から高さ1.5メートルの擁壁を約65メートル程度設置する計画と考えているところでございます。

予算規模についてでございますが、現在、外構工事として、現在実施設計の積算を行っているところでございます。外構工事全体として予算を提案させていただく際には、詳細

な説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 都市計画の見直し手続きと浸水対策の手法、事業の予算規模につきましてお答えいたします。

錦江町の浸水問題につきましては、全体的な勾配がないこと、埋め立て当時の想定している側溝の排水能力を大きく上回る降水量が近年あること、満潮時における排水路への海水の遡上と大雨が重なることなどが原因で道路が浸水することは、これまでご説明申し上げましたとおりでございますが、この浸水対策としまして、平成8年度に当時の都市計画課が事業認可を受け、都市下水路事業を実施いたしました。整備に莫大な費用を要すること、補助率が低く市の負担額が多いことなどにより、財政的な面から平成15年度をもって休止といった苦渋の決断に至ったことは、議員の皆様もご理解いただいているものと考えております。

都市計画の見直しにつきましては、先ほど休止と申しましたが、都市下水路の計画は都市計画決定を受けており、実際は継続状態でございます。これまでも県都市計画課と事業縮小や計画廃止など協議を行ってまいりましたが、浸水が解消されない状況で計画の廃止はできない。単に財政的な理由や長期にわたって事業に着手していないという理由で計画変更することは適切ではないとの回答でございました。

次に、浸水対策の手法でございますが、現在、市道垂水9号線改良工事の実施設計を発注しておりますが、計画の内容につきましては、鹿児島交通のバス駐車場付近から中央病院までの約560メートルを予定しております。この道路の現況は両側に幅員1.5メートルの歩道を備えた二車線道路でございます。現在の

歩道は比較的幅員が狭く、また横断勾配が急であるため、歩きにくいとの声もございます。そこで、これらのことを解消するため、歩道のフラット化と海側の歩道を1メートル拡幅し、2.5メートルとする計画でございますが、現地測量の結果、既設側溝の断面不足や、海岸排水口からAコープ付近まで海水が遡上していることが判明いたしました。

9号線の既設側溝は30センチでございますが、改良工事の際、50センチから60センチの側溝を布設する予定でございますが、海岸排水口には、本年度予算で海水遡上を防止する扉を設置いたしました。また、9号線からAコープと公設市場の間と、中央病院と県営住宅の間の2路線の市道側溝も断面を広げる計画でございますが、整備後の浸水状況を見ながら、海岸付近の公共用地に2カ所から3カ所、大型の排水柵を設け、緊急時にポンプを設置し、海岸へ強制排水する計画も持っています。このように浸水が軽減できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、予算規模でございますが、現在、実施設計中であり成果品も納品されていないため、事業費の把握はできていないところでございます。何とぞご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） この、たるたるおでかけチケットの具体的な目的といたしましては、このチケットが手元にあることで、車を利用される元気な方も含めて、それぞれの目的で出かけようという気持ちを持っていただくきっかけとなり、外出が増えることで交流や情報交換の機会をつくっていただくことが、最大の目的であると考えております。

また、そのことで、いろいろな団体の参加やイベントへの参加、加えて、ご近所で誘い

合って利用することで周囲との関係性が構築され、安全安心の確保にもつながっていくことを期待しているところでございます。

議員に提案いただきました交通弱者に特定したチケットの交付でございますが、たるたるおでかけチケット交付条件においては、先ほど答弁いたしましたような目的や事業効果を期待しておりますことから、提案いただいたことについては、この事業と切り離して考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

続きまして、NPO法人ワーカーズコープ撤退の事情と、行政とのかかわり方についてお答えいたします。

日本労働者協同組合NPO法人ワーカーズコープは、その組合に参画する全てのものが出資をして組合員となり、運営を行いながら、地域における多様な需要に応じた事業を行うもので、本市においては大隅地域福祉事務所ゆらおうが市内に事務所を構え、平成23年1月から、単独で公共交通機関を利用することが困難な方に対して、タクシー等による運送サービス等を補完する、いわゆる福祉有償運送事業を行ってきたところでございます。

しかしながら、令和元年8月に、ゆらおう関係者から、利用者減に伴う事業収入の減少や最低賃金を基準としたドライバーの雇用が困難となったことを理由に、同年9月末をもって撤退する旨の報告があったところでございます。

また、その際に、本市の地域ニーズとゆらおうが実施する福祉事業とのマッチングについて、後日、事業の提案を行う旨の話もあったところでございますが、いまだに実現に至っていないのが現状でございます。

次に、行政とのかかわり方でございますが、福祉有償運送事業の参入等の申し出があった場合に備え、市は道路運送法の規定に基づき

要綱を定め、垂水市福祉有償運送等運営協議会を設置し、福祉課が事務局となり、NPO法人の登録及び更新手続きに必要な事項等について協議する場を設けているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 突風被害についての被害調査の体制につきまして、お答えいたします。

被害額の確定が遅かったのではないかとのご指摘でございますが、通常、台風等の農作物の被害調査につきましては、年度初めに大隅地域振局、JA、共済組合、農林課等で構成します、垂水市農林技術協会いわゆる技連会の会員を2名1組で地区を決めて、対応できる体制を敷いておりますが、今回の突風につきましては、台風時期のように暴風雨警報等の発表もなく、事前の予防措置もできなく、また、作物がインゲンなど、ビニールを張ったハウスがほとんどで、これまでにない数のハウスが被災したため、被害調査に時間を要したことと、これまでの被害調査の内容よりも複雑な調査内容が追加されたことにより、不慣れなこともあり、調査が遅れたため、被害額の確定が遅れたものでございます。

今回の調査におきましては、農林課勤務経験者などの応援もいただきましたが、今後の体制につきましては、今回のような災害については、早期の全庁的な対応が必要かと考えられますので、体制のあり方について関係課と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（港 耕作） 煙突解体後の取り組みと建屋等の活用につきまして、お答えいたします。

垂水市清掃センターについては、新原議員のご質問にも答弁いたしましたように、令和

2年度に煙突部分のみ解体工事を予定しているところであります。焼却炉等を含む建屋の部分についても、老朽化が進んでいることから、解体することが望ましいと考えられます。しかしながら、施設全体を解体するためには、多額の経費が必要であることや、解体時期、解体方法について、また一般廃棄物処理許可業者との協議など、検討すべき課題も多いと考えております。

このようなことから、今後、関係課、関係機関とも建屋をどうするかを様々な角度から協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 市内小・中学校の焼却施設の撤去状況につきましてお答えいたします。

廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による汚染が、1990年代から全国的に問題となってきたことをきっかけに、児童生徒の健康に与える影響を考慮し、学校におけるごみ焼却炉については、有害物質の排出に対する安全性の確保がされない限りは、原則使用を取りやめることとし、平成9年10月に現文部科学省から都道府県教育委員会等へ通知され、その後、県より市町村教育委員会へ通知があり、それに併せて本市の小・中学校においても、焼却炉の使用はしないよう、指導してきたところでございます。

本市の学校における焼却炉の撤去等の状況につきましては、平成12年度に境小と牛根小、平成26年度に垂水中央中が運動場整備時に、令和元年度に協和小が、7月の豪雨による裏山がけ崩れによる学校施設の災害復旧時に、それぞれ焼却炉の撤去を行ってきたところで、新城小、柘原小、水之上小、垂水小、松ヶ崎小の5校については、今現在撤去はしていないところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 一問一答でやっていきます。

市政運営の基本理念についてですけど、市長答弁をいただきました。情報発信については、市長はすごく上手だと思っております。いいことなんじゃないですかね。

ただ、この広聴という部分について、先ほどパブリックコメント、また市民満足度調査。この部分を挙げましたけれども、この部分が果たして広聴として値するのかっていう部分は、同僚議員の持留議員ともずっとやってこられたはずですよ。私は、これは当たらないと思っているんですよ。

やはり、持留議員が先の議会で申されたように、「民主主義と住民自治のあり方。住民投票は間接民主主義を補い、住民の意思をより直接的に政策に反映する」ということをおっしゃっております。直接投票についてはですね。また、市民アンケートの部分についても、私は大事だと思っております。全く持留議員と同様です。

こういった部分から、市民アンケート、住民投票についての市長のお考えを聞いたんですけれども、お答えがありませんでした。再度お願いします。

○市長（尾脇雅弥） いろんなケースがあると思いますけれども、例えば今の庁舎の関係でいうと、12月に高橋代表から、民意を問うということでご提案がありました。私が申し上げた意見書の中にもあったんですけれども、例えば我々が現状においてベストだというのがA案だとするならば、見合う現実的なB案があって、どちらかにしようかっていう話であれば、これは民意を問うということはやぶさかではないんですよ。

ただ、あの時点において、これはないわけです。場所だけを問うということでも、後々の影響も含めたものの判断ということで、そ

ういう判断をさせていただいて、ご提案をさせていただいて、議員の皆様が決断したということでもありますので。ほかにも、いろいろ住民アンケートをとらないわけではなくて、その目的あるいは趣旨に沿って、必要に応じて意見を聞く、あるいはその足らざる広聴というのは、我々自身もいろんなところへ、例えば車座座談会もそうですし、申し上げたのは、市長選、一つの争点として庁舎がありました。結果を踏まえてどうですかっていう話をされたときに、そういうことの活動をしながら、しっかりと声なき声も含めて拾っていききたいというお話はしました。

だから、そのことはオープンにしているし、あとそれを聞かれるかどうかってというのは、市民の皆さんのご判断がありますから、できるだけ、お問い合わせがあったところに行かなかったことはありませんし、そういう意味では、しっかりとお話をしている部分に関しては、誠意をもって取り組みをさせていただいているというふうに思います。

○感王寺耕造議員 市長、私、市庁舎建設問題を蒸し返そうとはしていません。一応これは住民投票、議員発議の部分ですね。また、住民から出された部分ですね。これは一応結果は出ているわけですから、私も議会人として、それを尊重します。その部分についてはね。

ただ、今後の広聴っていう部分では、市民アンケートとかそういう具体的な手法も真摯に受け止められる必要があるんじゃないですかってことを、私は言いたいわけですよ。

昨年3月議会、勇退された川尻議員、前議員ですね。市長に苦言を呈されました。こうしてほしいってことをね。時間がないから、持って来ていますけど読み上げませんけれどね。もう一回、昨年の3月議会の川尻先輩の思いを考えて、広聴ということについて、

市民への説明責任、また意見の拾い上げということについて。今後のことですよ、その部分についてはきちんとやってほしいということです。この部分については水かけ論になりますから、次に入りますから。いいですか。

次、この問題について、私も農業委員会会長を務めさせていただいたり、充て職で各審議会とか検討委員会という部分に入らせていただきました。

過去、関係団体の部分の長さんが入ったりとか、市民の部分が入ったりとかしますね。私が農業委員会会長をやっていたときに受けた部分が、市場審議会でした。この部分について、大同青果さんは当然ですね。あと仲買の代表さん、あとは消費者代表ですね。それで、農業委員会会長が会長でしたから、審議会の。それであとは出荷者代表の方々とかも入っておいりました。

そうすると、結局私は何を言わんかとしているかという、何も意見が出てこないんですよ。また、ほかの審議会、検討委員会についても、固定化された方々がずらっと登用されているんですね。一般の方でも。関係の省庁の部分、それは関係団体の部分は出さなきゃいけないでしょ。

ただ、この間も持留さんの議論で言われたのにもありましたけど、そういった方々が、自分の所属する団体のご意見を伺ってきて、それを審議会、検討委員会に反映される方式になっているかという、そうはなっていないんですよ。今、国会でもこの問題が問題になっています。審議会の部分で全て物事を決めていくっていう部分で批判されております。

だから、私が言わんとする部分は、関係団体以外の部分からも、公募枠をつくっていただきたいってことです。市長推薦枠だけじゃなくてですね。専門的な部分については、

人材は垂水市内いっぱいいらっしゃいます。そういった専門的な知識を持った方々に入っただくことで、議論の透明性と、あといろんなご提案をいただけると思うんですよ。この部分について、今後、市長が指示していただいて、関係各課で協議して、そういった透明性のある、また、きちっと機能する審議会にやっていくべきだと私は考えますが、市長の答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 外部検討委員会、審議会等の人選のあり方ということだと思いますけれども、お答えをいたしたいと思います。

市政運営を進める過程においては、市政への市民の参画を目的に、外部組織で構成される委員会や審議会等を設置させていただいております。現在、本市で設置する外部検討委員会や審議会等においては、公募委員を採用していませんが、関係団体から推薦いただいた方や専門的な知識を有する有識者等をお願いをして、外部検討委員会や審議会等を設置し、関係団体からのご意見や専門的な見地からのご意見を伺いながら、各種計画や事業推進に取り組んでいるところでございます。

過去においては、垂水市行財政改革推進委員会の募集時にも、公募委員を採用させていただいておりますけれども、募集を行っても応募者がいなかったというようなこともございます。議員のご指摘のとおり、市政運営を進める上で、市民参画を促進をしていくということは必要不可欠と考えておりますので、今後、各種委員会や審議会等で構成委員の役割等を確認しながら、これまで以上に、先ほどおっしゃったような形で、メンバーを集めるけれども、意見も出ないということでは意味がないと思います。選任をされる基本的なメンバーは、それぞれにご縁のある方々でありますから、そのことについての一定のご理解はいただけていると思っております。それ以外

の方の意見をどうやって、声なき声みたいなものですね。しっかりと聞き入れていくかっていうことは、公募という仕組みはありますが、これまではそういう形でやっても、なかなか集まってこなかったということがあります。今後、案件によって必要に応じて、今ご提案をいただいた考え方というのは必要なことだと思いますので、しっかりと検討させていただきたいと思います。

○感王寺耕造議員 広聴という部分ですね、大変大事な問題です。市長、まだお若いんですから、この広聴の部分をきちっと果たしていただければ、まだまだずっと活躍されると思いますよ。この部分を肝に銘じて、よろしく願いいたします。

庁舎建設についてであります。暴風壁の部分ですね。浸水対策また都市計画の部分で、それぞれ説明がありました。まだ確かに設計段階に入っていないんだから、積算はできていないから、出せないのよね。それはわかります。ただ思うのが、一応、本体工事37億でしたか出されて、また私どもで説明を受けた部分は、電算とかセキュリティーの部分は後でというお話でした。それは了解しております。

ただ、この排水の部分についても、この既設部分についても、庁舎の建設の計画に入るときには、こういう問題があるというのはわかっているわけですから、私は本体工事だけじゃなくて、こういった重要な、またお金のあるような部分については、同時進行でやっぱりやるべきだったんじゃないかと思っております。大事な問題ですから市長、1回で答弁を終わらせるよう、よろしく願いします。

○市長（尾脇雅弥） 垂水市の地形的なものもあって、これまで大雨、台風が降ったときに冠水をする箇所が何カ所かございます。主には国道220号線の下宮周辺のあのエリアです

ね。これは国において今、工事をしていただいておりますし、また文化会館のあの部分に関しても、しっかりと対応しております。

今、現在ある中央病院から新庁舎予定地のエリアに関して、新庁舎が建つからということではなくて、以前から答弁しておりますとおり、安全上の拠点である中央病院もありますので、その病院そのもの自体は大丈夫でも、出入りを含めて難しい課題があると。それは、これまで30センチだったっていう、そういう状況があったりするわけでありますから、それを変えていくっていうことは大きなことであります。タイミングがちょっと庁舎と重なっておりますけれども、庁舎をつくるつくらないにかかわらず、やらなきゃいけない問題であるというふうに思いますので、そのことはご理解いただいているというふうに思います。

○感王寺耕造議員 この議論については、もうこれで終わります。

たるたるおでかけチケット事業ですね。担当課長から説明がありました。65歳以上の方、対象者全員申請されると6,500人ということで、予算計上も1,379万5,000円だということなんですよね。市民の中には、ばらまきじゃないのっていう部分もありますけど。市長公約ですからね、やるのはいいんですよ。

ただ、僕はやっぱり考えるのが先ほども言いましたように、市長、バスに乗れない方もいらっしゃるんですね。身障者が、車椅子を使っておられる方で。タクシーについても、なかなか週に何回も使えないっていう話も聞いておるんですよ。そういった切実な声があるんですよ。後でまた答弁いただいてもいいんですけども、とりあえずここでは私の考えでは、ある程度、的を絞ってやるべきだったんだと。65歳の対象の、今、福祉課長が言われた部分については、もうちょっと温泉券

だけじゃなくて、もう少し膨らましてやって、またバス・タクシーの部分については、別な部分で、4番目の交通弱者対策についてですけど、そういう形で私はやるべきだったんじゃないかなったかと思うんですが。その点についてだけ、1点。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員がおっしゃるような考え方もあり、そして理解をするところでございます。もっと、例えば75歳以上に絞って、生活弱者に絞るべきではないかということも含めて、またその中身に対して、いろいろ対応すべきではないかということも、この施策の決定の過程においても、そのことも協議をいたしました。

しかしながら、先ほど、「65歳はまだ元気だ」というようなお話もありましたけれども、そうでない方もやっぱりいらっしゃいますし、免許とかいろいろ含めて、難しい。昨日も堀内議員のご提案であって、「靴どうなんだ」という、それも一つの方法でありますけれども、対象に外れる方もいらっしゃる。

そういった中で、65歳以上ということで、一つのきっかけとして、これから高齢化社会を迎えるときに、元気で長生きってところがキーワードになりますので。そのためには、現状ここにあるとしたら、このまま閉じこもりとかいろんな形で、だんだん年齢と共に衰退していくのか、それともきっかけにして、外に出たり温泉に行ったり、活用することによって、プラスの方向に転じていただければということでもありますので。

これで全てが解消するというものではありませんけれども、圧倒的多数を占める65歳以上の対象者の皆さんが健康でいらっしゃることが、いろんな意味で財政も含めてプラスに転じると考えてのご提案でありますので、ご理解いただければと思います。

○感王寺耕造議員 交通弱者については次の

部分でまたやる、4番目ですね。ここですけれども。

本当に困っている方々がおられるっていうことは、市長も了解いただいていると思っています。また、この部分で、こういった本当に困った方々に、市単独でのタクシーチケットの配布であるとか、あとNPO法人の助成の問題についても、福祉課長からもありました。こういった問題も関係各課と連携してやっていただきたいということでもあります。

また、国庫補助対象外の地域についての市単独の乗り合いタクシーですね。こういった部分の考えもやっぱり必要だと私は思っているんですよ。今、4路線走っておりますけれども、国庫補助対象外の部分についてはなかなか、「どうすんのよ」と、「うちは何で外されるの」という部分があります。これは、国の補助の要件の部分ですよ。バスの、タクシーから幾らとか。あと回数を増やせている部分についても、3割を下回ったら補助が出ないっていう部分もあるんですけれども。先ほどのおでかけチケットの部分で話した部分と関係のある大事な部分ですから。実際に困っていらっしゃる方々がいるわけですからね。関係各課含めて、この問題に切実な声でするので、対処していただきたいと思います。これで終わりますので、市長、よろしく願いします。

5番目、突風被害ですね。強風被害について。農林課長、あと1カ月ほどのお勤めなのに、大変だと思っております。また、農林課長はじめ農林課の皆さんには、一生懸命仕事をしていただいたっていうことは、私も理解しております。ご苦労さまです。また、今も毎日遅くまでやっておられます。その中で毎日、土日祭日なく廃プラの回収に立ち会ったり、本当に大変でした。ただ、そういう部分で、まずご苦労さまですっていうことを冒頭

置きまして、再質問いたします。

農林課長、被害調査の部分ですけれども、2週間かかったっていうことで、件数が多かったっていう部分ですね。これがあると思うんですが。

市長、先ほど、持留議員からも農業振興の部分で技術員が何人いるんだと。私知っていたんですけど、1人しかいませんね。1人ですね。それとあと1つですね。どこも農林課だけじゃないんですよ。人が減っている、大変だっという部分はあったんですよ。あるんですよ。

それで今回も、農林課長が農林課勤務の経験者に、個人でその上司の課長にも「お願いします。手を貸してください」っていうことをお願いしたんですけれども。私も見ておりました。そこでね。ところが、マンパワーがどこもいっぱいなもんだから、国体からも出せるもんね。課長も農林課出身だけだね。

そういう事情もありますので、こういった大きな災害は農林課長だけではなくて、市長が先頭を切って、短期間でまとめ上げた部分のその被害額が国・県への要望につながり、また市の単独の事業にも結びついていくわけですから、早急にやらないといけないわけですよ。私はそう考えていますけれども、今後、市長はリーダーシップを発揮していただけますか。どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 現状におきまして最大限今できることは、対応させていただいております。ただ今後の課題として、当然、これ以上の災害とか、いろんなケースがございますので。通常、台風災害のときなどは、全庁的に役割を分担して行っているわけでありましてけれども。今回はそういったことの体制まではとれていなかったという現状がありますので、今後しっかりと、負担がうまい形で分担できるような体制づくりっていうのは必要

だと思いますので、しっかり考えてまいりたいと思います。

○感王寺耕造議員 よろしくお願ひします。

最後に、この問題になりますけれども、農業共済、収入保険の部分ですね。議長の許可を得まして、皆様のお手元に配布してあります。

まず、後ろから2枚目の部分ですね。園芸施設共済っていう部分を見ていただきたいと思います。この部分ですね。この裏面を見ていただきますと、いろんなタイプのハウスが出てきますね。左側から、単棟パイプっていう部分で。この部分が、補償額と掛金額がそれぞれかけてあります。

2番目の部分ですね。一般軟質っていう部分がほとんど今、防災営農で建てられている連棟ハウスであります。

最後の右側ですね。K3.2かな、32かな。トンネルハウスっていうやつが、これが近ごろ防災営農で建てられ始めた、間口5メートルのハウスですね。この部分がキヌサヤがメインで入っているんですよ。5メートルから入れるようになりました。

一般連棟の部分を見ていただきますと、1年未満の部分で、建ててから。315万円の補償をしますよと。掛金が1万5,700円、10アールであります。この部分については張った部分と、ビニールの外の部分ですね。それと外側のパイプハウスだけです。あと中のビニールとか、あと施設ですね。あと支柱とかっていう部分を入れますと、2倍ですね。でも3万円程度で入れば、315万円の補償を受けられるわけですよ。

それでこの部分については、この共済の特徴は、十余年たとうが何年たとうが、使えたら50%を補償するというものであります。この部分、先ほどの川畑議員のご質問に、30%いかない数字でありました。やはり農業者の

部分も、掛金は大変だけれども、自分の経営を継続する部分できちんとやらなきゃいけないっていうことを、私は思っております。

それでまたもとに戻っていただきまして、収入保険であります。この部分については農業共済組合に確認しましたところ、収入保険の加入は、垂水市はゼロであります。掛金が若干高いっていう部分はあるんですけども、一番表を見ていただくと、自然災害での減収、市場価格が下落した場合、災害で作付不能、ご自身が病気になって収穫不能の場合も出るんですよ。倉庫の浸水被害、取引先の倒産、盗難や運転中の事故、為替変動で大損したと。ありとあらゆるものを担保しているんですよ。

そうすると、2枚目を開いていただいて、この部分です。この部分に掛金を書いてありますね。この部分。いろいろあるんですけども、保険料だけ。積立金がない場合でも、いろいろ。時間がないですから。後でお目通しいただくと、こういう部分があるということです。やはり、中核農家の方々には営農継続のためにもきちんと収入保険に入っていただくんだということ、こういうことが必要だと思っています。

また、この部分の収入保険のいいところは、つなぎ融資が無利子で活用できるということです。作物までやられている人が、なかなか収入もない中で、つなぎ融資もできるんだ、無利子なんだっていうことですね。

こういった部分について、広く広報する必要があると考えておりますが。農林課長、持留議員がもらいに行ったらなかったんだって。農業委員会。これから、この部分を農業者の方に勧めていく方策について、周知徹底する方策について、短くお願いします。

○農林課長（楠木雅己） 制度の説明からありがとうございます。

先日、共済組合に来ていただきまして、勉強会をさせていただいたんですけども、書類がなかった面については申し訳ございません。市民館のほうに全て持って行っているみたいで、こちらに残すように、また周知に図っていきたいと思います。今後また、今、申請の途中でございますけれども、その場でも両制度の説明をいたしまして、共済組合等からもまた希望があれば、出向いて行って説明をさせていただく等のまたお願いもしたいと思います。ありがとうございます。

○感王寺耕造議員 この問題について、最後にですけども、質問に入るまでに持留議員からご助言いただきました。ちょっと読み上げてみたいんですけども。災害時の場合ですね、我々議員の対応はどうすべきかということであります。

災害対応への口出し、質問攻め、これは現場を混乱させる。被災地全体のニーズではなく、地区の要望に対して、早く何とかしろという要求する。これも現場を混乱させますね。住民への過剰な支援やサービスを売りにする。特定の団体、企業への利益供与で現場をかき回す。視察、慰問の要請の受け入れ。こういうことはやっちゃいけないんだってご助言を受けました。だから、質問をやめたわけですよ。災害時は、我々議員は言いたいことをぐっとこらえて黙々と率先して活動する議員が、当たり前なんだということでもあります。市長も我々議員と同じ立場だと思っています。

今回の場合ですね市長、もう答弁は求めませんけれども。先の台風災害では激甚に入っ、国・県の部分もある程度スムーズに進んだわけですけども。今回の場合もこの強風、突風につきましては、残念ながら本市だけということで、狙い撃ちのような形でありまして。なかなか県・国のほうの動きもどうなるのかなって心配しておりますし、それを受け

て市長がどこまでできるのかなっていう部分も思っているんですよ。できることはできる、できないことはできない。できることは可能な限りやっていただきたいと思っております。十分に前例の災害を参考にして、また今回の災害にどう対応するのか。次に災害があったときに、一回一回対応を変えるっていうことは、これはできませんから。その部分は十分肝に銘じて行動していただきたい。わかっているだけだと思っていますけれども、お願いしまして、この部分については終わります。

清掃センターについてであります。

煙突解体後の部分について、あと施設の利用についても、いろいろということであるんですが。あとこの部分の、これは公共施設の部分では出てこないんですよ。公共施設等総合管理計画の中には出てこないんですよ。生活環境課長ね、こっちのほうでは出てこないよね。出ていないと思ったんだけどな。

だから、関係各課と市長の指示を仰ぎながら、できるだけ早くやっていただき、ほかの部分、残った部分があるんだったらやると。それで今の、結局ボイラー等煙突の部分を取った後どうするか、活用する方法も考えていただきたいと思うんですよ。

なぜこういうことを言うかといいますと、労働環境が非常に悪いんですよ。以前、篠原議長が質問なされたときに、壁とかつくて、受け入れ所のところやったんだけど、あれでも十分じゃない。この間行ったんだけど、やっぱり寒くてたまらんわけですよ。肝付一廃の部分のあそこは金は、職員の施設と比べるべくもないんだけど、余りにもかわいそうだなと思いますんで、その部分の居住改善、待遇改善の部分についても、この部分については、強く市長に要望しておきますんで、よろしくをお願いします。

最後になります。市内小・中学校の焼却施設です。

この部分についても、何らやられていなかったという答弁でしたね。それで、やはりこの部分については、ダイオキシンの問題が出てきますから、きちんとやっぱり調査をしなきゃいけない。法にのっとりた。また、法にのっとりた除去をしなきゃいけないという問題が出てきます。

協和小については、この間の災害の部分で、早急にそういう手続きを経て、撤去されたんですが。今後の計画と、本当にいつまでやるんだっていう部分も、教育長、示していただきたいと思うんですが。あと1基当たり36万円要るってことは聞いております。それが5台ですか。調査がね。そういう話は聞いておりますんで、それ以外の部分について。

○教育長（坂元裕人） ご質問ありがとうございます。

議員ご指摘のようにダイオキシンも絡む有害物質が付着しているということで、そこをきちんと処理して、そして最終処分をするという手順がございます。

今現在5校残っておりますので、例えば5つを一遍にやってしまうのか、あるいは南の2校、3校を分けてやるのか。関係課と今後協議して、早い段階で除去、撤去できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○感王寺耕造議員 市長、監査で現場監査行ったんですよ。学校にね。みんなあるんだよね。俺、びっくりしちゃって。

教育長、お金もちませんから。市長が金を融通しないと。きちんと年次計画でいいですからね。でも、調査については36万円掛ける5ってということで、そんなかからないような気もするんですね。調査は一括でやって撤去は分割ってような形で、方策を取ってい

ただきたいと思っております。

議長、まだ時間ありますか。

○議長（篠原静則） あと少しはいいです。

○感王寺耕造議員 最後になります。私も本年の2月1日をもちまして60歳になりました。還暦でございます。今回、私と同学年の職員の方々、7名退職されるようです。この議場にも職員の方々、私と同学年の方々がいらっしゃいます。保育園から小・中学校と一緒にいた方、また高校で一緒だった方々ですね。懐かしい思い出です。もうお互い60になったんだなど、感慨にふけております。

各課長ともこの議場で、かんかんがくがくやりましたけれども、それは私も市政、市民のことを考えてのことですので、お許しただきたいと思えます。

皆さん、奉職されてから市民のために、また市政発展のために、一生懸命頑張っていたいただきました。敬意を表します。これから再任用される方、また別の道へ歩む方、いろいろだと思います。またこれからも市政の発展のためご尽力いただき、また健康には十分に留意いただき、お互い元気でいましょうや。本当に長い間お勤めご苦労さまでした。

これで終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は午後2時45分から再開いたします。

午後2時35分休憩

午後2時45分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、池田みすず議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 昨年4月の市議会選挙において当選以来、私たち4名の新人議員は、

課長さん方のご協力をいただき、勉強会をしております。これまで説明していただきました課は総務課、土木課、財政課、福祉課、農林課で、そして、副市長からも話を聞かせていただきました。内容としましては、各課の組織体制や取り組んでおられる事業及び課題などについてであります。各課が市民の皆さんのことを考えて、どのような目的を持って事業を進めておられるのか、とても勉強になっております。また、副市長からは、二元代表制の意義や本市独自の事業及び重要課題について、さらには、いろいろな行事に参加することの大切さなどを教えていただきました。これからもこのような機会を通して、多くのことを学んでいきたいと考えております。

それでは、質問に入りますが、主に、昨年の6月議会から12月議会までに質問いたしましたことにつきまして、来年度に向けてどのように取り組んでいかれるのか、検討状況や方向性について質問いたします。

まず、1問目は、12月18日から3日間、かごしま国体に先駆けて本市で開催されました、第72回全日本フェンシング選手権大会についてであります。この大会は、国体の本番に向けて、とても大切な大会であったと思います。

そこで、全国から参加されました役員、選手はどれくらいであったのか。また、日本フェンシング協会の皆様をはじめ、出場されました選手や監督などの声や反響はどうであったのかを伺います。

2問目は、子育て支援策について伺います。

水之上児童クラブの建設費が今回当初予算に盛り込まれています。関係者の皆さんは新しい施設ができますことをとても喜んでおられます。水之上地区は、旧雇用促進住宅への入居者のうち、子育て世代の方々も多く、水之上小学校の児童数も増加傾向にあります。

そこで、児童クラブの定員は何人ぐらいを

想定し、建設するに当たって、特に配慮される点など、その概要について教えてください。

3問目は、学校給食センターの現状等について伺います。

本市の学校給食センターは、全国学校給食甲子園で入賞したり、鹿児島県内で最も優良な学校給食調理場として表彰されたりと、その充実ぶりを大変うれしく思っております。また、垂水の学校給食は地場産物を多く使っており、おいしいという声もよく聞こえてきます。

そこで、学校給食全体で地場産物をどのくらい活用しているのか、お尋ねします。さらに、学校給食は子どもの健康に直結するものであることから、何よりも安全が最優先されなければならないと思いますが、事故防止に向けて給食センターが取り組んでいることをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○国体推進課長（米田昭嗣） それでは、第72回全日本フェンシング選手権大会に参加された役員・選手の人数はどれぐらいだったか。また、日本フェンシング協会の役員及び選手、監督の声や反響につきまして、お答えいたします。

初めに、参加された役員でございますが、燃ゆる感動かごしま国体競技別リハーサル大会の手引に基づきまして、名誉会長や大会顧問、参与などを担っていただきました大会役員は、146人ございました。

次に、競技の運営に直接的に携わる技術委員や審判員等の競技役員を87人で編成いたしました。内訳としましては、中央競技団体から38人、県内及び近県から49人であります。

次に、競技役員を補助する競技補助員を90人で編成いたしました。内訳としましては、鹿児島南高校フェンシング部、鹿児島高校フェンシング部、垂水高校、垂水中央中学校の

生徒に加え、垂水市スポーツ推進委員の皆様にもその役割を担っていただきました。

次に、受付係や駐車場係など、大会の運営を担う競技会係員を109人で編成いたしました。こちらは、市職員で対応いたしました。

次に、競技会係員を補助する競技会補助員を99人で編成いたしました。主に、垂水市文化協会や一般ボランティアの方、垂水おもてなし少女・少年隊の皆さんにその役割を担っていただきました。合計531人の役員編成でありました。

次に、選手でございますが、145チーム、555人ご参加いただきました。この数字に監督とコーチを加えますと、763人となりまして、市職員を除いた役員と選手、監督、コーチを合計いたしますと、1,185人が本大会に来ていただきました。

次に、日本フェンシング協会の役員及び選手・監督等の声や反響についてお答えいたします。

大会期間中に、日本フェンシング協会の国体担当者や技術委員と会場のレイアウトチェックを実施いたしました。細部につきましては、若干調整した部分はございましたが、おおむね今回のレイアウトで了承をいただいたところでございます。

また、選手の声でございますが、特に評価が高かった部分といたしまして、リニューアルした明るい広い体育館及び練習会場のキラドームと競技会場の体育館をつないだ仮設通路や練習会場の広さ、両会場の状況を相互にチェックできるモニター等でありました。

理由といたしましては、いずれも選手にとってストレスフリーの快適な空間であったとお伺いしております。加えて、市職員の大会運営能力の高さを評価いただいたところでございます。

本番におきましても、今回のレイアウトを

ベースにしまして、選手が十分に実力を発揮できますように、アスリートファーストのきめ細やかな開催準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 水之上児童クラブの想定の方定員と、建設に当たって配慮した点についてお答えいたします。

まず、想定の方定員でございますが、現在の方定員に10人増員して30人と設定しているところでございます。その理由といたしまして、1点目は、方定員20人に対し登録者数が、令和2年1月末現在で24人となっており、方定員を超過している状況にあること、2点目は、現状において、利用者が1日平均17人となっておりますが、保護者の就労の多様化により利用者が増えることが予想されること、3点目は、水之上小学校は市内の児童数が減少している中において、先ほど議員が言われましたとおり増加傾向であることから、児童クラブの利用者も増えることが予想されること、でございます。

加えて、施設が新築されることにより、利用希望者もさらに増えることが想定されますことから、これらの状況を総合的に考慮し、方定員30人に設定したところでございます。

次に、建設に当たって配慮した点でございますが、1点目は、児童の安心・安全の確保に配慮したところでございます。現在は、学校前にある店舗跡を借用しておりますが、建物の老朽化が著しいことから、児童の安全を確保するために、新築により施設の見直しを行ったこと、また、学校敷地内に建設することで、児童が校外に出ることなく施設を利用できるようにすることがあげられます。

2点目は、児童の状況に対応するための建物の構造に配慮したところでございます。構造は木造平屋建てで、延べ床面積は100.78平

方メートル、施設内部はバリアフリーとしており、フローリングと畳部屋の2つの専用スペースに加え、更衣室や台所を備えております。特に、トイレについては、男子・女子トイレに加え、障がいのある児童が車椅子でトイレを利用できるよう多機能トイレを設置することとしております。

また、児童が過ごす専用スペースは開放的な空間としており、支援員が児童の行動を見守りやすくするなど、委託先であるシルバー人材センターの支援員の意向を十分に聞きながら設計に反映したことが上げられます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 子どもたちへの安全・安心でおいしい給食の提供につきましてお答えいたします。

まず、地場産物の活用につきましては、生鮮食品である肉や魚、野菜、果物等におきまして、重量ベースで約70%が県内産のものとなっております。また、ブリやカンパチ、豚肉、柑橘類やサヤインゲンなど、地元垂水産の食材につきましては、県内産の約半分に当たる35%を学校給食に活用しております。

続きまして、事故防止に向けた給食センターの取り組みにつきましてお答えいたします。

学校給食におきましては、全国的には、異物混入や食中毒、アレルギー対応の誤りによる事故等が発生しております。本市の学校給食センターにおきましては、衛生管理や事故防止に関する研修を年5回実施するとともに、毎日のミーティングにおいて、翌日の作業工程や安全管理等の確認を行っております。

さらに、異物混入事故の防止につきましては、使用する機械や器具類の使用前、使用中、使用後の点検・記録を行い、異常がないかの確認を行っております。

また、給食物資につきましては、食材ごと

に色や匂い、適正温度や賞味期限の確認を行うとともに、異物が混入していないかの点検を行っております。

加えて、調理用の白衣はボタンのないものを使用したり、ゴム手袋は青色といった食材にはないような色を使用したりすることで、事故防止に努めております。

さらに、食中毒の防止に向けましては、年1回の健康診断、月2回の検便を実施するとともに、発熱や腹痛、嘔吐、手指等の外傷の有無など、学校給食衛生管理基準の項目に基づいた健康観察を毎日実施し、職員の健康状況を把握するとともに、異常が見られる場合は業務に従事しないなどの対応を行っているところでございます。

アレルギー対応につきましては、アレルギー物質がそばであったり、卵であったり、エビやカニなどの甲殻類であったりと、子ども一人一人の状況が異なりますことから、保護者や学校とも十分に連携を図りながら、アレルギー物質を除去した、また、ほかの食材を使った代替食を準備し、提供するなどのきめ細かな対応を行っております。

学校給食における事故防止につきましては、今後も万全を期してまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 それぞれご答弁をいただき、ありがとうございました。これから、一問一答式で2回目の質問をいたします。

第72回全日本フェンシング選手権大会についてでございますが、大会期間中、多くの皆さんが見に来てくださったと伺いましたが、観客数はどれくらいであったのか、また、実際見られた市民の皆様の反響はどうであったのか伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） それでは、大会期間中の観客数はどれくらいだったのか。また、見られた市民の反響はにつきましてお

答えいたします。

初めに、大会期間中の観客数でございますが、時間当たりの最大数としまして、初日が161人、2日目が274人、3日目が255人でありました。また、決勝戦を実施した文化会館では、前々日の太田雄貴全日本フェンシング協会会長により、フェンシングの魅力を熱くご講演いただいた効果もあり、観客数は、初日が350人、2日目が450人、3日目が400人でありました。2日目以降に観客数が増加したもう一つの要因といたしましては、2日目と3日目は土曜日と日曜日でありましたことから、来場しやすい日程が関係していると推察しております。

加えまして、1日目のお昼にNHKで、また、3日目の南日本新聞の一面で本大会をご紹介いただくなど、メディアのご協力によるところが大きいものと考えております。

そのほか、決勝戦の様子は、日本フェンシング協会のご協力によりまして、ユーチューブでライブ配信され、視聴数は、2月18日現在で、1万2,760視聴回数を数えているところでございます。

また、試合を観覧されたお客様からは、「フェンシングは、格好よくなりましたね」とか、「決勝戦の演出を見て、本当に楽しい競技だなと思いました。自分も始めてみたい」といったご感想をいただきました。

本大会を開催するに当たり、フェンシングの魅力発進を目標の一つに掲げておりましたので、関係各位のご協力をいただきながら、多くの方に広くフェンシング競技をPRできたものと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 観客の皆さんからも大変評価をいただいた大会となったようで、うれしく思います。また、フェンシングの魅力やルールにつきましても、わかっていたいたのではないかと思います。

次に、今回の大会を通して、秋の国体に向けて何か反省点はなかったのでしょうか。また、あったとすれば、国体に向けてどのように改善を図っていかれるのですか。昨日の新原議員への答弁でよくわかりましたので、割愛させていただきます。

国体のプレ大会の全日本フェンシング大会につきましても、視察されました県の国体・全国障がい者大会局の皆さんからも高い評価がなされたとお聞きいたしました。このようにいい形で実施できて、職員の皆さんも大変喜んでおられることと思います。これから、国体の本番に向けて、準備など大変かと思いますが、頑張ってくださいと思います。

次に、水之上児童クラブについてであります。保護者の皆さんは、1日も早い完成を望んでおられますが、完成時期と供用開始はいつごろになるのか伺います。

○福祉課長（高田 総） 完成時期と供用開始時期についてお答えいたします。

水之上児童クラブの建設において、実施設計は今年度終了したところでございます。また、建設工事については、国・県の子ども・子育て支援整備交付金を活用することとしており、そのスケジュールについては、今年の6月ごろとなる予定の国からの交付金の内示を受けた後、7月以降に建設工事に着手し、年度内の完成を予定しております。

供用開始については、令和3年4月を考えているところでございますが、建設工事の進捗状況によっては、児童の安心・安全を考慮し、供用開始を早めることも検討してまいりたいと考えております。

建設に当たっては、学校敷地内での工事となりますことから、学校の授業や行事の妨げとならないよう十分配慮するとともに、工事期間中の児童の安全確保を第一に考え、学校や工事関係者と十分に協議を行いながら、事

業を進めてまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 施設が一日も早く完成し、子どもたちが集い、充実した児童クラブの活動や運営がなされますことをお願いしまして、この質問は終わります。

次に、学校給食センターの現状についてありますが、学校給食において、県内産、垂水産の食材を多く提供していただいていることがよくわかりました。魚や肉、野菜や果物など、垂水が誇る地場産物を学校給食に活用することで、子どもたちがふるさと垂水をもっと好きになり、誇りに思ってくれると思いますので、地場産物の活用については、限られた給食費だとは思いますが、これからもよろしくお祈いします。

また、安全・安心の確保に向けた健診や毎日のミーティングの実施、子ども一人一人に応じたアレルギー対応の取り組みをお聞きし、理解いたしました。学校給食における安全の確保については、引き続きよろしくお祈いします。

次に、食育への取り組みについて伺います。

学校では、子どもたちの望ましい食生活、食習慣を確立していくことも大切であるとされていますが、子どもたちへの指導は具体的にどのようななされているのか、お聞かせください。

○学校教育課長（明石浩久） 食育への取り組みにつきましてお答えいたします。

学習指導要領には、学校の教育活動全体を通して、食育を計画的に推進することが示されております。また、栄養教諭制度は、食に関する指導のために創設され、各学校における指導体制のかなめとなっております。

本市の学校給食センターには二人の栄養教諭が配置されており、今年度は、各小・中学校を延べ72回訪問し、学級活動等の時間に、

栄養バランスの大切さや食事と生活習慣病との関連、自然の恵みや生産者への感謝などの授業を実施するとともに、給食時間における食の指導を行っております。

また、家庭教育学級や学校保健会等において、保護者向けの講話を実施し、家庭における食に関する意識の高揚を図るとともに、保護者や地域の方々の給食試食会を開催し、垂水の学校給食のおいしさの啓発にも努めております。

今後も、栄養教諭を中心に学校・家庭・地域が連携して、垂水の子どもたちに望ましい食習慣が身につくよう取り組みを充実してまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 栄養教諭の先生が実際に学校を訪問し、子どもたちや保護者の方々に對して、食に関する指導を数多く行ってくださっていることがわかりました。センターでの仕事もお忙しいと思いますが、今後も子どもたちの食に対する興味や関心を高めるための指導も大切にさせていただきようお願いします。

最後に、給食センターの今後の課題について伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 学校給食センターの今後の課題につきまして、お答えいたします。

学校給食には、まず安全・安心が求められます。この安全・安心な給食を提供し続けることが最も大切なことであり、これからの課題でもあると考えております。

学校給食は、児童生徒を対象に実施されますことから、安全性を担保した上で実施することが重要となります。食品の選定・購入、検収・保管、調理過程、配送等の各段階において、危機意識を高く持って、危険要素や不安要因を取り除く努力を怠らないことが何よ

り大切でありますし、衛生管理を徹底していくことが事故防止につながるものと考えております。

今後も安全・安心でおいしい垂水の給食を提供できるよう、センターの全職員で取り組んでまいります。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。給食センターが子どもたちの安全を最優先にして日々の業務に当たっておられることが伝わってきましたし、県の優良調理場として表彰された理由も理解できました。食は人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。また、おいしく食べることは大きな喜びであり、楽しみでもあります。これからも子どもたちが笑顔で楽しい給食の時間を過ごせるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、10番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 最後の質問者になりました。いましばらくおつき合いのほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問させていただきます。施政方針について。

市長は、施政方針の中で、市長就任して以来、垂水の発展と市民の幸福の実現に政治理念を掲げ、市政運営に取り組んでいくと述べられました。この垂水の発展と市民の幸福は、垂水市民全員が望んでいることでありますので、私も大変理解しております。

市政運営・基本理念のもと、今年度の市政運営の姿勢で政策を実現するため、3つの政治姿勢を述べられております。

まず、1つ目が、市民の皆様の声に耳を傾け、対話を重視する。

2つ目、市民と行政との情報共有のため、積極的な情報発信と説明責任を果たす。

3つ目、国と県と及び近隣市町との連携・協力関係を最大限活用した市政運営をすると述べられております。

この3つの政策実現をするために、具体的な施策について、説明をお願いいたします。

道の駅たるみずはまびらで購入されたバスについて質問いたします。

このバスの購入に当たっては、観光振興のために、道の駅たるみず、森の駅たるみず、道の駅たるみずはまびらの3つの拠点施設を生かし、観光振興やスポーツ合宿や体験型教育旅行の誘致活動に取り組み、交流人口200万達成を目指し、三拠点が連携した運行・運営であったと思いますが、現在運行されている姿が見えません。この1年間、何回運行されたか。運行内容と、また、この購入に当たっての趣旨・目的は何だったか、改めてお聞かせください。

新庁舎について。

新庁舎問題には、私はこれまで何回も質問しております。現在の庁舎が築60年以上たっていますので、建て替えの時期に来ていると思っております。しかしながら、今、計画が進んでいる新庁舎に対して、いまだに私は納得のいく答弁を得ていませんので、質問いたします。

まず、1つ目が、地震の津波の説明は受けましたが、台風時の風波による浸水等は検証されたのか。

2つ目、12月議会の答弁で、建設後の財政見通しは、公表を目的とした財政見通しは作成したいとのことであったが、市民に財政見通しを示さないのはなぜか。将来を考えたとき、最も大事なことと思いますが、これを質問いたします。

地方自治法4条について。事務所は議会に

おいて出席議員の3分の2以上の同意がなければならぬとあってあります。同法の逐条解説によりますと、これを書かれた人は長野士郎さんという方でございます。この条例制定時期については、建設着工前に行うことが適当であると述べられております。昨日の森議員の答弁で、議会で予算の確定した以降にするようなことを述べておられましたが、なぜなのか、もう一度改めてお伺いいたします。

次に、市立図書館の特別整理休館日の短縮はできないかについて、質問いたします。

私もよく市立図書館を利用させていただいております。図書館スタッフのおかげで、多くの市民の方が利用されており、本市の生涯学習の拠点施設の一つとして、今後も十分にその機能を発揮してもらいたいと考えております。

そこで、さらに市民の期待に応える図書館となるようにと思いを込めて、質問させていただきます。

先日、図書館に行ったところ、図書整理のため10日間ほどの休館の予定表が貼り出されておりました。市民にとっては、図書館に行く楽しみにしている方も多く、なるべく休館が短いほうが助かりますが、特別図書整理の休館日の短縮を要望していましたが、その後の対応はどのようになっているか、質問いたします。

これで1回目を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の市政運営の姿勢につきまして、お答えいたします。

今朝、池山議員の質問にお答えしたとおりの考え方が中心でございますが、去る2月14日の定例会初日におきまして、令和2年度における施政方針を述べさせていただきました。市長に就任して以来、垂水市の発展と垂水市民の皆様の幸福を実現することを掲げ、元気

な垂水市をつくるという、これまで変わることない私の強い政治理念でございます。

また、3つの政治姿勢を持って望んでいくこととお話させていただいております。

この3つの政治姿勢に対する具体的な取り組みといたしまして、1つ目の市民の皆様の声に耳を傾け、対話を重視し、現場を大切にしていく姿勢については、市民の皆様のご意見を直接伺わせていただくため、1階市長席を設けておりますことや、庁舎建設事業等の重要施策を進めるに当たり、車座座談会や住民説明会などを開催して、直接私自身が出向き、市民の皆様と意見交換を行わせていただいております。

2つ目の市民の皆様と行政とで情報を共有していくため、積極的な情報発信を行い、開かれた市政を推進するために、市民の皆様への説明責任を果たしていく姿勢については、市民の皆様へ伝えるべき行政情報を広報誌等で特集を組み、わかりやすくお伝えできるように工夫しておりますことや、公式ホームページを活用し、情報発信等に努めております。

3つ目のこれまでの市長経験で培ってまいりました国・県及び近隣市町との信頼関係や連携・協力関係を最大限に活用していく姿勢につきましては、これまでの3期9年間の一つの例として、平成28年に発生した台風16号災害復旧事業がございます。この災害での人的被害はございませんでしたが、国や県との連携、協力体制のもとに、農林水産災害に対しまして激甚災害を、土木災害に対しましては局地激甚災害の指定を受けることができましたことで、より多くの財政支援を講じていただき、迅速な復旧工事を行うことができております。

また、近隣市町で構成される大隅総合開発期成会や大隅地域行政懇話会におきまして、

本市の現状や課題を積極的に発言させていただき、課題解決に向けた、広域的な要望活動を今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 道の駅たるみずはまびらのバスの運行状況につきまして、お答えさせていただきます。

まず、購入目的につきましては、議員もご指摘のとおり、道の駅たるみずはまびらの観光拠点としての役割を担うためにも施設の活性化、そういったところを目的としまして、誘客を図るところで使用し、なおかつ、また、市内におきます森の駅でありますとか、道の駅たるみず、そういったところとの連携というところでの観光客の誘客によって、さらなる活性化を図るところで目的で購入したところでございます。

また、現在のところにおきましては、道の駅全体の運営を担う、株式会社垂水未来創造商社のほうに貸与しており、現在のところ、主にマルシェでの購買客を対象に、これまで11回の運行を行っているとの報告を受けているところでございます。（発言する者あり）

続きまして、新庁舎について、地震や津波の説明は受けたが、台風時の波の検証はということにつきまして、お答えさせていただきます。

庁舎は、国土交通省が定める官庁施設の総合耐震計画基準において、特に重要な官庁施設と位置づけられており、災害発生時の拠点施設としての機能を確保しておくことが重要でございます。このため、新庁舎建設基本設計においては、構造計画において、建築基準法をはじめとする各種基準に基づき設計を行っております。

また、これらの設計に当たっては、建設候補地の地盤や地質状況の確認をはじめ、本市

の地域防災計画で想定されている災害等を考慮し、設計に反映しているところがございます。

なお、台風時の波の影響については、災害拠点としての機能確保に考慮する必要があることから、建物構造、特に免震装置に影響が出ないようにするため、免震構造を柱頭免震とし、さらに、かさ上げや堤防と建物の間に緩衝地帯である丘を設置するなど対策を講じているところがございます。

○財政課長（和泉洋一） 市民に財政状況をいつ公表するののかにつきまして、お答えいたします。

財政状況につきましては、12月議会で、公表を目的とした財政見通しは作成していない旨の答弁をいたしておりますが、一般会計全体の収支の見通しについては、歳入歳出とも非常に複雑な要因が絡むため、新庁舎の事業費が固まらない段階では、公表できるような精度の高いものは作成できないという意味でございました。

新庁舎建設に関しては、多額の費用がかかるため、長期にわたり本市財政に大きな影響を与えます。そのようなことから、財政課においては、将来の地方債残高の推移や地方債の元利償還金である後年度の公債費の出納については、基本計画の事業費が積算された以降、その時点、その時点で財政シミュレーションを行ってきております。

基本計画の37億円を事業費として、財源を市有施設整備基金15億円、市町村役場機能緊急保全事業債を22億円借り入れると仮定して、財政状況へ与える影響をご説明いたします。

今回、借入を予定しております地方債については、最大30年の償還年数が設定されており、30年で償還するとした場合、各年度の公債費への影響額は元利合計9,000万円程度となり平準化されます。

さらに、事業年度を令和2年度から4年度としていることから、借入も22億円を一度で借りるのではなく、各年度の事業費に合わせて、令和2年度に8億8,000万円、令和3年度に4億4,000万円、令和4年度に8億8,000万円と分けて借入を行う予定でございます。据え置き期間も設定するなど、さらに平準化することも可能でございます。

公債費全体としましては、今後の新庁舎建設事業以外のその他事業の借入額によりますが、令和11年度に最大12億円程度となるものの、その後、徐々に減少し、令和15年度ごろには、現在とほぼ同じ10億円程度になる見込みでございます。

標準財政規模に占める地方債の償還額の割合である実質公債費比率も平成30年度決算の状況に当てはめると、令和11年度には12%程度になりますが、その後、徐々に低下し、令和15年度ごろには9%台に下がると試算いたしております。

また、地方債残高につきましては、新庁舎が完成する令和4年度末に、瞬間的に120億円程度になりますが、その後は減少し、令和15年度ごろには現在と同等の水準まで減少していくと見込んでおります。

このように、現段階では、新庁舎建設に係る財政見通しを立てておりますが、今後、実施設計の事業積算が完了した時点で、改めて、将来の財政見通しについても精査し直し、必要な情報は丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 地方自治法第4条の解釈につきましてお答えさせていただきます。

先日、川越議員、森議員、そして、本日、池山議員からもご質問いただき、ご答弁差し上げておりますが、これまでもこの条例の提

案時期に関しましては、議員の皆様それぞれから建築着工前とすべきといったご意見、そして、また一方、事務所としての形が見える時期でよいといったようなご意見もいただいているところでございます。

このように、様々なご意見、考え方がございますことから、これまでも答弁させていただいているとおり、市役所の位置を定める改正条例の提案時期につきましては、慎重に判断させていただき、議会にご提案したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 市立図書館の整理休館につきまして、お答えいたします。

整理休館時に行う蔵書点検は、年に1回、館内の約8万冊の本について一斉に行うもので、作業内容として、本の紛失がないか、資料が正しい位置にあるかなどを確認し、その後の利用者への的確で迅速なサービスのために実施する大変重要な作業でございまして、垂水市立図書館利用規則においても、特別整理期間として、年1回、15日間以内で行い、その期間は休館日にすると定められております。

県内他市の図書館の蔵書点検日数を調査いたしましたところ、鹿屋市の10日間をはじめとして、おおむね8日間から14日間と幅がありますが、やはり時間をかけて慎重に行われているようです。

今回の本市における市立図書館蔵書点検につきましては、議員ご指摘のとおり、当初10日間程度を予定いたしておりましたが、日数短縮のご要望をいただいておりますので、社会教育課内で作業内容の効率的な改善や人員の配置等を見直しし、対応いたしました結果、図書館スタッフの頑張りのもあり、今回は2月3日から2月8日までの6日間で蔵書点検を完了し休館の日数を短縮できましたので、

作業終了翌日の2月9日、日曜日からは通常どおり開館いたしました。

今後も利用者の皆様に気持ちよくご利用いただけるように、サービス等の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、一問一答でよろしくお願いたします。

市長の施政方針の中のことは、市民の対話を重視し、市民との意見交換をし、車座座談会での、それはもう今まで、昨年度からやっておられます。そういうことはもう積極的に市民と意見交換していただきたいと思っております。情報共有に関しても、市長の言われたとおり、していただきたいと思っております。

このような問題は、これで一応終わりますけど、後の問題に対して、そのことを聞いていきますから、よろしくお願いたします。

バスのことなんですけど、目的は、とにかく3カ所の拠点をぐるぐる回って誘客を図るというようなことだったわけなんですけども、1年間たってですね、わずか11回しか運行されていないということなので、本当、後の質問に詰まりますは、僕は。何でこのようになるんですかね。

購入するときは、すごいキャッチフレーズといいますか、これをしていけば観光客も増えるとか、誘客もできるとか、そういううたい文句があったんですけど、なぜ11回しかできなかった、原因はどこにあるのか。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、まず、現在の利用状況というところでご説明させていただきます。

道の駅たるみずはまびらの運営形態でございますけれども、道の駅全体の運営を担う商社を中心に、レストランやカフェ等の各テナントで構成されており、各テナントごとに店

長や責任者がいる状況でございます。このような運営形態であることから、バス利用に当たっては、各テナントから商社へのバス利用に関する申し出により運行がなされているのが現状でございます。

現在、商社によるバス利用計画のもと、レストランを中心に利用促進の提案がなされているというふうな報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 私のほうでも少し補足をさせていただいておきたいと思います。

オープンして約1年ということでございます。皆さんご案内のとおり荒地地だったところが、ご協力をいただきながら進んで、AZができたり、いろんな形で形になりまして、今、1年間、まだ100%ではありません。これからいろんな伸びしろがある中で80万人を達成したってということは、いろんな意味で大きかったと思います。しかしながら、運用という意味で、このバスに関して11回、多いか少ないかかっていけば、私自身もまだまだというふうに思っております。

今後の課題として私が申し上げております、三つの拠点を結びながら、連携をしていくということですので。少ないんじゃないかっていうことに関しては、今、担当課長が申し上げたようないろんな背景がありますけれども、それはそれとして、1年経過して、これからさらに中身を拡充していくためには、両道の駅でありますとか猿ヶ城でありますとかいろんなことを連携していくということが、なお一層有効活用ということにつながるというふうに思いますし。議員の先生方もそういう思いを込めて議決をいただいた案件だと思いますので、新年度の体制も含めてしっかりと体制づくりをして、この数字がしっかりと動いていけるように、来年度報告ができるよ

うに体制づくりも含めて頑張りたいというふうに思います。（発言する者あり）

○北方貞明議員 「来年度に向け、取り組んでまいります」と言われていました。確かに11回というのは、市長も回数は決して多いとは思っておられないと思いますよね。そういう中で、1年間ここまで来たわけですよ。途中で何か感じることはなかったんでしょうか。そこで注意して対策を打つことはなかったのか。それを、もし対策を打ったなら、どういこうのを協議して、どう審議、運行回数を増やそうとか。その1年の間に、何回そういうのを協議されて、前向きな話し合いがあったか。その辺を教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 詳しくは担当課長からお話があると思いますけれども、やっぱりなかなか、いろんなことをやっていく中で、この問題に関しては十分じゃないということ、もっと活用ができるだろうというふうに思いますが、やっぱりいろんなその仕組みの問題もあって、なかなか難しい面がございました。私自身が把握している中では、地域の公民館とか敬老会の皆様方にも働きかけをして、そのことで実績が少し伸びているということもあるようでございます。

牛根のほうも、そういうことを重ねながら現在に至っておりますので、今ご指摘のことをさらにしっかりとやっていくことと、仕組みとしてもう一回、現状のままではなくて、さらに活用ができる連携のありようというのを考えているところでございます。

○企画政策課長（二川隆志） これまでのバス利用に関しての商社側、そしてテナント側との話し合いについてなんですけれども、基本的には月に1回、商社が中心になった形で、全テナントの店長に出ていただく店長会議というのが開催されております。（発言する者あり）店長会議というのが開催されておしま

して、そちらのほうにも数回、こちらのほうも出席させていただき、その中におきまして、道の駅におきますイベント関係、そういったところでの集客を図るためにバスの活用、そういったところができないか働きかけたところでございます。

また、道の駅たるみずのほうでもやっていらっしゃるかもしれませんが、やはり地元の老人クラブ、敬老会、そういったところでの誘客、そしてまたテナント等でのお買い物、そういったところで活用が図れないかというところも提案をしているところでございます。ですけれども、なかなかそういったところでは、一方日程が合って、やっとそういった形でご利用いただくところもでございますけれども、日程が合わず、そういうところが流れてしまったというところも、報告として聞いているところでございます。

ですので、こういったところもまた商社のほうとも詳細を詰めまして、またさらなる活用が広がるように、また今後も働きかけていかなければならないというふうに、我々は考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたら、まだ打ち合せというか来年度に向けては、全然その話し合いはなされていないわけですね。結論的なことは。どうするかということは。そうじゃなくて、全然ですよ。今の、そしたら前向きな話のようであって、実際は前へ進んでいないような気がするんですけども。

私はまた何でこの問題を取り上げたかといいますと、前回、タクシーのことで、中央病院からどこだ、あのことを聞いたと思うんですけど。今度は、牛根の方々も同じようなことを言われたんですよ。「牛根から来れば、300円で朝は来れるんだ」って。バスで。それで、「帰りはタクシーで3,000円かかる」と。

前回の時も野久妻のことでしたけど、同じようなことでしたけれども。

そういうことで、このバスは遊んでいるわ。本当僕に言わせたら、遊んでいる。11回しか動かないんだから。何か別の方法で使う道はないのか。もうこれだけ利用しないんだったら、垂水市に引き上げて何らかの方法はないのか。それは事業目的が違うとか言われるかも知れませんが。だから、そういうこれを変える工夫はないのか。その辺はどうなんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 気持ちとして、そういうことは理解しますが、やっぱり運行はルールがございますので、既存の例えばバス会社の皆さんとか、いろんなことの関係性もありますから。まずはルールがあるってということで、どうやっていくのかと。

道の駅たるみずはまびらに関しても、5年も10年もたつて同じような状況であれば、ご指摘いただいていることに対して、策がないということなんだと思いますけれども。1年間、生まれて今経過をして、80万人の皆さんが訪れて。ただ、足らざるという点では、11回がどうかっていうことに関しては、今お話をしたような経緯も踏まえて、「いやいや、よく頑張っていますよ」というのは、この分野に関しては、私もそうではないというふうに思いますので。そのことは定期的に協議をしながら、また今後のありよう、未来があるかっていう話でありますから、そこの部分の仕組みも含めて、しっかりと今は検討している段階でありますということを申し上げているところでございます。

○北方貞明議員 最後に、この問題はしますけれども。そしたら、年内の1年間に11回しか運行されていませんけれども、今度、先方さんと話し合いをした結果、市長の考えとして、どれぐらいの回数は運行されたら、それ

は合格点というか、そういうのになるか。目標がなくてはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。よく市長は、さっきも誰かが言いましたけれども、「少ない投資で多くの効果を上げる」と。全然効果が上がっていないわけですよね。私から言わせれば。

だからこの問題は、「市議会は同意したじゃないか」と言われるかも知れませんが、交流人口が本当に多い中で、利用度が少ないというのは、大変惨めな結果が、現在あらわれているものですから。早い時点で方向性を変えて、市民のためになるような方策を立てていただきたいと思います。一応前向きに、来年度はいい知らせが私たちのほうに届くような協議をしていただいて、対策をお願いいたします。よろしく願いしておきます。

次に、新庁舎問題なんですけど。行きます。

私は先ほども言いましたように、津波のことは、よく設計業の方も説明されておりますから、聞いております。だから私は、今回、この台風時の潮位のことで。今までそういう説明はなされていなかったものですから、聞くわけなんですけれども。

皆様方のお手元にお配りさせていただきました。これは私が鹿児島気象台に行って、気象庁のデータをもらってきたわけなんですけれども。皆様方はこれを、配付されたのをよく見ていただいていると思います。

この図でいきますと、通常の潮位がこの下になっていますよね。それで低気圧によって吸い上げられるわけなんですけれども。その吸い上げ効果が1ヘクトパスカルですか、昔は何とかミリバールって言いよった。ヘクトパスカルで1センチ上昇するということですよ。

なら、この間の平成5年のときは、これが100ほど下がっているわけですよね。中心気圧が。そういうことで単純に計算すりゃ、ここ

から1メートル通常上がったことに、計算上になるんですよね。それでその風による、吹き上げてくる、この波の吹き寄せる波の高さ。そして、沖から打ち寄せる高波がある。

そうすると、上昇は風速の2乗に比例し、風速は2倍になれば、海面上昇は4倍になると。これは私が言ってるんじゃないです。専門の気象庁が言っているわけですからね。だから、防波堤は壊れる可能性は大だと。それで去年でしたか、横浜の防波堤が壊れたのは。まさにこういう現象が起こって、防波堤が壊れたということです。

そして、私がこの台風のとくに質問して、流木が平成5年のときに飛んで来たということは何遍も言っています。実は波乗りして、サーフィンですね、早く言えば。あれは。それが波に乗って飛んで来ているんです。実際。これは私がうそを言ったとかいうふうな表現をされた同僚議員もいますけれども。これは台風時に、ちょうど湾内の真ん前から見ておられたんですよ。篠原さんという方です。私はこの台風が去って、数時間後に現場に行っただんです。そしたら、その方が私に言った。

「北方さん、あそこから飛んできたよ。」と。「私はすごく恐ろしかった。」と。そういうようなことを言われたんですよ。そのときは、うちの岸壁には流木は二、三個転がったぐらいでした。とんとこ館のあそこは。よく皆さん方、写真で見られる、あのとんとこ館の前の流木が積んであるが。あれは数日してから業者が上げた後の写真です。私、その現場に、台風がすぐ来たから数時間後に行っているから、その現場の状況は知っています。

だから、こういうような実際起こり得ると、気象台の方は私に言われました。そういう対策はされたのかと。その辺を、どういうふうな対策をされたか。高波に対して。

○企画政策課長（二川隆志） 災害の想定に

つきまして、お答えします。

ご指摘の平成5年の台風13号でございますが、地域防災計画において、災害の想定として、平成5年の台風13号は設定されております。

設計における考え方としましては、先ほどもお答えしたように、新庁舎については災害拠点としての機能確保に考慮する必要があることから、建物構造、特に免震装置に影響が出ないようにするため、免震構造を柱頭免震とし、さらにかさ上げ、防波堤、建物との間に緩衝地帯の丘を設置するなどの対策を講じるところでございます。

また、一方でございますけれども、今、北方議員からこのような形で台風時、特にその気圧が下がったときの高潮に対する考え方を、気象庁のこちらのほうでお示しいただいたところなんですけれども。過去の鹿児島湾内、潮汐、最高潮位ですね。こちらのほうのデータという形で確認させていただきました。気象庁のデータによりますと、過去の鹿児島湾内の高潮という形の潮位は、1951年のルース台風、この際に2.84メートルというところが出ております。

ですので、我々としましては、これをもとに確認をさせていただき、今回、今現在、新庁舎の予定地としております、前面の防潮堤の高さ、特に今の舗装面については3.7メートルあるというところでございます。

また今後、建設の際におきましては、今現地番からかさ上げをするというところでは、3.2メートルという形での設定となっておりますので、過去のデータとして出ております2.84メートルを十分にクリアしているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 反問権なんですけど、先ほど、篠原さんという方が見られたという

ことですけれども。どれぐらい飛んだ、まさか北方さんが見られたってということではないですよ。（発言する者あり）前、その丸太が飛んだっていう表現をされたんですけど。どれぐらい、何メートルぐらい飛ばれたっていうことでいいんでしょうか。

○北方貞明議員 何メートルって。（発言する者あり）

○市長（尾脇雅弥） 10メートル飛んだとかありますけど、それは何メートルぐらい飛んだと。

○北方貞明議員 今、湾内に暴風ネットが建っていますよね。あそこから飛んで来たわけですね。それで今は、その内側も車が入るように大きくなっていますよね。広がっています。そこの、図面でいけば、絵で見てください。それで、家が建っていますよ。これ、それは岸壁は、ここにありますよね。尾脇さん、ここにありました。ここに飛んで来ています。ここ。何メートルか計測はしていません。

○市長（尾脇雅弥） 計測はしていないので、具体的に何メートルとは言えないと思いますけど。5メートルぐらいなのか10メートルぐらいなのか、20メートルぐらいなのかっていうのは、どういうところが近いですか。

○北方貞明議員 この中に入れば、5メートル以上は飛んでいると思います。はい、5メートル以上。

○市長（尾脇雅弥） 仮にその5メートル以上飛んだと。いろいろあるわけですけれども。我々が示す庁舎で、護岸からの敷地で、前もお話していますけれども、28メートルあるわけですね。（発言する者あり）海ってなると、さらに10メートルっていうことになりますので。海から飛んで来るとなると、40メートル近く飛んだときに、初めて庁舎のところに来るかどうかという話であります。

確かに、その雨風、台風のときは、潮が飛んで来たり、いろいろ波が飛んで来ると思います。400メートル以内に塩害の対象になりますから、ここも十分、そういう意味では台風のときの塩害等々の対象にもなりますので。そういう意味では、その丸太がそこまで飛ぶということは、今、想定をされませんし。そういった意味では、その分のご心配というのは、我々が想定をしている中で対応できるものと理解しております。

○北方貞明議員 私はね、直接、その庁舎に飛んでくるとかそういうことは言ってないんですよ。この質問に関しては。

それじゃなくて今度は、流木は満潮のときには陸側に入ってくるんですよ。ということは、とんとこ館のあそこでも、この平成5年のときは干潮だったんですよ。干潮。大潮であっても。それは大潮とダブったときは、岸壁は、今の道路が、僕は50センチぐらいかと思ったら、80センチぐらいあるらしいですよ。満潮のときは、海面も上がるんですよ。それから1メートル仮に上がったときは、もう国道まで来られます。道路まで。それで、まだ吸い上げ効果があれば、まだ上に行くんですよ。そのとき、流木がそうやって散乱するわけですよ。陸地で。そういうことを私は言いたいのが本当なんです。（発言する者あり）散乱したら、せっかくの防災拠点であるところも出動ができないから、そういう対策をされたかというのを僕は聞いておるんです。そこは簡単でいいですから。

○市長（尾脇雅弥） なかなかその想定自体が非常に、なかなか根拠が難しいなあ。我々が理解するには難しい内容。先ほどおっしゃった、災害があったときに、それは積み立てた写真なんだと。そのことを（発言する者あり）いやいや、積み立てたんだという話をされましたよね。災害のときに積み立て後

の写真と。（発言する者あり）そうですね。だから、以前、考える会の海拔0メートルの危険な地域というところの写真（発言する者あり）のことなんだと思いますけれども。そういうことがあります。

いろんなことを冷静に、その想定っていうのはどこまで想定するかっていうのは、限りがないわけですけども。錦江湾内の中で、外海と単純に比較するっていうわけにもいきません。我々は安全対策において、今考え得る最大限の対応をさせていただくことによって、垂水市で恐らく一番強い建物が建つんだというふうに思いますので。（発言する者あり）そうですね。だから、例えばその避難を、水がたまるじゃないかみたいな話に関しては、先ほどの質問にお答えしたみたいに、そういう対策を庁舎とは別にやりますよっていうこと。

いろんなことを、想定されることを考えながら、積み重ねてここまでやってきているという話でありますので、それ以上の想定はいろいろあると思いますけれども、どこまで想定するかっていうのは難しい話でありまして。起こり得る、今、考えられるいろんな想定をしながら、しっかりと対処できるようにしているということでございます。

○北方貞明議員 先ほど、課長がルース台風と言われましたから、課長は資料を調べているから台風のことが出てきたと思うんですけども。これは昭和26年の台風ですから、ここにおられる方が何人その台風を経験されたか知りませんが。確かにあの台風は私も小さかったが覚えています。今、道の駅ができている浜平。あそこは全部やられましたからね。浜平の海水浴場、全部やられました。それは垂水町時代ですから。

これは皆様に、災害がいかに大きいかという、自然災害が大きいかということ皆様に

お知らせというか、私の調べたのを皆様に聞いていただきますけれども。26年のときは、先ほど言いましたように、牛根も新城も合併はしていませんから、入っていません。そのルース台風の被害が、7億5,000万ぐらいなんです。その数字だけ聞けば、7億5,000万というのは、そう大したことないように思われると思うんですけれども。

平成5年の災害が四十、五十億近くの災害だったと思うんですよね。そのルース台風は、いかに大きかったかということなんです。そのときの物価が、市の戸籍抄本ですか、あれが30円の時代です。今450円です。その7億が今の時代に換算すれば、112億5,000万ぐらいになるんです。いかにそのときの台風が大きかったか、自然災害がいかに怖かったかということですよ。そういうのは、海岸に計画されております。そういう検証をされたのか。数字だけ7億といえば、そのときの年間の予算が8,000万ばかりですから、垂水町が。だから、自然災害がいかに大きいかということだけは、皆さん、お互い認識していただければなと思っております。これは、これで終わります。

財政のほうは持留議員からありましたから、もうこれは、よしとします。

そしたら、地方自治法4条のほうに移らせていただきます。

昨日も、そういう4条でいろいろありましたけれども、森議員の答えに対して、その移転条例は、建ってからでもいいと。そういうことを言われました。そして私たちは、逐条のほうの例で、建設の前がいいんじゃないかと言っておりますけれども。執行部のほうは「どっちでもいいんだ」と。言葉は丁寧ですよ。 「慎重に検討してから」とか「慎重に」とかいうことですが。

普通に一般の考え方からいけば、建てる前

にしたほうがいいと私は思いますけど。もう一度、僕にもその、あえて教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） ちょっとお聞きしたんですけれども、やはり今お聞きされるのは、その提出時期はいつかということによろしいのでしょうか。

○北方貞明議員 そこを教えてください。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、繰り返しになりますけれども、この条例の提案時期に関しては、先ほど来申し上げております、様々な形で議員の皆様方から、北方議員もおっしゃっていますけれども、建築着工前がいいのではないかという意見、そしてまた、姿形が見えてからそういった形で提案してもいいんじゃないかというようなご意見も賜っているところでございます。

そういった状況の中、そういった様々なご意見もいただきながらでございますけれども、やはり我々としては、市役所位置を定める改正条例の提案につきましては、慎重に判断させていただきたいというような回答が、これまでどおりでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 ちょっと待ってくださいね。資料があっち行ったり、こっち行ったり。いろんな対策があることはわかっています。慎重にして、着工前、着工後も出してもいいと。また先ほど言いましたように、着工前が妥当ではないかと、そういうふうな意見もあるということはわかっています。（発言する者あり）

それで私は、そしたら伺いますけれども。行政実例というのはどういうものか、ちょっと教えてください。行政実例というのは。（発言する者あり）うん。

○副市長（長濱重光） ご案内のとおり、いろんなその条例があるわけですが、法律、条令、規則いろいろございますけれども、

そういった例えば法律でありますと、その法律が、例えば我々行政職員にしても、読解できないものがあります。「あっ、この趣旨はどういうふうにしてこの法案ができたのかなあ、法令ができたのかなあ」と。いろんな業務を進める上で、「こういうことにも適用できるのかなあ、できないのかなあ」「どういう縛り、規制があるのかなあ」と、そういったことは、どうしても私たちもその業務を進める上でわからないのがあります。私はそういうときに、どこを頼るかといいますと、この第一法規というのがございます。ここがその法律なんかに基づいて、いろんなその専門家が分析したものを本にまとめて出しているところなんです。ここを頼りにして、私たちは業務を進めているということになります。

そういったときに、今言いましたように、法律の解釈をどのようなことにつくって、どのような意味合いがあるかっていうものが、そういう解説書として出されているというのが、実例がそこに載っているということで、ご理解いただければいいと思いますけれども。そのように理解しておりますけれども。

○北方貞明議員 私も今答弁いただいた、全くそのとおりと思っております。第一法規でしたかね。そういうのがあるということも僕も知っています。そういうもとの、今、慎重にとかそういう執行部側の使い分けだと思っております。

そういう中で、昨日からそういうことなんですけれども、「予算が確定した以降に出す」。そのような昨日の答弁だったと思えますけれども、これは間違いないですよ。

○企画政策課長（二川隆志） はい、確定以降という形で考えております。

○北方貞明議員 それは全ての建設費でそういうのが確定したことと、私は理解するわけなんですけれども。

今は、その行政実例を副市長が述べられました。私もそういう中で、こういう文言を勉強させてもらいました。予算を伴う条例。地方自治法第222条は、「地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」という文言もあります。これは規定されております。

そして、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られる」とは、必ずしも条例に必要な予算が成立している必要はなく、必要な財源の見込みがあればよく、例えば、既定の予算の範囲内で措置すると認める場合があると。その他予算提案にしたなら、こういう文言が実例の中に出ておるんですけども。

もう既に、これは建設をするために、最近ではボーリング調査も予算つけてしていますよね。これは計画できているという解釈じゃないんでしょうか。この文言は。（発言する者あり）

○議長（篠原静則） 答弁できますか。

○財政課長（和泉洋一） ただいま北方議員のご質問の、行政実例の解釈でございますが、通常、条例等出す場合は、予算の見込みが立つ、本市の場合、大体予算と同時に条例案を出すというようなことで、解釈をいたしているところでございます。今回のこの4条に関することに関して、必ずしも当てはまるものではないというふうには考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 もう既に基本設計の予算案が通って、そして先ほども言いましたような地質調査も通ったわけですね。もう既にそこで建てるというのは、位置は決まっているわけですよ。おたくらでは。

そうであれば、それだったらもう、これは

4条を早く出してもいいのじゃないですか。

(発言する者あり) これもあれですよ。おたくらでは法規の部分に載っていたんですよ。

(発言する者あり)

○議長(篠原静則) お答え願います。

○企画政策課長(二川隆志) やっぱり一方、今言われた北方議員の考え方もあると存じますが、やはりこの条例制定の段階では位置だけでなく、事業費、財源、規模、機能といった情報が、基本設計では説明しておく必要があると、我々は考えております。さらには財源の見通しの部分については、工事請負契約の時点または少なくとも建築工事の予算が確定する時点以降、そういったところが適当であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 なかなか、かみ合いませんね。(発言する者あり)

とにかく、私たちのその考えには、やはり市民の方々も本当にいつ出るんだろうか、条例のことなど位置の問題もですけれども。みんな、もうできるんだってなといったような考え方もあります。だけど、正式には決まっていないうんだよと僕らは言ってるんですけども。まだ正式には決まっていないうことでよろしいですかね。私の認識で。

○企画政策課長(二川隆志) 済みません、今のは建設場所が決まったのか、決まっていないうのかということでしょうか。建設場所につきましては、再三申し上げておりますけれども、基本計画の段階において決定をし、今、実施設計。そういった形で議決をいただいたというふうに、我々は認識しているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 これは、皆さん方は建設して、そしてできた暁に出されるというような

ニュアンスでとっております。市民の皆様方は本当に開かれた行政というんだったら、はっきり、もうちょっとこのことも市民の方々に説明していただきたいと思います。その辺がちょっと足りないんじゃないかなと思います。一方的に、あそこに建てるんだ、もうお金も二十何ぼですか、借入も準備ができたようなことを言われる。それは市長が借り入れるでしょう。だけど、正式にはまだできていないわけですから。これはかみ合わないんですから、もうこの辺で終わります。

次に、図書館のほうに移りますけれども。おお、そんなもう時間。

おかげさまで、いい答弁をいただきました。早速、対応していただきまして。10日のところを6日で終わったってということで、本当にありがとうございました。

私たちはせんだって、総務委員会で岡山県の瀬戸内市に、この図書館のことで図書館に行ったわけなんですけれども。そこは、特別整理期間はあるんですけど、10日間ほど。余りにも長く休ますわけにいかないからといって月に1回ずつ整理をされていて、そしてその長期のをできるだけ短縮していると言われておられました。

我が垂水市もやはり、ばーんと10日間、今回は6日間で済みましたが、月々にそういう整理をしておけば、その休館日が短縮できますから、その辺を今後も検討していただけないでしょうか。

先日、私が行ったそこは図書館の運営の方針といたしまして、「市民が夢を語り、可能性を広げる図書館、子どもたちの成長を支え、子どもを応援する図書館、高齢者の輝きを大事にする図書館」などいろんな項目を挙げられて、運営されておりました。そして、平成29年には表彰も受けておられます。全国的なのを。

そういうことで、私たちも今回、勉強してきたわけですが、いろいろな工夫をして、我が垂水市図書館も、行政は最大の目的は市民サービスですから、それもできるだけ、そういう利用者に対して、不自由のないように運営をしていただければと、ありがたく思っております。

本当、今回はいろいろ課長、ありがとうございました。みなさん、ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 以上で、令和2年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△議案第18号～議案第28号予算特別委員会設置、付託

○議長（篠原静則） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号から議案第28号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第28号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、新原勇議員、森武一議員、前田隆議員、池田みずず議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、川畑三郎議員、以上の13名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名を予算特別委員会に選任することに決定をいたしました。ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時13分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△予算特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（篠原静則） 予算特別委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので、お知らせいたします。

予算特別委員会委員長堀内貴志議員、副委員長川畑三郎議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明27日から3月12日までは、議事の都合により休会といたします。次の本会議は3月13日午前10時から開きます。

△散会

○議長（篠原静則） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後4時14分散会

令和 2 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 2 年 3 月 1 3 日

本会議第4号（3月13日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和2年3月13日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。
皆様方にお知らせをいたします。

コロナウイルス及びその他の感染症予防のため、議場内でのマスク着用を許可いたしますので、マスクの着用を希望される方は着用してください。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△発言の取り消しについて

○議長（篠原静則） ここで、お諮りいたします。

堀内貴志議員から2月25日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、不適切発言の理由により、——の部分を取り消したいとの申し出がありました。

取り消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、堀内貴志議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和2年1月分の出納検査結果報告及び令和元年度定期監査の結果並びに令和元年度財政援助団体の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止につきまして、これまでの取り組み状況と今後の対応等について、ご報告いたします。

政府は、国内での発生を受け、当初からいろいろな防止策を打ち出してまいりましたが、令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を閣議決定し、国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するために、政府として、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策をちゅうちょなく講じていくなど、万全の対応を行おうとしているところだと認識しております。

本市といたしましても、国の緊急対応策に呼応し、必要な対策を果敢なく講じてまいりたいと考えております。

この国の具体的な政策といたしましては、令和2年3月2日に新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者を対象に、セーフティーネット保証4号が発動されました。

本制度は、令和2年6月1日までの期間限定となっており、新型コロナウイルス感染症により売上減少等が20%以上生じた場合、特定中小企業者に認定されますと、県中小企業融資制度等の利用が可能となり、信用保証協会から借入債務の100%の保証が受けられるものでございます。

また、一時的に債務の返済が困難となった場合につきまして、個々の実情に応じ、返済条件の緩和が受けられる場合もございます。

このことを受け、本市におきましては、先般、3月10日に水産商工観光課におきまして、垂水市漁協組合員並びに牛根漁協組合員へ制

度の概要について説明会を実施し、周知を図ったところでございます。

また、日本政策金融公庫におきましては、農林漁業者等を対象に、3月10日付で農林漁業セーフティネット資金等の特例措置の取り扱いも開始されております。

具体的な特例措置の内容は、農林漁業セーフティネット資金等の金利負担軽減といたしまして、各種協会が借入者に対しまして、一定の期間利子助成することから無利子となり、併せて実質無担保となります。

今後も、相談窓口であります商工会や各種団体等と連携し、中小企業者及び農林漁業者等への周知に努めてまいりたいと考えております。

それでは、このほか、本市においてのこれまでの取り組みと今後の対応策につきまして、報告いたします。

本市では、令和2年2月27日に、垂水市新型コロナウイルス対策本部を設置し、対策に努めております。市民の皆様方に対しましては、国及び県の発出する注意喚起に基づき、情報の収集及び市民の皆様への感染症予防の啓発活動を防災無線や全戸にチラシを配布するなど、継続して実施しているところでございます。

また、介護高齢者を対象とする介護施設や介護事業所の職員に対しまして、備蓄していたマスク1万枚を配布し、入所者や対象高齢者への罹患防止の徹底をお願いしたところであります。

併せて垂水中央病院やコスモス苑をはじめとする介護施設につきましては、入院患者や入所者の罹患防止のための面会制限を、通常の季節性インフルエンザ対策の対応と同様に継続していただいているところでございます。

さらに、高齢者や基礎疾患のある方々が罹患しやすいとのことから、保健事業等の行事

を中止もしくは延期としたところでございます。

次に、子育て支援センターにつきましては、通常の利用を停止しているところでございますが、保育所や認定こども園、児童クラブにつきましては、通常どおり開所しているところであり、これまで情報を提供しながら、連携して対策に努めているところでございます。

また、保育所、認定こども園、幼稚園にかかる対応でございますが、子ども用マスクを3月6日に市内の保育所と認定こども園、幼稚園に100枚ずつ配布したところでございます。

今後は、各施設の状況に応じて、要望をお聞きしながら、マスクの配布等、可能な範囲で支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、児童クラブにかかる対応でございますが、開所時間が8時から18時までと長時間となりますことから、社会福祉協議会から垂水児童クラブについては、3名の支援員の応援をいただき、対応しております。併せて、マスクと消毒液の配布も行ったところでございます。

全施設の利用状況につきましては、学校の臨時休業以降の平日の利用者は、いずれも60人程度であり、平常時の放課後の利用が平均85名程度であることを考えますと、大きな問題はなく、運営がなされていると考えております。

次に、学校の対応についてであります。2月28日付で、文部科学省や県教育委員会から出されました、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業についての通知を受け、本市におきましても、子どもたちの健康・安全を第一に考え、全小・中学校を対象に、3月2日の午後から3月15日までの期間を一斉臨時休業といたしました。

各学校では、休業前に自宅での過ごし方や家庭学習課題について指導を行うとともに、児童生徒1人当たり20枚以上のマスクを配布し、臨時休業といたしました。

また、昨日の垂水中央中学校の卒業式は、マスク着用やアルコール消毒等の感染防止対策、参加者の制限、時間短縮等の工夫を行った上で、挙行されております。

今後につきましては、全国や九州での感染者の増加や国や県の方針、近隣市町の動向を踏まえ、3月16日から春休みの前日となります3月25日まで、小・中学校の臨時休業を延長したところでございます。

なお、臨時休業期間中の3月16日と3月25日は、午前中のみ臨時登校日とし、子どもたちの健康状態を把握するとともに、25日は時間短縮などの工夫をしながら、修了式、辞任式を行う予定としております。

併せて、3月24日の小学校の卒業式は、中学校と同様の対応を行った上で、挙行する予定となっております。

次に、社会体育施設におきましては、消毒用アルコールを準備し、利用者の皆さんに手洗いとマスクの着用をお願いしております。

また、社会教育課や国体推進課主催の事業やイベント等を中止するとともに、施設利用者に対しましても、各種会合等の中止や延期、規模縮小の依頼を行ったところでございます。

また、地区公民館等主催の行事や会合等につきましては、市民の皆様からの要望もありましたことから、中止や延期、規模縮小等の依頼を行い、ご理解をいただいているところでございます。

さらに、小・中学校の臨時休業期間中における対応といたしましては、小・中・高校生やスポーツ少年団に対して、施設の利用制限を行い、併せて学校施設開放事業の休止について周知を図ったところでございます。

また、臨時休業期間中における児童・生徒の安全確保や犯罪被害防止等のために、社会教育課内の相談員による市内巡回を行うとともに、各校区の青少年育成指導委員30名に対して、見守りや声かけ活動を行っていただくよう要請を行ったところでございます。

終息が見えない現状において、今後も様々な知見の活用とあらゆる情報を収集し、市民の皆さんが罹患することがないように、啓発を強化するなど、万全を期してまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る2月11日から2月13日にかけて、総務文教委員会委員7名と随員1名により、岡山県瀬戸内市及び真庭市において、所管事項調査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、岡山県瀬戸内市について報告いたします。

瀬戸内市では、瀬戸内市立図書館もみわ広場の視察を行いました。

調査内容は、1. 図書館の基本理念、2. 図書館開館までのプロセス、3. 市民参加による図書館計画づくり、4. サービス体制と重点施策、5. 施設・人員・実績の5項目を調査してまいりました。

図書館は基本理念である、「もちより・みつけ・わけあう広場」から一文字ずつとり、「もみわ広場」と命名し、市民の自立を支え、地域の活性化につながる教育・文化活動を展開することを目的としておりました。

図書館は、集中できる空間、声を出し互いに語りながら学習する空間、郷土の文化・歴史を学ぶ空間、子育て世代が求める情報・

コミュニケーションが図れる空間、高齢者の文化的な活動を支援する空間など、基本理念のコンセプトに合った仕掛けづくりがされ、どの空間にも目的を持って人が集まり、図書館を楽しんでいる印象を受けました。

次に、図書館の開館に当たっては、計画づくりから市民参画・協働で図書館の整備・運営を行っていくことを念頭に、市民アンケートの実施や市民参加のワークショップである「としょかん未来ミーティング」、有識者によるフォーラムなどを開催し、具体的なサービス・機能を計画・設計に反映させるなど、足かけ6年の歳月をかけ、開館したとのことでありました。

次に、サービス体制と重点施策では、保育園・幼稚園・高齢者施設を月に1度巡回する移動図書館や、市民団体との協働による各種活動、市民により創設された図書館友の会、もみぞフレンドによるサポート体制の充実、また行政の各部署と連携し、防災や介護などの本棚には、関連した施策のリーフレットなどが設置されていました。

また、図書購入の予算が約2,000万円計上されており、専門員である図書館司書5名が配置されていました。

視察を通して、図書館に来館していた方からは、図書館で過ごす充実感や知的好奇心・学ぶ意欲が感じられ、多種多様な市民ニーズに応える空間・サービスの提供というものの重要性を非常に高く感じ、費用対効果以外の市民満足度にも目を向ける必要を強く感じました。

次に、岡山県真庭市について報告いたします。

真庭市では、バイオマス産業都市構想について研修を行いました。バイオマス産業都市構想とは、古くからの中心産業である林業を中心に据え、バイオマスを通じて、農業、工

業、商業などの様々な産業が連携し合い、また、教育、福祉、技術、文化といった人々の暮らしが一つの輪で結ばれることを目指した構想であります。

真庭市は、山と川に挟まれた中山間地域で、面積の約80%、656平方キロメートルの森林資源を持ち、ヒノキの産地として発展してきた林業のまちであります。

豊富な木質資源を余すことなく利用し、森林育成へと還元していくため、未来を見据えた長期的なバイオマス産業都市構想が産学官一体となって展開されており、バイオマス資源の地域内循環、地域内流通など様々な取り組みを通じて地域を活性化させるとともに、循環型社会の構築に取り組んできました。

主な取り組みに、木質資源を安定供給するための拠点として、木質バイオマス集積基地の建設、木質バイオマスを活用したバイオマスの発電事業、また、バイオマス産業を観光資源として位置づけ、バイオマスツアーとして観光事業にも取り組んでいました。

この一つ一つの取り組みには、新たな雇用の創出が生まれています。真庭市では、地域資源を活用した循環型社会の構築、新たな雇用の創出、森林の保護・保全などを点で捉えるのではなく、それぞれを線あるいは面で結びつけて、実践的な取り組みを長い歳月をかけて行っていました。

バイオマス産業都市構想は、地元の若手経営者や各方面のリーダーが中心となり、1993年に発足した真庭市の未来を考える会「21世紀の真庭塾」という組織の立ち上がりからスタートし、現在のまちづくりの基礎となっていることが特徴的な点であります。

このような真庭市の取り組みを学び、将来へ持続可能なまちづくりは、まちに住むひと、企業が主体であり、外部との人材交流・技術指導など産・学・官で連携し、明確なビジョ

ンのもと、長期的なプランを立てて実行していかなければならないと強く実感いたしました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第7号、議案第9号、議案第18号～議案第28号、陳情第3号、陳情第5号、陳情第6号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第1号から日程第8、議案第7号まで、日程第9、議案第9号及び日程第10、議案第18号から日程第20、議案第28号までの議案19件並びに日程第21、陳情第3号、日程第22、陳情第5号、日程第23、陳情第6号の陳情3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第2号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例 案

議案第9号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第18号 令和2年度垂水市一般会計予算案

議案第19号 令和2年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第20号 令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第21号 令和2年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第22号 令和2年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第23号 令和2年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第24号 令和2年度垂水市病院事業会計予算案

議案第25号 令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 令和2年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第27号 令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 令和2年度垂水市水道事業会計予算案

陳情第3号 市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書

陳情第5号 多額の費用を伴う住民投票条例によらない新庁舎建設促進を求める陳情書

陳情第6号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（篠原静則） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員会委員長梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る2月14日の本会議において、産業厚生常任委員会付

託となりました各案件について、2月27日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第2号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案については、今回の改正は、買受人・出荷者にも多大な影響が出ると思うが、きちんと説明したのか、どういふ声が出たのかとの質問があり、審議会の決定を経て、市場内で説明、意見集約を行ったが、特段意見はなかったとの回答がありました。

出荷が重なり、量が多い時期に供給過剰となったものを転送することも可能になるのかとの質問に対しては、第三者販売が可能になるという改正なので、これまで買受人にしか販売できなかったところを第三者へ流通が乗せられることから、販路が広がると考えられるとの回答がありました。

そのほかにも、建物の老朽化に伴う今後の方向性や経営状況についてなど、活発な意見が出されました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明があり、連帯保証人を個人から法人に代えることができるとなっているが、法人とはどのような想定かとの質問に対し、家賃保証をしているところであり、鹿児島市内のNPO法人やどかりサポート鹿児島を念頭に置いているところであるとの回答がありました。

また、市営住宅の空き状況の確認のほか、滞納家賃について、きちんと連帯保証人へ支払を求める運用の必要性や、市営住宅の計画的な修繕についての要望も出されました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員会委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る2月14日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、2月28日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第1号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案では、国民健康保険における資産割の廃止に向けた税率改正についての説明から、人口減少で健康保険税が減っていくことを少しでも安定させようという目的意図があつてのものなのかとの質問があり、平成30年度に鹿児島県が財政の責任主体となり、新しい制度に移行した。県下すべての市町村が同じ方向を向いて国民健康保険を維持していくという方針に基づいたものであるとの答弁がありました。

また、他市町村の状況についての質問では、各市町村それぞれ税率が違うが、県が示している標準保険料率に極力近づけていくといった内容で改正を行っているというとの答弁がありました。

次に、法定減免されている世帯への影響についての質問では、極力、激変しないような改正案ということで提案したと考えているとの答弁がありました。

そのほかにも、国保財源を維持するために、みんなで応分に負担しないといけないといった意見が出されるなど、活発な質疑がなされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、軽減制度の充実及び対策を図っていただきたいとの要望が付され、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号垂水市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に關す

る条例の一部を改正する条例案では、週休日の振替に係る時間外勤務の規定を追加する旨の改正について、正規職員との均等待遇における問題点はないかとの質問があり、同一労働、同一賃金の考え方の中で整理し、給料表を同一にし、休暇の捉え方も国からの指導で改善すべき休暇については、十分対応ができていたとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案では、人事院勧告に係る垂水市職員の給与に関する条例等の議決に伴い、常勤職員の給料表に準ずる改正について、財源の増額はどの程度かとの質問があり、給与、社会保険料等の合計で280万円程度の影響額を見込んでいるとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号垂水市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案では、令和2年度から会計年度任用職員への移行に伴い、地方公務員となることから、サービスの宣誓をする必要があるとの説明から、正規職員との違いはあるのかとの質問があり、市長の前でのサービス宣誓を省略した形になるが、公務員としての位置づけでの宣誓となることから、内容・文言等に違いはないとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例案では、非常勤職員及び議会議員は非常勤職員公務災害補償に加入中で、会計年度任用職員は地方公務員となることから、本条例の対象者はいなくなるとの説明から、条

例に議会議員が今まで入っていたのかとの質問があり、従前より対象外であったが、会計年度任用職員の導入に伴い、不要となる案件の整理のため、このタイミングになったとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号大野原辺地に係る総合整備計画の策定については、市道大野原・垂桜線の改良舗装整備に関連する計画の策定について、議会の議決を求めようとするものとの説明から、整備計画の目的について質問があり、振興会からの要望を受け、舗装の補修を行ってきたが、損傷箇所が広がり、路盤からの改良が必要と判断し、計画を策定したとの答弁がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第6号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書については、取り扱いを協議し、陳情の趣旨については理解できることから、本案の取り扱いについては趣旨採択となりました。

最後に、閉会中の継続審査となっておりました陳情第3号市庁舎建設に関する住民投票条例制定を求める陳情書及び陳情第5号多額の費用を伴う住民投票条例によらない新市庁舎建設促進を求める陳情書の取り扱いについて、私から発言を申し出、継続審査とした理由として、12月議会に陳情と関連する議案、市庁舎建設に関する住民投票条例案が上程され、最終本会議での議決に伴い、おのずと判断できるとの理由であった。結果、住民投票条例案が否決されたことで、陳情の内容からして実質的効力を失ったのではと考えている。

既に目的を失った陳情ではあるが、委員長の立場としては、委員会として結論を出したいと考えているところであり、両陳情とも不

採択としたいと考えているとの考えを示し、委員会に諮ったところ、反対もなく、異議なしと認めため、陳情第3号及び陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、予算特別委員長堀内貴志議員。

[予算特別委員長堀内貴志登壇]

○予算特別委員長（堀内貴志） 去る2月26日の本会議において、予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました令和2年度各会計予算案について、3月4日及び5日の議案に対する質疑、9日には市長への総括質疑の計3日間にわたり委員会を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第18号令和2年度垂水市一般会計予算案につきましては、教育振興費の扶助費、就学援助費及び農業振興費、人材力強化総合支援の補助金において、就学援助費は生活実態に反映されたものではなく、貧困対策や教育支援につながらない、また人材力強化総合支援においては、人材力強化を支援するに当たり、現状を打開できる予算ではなく、農業振興につながらないとする総括質疑が出されるなど、異議があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和2年度垂水市国民健康保険特別会計予算案につきましては、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、異議があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和2年度垂水市交通災害共済特別会計予算案につきましては、異議なく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和2年度垂水市介護保険特別会計予算案につきましては、異議があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和2年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第24号令和2年度垂水市病院事業会計予算案、議案第25号令和2年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第26号令和2年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第27号令和2年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第28号令和2年度垂水市水道事業会計予算案につきましては、いずれも異議がなく、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、反対討論を行っていきたく思います。

まず最初に、議案第18号令和2年度垂水市一般会計予算案と議案第20号令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案及び議案第22号令和2年度垂水市介護保険特別会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

最初は、議案第18号令和2年度垂水市一般会計予算について反対の立場での討論をいたします。

総括質疑冒頭で、予算案は直接に市民の暮らしを左右し、その福祉、いわゆる市民の幸

せいかんを決するものである。審議に当たっては、広く客観的に市民の立場に立って公平さが求められると述べました。

さらに、予算の原則として予算は、住民のものとして住民のためにつくられることから、合理的かつ能率的に、しかも民主的に編成し、管理し、執行しなければならないと指摘もされています。ゆえに、来年度の予算はそういう観点から問題があったと私の見解を述べさせていただきます。

予算案に反対する第一の理由は、国の政治に対して市民の暮らしを守る防波堤としての役割が果たされているのかということです。地方創生を掲げながら、公共施設等の統廃合の推進、民間委託等行革の押しつけ、国保では、法定外繰入に新たなペナルティーを導入し、これまで以上に繰入等の解消への圧力が高まっています。

マイナンバー予算案は、低迷するカード交付を無理やり普及させようとするものです。地方公務員についても、家族も含めカードを取得する号令がかけられています。しかし、セキュリティは後回しで危険性は高まるばかりです。地方税や社会保障における国民監視の性格が強いことに加え、個人情報漏えいのリスクが高く、反対するものであります。

もう一つの反対の理由は、市民の暮らしを守り、応援する視点での予算の組み立ては十分だったのかという問題であります。

市長の施政方針で元気なまちづくりということで安心・経済・未来への3つの挑戦を掲げ、その保障のための新規事業や継続事業の施策が予算化されました。

厳しい予算の中で、子育て支援や高齢者対策など大いに評価できる予算もありますが、質疑でも取り上げた点も含めて、予算案は市民の暮らしを守り、市の産業振興につながるものでなければなりません。そこで、以下の

主な3点について問題点を指摘し、討論いたします。

就学援助制度は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないという学校教育基本法の趣旨のもと定められた制度です。

日本経済が消費税増税後、新たな消費不況に突入したと言われ、当然のごとく地域経済、市民生活にも影響が出ていて、特に家計の支出はマイナスの連続です。実質賃金も慢性的なマイナスに陥っています。

このようなときだからこそ、就学援助制度には目的から見ても、市民生活の実態が反映された予算でなければならないと考えます。総括質疑でもその点を認められ、方向性を出されたことは評価をいたします。当初予算を組み立てる上で、生活実態が反映されなかったことは問題と言わざるを得ません。

次に、農業振興対策について、振興を図る取り組みの予算になっていないというふうに考えます。農業振興を図る上で後継者・新規就農者対策は大きな柱です。これらをめぐる点で大きな変化が生まれています。

一つは、政府が進めている食料・農業・農村基本計画の見直し作業の中で、食料の自給率の向上や小規模・家族農業の重視、中山間地域の振興などについて、注文や意見書が多く出されています。

もう一つの変化は、総括質疑でも紹介した田園回帰の動きが強まっているということです。今日、農業や農山村への期待と関心が高まり、農村へ移住し、農業や地域づくりに参加する若者が増えています。

さらに、国連も農業の大規模化を推進してきた従来の農政が貧困と格差、飢餓を拡大し、食の安全や環境を脅かしてきた反省から、小規模・家族農業の重視にかじを切りました。

このようなときだからこそ、持続可能で希望ある垂水の実現に農業と農山村の再生は欠かせません。それは、垂水にとって農業と漁業は基幹産業の柱で、地域経済を支えるものになっているからです。

今回は農業振興対策での新規就農支援対策について、目標を担保し、さらに施政方針でも述べられた関係機関とも連携し、若い世代の確保に努めるとありましたが、これの予算案は裏づけるものになっていないというふうに私は考えます。

しかし、この間の取り組みや内容はそれに見合ったものじゃないことも改めて指摘しておきたいと思います。そのことは単純な比較はできませんが、近隣の市町村の取り組みとその結果も紹介しましたが、取り組みに差があったのではなかったでしょうか。

3点目は、財政運営問題です。

施政方針の財政運営で、市長は借金である地方債残高で前年度より増加したものの、ピークであった平成16年度より大きく下回ったと述べられていますが、比較対象が違うし、結果は増加しています。新庁舎関係の予算を考えたときに、財政運営を危惧するものです。

また、財政運営の最後の部分に、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図るため、事務事業の峻別を徹底した財政運営に努めていくと書かれています。

このようなことから、一般質問で新庁舎建設での関係で市政財政、市民生活に与える影響という観点で財政問題を取り上げました。予算案では、新庁舎関連予算が出されましたが、それを理解し、判断するには現段階で新庁舎建設が財政にどのような影響を与えるか、判断できる資料が必要と考えます。そのことを参考にしながら、総合的かつ多面的に審議していくことが、今議会にも求められていたと思います。

このような観点から、新庁舎関連予算には賛成できません。ぜひその資料を作成し、議会にも、市民にも早急に示されることを強く要望もしておきたいと思います。

以上のような主な問題点を指摘して、議案第18号令和2年度垂水市一般会計予算案には反対をいたします。

次に、議案第20号令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療特別会計は、高い保険料に加え、制度そのものが高齢者への差別的制度である点から、まず反対いたします。

高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別を押しつける制度そのものです。また、国が制度導入時に批判をかわすために導入した低所得者の保険料を軽減する仕組みである特例軽減の撤廃で、大幅な保険料の負担増が行われることになり、経済的困窮者からの保険証の取り上げが全国的にも起きていることを危惧をしています。

さらに、年金減と社会保障などによる負担増、消費税増税での物価高騰での高齢者の暮らしが一層厳しくなることが予想されます。

全国保険協会の受診実態調査では、患者の経済困窮による治療中断を経験していることが明らかになっています。高齢者を年齢で差別し、負担増と滞納制裁が強化され、制度や仕組みの矛盾がますます広がっていることが一層証明されたものと思います。

また、後期高齢者人口が増え、医療給付が増加すれば、いや応なく保険料が上がり、受診抑制が負担増を強制する制度という点でも矛盾がある以上、後期高齢者医療特別制度を廃止し、安心できる医療制度への道が開ける老人保険制度に戻すことを、改めて強く求めます。

高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、

療養ができるように体制を整えることを強く求め、議案第20号令和2年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案には反対をいたします。

最後に、議案第22号令和2年度垂水市介護保険特別会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

介護保険制度が発足して間もなく20年になろうとしています。この制度の目的は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして導入がされましたが、たび重なる改悪によって、もはや社会保障と呼べないものになっているのではないのでしょうか。

利用者には負担増とサービスの後退が押しつけられてきました。また、介護事業者には受ける介護報酬が実質的に下げられ、老人福祉・介護事業倒産は過去最高に上がってきています。

さらに、低賃金による介護従事者の慢性的な人手不足の深刻さも増しています。

施設関係では、特別養護老人ホームの待機者も多くあり、在宅サービスが不十分なまま施設から在宅へは、保険あって介護なしを深刻化させています。総合支援事業も要支援者の訪問、通所介護を集中的に引き受けるものとされ、自立支援への課題があります。

このような中、地域包括ケアシステムも十分に役割を担えていない現状があります。こうした入れ方だけでうまくいくとは到底考えられません。予算は介護費の伸びからもっと予防活動の徹底と、それを保障する体制の充実が求められていたはずであります。

さらに、特別養護老人ホームの待機者が解消されていません。昨年の11月時点では定員70名のところ、127名の待機者です。第7期の介護保険計画でも、増設計画にもなっていません。施政方針で、要支援、要介護全体に対応できる介護サービス提供施設や、介護事業者が利用量に対し、供給量を満たしていな

い現状にあると述べています。

介護保険第1条には、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その保険給付に関して必要な事項を定め、国民の医療の向上及び福祉向上の増進を図ることを目的とすると書かれています。

この点から考えても、市の視点は施設やサービス業者に責任を求めているのではないのでしょうか。自治体は役割と責任を果たすためにも、いつでもどのように解消していくのか、力を入れて取り組むべきではないのでしょうか。社会的介護という介護保険制度がつくられた当初の理念から大きくずれた実態は、容認する限度を超えるものとなっています。

高齢者の尊厳を守る介護保険制度にするためには、本予算では不十分と言わざるを得ません。

以上が反対の理由であります。さらに、介護保険料は高い保険料、利用料、保険あって介護なしの状況は変わっていません。国の施策に基礎自治体から強く抗議の声を上げる意味でも、議案第22号令和2年度垂水市介護保険特別会計予算案には反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 私は、議案第18号令和2年度垂水市一般会計予算案について、賛成の立場で討論をいたします。

ただいま持留議員の反対討論の中にありました、市民の生活を守り、応援する組み立てになっているか。そのことについては、私は予算案をつぶさに見まして、市民の公平、市民のために生活を守り、応援する組み立てになっていると考えております。

持留議員は、子育て支援については評価をすると言われました。今回の予算案については、就学援助についても、子育て支援についても、高齢者支援についても、非常によく予算案として市長の思いのこもった予算案だと私は評価をいたします。

農業対策についても、いろいろありましたが、庁舎問題の予算について、賛成できないという反対討論がございました。

特に財政問題について、持留議員が言われましたが、新庁舎関連予算については、過疎債を使用して8億円の交付税措置を受ける、そして長い間の執行部と議会の努力によって、市有施設整備基金が15億円以上、そして財政調整基金は12億を超えております。

今この時期に、新庁舎をつくらない限り、垂水はこの60年近くたった庁舎を建て替える、そのことは不可能ではないかと私は考えます。この点でも財政面からも、今回の一般会計予算案、新庁舎関連に関しても、大いに評価できるものと私は考えます。

以上の点で、私は一般会計予算案に賛成をいたします。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

ご異議がありますので、議案第18号及び議案第20号並びに議案第22号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号及び議案第20号並びに議案第22号を除き、各議案は各委員長の報告

のとおり決定しました。

次に、議案第18号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第22号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数です。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第3号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立なしです。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号をお諮りいたします。

陳情第5号に対する委員長の報告は不採択であります。原案について起立により採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立なしであります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号をお諮りいたします。

陳情第6号を委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

△議案第29号上程

○議長（篠原静則） 日程第24、議案第29号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。議案第29号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案をご説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年1月26日から27日にかけての強風により、市内の農業用ビニールハウス等に甚大な被害が出たことに対して、被災した農業者が農業経営を維持していくために必要な、生産施設等の復旧に係る経費を緊急に支援することを目的として、追加上程するものでございます。

今回、歳入歳出とも676万9,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は132億1,095万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

7ページをお開きください。

歳出の事項別明細でございますが、6款農林水産業費5目農業振興費の職員手当等は、災害状況の確認や支援等に係る職員の時間外手当でございます。旅費は県との協議のための旅費でございます。負担金補助及び交付金は、種代や施設の修繕に係る費用について補助するものでございます。

これに対する歳入は、前に戻っていただきまして、4ページの事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししてありますように、県支出金及び財政調整基金繰入金を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持ってご参集を願います。

午前10時58分休憩

午前11時25分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひ

ます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第29号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

△意見書案第5号上程

○議長（篠原静則） 次に、日程第25、意見書案第5号を議題といたします。

案文は配付してありますので、朗読を省略いたします。

意見書案第5号 加齢性難聴者補聴器購入補助制度創設を求める意見書

○議長（篠原静則） お諮りいたします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいまの意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和2年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員